

市区町村の地方分権一括法への対応 に関する調査研究

平成 30 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構

市区町村の地方分権一括法への対応
に関する調査研究

平成 30 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構

目次

序章 調査研究の概要.....	1
1 調査研究の背景.....	3
2 調査研究の目的・視点.....	3
3 調査研究の方法・項目.....	4
第1章 地方分権に関する国の施策の経緯と動向.....	9
1 地方分権改革のはじまり.....	11
2 第1次地方分権改革.....	11
3 三位一体の改革.....	13
4 第2次地方分権改革.....	14
第2章 市区町村の第2次地方分権改革（第1次一括法から第7次一括法）への対応に関する アンケート調査.....	23
1 調査目的.....	25
2 調査方法.....	25
3 調査結果.....	30
第3章 市区町村の第2次分権改革（第1次一括法から第7次一括法）への対応に関するアン ケート調査における自由記述の概要.....	121
第4章 地方分権に係る取組を行う地方公共団体の事例調査.....	181
1 千葉県千葉市における「商工会議所の定款の変更」について.....	183
2 兵庫県神戸市における「児童福祉施設の設備及び運営基準」について.....	188
3 大阪府豊中市における「計量法の立入検査に関わる府・市町村協議」について.....	192
4 茨城県坂東市における「特例介護予防サービス」について.....	196
5 福岡県直方市における「未熟児の訪問指導」について.....	205
6 埼玉県松伏町における「未熟児の訪問指導」について.....	209
7 京都府久御山町における「地域密着型サービス等の基準」について.....	214
第5章 市区町村の地方分権改革（第1次一括法から第7次一括法）への対応に関する調査に よって確認された現状と課題.....	219

1 市区町村の地方分権改革の整備・運用における現状.....	221
2 市区町村の地方分権改革の現状を踏まえた、住民サービスの向上の方向性.....	225
研究会名簿.....	233
資料編	237

序章 調査研究の概要

序章 調査研究の概要

1 調査研究の背景

我が国の地方分権改革に関する国会における実質的議論は、平成5年6月に「地方分権の推進に関する決議」が衆参両院で採択されたのを契機に始まっている。この両院の決議以降、いわゆる「第1次地方分権改革」、「三位一体の改革」及び「第2次地方分権改革」が行われている。

第1次地方分権改革は、地方分権一括法が平成11年7月に成立し、(475本の法律の一括改正)機関委任事務が廃止され、自治事務・法定受託事務に再構成されて地方公共団体の業務となった。また、権限移譲で個別法(35法律)の改正で国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市区町村に移譲した。¹

同じく、第1次分権改革において条例による事務処理特例制度が創設され、都道府県の条例により、都道府県から市区町村に権限を移譲することを可能とした。

第2次地方分権改革は平成23年5月以降、第1次から第7次にわたる地方分権一括法により、国の法令による市区町村に対する義務付け・枠付けの見直しが行われ、これまで国が法令で一律に定めていた各種基準や資格を地方公共団体が条例により定めることとされた。これによって市区町村の条例制定権が拡大し、各地域の実情を踏まえた独自の基準の設定等による政策立案が可能となった。

また、従来、一連の事務を国と地方で分担していたものを権限の移譲により地方が当該事務を一元的に実施できるようになったことで、規制緩和を進め、市区町村が様々な政策を一体的に管理運営することが可能となった。

2 調査研究の目的・視点

(1) 調査研究の目的

- 市区町村が新たな基準や資格を設定するための条例制定や、移譲された権限に対応するため行った組織整備や人的環境整備の現状を調査し、その抱えている課題を整理する。
- 第2次地方分権改革の第1次から第7次一括法において終始一貫して数多く地方に分権された取組、「義務付け・枠付けの見直し」「権限移譲」について、市区町村の受入れの現状を確認し、その実態を把握する。
- 国及び都道府県から権限を移譲された基礎自治体である市区町村と、国や都道府県との関係の変化の現状を調査し、その課題を整理する。

¹ 出典：国立国会図書館「地方分権改革の経緯と動向」

(2) 調査研究の視点

地方分権一括法（第1次一括法から第7次一括法）に関する対応について、条例施行の状況、組織体制づくり、人材育成・確保の実態を、市区町村の人口による自治体規模別、地域別、類似団体別に把握し、現状・課題を整理した。

3 調査研究の方法・項目

(1) 文献等調査

民間における地方分権改革に関する文献及び国における地方公共団体に対する地方分権改革の導入・運用のための施策について整理した。

(2) 市区町村アンケート調査

市区町村（1,741団体）を対象にアンケート調査（悉皆調査）を実施し、地方分権改革の受入れ・執行に係る現状・課題を把握した。主な調査項目は以下のとおりである。

①カテゴリー別の集計

市区町村を自治体規模別、地域別、類似団体別に分類した。

ア 自治体規模別

- a 政令指定都市
- b 一般市
 - (ア) 人口 30 万人以上の市区
 - (イ) 人口 10 万人以上 30 万人未満の市区
 - (ウ) 人口 10 万人未満の市区
- c 町村

イ 地域別（全国7地方区分）

- a 北海道
- b 東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- c 関東及び近辺（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県）
- d 関西中部及び近辺（新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、長野県、山梨県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、三重県）
- e 中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- f 四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- g 九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

ウ 類似団体別

全市区町村を政令指定都市、中核市、特別区、その他の一般市、町村に区分し、その他の一般市と町村は、下表のとおり人口と産業構造に応じ、一般市を16類型に、町村を15類型に区分している。なお、票数が少ない区分があったため、産業構造の区分をまとめて集計した。

一般市					
産業構造		Ⅱ次,Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次,Ⅲ次 95%未満	
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満
人口	0 以上～ 50,000 未満	I-3	I-2	I-1	I-0
	50,000 以上～ 100,000 未満	Ⅱ-3	Ⅱ-2	Ⅱ-1	Ⅱ-0
	100,000 以上～ 150,000 未満	Ⅲ-3	Ⅲ-2	Ⅲ-1	Ⅲ-0
	150,000 以上～	Ⅳ-3	Ⅳ-2	Ⅳ-1	Ⅳ-0

町村				
産業構造		Ⅱ次,Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満	
人口	0 以上～ 5,000 未満	I-2	I-1	I-0
	5,000 以上～ 10,000 未満	Ⅱ-2	Ⅱ-1	Ⅱ-0
	10,000 以上～ 15,000 未満	Ⅲ-2	Ⅲ-1	Ⅲ-0
	15,000 以上～ 20,000 未満	Ⅳ-2	Ⅳ-1	Ⅳ-0
	20,000 以上～	V-2	V-1	V-0

(出典：総務省 Web サイト)

②「義務付け・枠付けの見直し」の個別事項についての対応と評価

- ア 児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定
- イ 公営住宅の整備基準及び入居基準の条例制定
- ウ 道路構造の技術的基準の条例制定
- エ 市町村立幼稚園の設置廃止等にかかる都道府県教育委員会の認可を事前届出へ
- オ 市町村の中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

- カ 公立高等学校の収容定員の基準の廃止（収容定員の下限の基準）
- キ 公民館運営審議会の委員の委嘱に当たり満たすべき基準条例制定
- ク 図書館、博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準の条例制定
- ケ 公園等のバリアフリー化構造基準の条例制定
- コ 都市公園の設置基準の条例制定
- サ 水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準の条例制定
- シ 公共下水路の構造の技術的基準、終末処理場の維持管理に関する基準の条例制定
- ス 計量法の立入検査に係る県・市町村の協議の廃止
- セ 構造改革特別区域計画の内容の義務付けの一部を廃止、例示化
- ソ 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準の条例制定
- タ 消防長及び消防署長の資格の条例制定
- チ 保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止
- ツ 国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建造物に対する定期点検の見直し
- テ 公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等

③「権限移譲」の個別事項についての対応と評価

- ア 未熟児の訪問指導
- イ 商工会議所の定款変更の認可
- ウ 農地転用許可の権限移譲
- エ 地方版ハローワークの創設

④地方分権改革のための組織・人員体制に関する調査項目等

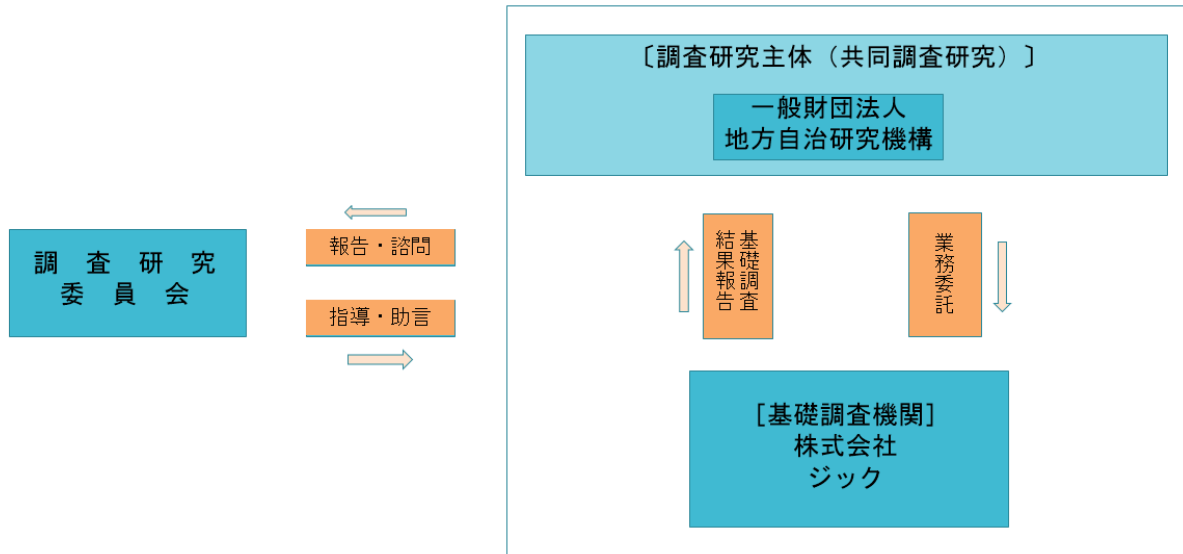
第2次分権改革の実施によって市区町村に新たに付加された事務に、どのような対応をしたのか。具体的には、組織体制の整備（地方分権担当部局〔課・室・係等〕の設置、取組）、地方分権改革に対する方針の策定（条例・規則等の制定、基本方針の策定、ガイドラインの策定等）、人員の配置（既存の役職に兼務、ポストを新設等）、業務を実施するに当たっての人材の確保（専門的人材の活用状況、都道府県に対しての派遣職員の見直し等）、人材の育成方法（都道府県や関係機関への研修派遣、自己研修制度の確立等）の事例について調査した。

(3) 事例調査

地方分権改革に係る取組を行っている市区町村を対象に、現地ヒアリング調査及び電話ヒアリング調査を実施した。

4 調査研究体制

以下の体制で委員会の指導・助言の下、基礎調査機関として株式会社ジックの協力を得て共同調査研究を実施した。



第1章 地方分権に関する国の施策の経緯と動向

第1章 地方分権に関する国の施策の経緯と動向

1 地方分権改革のはじまり

我が国の地方分権改革に関する国会における実質的な議論は、平成5年6月に「地方分権の推進に関する決議」が採択されたのを契機に始まった。この決議以降、いわゆる「第1次地方分権改革」、「三位一体改革」及び「第2次地方分権改革」が行われている。各改革における経緯や内容等は次のとおりである。

2 第1次地方分権改革

(1) 経緯

平成5年の国会での地方分権に関する決議以降、地方分権の進め方を巡って政府内で検討が行われ、平成7年5月、地方分権の推進に関する基本方針、同方針に即した地方分権推進計画の作成、地方分権推進委員会の内閣府への設置について規定する地方分権推進法（平成7年法律第96号）が制定された。同法により設置された地方分権推進委員会の4次にわたる勧告を受け、平成10年5月には「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）、平成11年3月には「第2次地方分権推進計画」（平成11年3月26日閣議決定）が閣議決定されている。同年7月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律87号。以下「地方分権一括法」）が成立し、平成12年4月に施行された。地方分権推進委員会は、平成13年6月に提出した「最終報告」において、地方分権一括法成立を中心とした一連の取組を「第1次地方分権改革」と位置付けている。

(2) 内容

第1次分権改革（平成11年7月）（475本の法律の一括改正）で機関委任事務が廃止され、自治事務・法定受託事務に再構成されて地方公共団体の業務となった。また、権限移譲で個別法（35法律）の改正で国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市区町村に移譲した。

第1次地方分権改革の最大の成果は、この475本の法律の一括改正を伴う地方分権一括法による改革である。

①機関委任事務制度の廃止

機関委任事務は、地方公共団体が処理を担う国の事務であり、地方公共団体の長を国の下級機関と位置付け、本来国とは独立の主体である地方公共団体を国の行政組織に取り込む機能を果たしてきた。地方分権一括法により、機関委任事務と地方公共団体の事務（公共事務、団体委任事務、行政事務の3事務区分）の区分が廃止され、いずれも地方公共団体の事務と位置付けられる法定受託事務と自治事務とに再編成されることになった。

法定受託事務は、地方公共団体の処理する事務のうち、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものをいい（地方自治法「昭和22年法律第67号」第2条第9項）、国政選挙や旅券の交付等がこれに当たる。一方、自治事務は、地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう（同法第2条第8項）。

②国の関与の新しいルールの創設

機関委任事務制度の廃止に伴い、国の関与の新しい在り方が地方自治法改正により制度化された。すなわち、国の関与には個別の法令の根拠が必要とされ、その内容も必要最小限のものとする事等が求められるようになった（地方自治法第245条の2及び同法第245条の3）。さらに、国の行政機関が行う関与に関する争いを処理するため、国地方係争処理委員会が設置された（同法第250条の7から第252条）。

③権限移譲

35の個別法の改正により、国の権限が都道府県に、都道府県の権限が市区町村に移譲された。国から都道府県では猟区の設定の認可権限等、都道府県から市へは児童扶養手当の受給資格の認定権限等が移譲された。さらに、平成7年に創設された中核市制度により、人口20万人以上の市にも一定の権限を移譲する目的で、特例市制度が創設されている。

④条例による事務処理特例制度の創設

地方分権一括法により、地方自治法に条例による事務処理の特例（同法第252条の17の2）規定が設けられた。これは、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例により、市区町村が処理することができる制度である。市区町村の長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を市区町村が処理するよう要請することができる。

(3) 評価等

平成 12 年、地方六団体は、地方分権一括法について、「我が国の地方自治制度にとって戦後の改革に次ぐ大きな改革であり、その実現について、地方分権推進法及び同法に基づき設置された地方分権推進委員会の果たした役割は誠に大きなものがある」と評価した上で、「地方税財源の充実強化、更なる地方への権限移譲の実現を図ることも必要である」と要望した。

また、平成 25 年 4 月に設置された地方分権改革有識者会議は、平成 26 年 6 月に取りまとめた「地方分権改革の総括と展望」の中で、第 1 次地方分権改革について、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に変え、地方分権型の行政システムを確立するという地方分権改革の理念を打ち立てた点で大きな意義を有するとしている。

具体的には、機関委任事務制度の廃止は、第 1 次地方分権改革の最も中心的な成果であるとの見解がある一方で、地方分権推進委員会の最大の功績は、事務区分よりも、国の関与を整理し、ルール化したことにあったとする意見がある。

3 三位一体の改革

(1) 経緯

第 1 次地方分権改革では税財源の移譲についてはほとんど扱われなかったが、平成 13 年 7 月に設置された地方分権改革推進会議において、事務及び事業の在り方や税財源の配分の在り方が議論された。また、経済財政諮問会議等を中心に国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革を一体として行う「三位一体改革」が議論され、平成 14 年から平成 17 年にかけて改革に関する諸決定がなされた。

(2) 内容

三位一体の改革では、国庫補助負担金の廃止・縮減、国から地方への税源移譲、地方交付税改革が行われた。

①国庫補助負担金の廃止・縮減

国庫補助負担金の改革は、国の関与を廃止・縮減し、地方公共団体の裁量を拡大する目的で行われた。平成 16 年度から平成 18 年度にかけて、国庫補助負担金約 4.7 兆円が廃止・縮減された。

②国から地方への税源移譲

国から地方への税源移譲は、国から地方への課税権の一部移譲を意味する。使途が制限されない一般財源の拡充と地方税収の偏在の是正を目的に、約3兆円を一般財源として地方に移譲するため、平成19年から国税である所得税と個人住民税の税率が変更された。これにより、所得税から個人住民税への税源移譲が恒久措置として行われた。

③地方交付税改革

地方交付税の改革では、地方交付税の総額に密接に関係する地方財政計画の規模が圧縮され、臨時財政対策債を含む地方交付税が、平成16年度から平成18年度までで総額約5.1兆円抑制された。この際、交付税算定の簡素化、交付税を交付されない地方公共団体（不交付団体）の拡大なども行われた。

（3）評価等

平成19年に、全国市長会は、「国と地方の役割分担に対応した税源配分を行うという観点から、基幹税のさらなる移譲」が必要であると指摘している。最近も、三位一体の改革について、全国知事会の地方税財政常任委員会は、地方交付税総額が大幅に削減されたことで、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながったと指摘した。

地方分権改革有識者会議は、3兆円の税源移譲の実現による地方の自主財源の強化や国庫補助負担金改革による地方の自由度の拡大により、地方の自立に資するものであったと評している。しかし同時に、地方交付税の削減が急激に行われたこともあり、特に財政力の弱い地方公共団体に対する影響が大きく、また、国庫補助負担金改革は、国の補助負担率を単に引き下げただけであり、地方の自由度や裁量の拡大につながらないなどの課題もあったと指摘している。

4 第2次地方分権改革

（1）経緯

平成18年6月に地方六団体が「新地方分権推進法」の制定等を求める意見を内閣及び国会に提出するなど、新たな地方分権の推進に向けた動きがあり、こうした中、同年7月、「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る」等とした「骨太の方針2006」が閣議決定され、同年12月、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革の推進に関する基本方針と推進体制等を定めた「地方分権改革推進法」（平成18年法律第111号）が制定された。同法9条に基づいて、第1次地方分権改革で積み残しになった課題について検討するため、地方分権改革推進委員会が設置され、4次にわたる勧告が行われた。

平成 21 年の衆議院議員総選挙による政権交代で誕生した民主党政権は、内閣の基本方針に「地域主権」を掲げ、閣議決定により、同年 11 月に地域主権戦略会議を設置した。同会議では、ひも付き補助金の一括交付金化や国の出先機関改革等の施策が新たに提案された。なお、平成 23 年 11 月に国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案が閣議決定されているが、市区町村からの反発があり、国会提出は見送られた。

また、平成 24 年 12 月に誕生した第 2 次安倍内閣は、更なる地方分権改革の推進を目的として、平成 25 年 3 月に内閣総理大臣を長として全ての国務大臣を構成員とする「地方分権改革戦略本部」を、同年 4 月に「地方分権改革有識者会議」を設置している。同会議では、地方分権改革推進委員会の路線を踏襲して審議が進められた。

(2) 内容

第 2 次地方分権改革では、第 1 次から第 7 次にわたる地方分権一括法が制定され、地方に対する事務・権限の移譲と規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）が行われている。また、「国と地方の協議の場」が法律により設置されている²。

(3) 事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの見直し

第 1 次から第 7 次にわたる地方分権一括法で行われた事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの見直しの概要は次のとおりである。

①第 1 次一括法

ア 概要

地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日 閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備（42 法律）を行った。

イ 改正内容³

a 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

■施設・公物設置管理の基準

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・道路の構造の技術的基準の条例委任

² 出典：国立国会図書館「地方分権改革の経緯と動向」

³ 出典：内閣府地域主権戦略室「第 1 次一括法の概要」

■協議、同意、許可・認可・承認

- ・市区町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

■計画等の策定及びその手続

- ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

b 内閣府の所掌事務の追加

②第2次一括法

ア 概要

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備（188法律）を行った。

イ 改正内容⁴

a 基礎自治体への権限移譲

- ・未熟児の訪問指導
- ・区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定
- ・家庭用品販売業者への立入検査
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定
- ・理・美容所などの衛生措置基準の設定

b 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

■ 施設・公物設置管理の基準

- ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止
- ・公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任

■ 協議、同意、許可・認可・承認

- ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
- ・計量法の立入検査に係る都道府県・市区町村の協議を廃止

■ 計画等の策定及びその手続

- ・山村振興計画の策定義務の廃止

⁴ 出典：内閣府地域主権戦略室「第2次一括法の概要」

③第3次一括法

ア 概要

第3次見直しに係る事項（衆議院解散に伴い、旧第3次一括法案は廃案）及び地方からの提案を受けた第4次見直しに係る事項について、関係法律の整備（74法律）を行った。

イ 改正内容⁵

a 第3次見直し関係

- 通知・届出・報告、公示・広告等
 - ・農用地利用規程の認定に際し公告義務を廃止
 - ・宅地造成工事規制区域の指定の大臣への報告義務を廃止
- 職員等の資格・定数等
 - ・消防長及び消防署長の資格の条例委任
 - ・私立学校審議会等の委員定数の廃止
 - ・児童福祉審議会、都道府県建築士審査会等の委員定数の上限の廃止

b 第4次見直し関係

- 地方からの提案等に係る事項（義務付け・枠付けの見直し）
 - ・地方独立行政法人の合併手続の円滑化等
 - ・地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止
 - ・鳥獣保護区における特別保護地区の再指定等に係る環境大臣の協議の届出化
- 地方からの提案等に係る事項（都道府県から基礎自治体への権限移譲）
 - ・高度管理医療機器（コンタクトレンズ等）販売業等の許可等の権限を、保健所設置市及び特別区に移譲
 - ・市街地再開発事業における事業認可権限等を指定都市に移譲

④第4次一括法

ア 概要

第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日）を踏まえ、関係法律の整備（63法律）を行った。

⁵ 出典：内閣府地方分権改革推進室「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）の概要」

イ 改正内容⁶

a 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等
- ・商工会議所の定款変更の認可
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等

b 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市区町村立小中学校等の学級編制基準の決定
- ・病院の開設許可
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定

⑤第5次一括法

ア 概要

平成26年から新たに導入された「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備（19法律）を行った。

イ 改正内容⁷

a 地方公共団体への事務・権限の移譲等

■ 国から地方公共団体

- ・農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等
- ・医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可

■ 都道府県から指定都市等

- ・指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可
- ・火薬類の製造許可等

⁶ 出典：内閣府地方分権改革推進室「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の概要」

⁷ 出典：内閣府地方分権改革推進室「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次一括法）の概要」

b 義務付け・枠付けの見直し等

- ・ 建築審査会委員の任期の条例委任
- ・ 農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市区町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止
- ・ 保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

⑥第6次一括法

ア 概要

「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に沿って、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備（15法律）を行った。

イ 改正内容⁸

a 地方公共団体への事務・権限の移譲等

■ 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・ 食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督
- ・ 法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

■ 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

- ・ 工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等
- ・ 高齢者居住安定確保計画の策定

■ 地方公共団体等への権限の付与

- ・ 義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大
- ・ 公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に

■ 新たな雇用対策の仕組み

- ・ 地方版ハローワークの創設
- ・ 地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組みの創設

b 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し

- ・ 地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加
- ・ 都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止

⁸ 出典：内閣府地方分権改革推進室「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第6次一括法）の概要」

- ・国、都道府県及び建築主事を置く市区町村の公共建築物に対する定期点検の見直し
- ・都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣同意廃止

⑦第7次一括法

ア 概要

「提案募集方式」に基づく地方からの提案について、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備（10法律）を行った。

イ 改正内容⁹

a 都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲

- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲等
- ・指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲
- ・指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲

b 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

- ・地方公共団体が審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を事後報告に見直し
- ・農業共済事業を行う市区町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和等
- ・都道府県による地域森林計画の一定の事項の変更等に係る国への協議を届出に見直し
- ・都道府県による土地利用基本計画の策定・変更に係る国への協議を意見聴取に見直し
- ・特別支援学校への就学のための経費支弁事務におけるマイナンバー制度による情報連携の項目追加
- ・公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和等

⁹ 出典：内閣府地方分権改革推進室「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次一括法）の概要」

(4) 提案募集方式

第1次から第4次までの地方分権一括法では、地方分権改革推進委員会の勧告に基づいた関係法律の改正が行われた。平成26年からは、第4次の地方分権一括法までに同委員会の勧告事項について一通りの検討が行われたとして、内閣府が地方公共団体等から全国的な制度改正の提案を募集し、関係省庁と検討をした上でその実現を図る「提案募集方式」に基づく権限移譲と義務付け・枠付けの見直しが行われている。第5次から第7次の地方分権一括法では、地方公共団体等の提案が反映された関係法律の改正がなされた。

平成26年については、5月20日から7月15日までを受付期間として提案を募集した結果、地方公共団体等126の団体から、953件の提案があった。その後、平成27年6月に第5次地方分権一括法が制定され、現行法でも対応可能なものを含めて341件の提案について実現が図られた。提案募集方式2年目となる平成27年は、地方からの提案は334件あり、平成28年5月に第6次地方分権一括法が制定され、166件の提案について実現が図られた。そして、平成28年は303件の提案が地方からなされている。なお、平成27年に比べて平成28年は、市区町村からの提案件数が112件から164件に増加している。直近では、平成29年4月に第7次地方分権一括法が制定され、13件の提案が実現された。

(5) 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場は、国と地方の意見交換の機会として「国と地方の協議の場に関する法律」により設けられた。地方自治に影響を及ぼす国の政策について、企画立案段階から関係大臣と地方団体の代表者が協議を行うことで、地方分権改革の推進と、国と地方双方の効率的・効果的な政策の遂行を目指すものであり、平成23年6月に初会合が開かれている。協議の対象となる事項は、①国と地方公共団体との役割分担に関する事項、②地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項、③経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項であって、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもののうち、重要なものとされる。

(6) 評価等

地方分権改革有識者会議は、第2次地方分権改革について、第1次地方分権改革では十分に行われなかった、権限移譲や規制緩和に関する個別法令レベルに踏み込んだ制度改正を、数多く実現した点について評価し、「地方分権改革は、衆議院及び参議院両院における『地方分権の推進に関する決議』から20年を超え、第1次・第2次地方分権改革を通じ、その成果が定着してきており、地方分権改革推進委員会で勧告された各般の課題についても、一通り検討を行った」としている。また、地方分権有識者会議は「雇用対策」「地域交通」「農地・農村」「提案募

集検討専門部会」の4つの専門部会を立ち上げた。第4次地方分権一括法で地域交通、第5次で農地、第6次で雇用（ハローワーク）に関する見直しが行われたことにより、地方分権改革推進委員会以降の懸案が解消されたことになるとの評価がある。

その一方、問題点として、移譲された権限について専門的知識を有している職員がいないため、新たな職員の確保という地方公共団体の負担があることが指摘されているほか、提案募集方式については、全国的に利益のある提案が出てくることは難しく、地方分権改革の手法を提案募集方式だけに絞るのは望ましくないという意見もある。

第2章 市区町村の第2次地方分権改革(第1次一括法から第7次一括法)への対応に関するアンケート調査

第2章 市区町村の第2次地方分権改革(第1次一括法から第7次一括法)への対応に関するアンケート調査

1 調査目的

本アンケート調査は、義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲によって市区町村にどのような状況が生じているかその現状・課題を把握するとともに、取組状況や意見の収集を目的としている。

2 調査方法

(1) 調査対象：全国の市区町村

(2) サンプル数：1,741 団体

(3) 調査方法：郵便による発送回収

(4) 調査期間：調査票の発送日 平成 29 年 9 月 7 日

調査票の回収期間 平成 29 年 9 月 7 日～10 月 31 日

(5) 回答数：全体 439 票 (回収率 25.2%)

① 自治体規模別集計 (回収率)

ア	政令指定都市	15 票 (75.0%)
イ	人口 30 万人以上の市区	21 票 (32.8%)
ウ	人口 10 万人以上 30 万人未満の市区	72 票 (36.4%)
エ	人口 10 万人未満の市区	172 票 (32.4%)
オ	町村	158 票 (17.0%)
カ	不明 (市区町村名記入無)	1 票

② 地域別集計 (回収率)

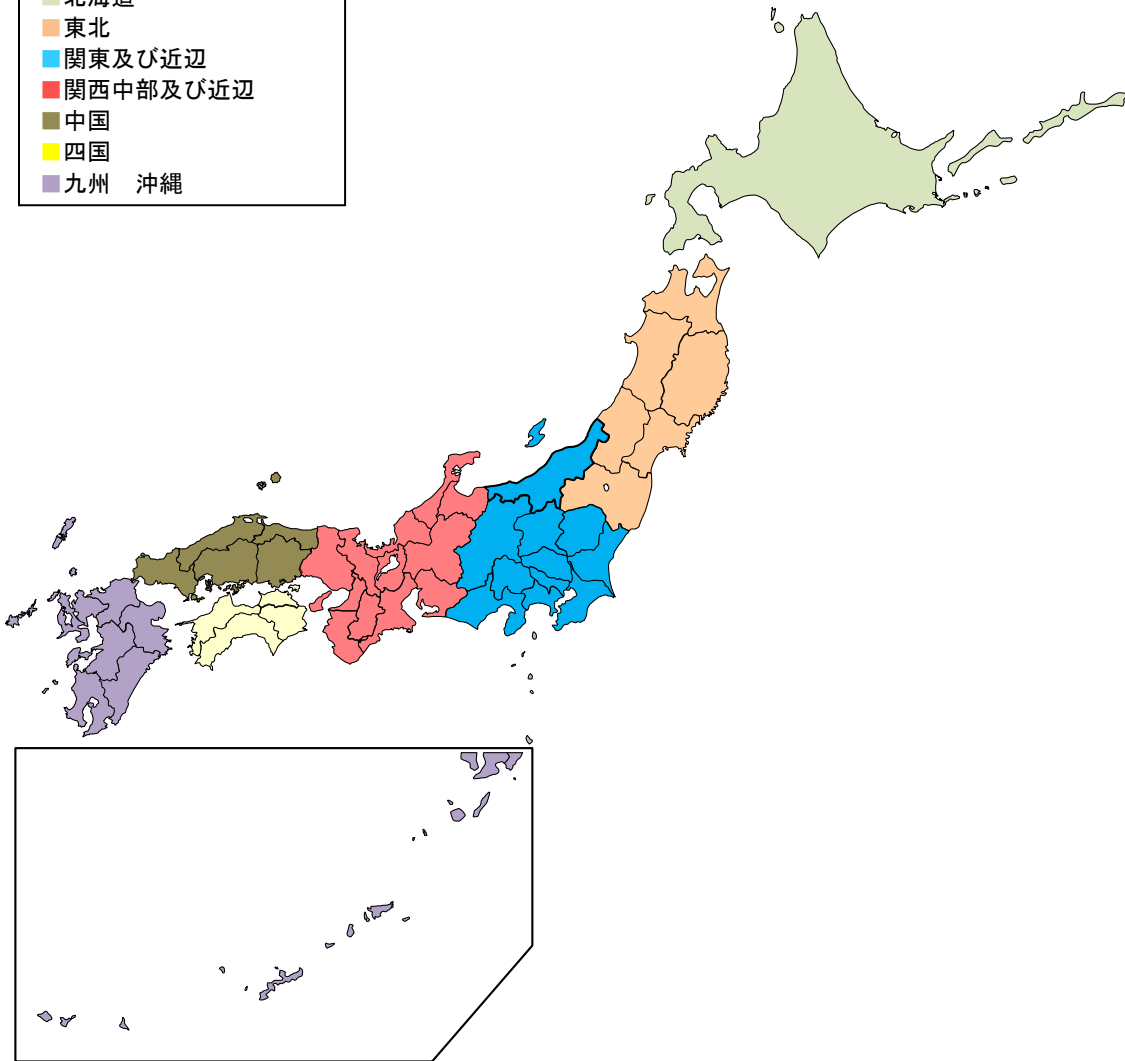
ア	北海道	33 票 (18.4%)
イ	東北	61 票 (26.9%)
ウ	関東及び近辺	122 票 (25.2%)
エ	関西中部及び近辺	107 票 (28.6%)
オ	中国	26 票 (24.3%)
カ	四国	25 票 (26.3%)
キ	九州・沖縄	64 票 (23.4%)
ク	不明 (市区町村名記入無)	1 票

(6) 有効回答数：問 8-2、8-3 112 票
その他 439 票

(7) 留 意 点：問により回答がなくても、全体のいずれかを回答している市区町村は、有効回答数に含めている。
比率の計算において「その他」及び「無回答」は母数に含めている。回答項目としては表示しないものとする。

■地域別集計は以下の区分とする。

- 北海道
- 東北
- 関東及び近辺
- 関西中部及び近辺
- 中国
- 四国
- 九州 沖縄



県コード	自治体名	県コード	自治体名	県コード	自治体名	県コード	自治体名
1	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
2	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
3	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
4	宮城県	19	山梨県	28	兵庫県	40	福岡県
5	秋田県	20	長野県	29	奈良県	41	佐賀県
6	山形県	22	静岡県	30	和歌山県	42	長崎県
7	福島県	16	富山県	31	鳥取県	43	熊本県
8	茨城県	17	石川県	32	島根県	44	大分県
9	栃木県	18	福井県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	21	岐阜県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

■類団別集計は以下の区分とする。

政令指定都市	15 票 (75.0%)
中核市 (施行時特例市を含む)	37 票 (45.1%)
一般市Ⅰ-2,3	50 票 (34.0%)
一般市Ⅰ-0,1	34 票 (27.2%)
一般市Ⅱ-2,3	69 票 (32.2%)
一般市Ⅱ-0,1	19 票 (43.2%)
一般市Ⅲ-2,3	37 票 (38.1%)
一般市Ⅲ-0,1	1 票 (20.0%)
一般市Ⅳ-2,3	18 票 (32.7%)
一般市Ⅳ-0,1	0 票 (0.0%)
町村Ⅰ-1,2	13 票 (10.1%)
町村Ⅰ-0	19 票 (13.8%)
町村Ⅱ-1,2	20 票 (13.2%)
町村Ⅱ-0	17 票 (18.9%)
町村Ⅲ-1,2	19 票 (17.0%)
町村Ⅲ-0	8 票 (23.5%)
町村Ⅳ-1,2	19 票 (19.6%)
町村Ⅳ-0	4 票 (30.8%)
町村Ⅴ-1,2	27 票 (24.1%)
町村Ⅴ-0	2 票 (40.0%)

※回答数が5に満たない区分については、分析の対象外とする。

■類団と回答数（n=回答があった自治体数）

一般市					
産業構造		Ⅱ次,Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次,Ⅲ次 95%未満	
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満
人口	0 以上～ 50,000 未満	I-3 (n=20)	I-2 (n=30)	I-1 (n=30)	I-0 (n=4)
	50,000 以上～ 100,000 未満	Ⅱ-3 (n=34)	Ⅱ-2 (n=35)	Ⅱ-1 (n=17)	Ⅱ-0 (n=2)
	100,000 以上～ 150,000 未満	Ⅲ-3 (n=25)	Ⅲ-2 (n=12)	Ⅲ-1 (n=1)	Ⅲ-0 (n=0)
	150,000 以上～	Ⅳ-3 (n=12)	Ⅳ-2 (n=6)	Ⅳ-1 (n=0)	Ⅳ-0 (n=0)

町村				
産業構造		Ⅱ次,Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次,Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満	
人口	0 以上～ 5,000 未満	I-2 (n=8)	I-1 (n=5)	I-0 (n=19)
	5,000 以上～ 10,000 未満	Ⅱ-2 (n=9)	Ⅱ-1 (n=11)	Ⅱ-0 (n=17)
	10,000 以上～ 15,000 未満	Ⅲ-2 (n=11)	Ⅲ-1 (n=8)	Ⅲ-0 (n=8)
	15,000 以上～ 20,000 未満	Ⅳ-2 (n=14)	Ⅳ-1 (n=5)	Ⅳ-0 (n=4)
	20,000 以上～	V-2 (n=27)	V-1 (n=10)	V-0 (n=2)

(出典：総務省 Web サイト)

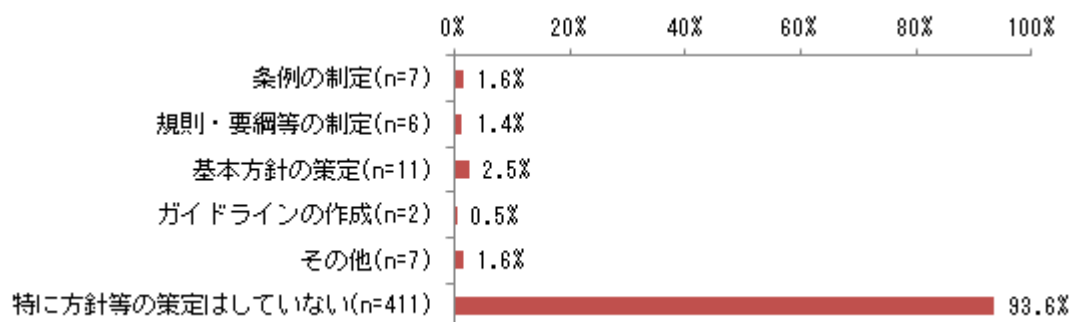
3 調査結果

今回のアンケート調査は、市区町村向けの調査としては、回収率が低い結果となった(25.2%)。最も大きな要因は質問の内容が広範囲にわたり、市区町村の組織体制で、各部課横断的に調査し、回答しなければならなかったこと等が考えられる。

○組織・体制

問1 地方分権改革を進めるに当たり、貴団体に地方分権改革に関する方針の策定等を行いましたか。(複数回答可)

全体集計 (n=439)

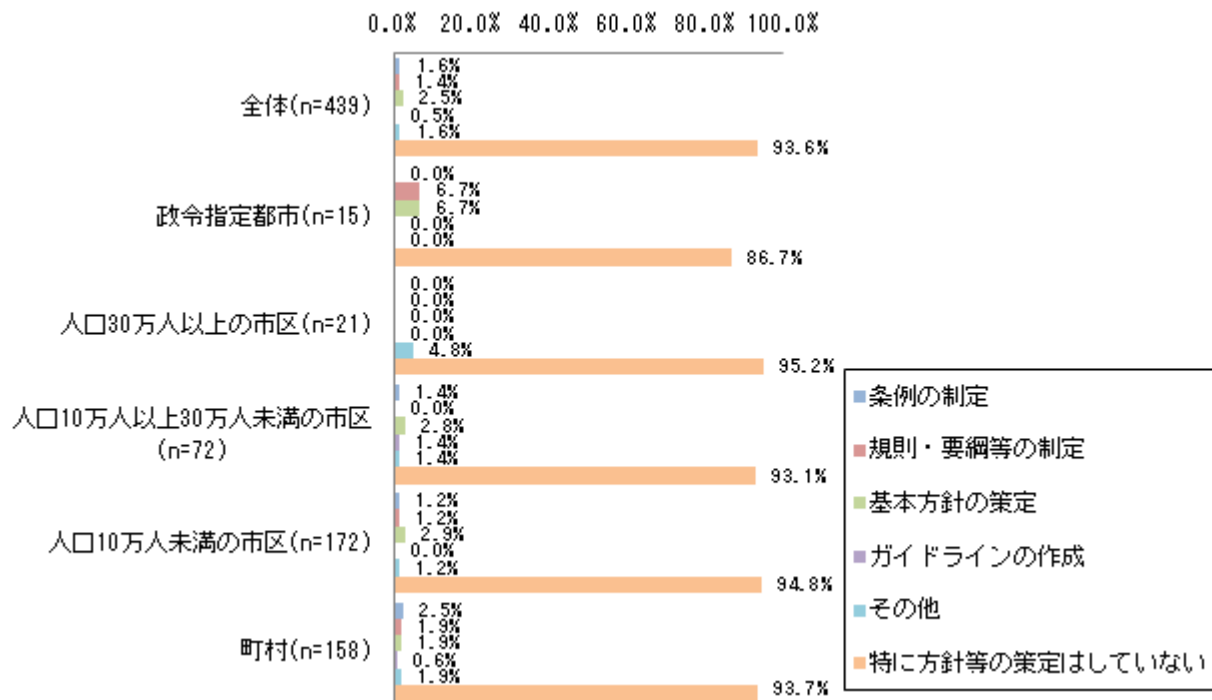


地方分権改革を進めるに当たり、地方分権改革に関する方針の策定等を行った自治体は、全体集計において「特の方針等の策定はしていない」が最も高く、93.6%となった。

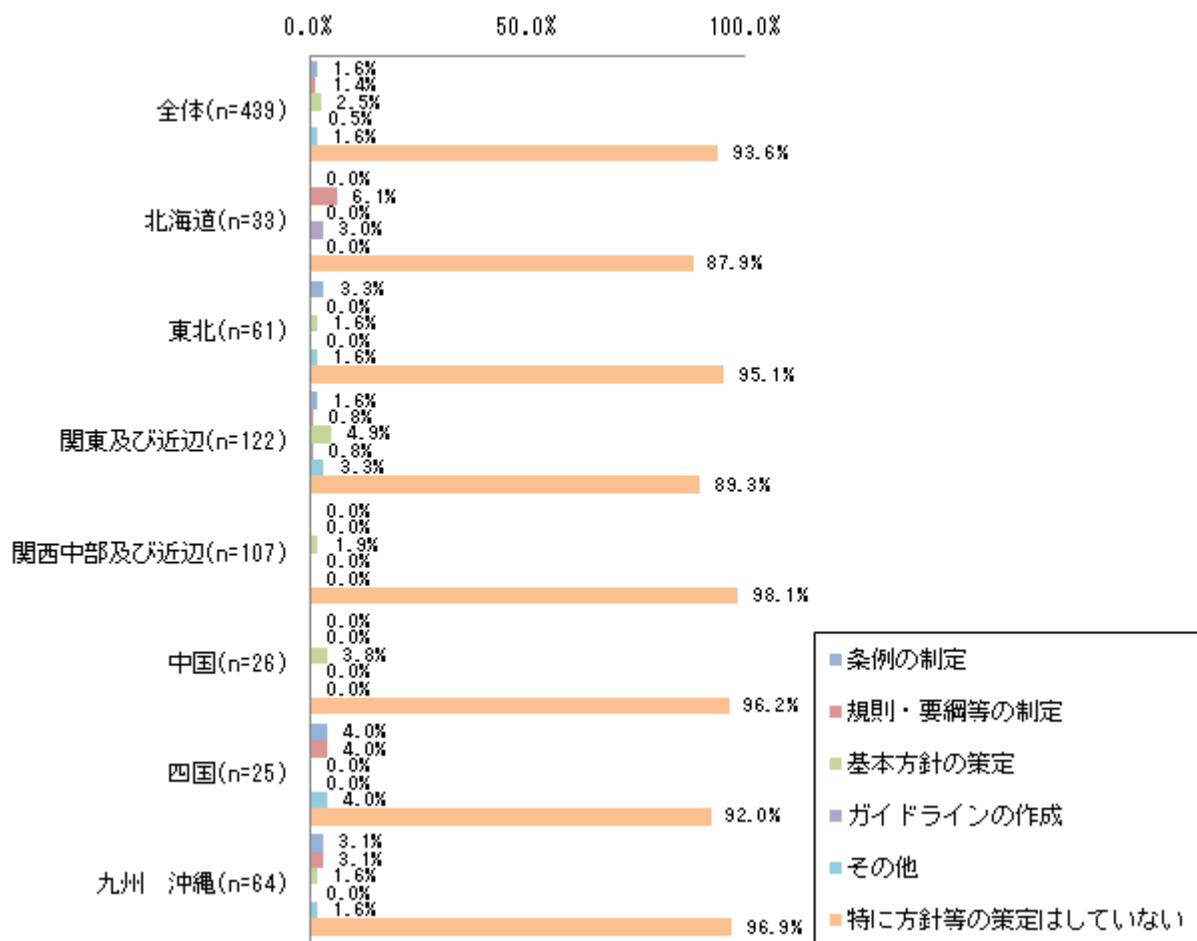
自治体規模別集計において、「特の方針等の策定はしていない」と回答した割合は、「人口30万人以上」が95.2%と最も高く、次いで「人口10万人未満」の自治体が94.8%、「町村」が93.7%と続いている。

地域別集計において、「特の方針等の策定はしていない」と回答した割合は、「関西中部及び近辺」が98.1%と最も高く、次いで「九州 沖縄」が96.9%、「中国」が96.2%となった。

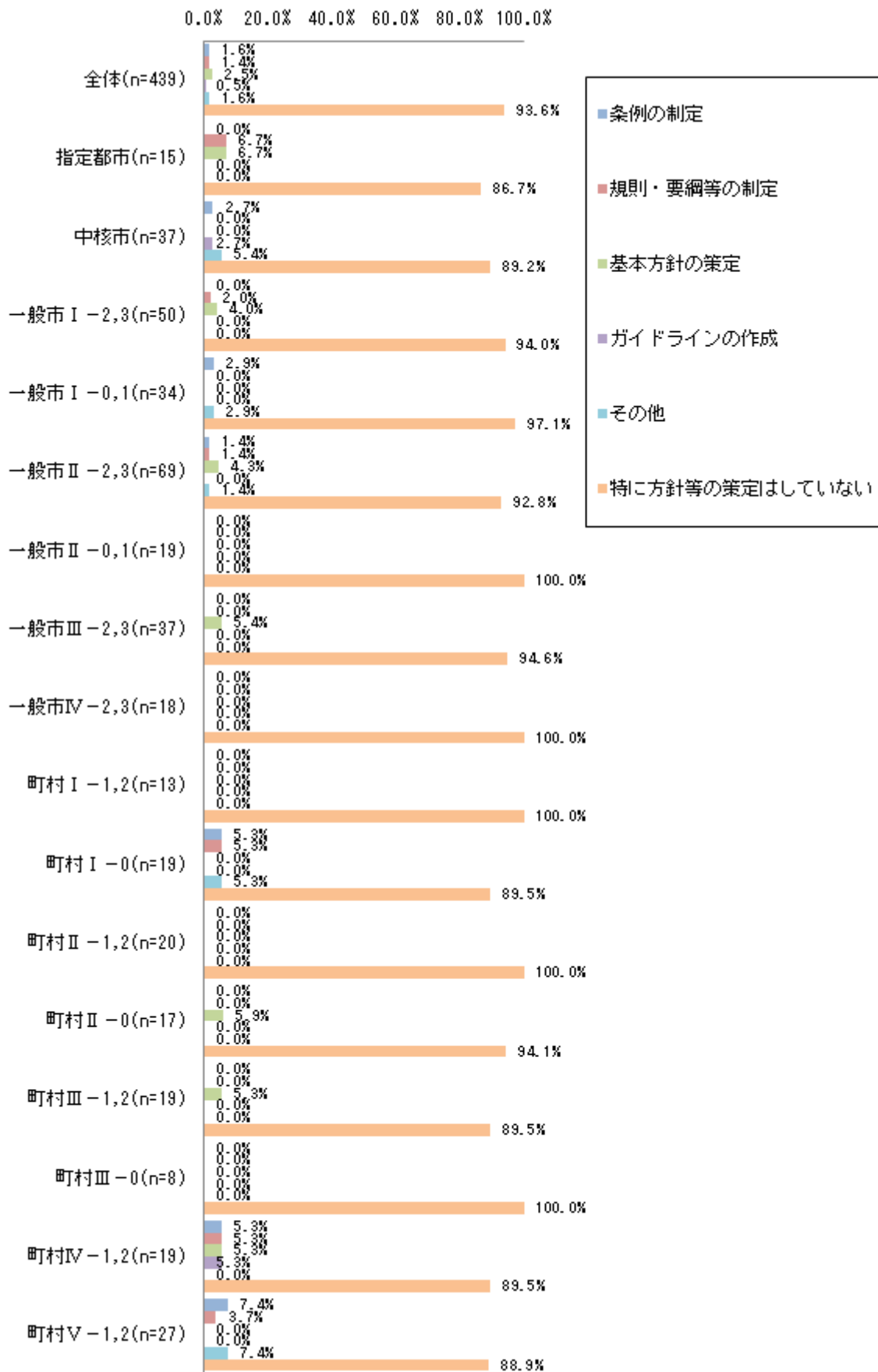
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)

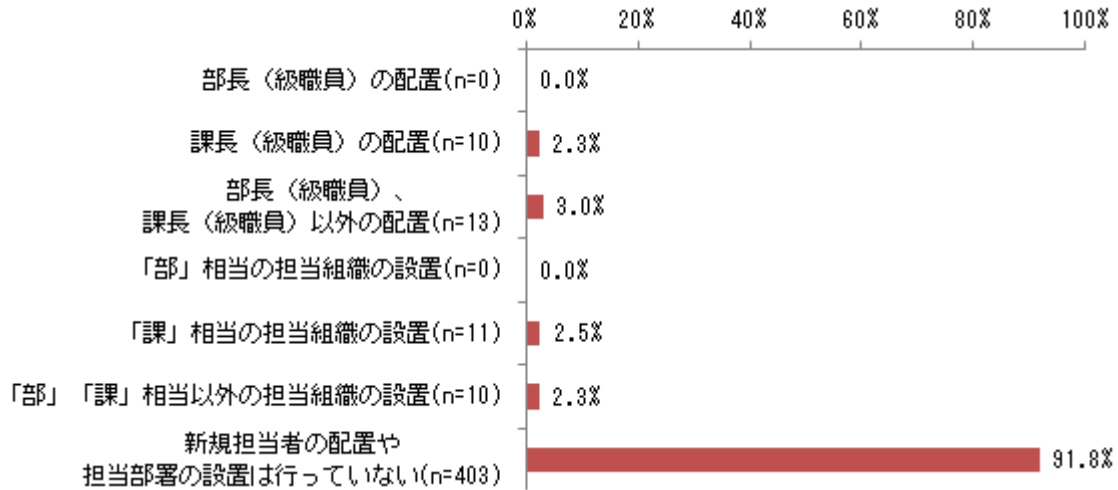


類団別集計 (n=439)



問2 地方分権改革の実施に伴い、貴団体ではどのような地方分権改革担当部署等の整備を行いましたか。(複数回答可)

全体集計 (n=439)

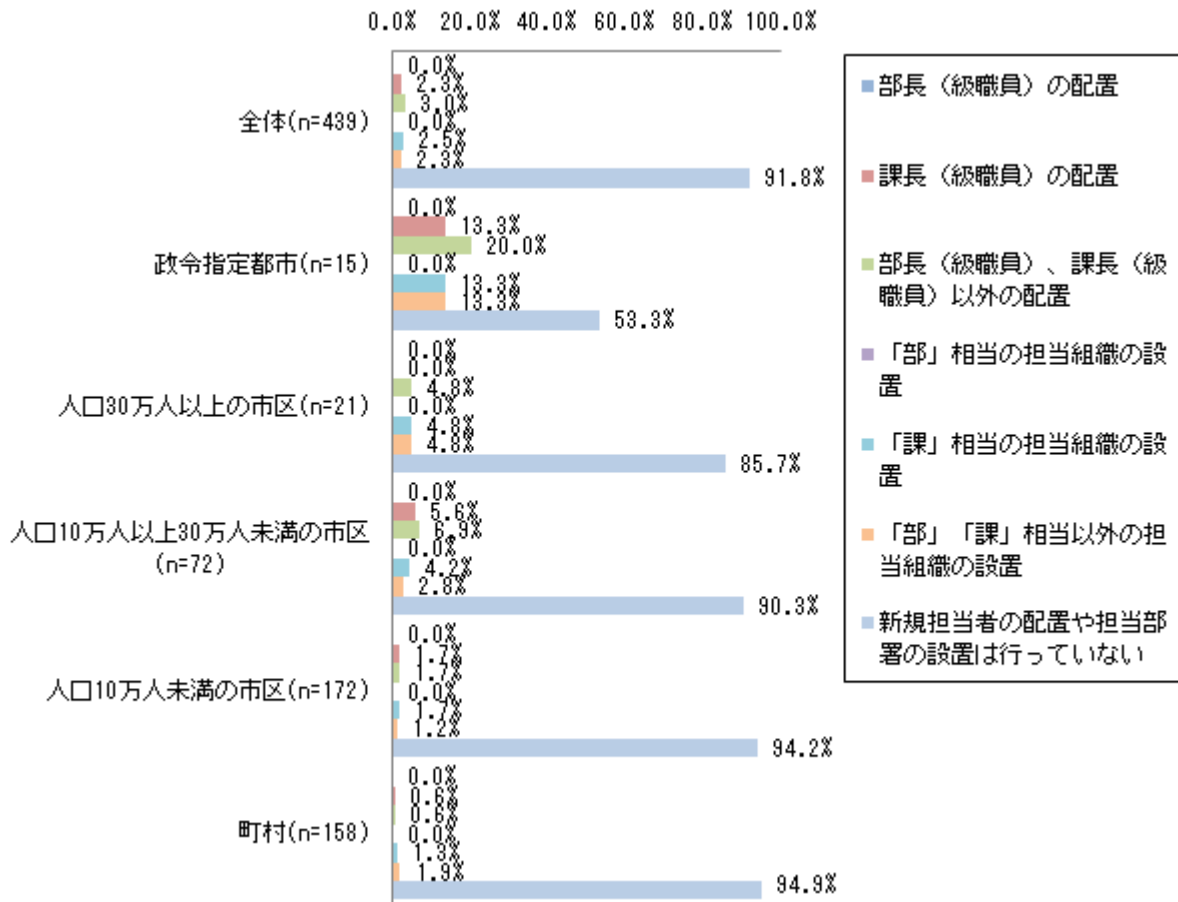


地方分権改革の実施に伴って行った整備は、全体集計において「新規担当者の配置や担当部署の設置は行っていない」が91.8%と最も高く、次いで「部長(級職員)、課長(級職員)以外の配置」が3.0%、「『課』相当の担当組織の設置」が2.5%となった。

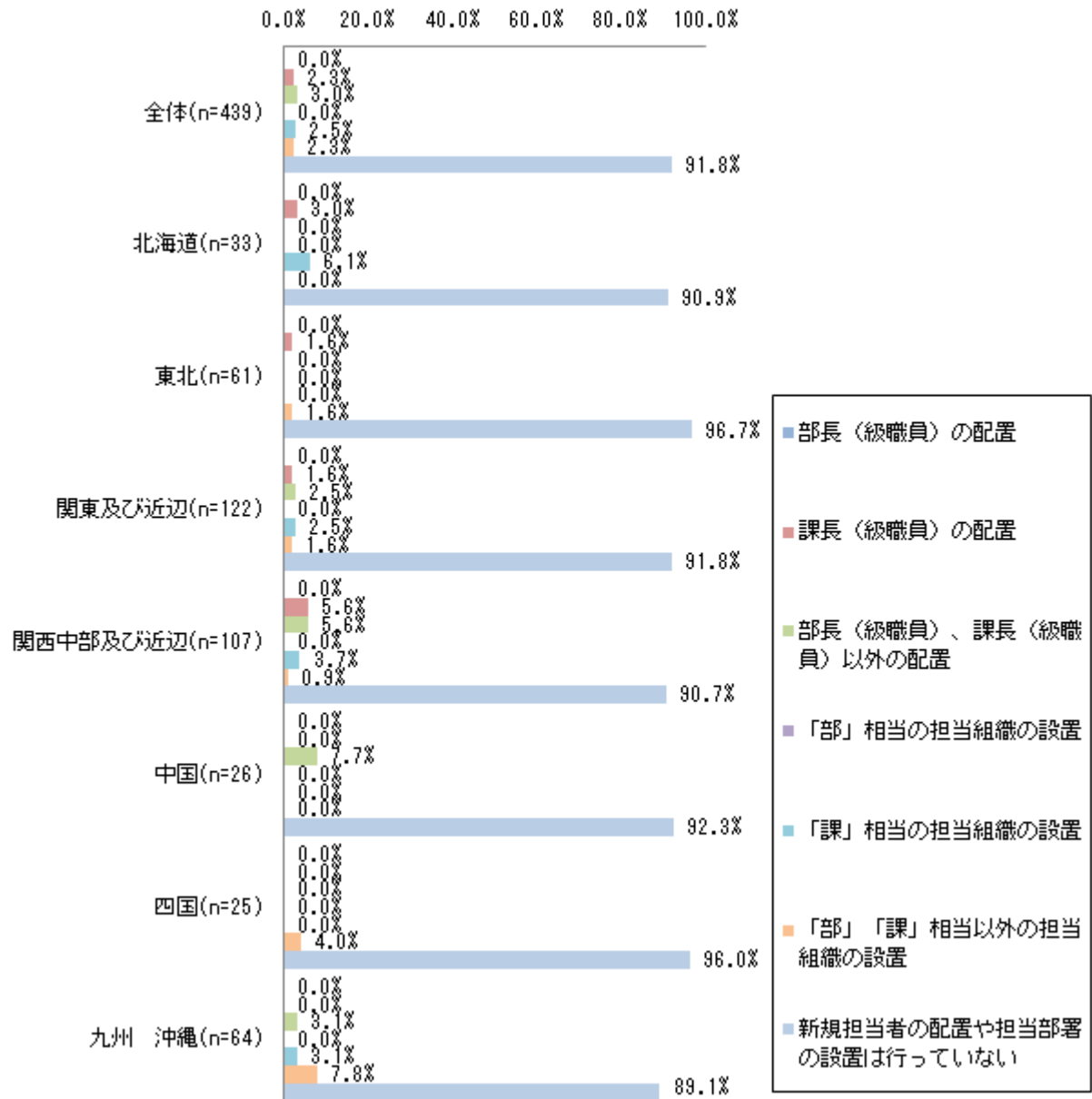
自治体規模別集計において、「新規担当者の配置や担当部署の設置は行っていない」と回答した割合は、「町村」で94.9%と最も高く、次いで「人口10万人未満」が94.2%、「人口10万人以上30万人未満」が90.3%となった。

地域別集計において、「新規担当者の配置や担当部署の設置は行っていない」と回答した割合は、「東北」が96.7%と最も高く、次いで「四国」が96.0%、「中国」が92.3%となった。

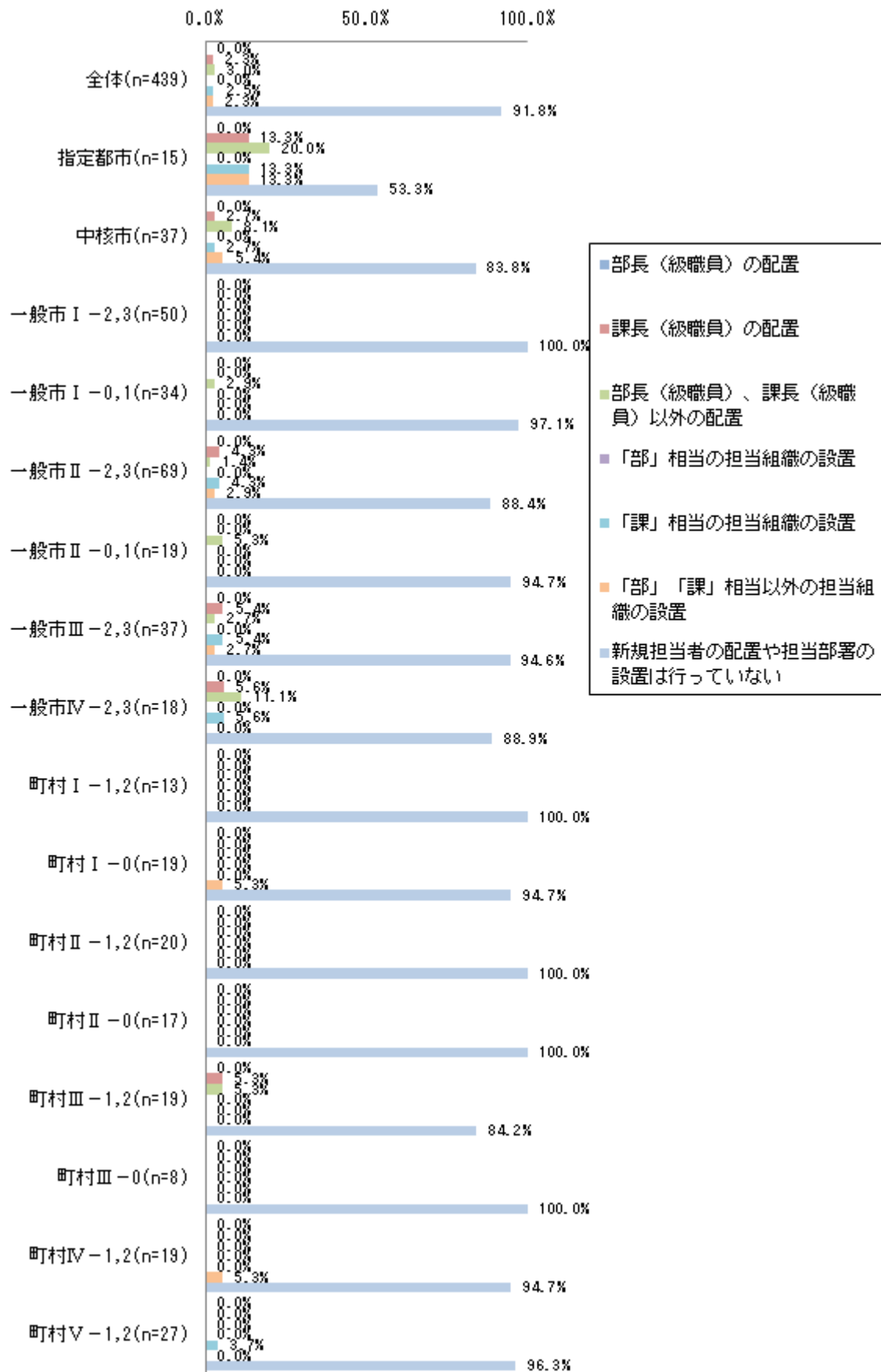
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)



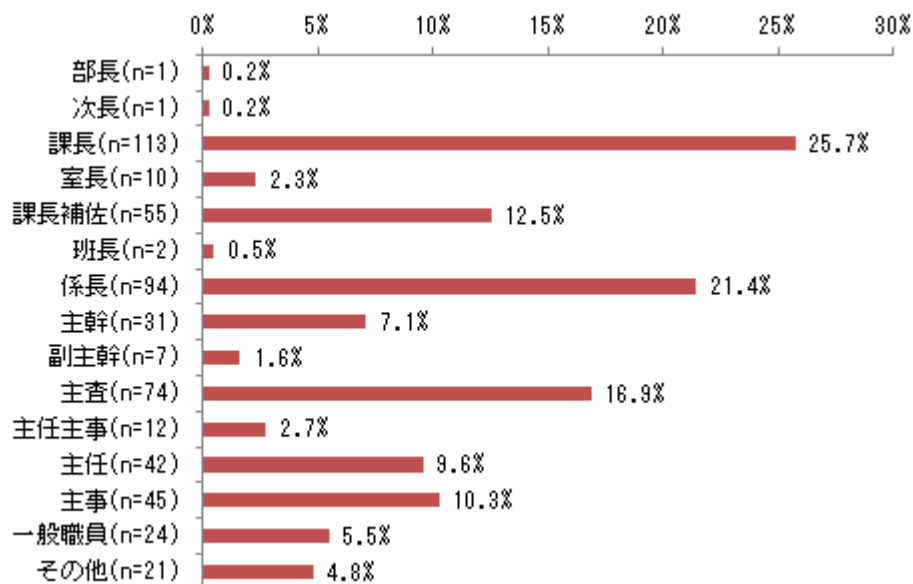
自治体類別別集計 (n=439)



問2-2 地方分権担当の役職名（課長、補佐等）、部署名（総務課、政策企画課等）と所掌される担当者の人員数をお答えください。

■ 役職

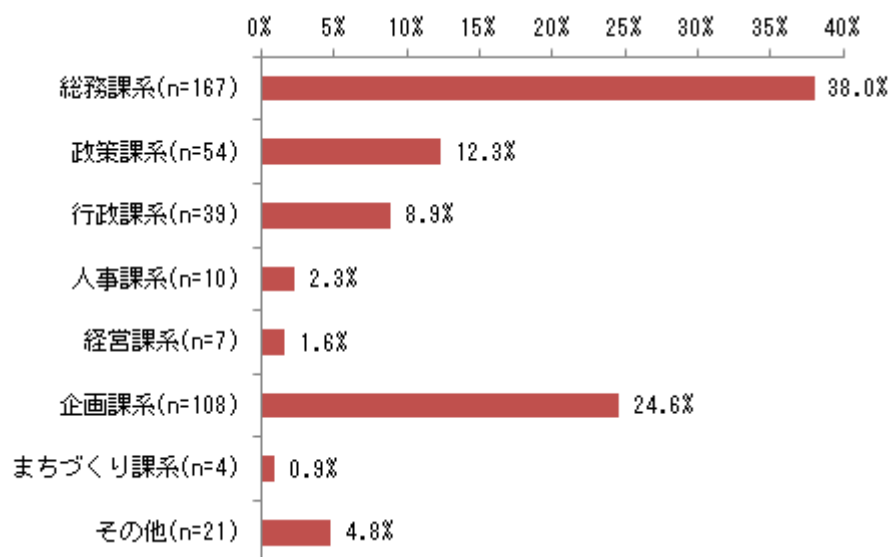
全体集計 (n=439)



役職は、「課長」が25.7%と最も高く、次いで「係長」が21.4%、「主査」が16.9%となった。

■ 部署

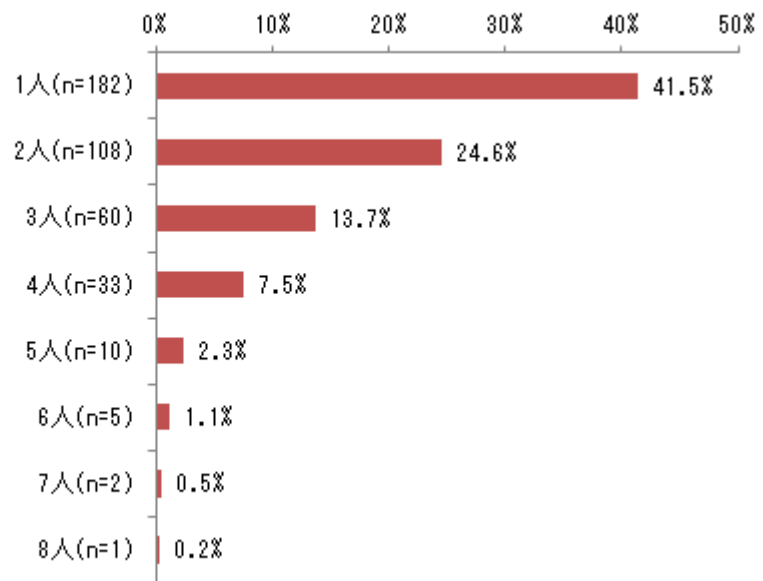
全体集計 (n=439)



部署は、「総務課系」が38.0%と最も高く、次いで「企画課系」が24.6%、「政策課系」が12.3%となった。

■担当の人員数

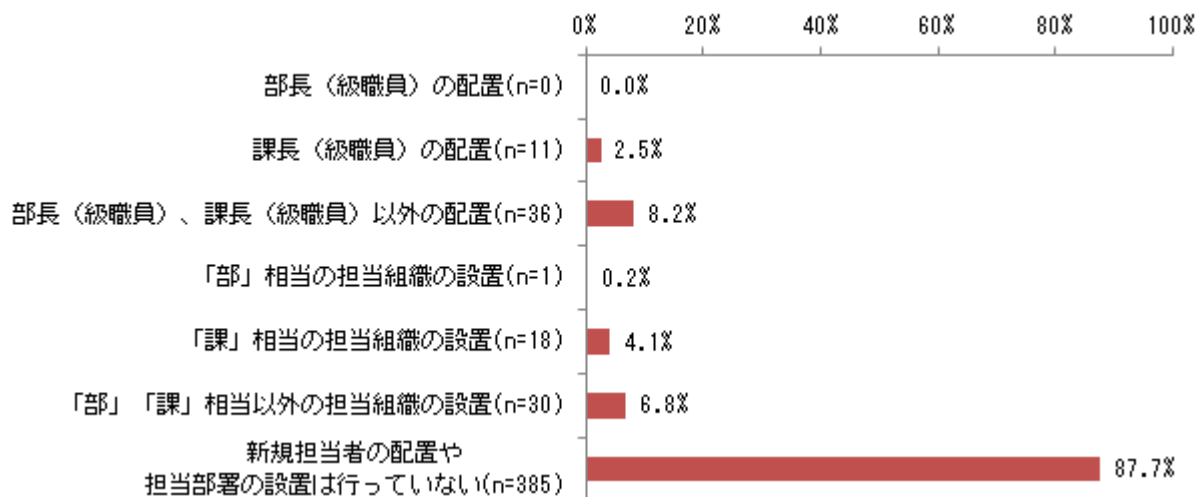
全体集計 (n=439)



部署は、「1人」が41.5%と最も高く、次いで「2人」が24.6%、「3人」が13.7%となった。

質問3 地方分権改革の実施に伴い、個別に移譲された業務の遂行のため、貴団体では担当部署等の整備を行いましたか（例：道路、福祉、旅券等の担当係（課室）の設置等）（複数回答可）

全体集計 (n=439)

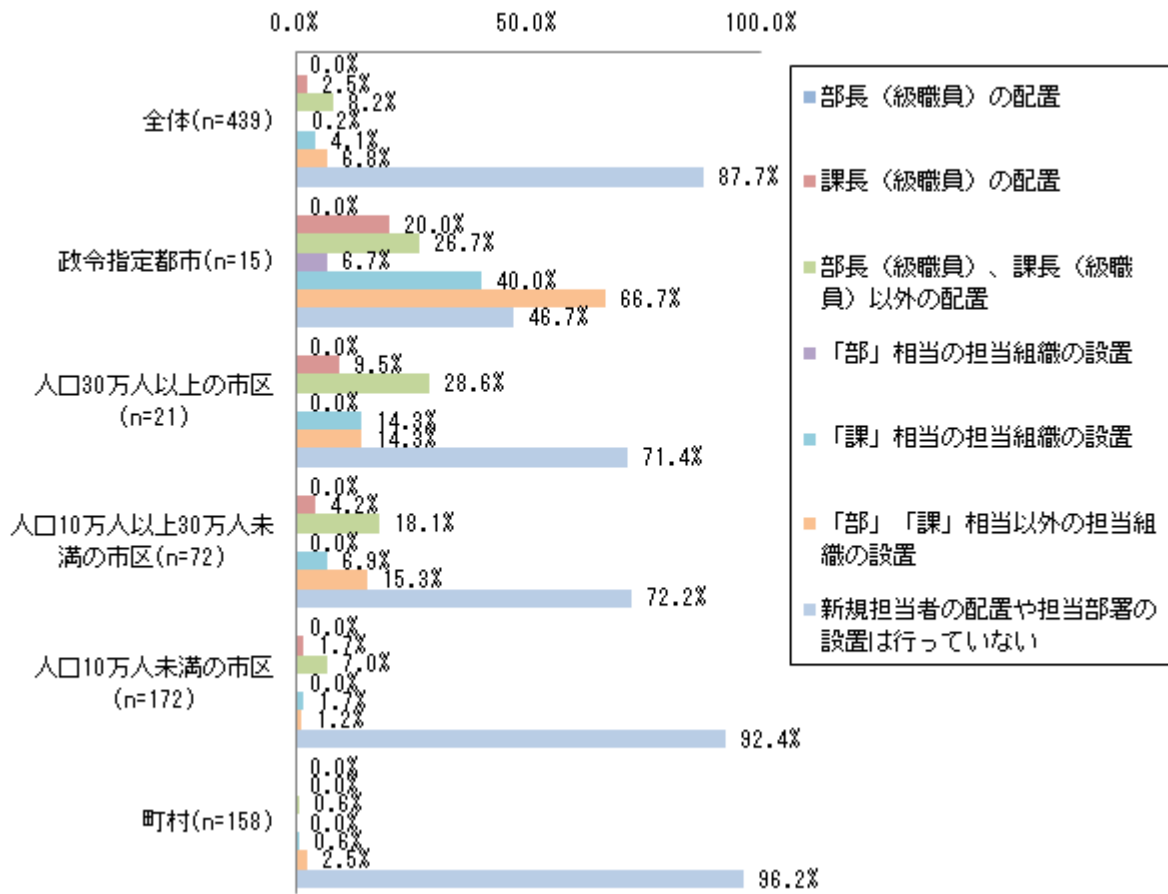


個別に移譲された業務の遂行のため行った整備は、全体集計において「新規担当者の配置や担当部署の設置は行っていない」が87.7%と最も高く、次いで「部長（級職員）、課長（級職員）以外の配置」の8.2%、「『部』『課』相当以外の担当組織の設置」の6.8%となった。

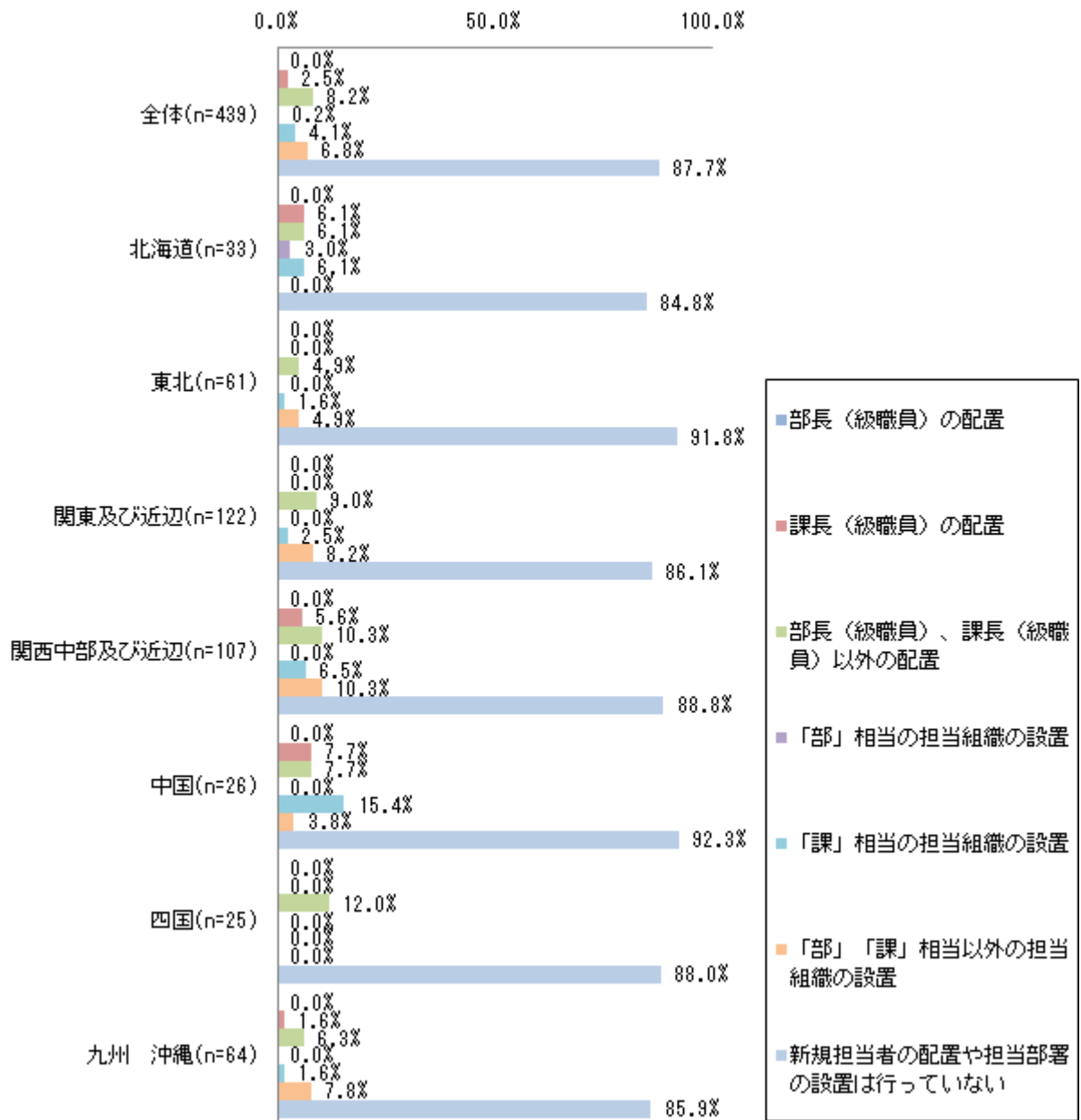
自治体規模別集計をみると、「政令指定都市」では、「『部』『課』相当以外の担当組織の設置」が66.7%と最も高く、次いで「新規担当者の配置や担当部署の設置は行っていない」の46.7%、「『課』相当の担当組織の設置」の40.0%となった。

地域別集計において、「新規担当者の配置や担当部署の設置は行っていない」と回答した割合は、「中国」の92.3%が最も高く、次いで「東北」の91.8%、「関西中部及び近辺」の88.8%と続いている。

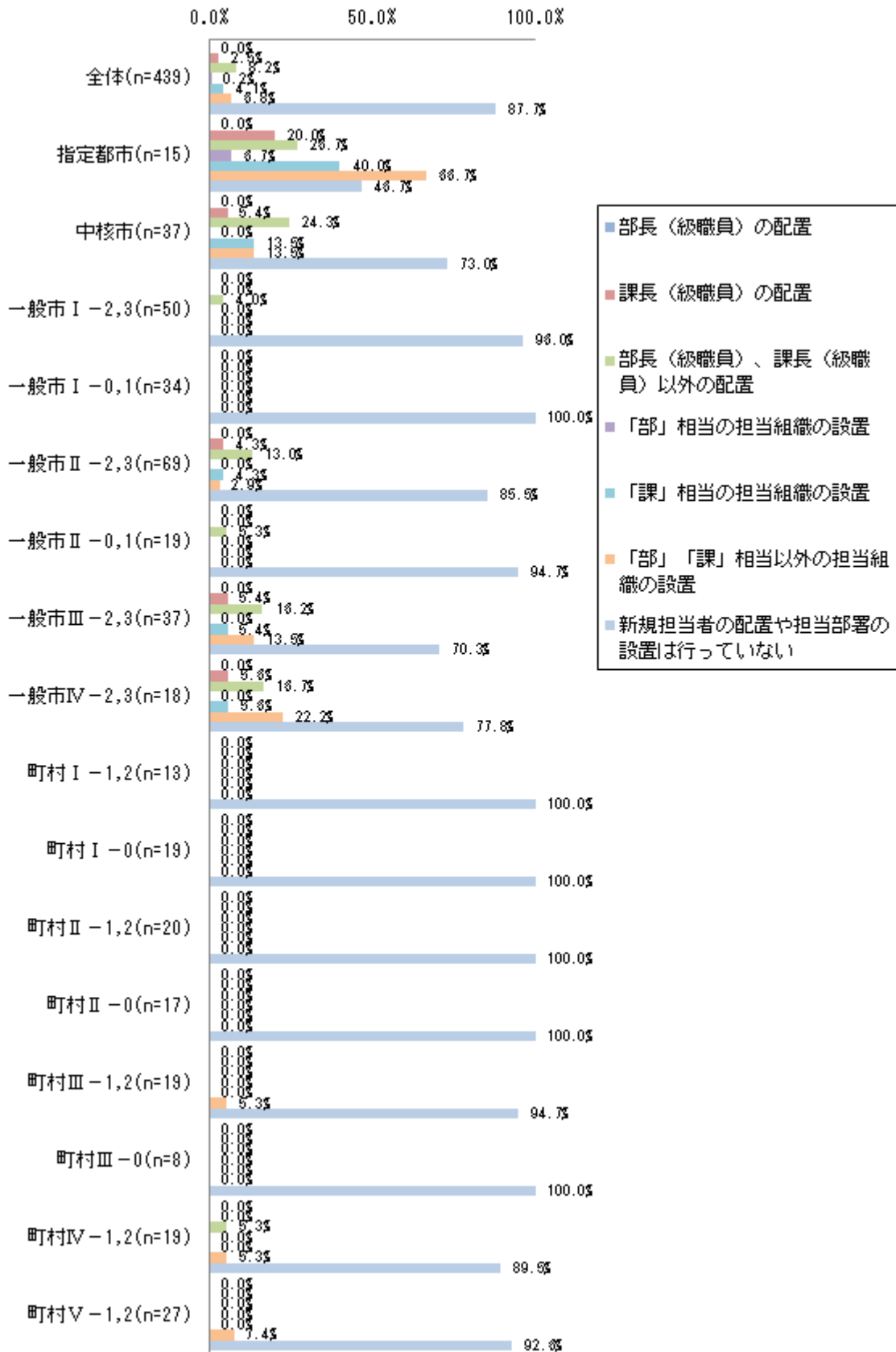
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)

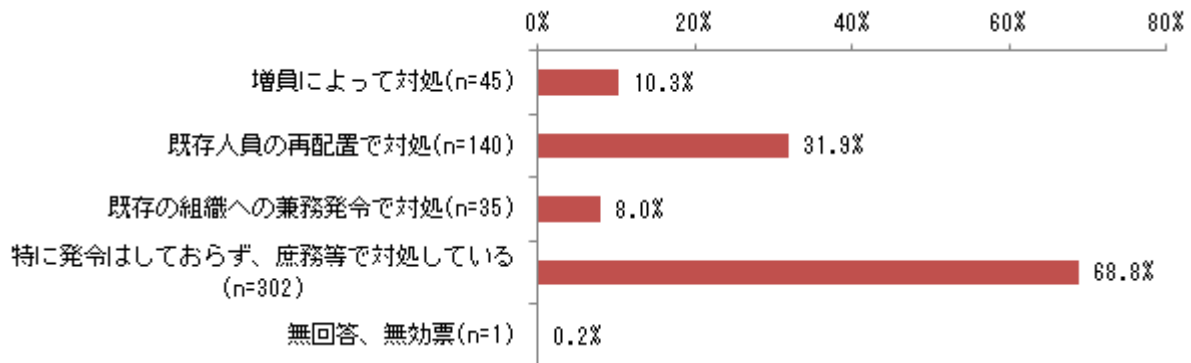


自治体類団別集計 (n=439)



質問4 地方分権改革の実施によって、貴団体では人間的にどのように対処されましたか。
(複数回答可)

全体集計 (n=439)

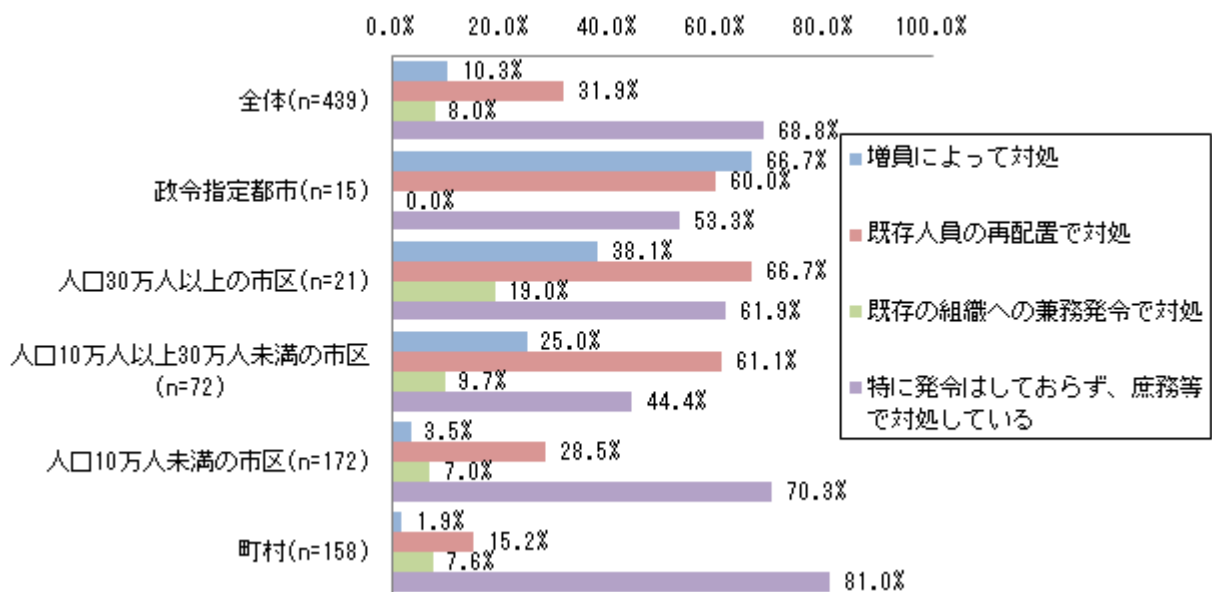


地方分権改革の実施による人員の対処は全体集計において、「特に発令はしておらず、庶務等で対処している」が68.8%で最も高く、次いで「既存人員の再配置で対処」の31.9%となった。

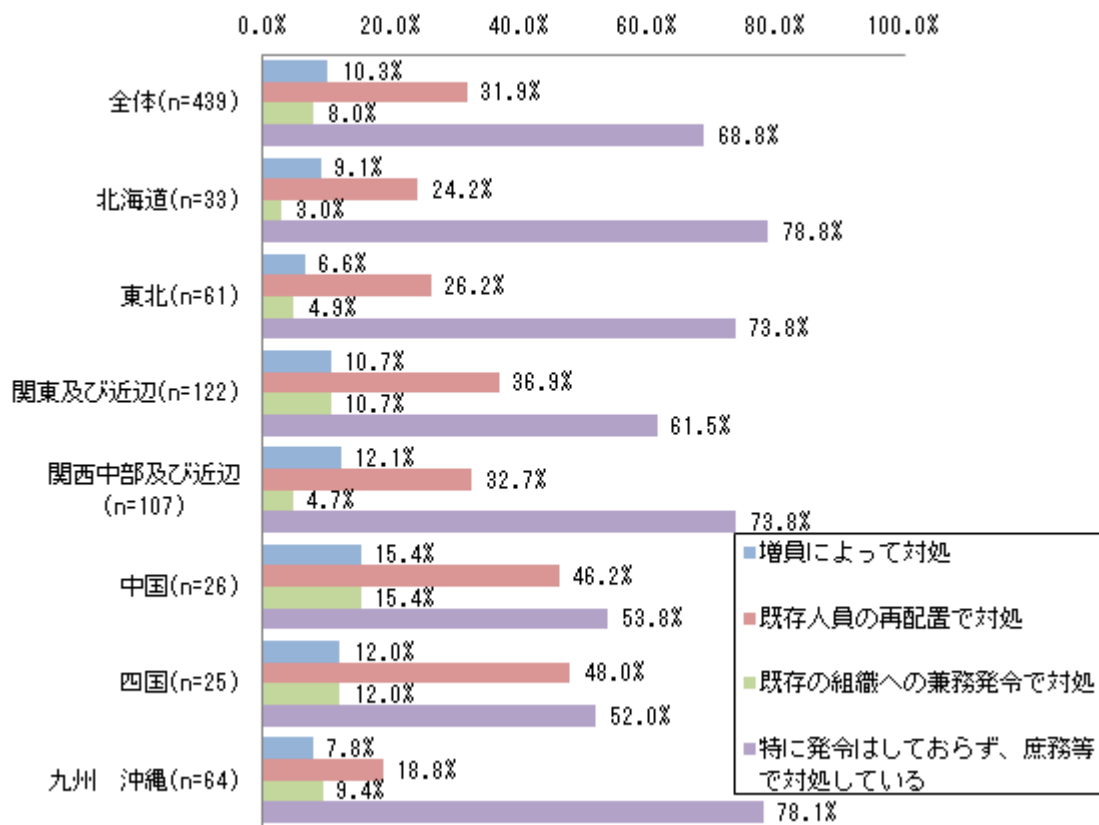
自治体規模別集計において、「特に発令はしておらず、庶務等で対処している」と回答した割合は、「町村」で81.0%と最も多く、次いで「人口10万人未満」が70.3%、「人口30万人以上」が61.9%となった。

地域別集計においては、「特に発令はしておらず、庶務等で対処している」と回答した割合は、「北海道」で78.8%と最も多く、次いで「九州 沖縄」の78.1%、「東北」及び「関西中部及び近辺」の73.8%と続いている。

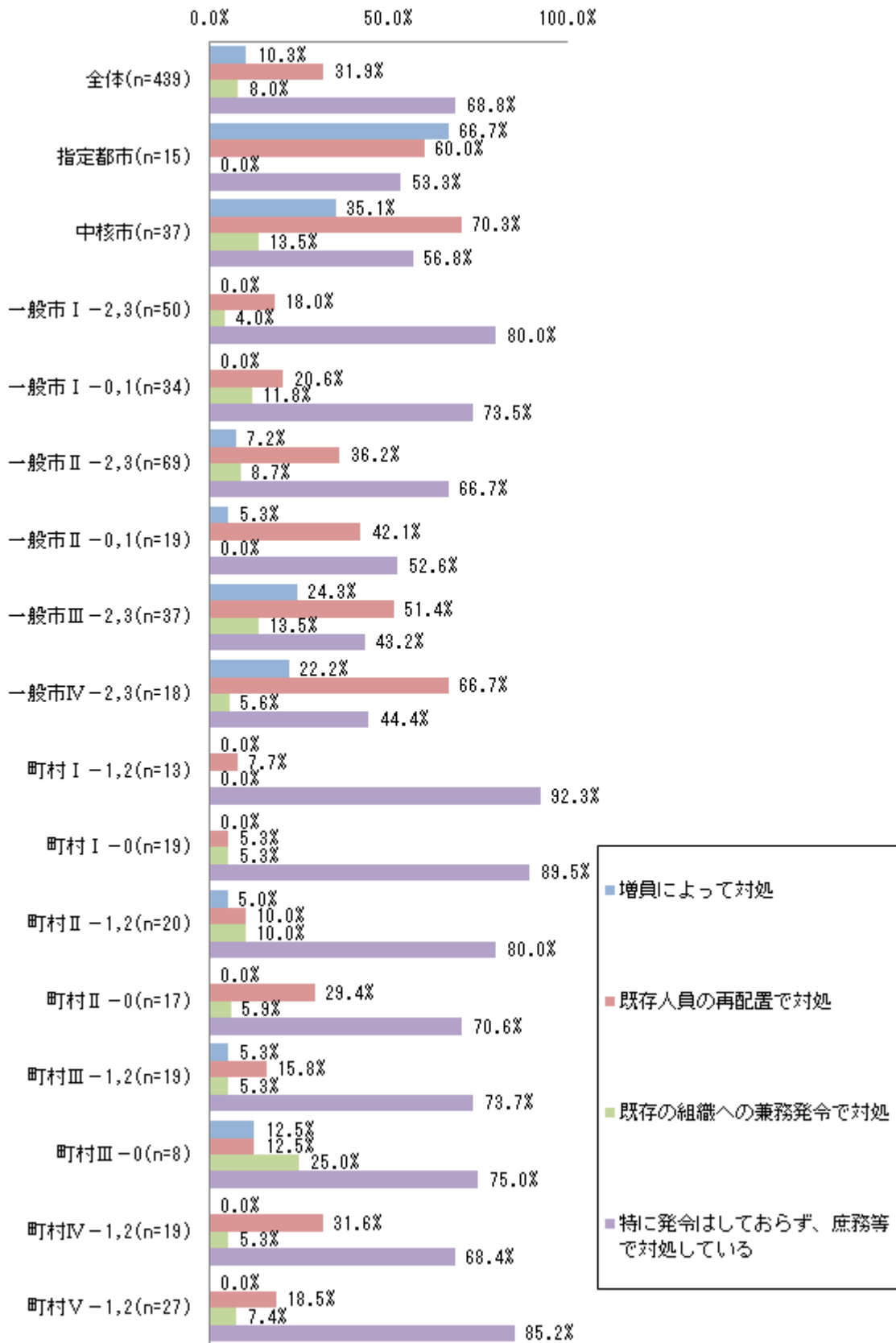
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)

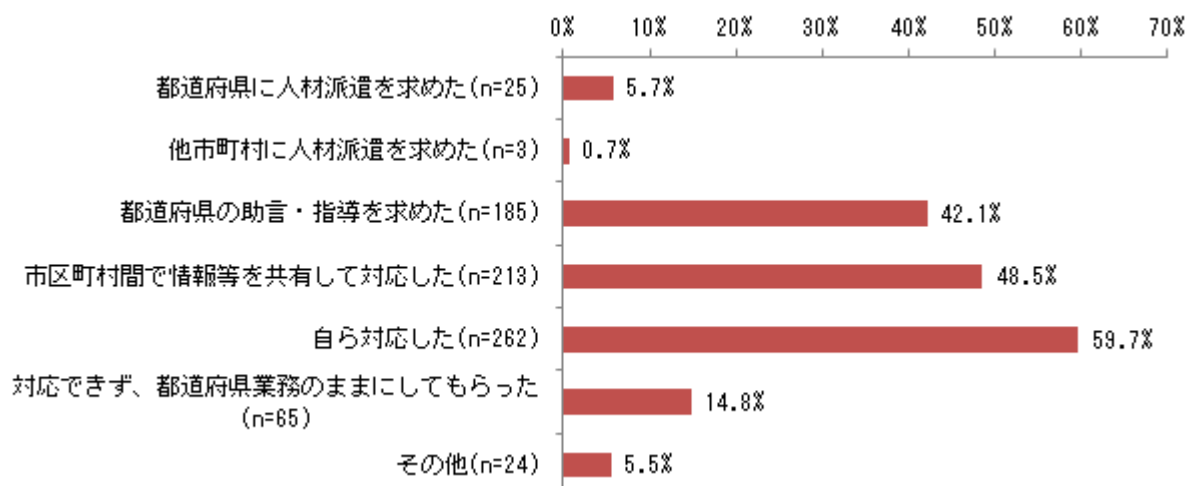


自治体類別別集計 (n=439)



質問5 地方分権改革により市区町村業務となったものの中には専門的で高度な内容のものがありますが、貴団体ではどのように対処されましたか。(複数回答可)

全体集計 (n=439)

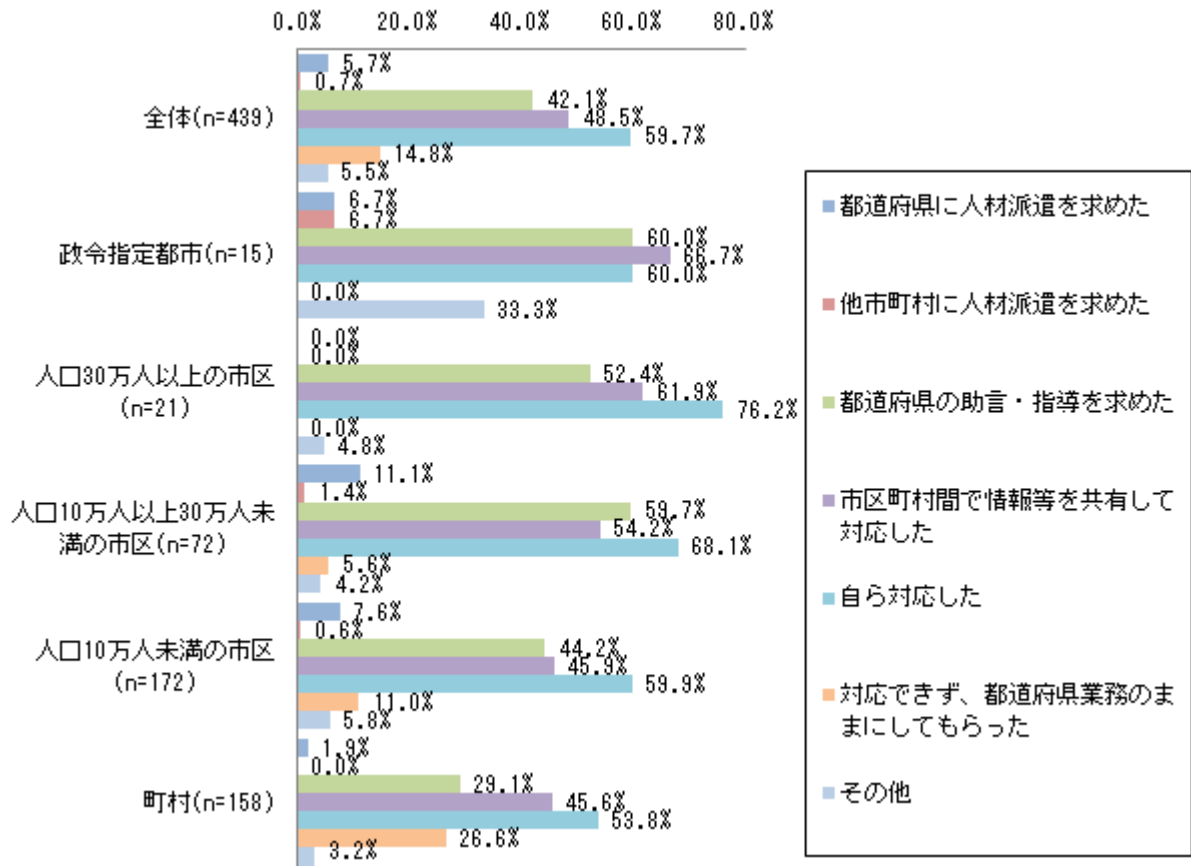


地方分権改革により市区町村業務となったものの対処は、「自ら対応した」が59.7%と最も高く、次いで「市区町村間で情報等を共有して対応した」が48.5%、「都道府県の助言・指導を求めた」が42.1%と続いた。

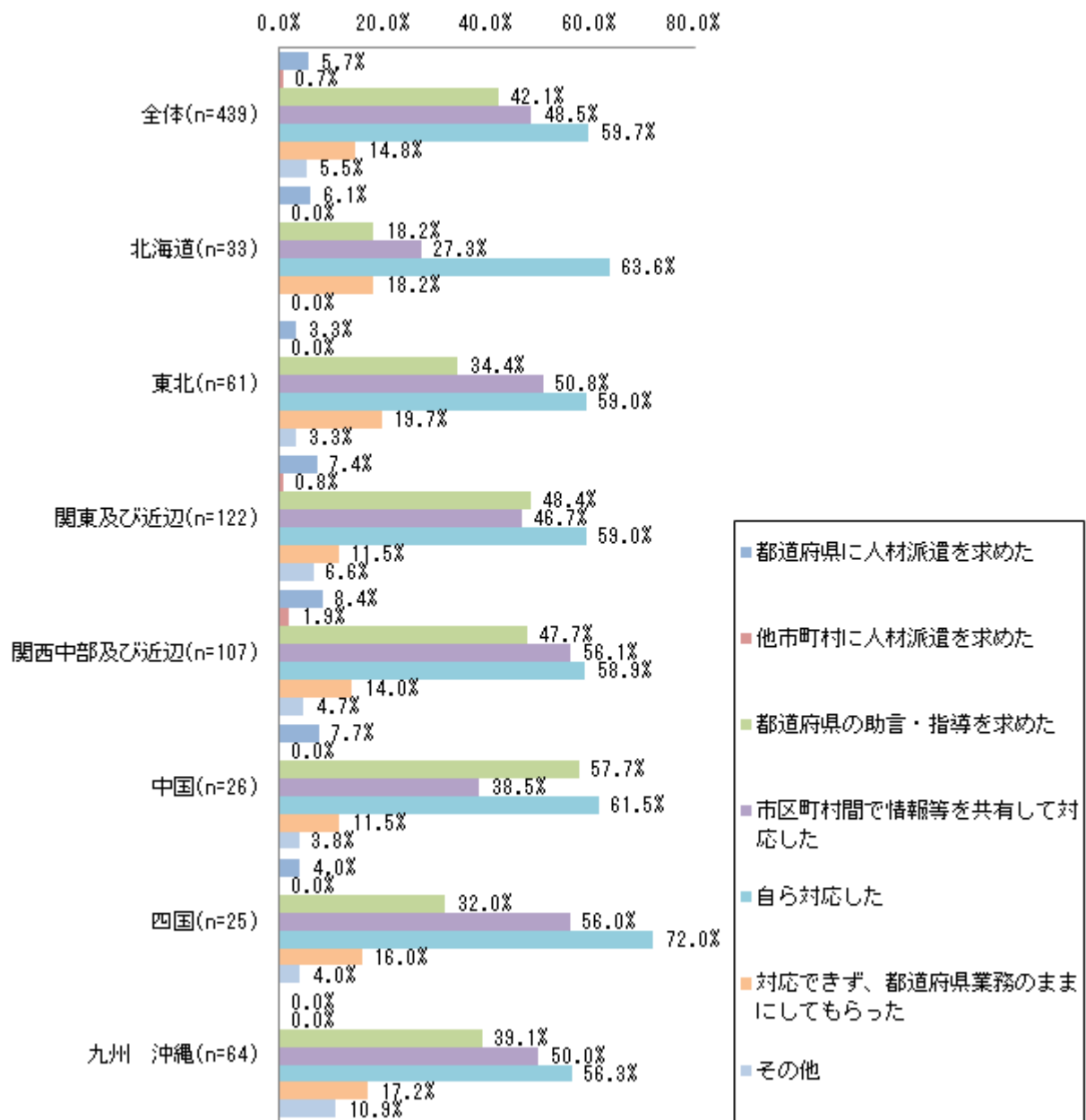
自治体規模別集計において、「自ら対応した」と回答した割合は、「人口30万人以上」で76.2%と最も高く、次いで「10万人以上30万人未満」で68.1%、「政令指定都市」で60.0%となった。

地域別集計において、「自ら対応した」と回答した割合は、「四国」で72.0%と最も高く、次いで「北海道」で63.6%、「中国」で61.5%となった。

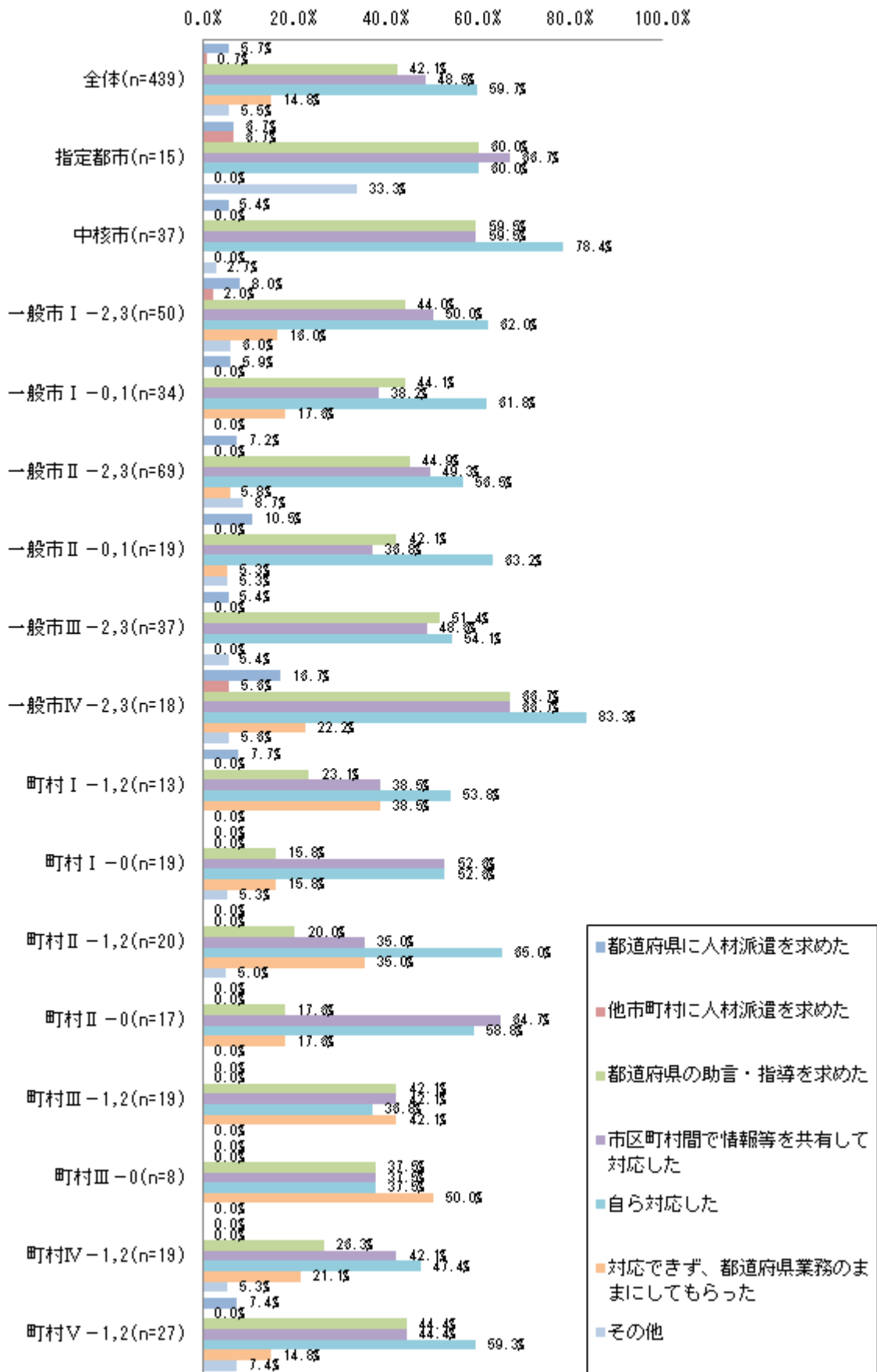
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)

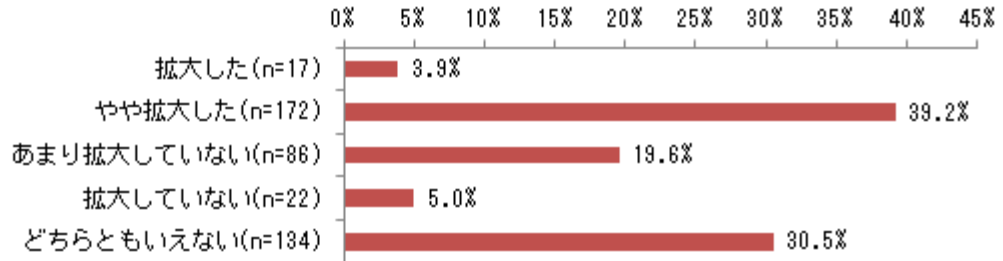


自治体類別別集計 (n=439)



質問6 第1次一括法から第7次一括法が成立し、地方分権改革が進展している現在、市区町村行政の自主性・自立性は拡大したと思いますか。

全体集計 (n=439)

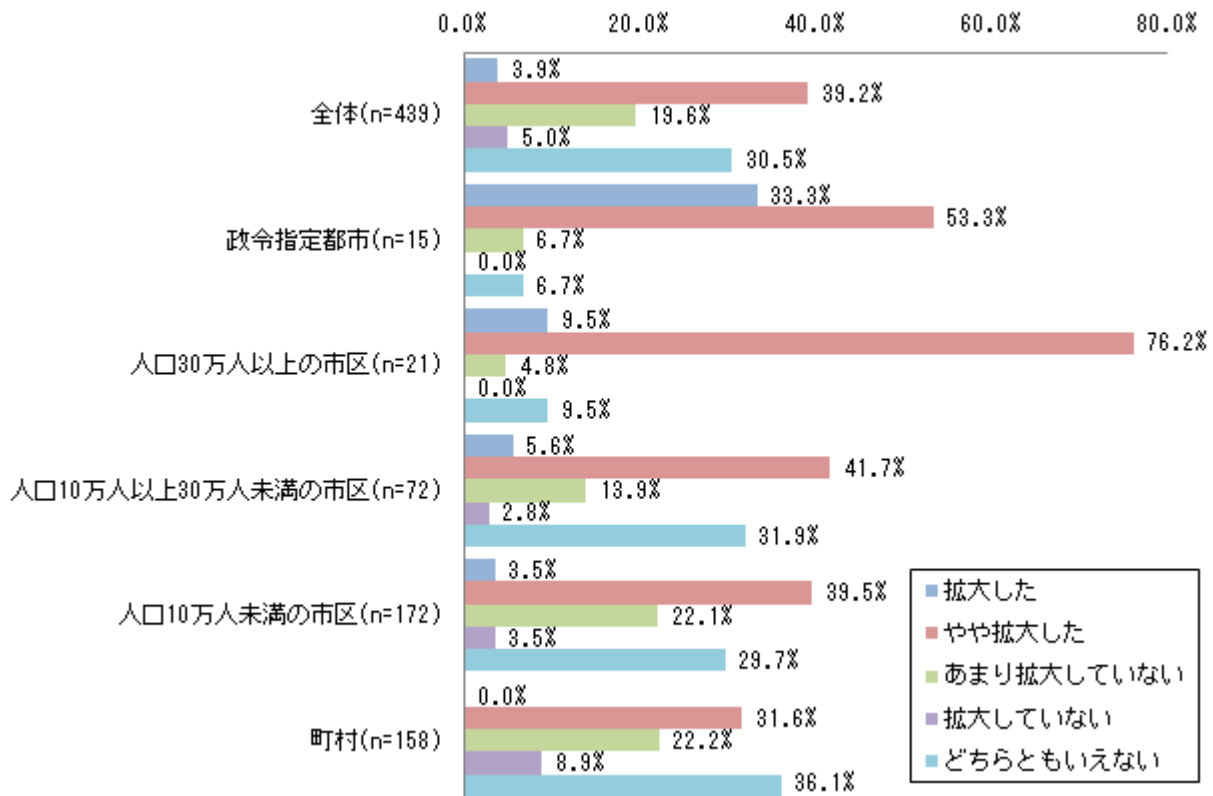


自主性・自立性は拡大したかについては、「やや拡大した」が39.2%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が30.5%、「あまり拡大していない」が19.6%と続いた。

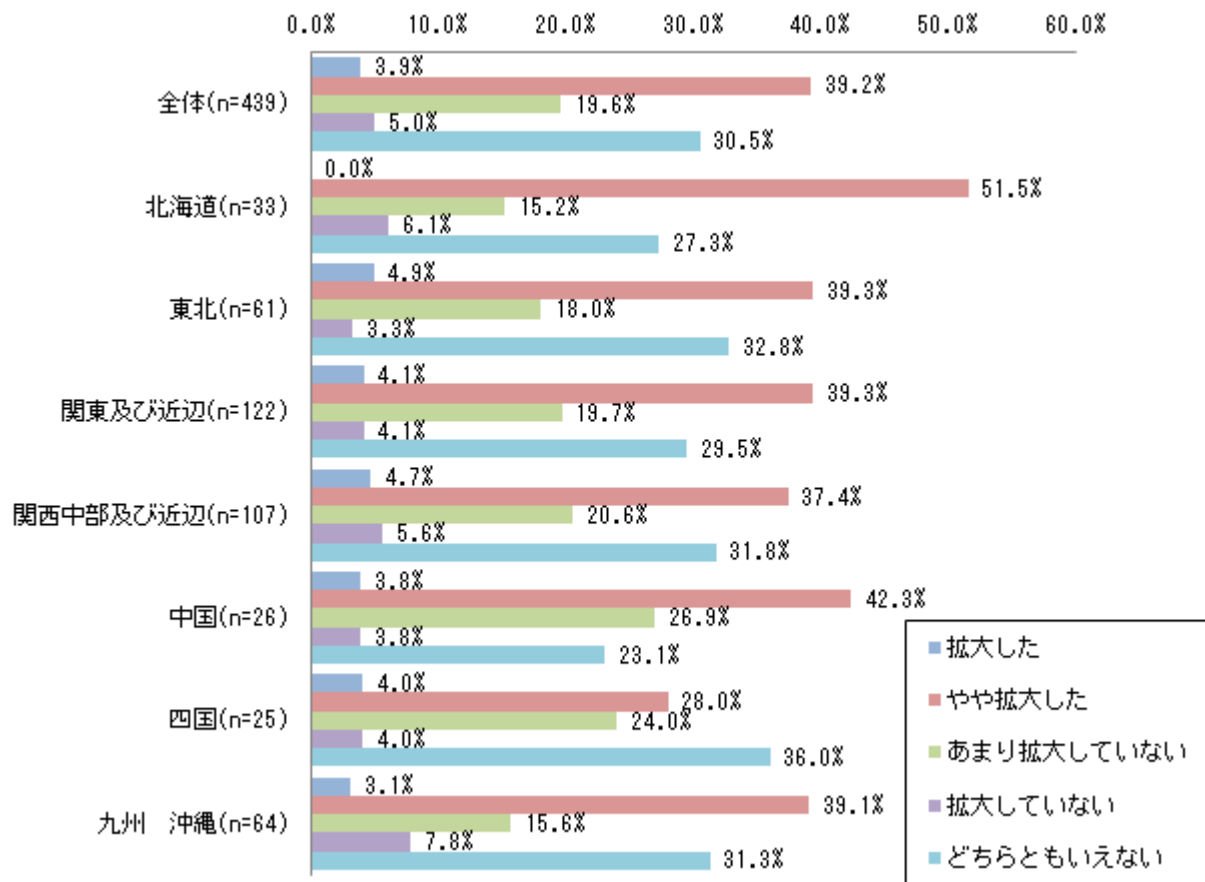
自治体規模別集計において、「やや拡大した」と回答した割合は、「人口30万人以上」で76.2%と最も高く、次いで「政令指定都市」で53.3%、「人口10万人以上30万人未満」で41.7%となった。

地域別集計においては、「北海道」で51.5%と最も高く、次いで「中国」で42.3%、「東北」及び「関東及び近辺」で39.3%となった。

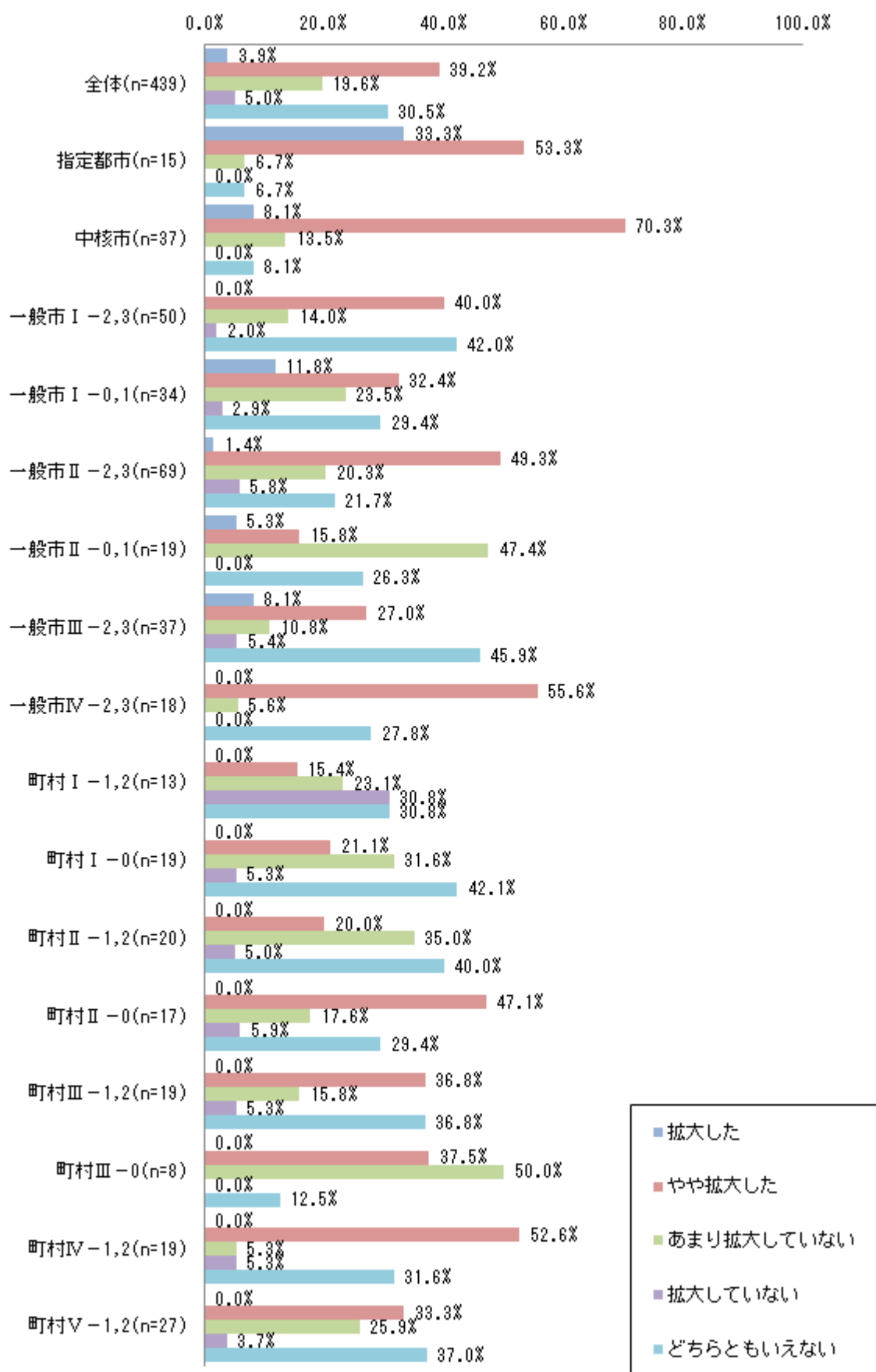
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)



自治体類別別集計 (n=439)



○義務付け・枠付け等

質問7 第2次分権改革において、貴団体では「義務付け・枠付けの見直し」（以下、「義務・枠」という。）の個別事項についてどのように対応されましたか。

【第1次一括法】

- ア 児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定：保育所にあつては、保育室の面積（標準）、保育士の配置（従うべき基準）、屋外遊技場の面積等（参酌すべき基準）（指定都市、中核市、児童相談所設置市へ）
- イ 公営住宅の整備基準及び入居基準の条例制定：共同施設等の整備基準、入居資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準（参酌すべき基準）
- ウ 道路構造の技術的基準の条例制定：構造基準（ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定）、案内標識、警戒標識の寸法（参酌すべき基準）
- エ 市町村立幼稚園の設置廃止等にかかる都道府県教育委員会の認可を事前届出へ
- オ 市町村の中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化：中心市街地活性化に関する基本方針、目標等の内閣総理大臣の認定は廃止し、一部を例示化

【第2次一括法】

- カ 公立高等学校の収容定員の基準の廃止（収容定員の下限の基準）
- キ 公民館運営審議会の委員の委嘱に当たり満たすべき基準の条例制定（参酌すべき基準）
- ク 図書館、博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準の条例制定（参酌すべき基準）
- ケ 公園等のバリアフリー化構造基準の条例制定：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準及び道路の構造に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）
- コ 都市公園の設置基準の条例制定：都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）
- サ 水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）
- シ 公共下水路の構造の技術的基準、終末処理場の維持管理に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）
- ス 計量法の立入検査に係る県・市町村の協議の廃止
- セ 構造改革特別区域計画の内容の義務付けの一部を廃止、例示化：特区の名称、特性、計画の意義、目標等が内閣総理大臣の認定を受ける義務規定となっていたものを廃止し努力目標とした
- ソ 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）

【第3次一括法】

- タ 消防長及び消防署長の資格の条例制定（参酌すべき基準）

【第5次一括法】

- チ 保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

【第6次一括法】

ツ 国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建造物に対する定期点検の見直し：建築主事を置く市町村の倉庫等の建築物について一律に定期点検の対象とされているところ、安全、防火、衛生の観点から支障の無いものについて除外することを可能とした

【第7次一括法】

テ 公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等：公営住宅を集約化する場合、近接地への建替を追加、認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高額所得者の収入基準を条例制定（従うべき基準）

【項目①】 条例制定について

- 1 条例制定は全く行わなかった（規則等の改正のみ）
- 2 個別事項ごとに条例を制定した
- 3 既存条例を改定した
- 4 他の政策部署と連携して、総合的政策の一環として、総合的な条例を制定した
- 5 その他

【項目②】 財源確保について

- 1 新たな財源措置は行っていない
- 2 他の予算を削減して財源を確保した
- 3 新規に予算措置した
- 4 その他

【項目③】 義務・枠の評価について

- 1 メリットが大きかった
- 2 ややメリットがあった
- 3 良い部分もあるが問題もある
- 4 やや問題がある
- 5 かなり問題がある

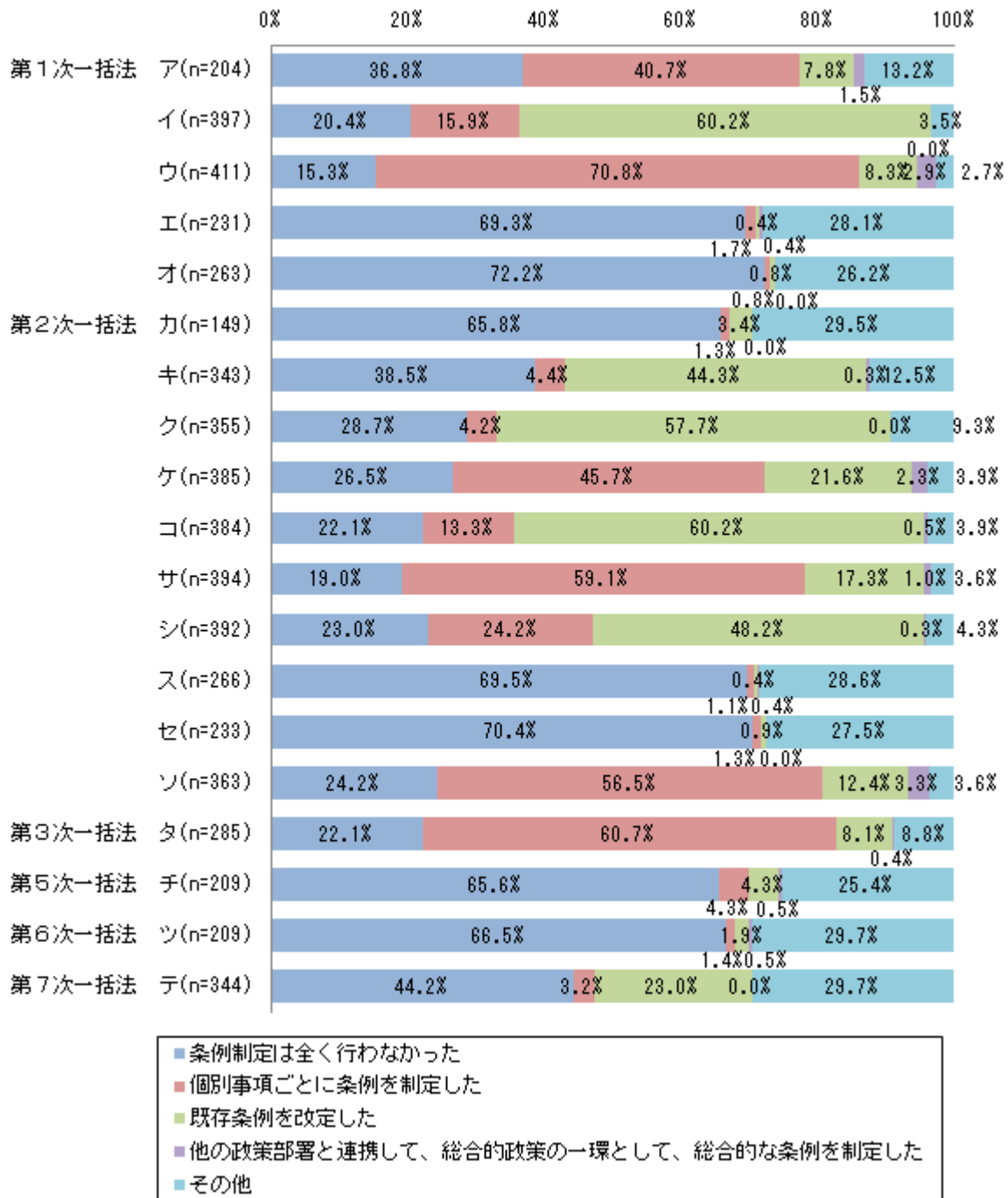
【項目④】 義務・枠の成果について

- 1 関連政策分野の政策を一元的に計画することができた
- 2 自由度が拡大したことによって、効率的な業務ができるようになった
- 3 特段の成果は無かった
- 4 個別政策事項の対象となる案件が無い（少ない）
- 5 その他

【項目⑤】 義務・枠の問題点について

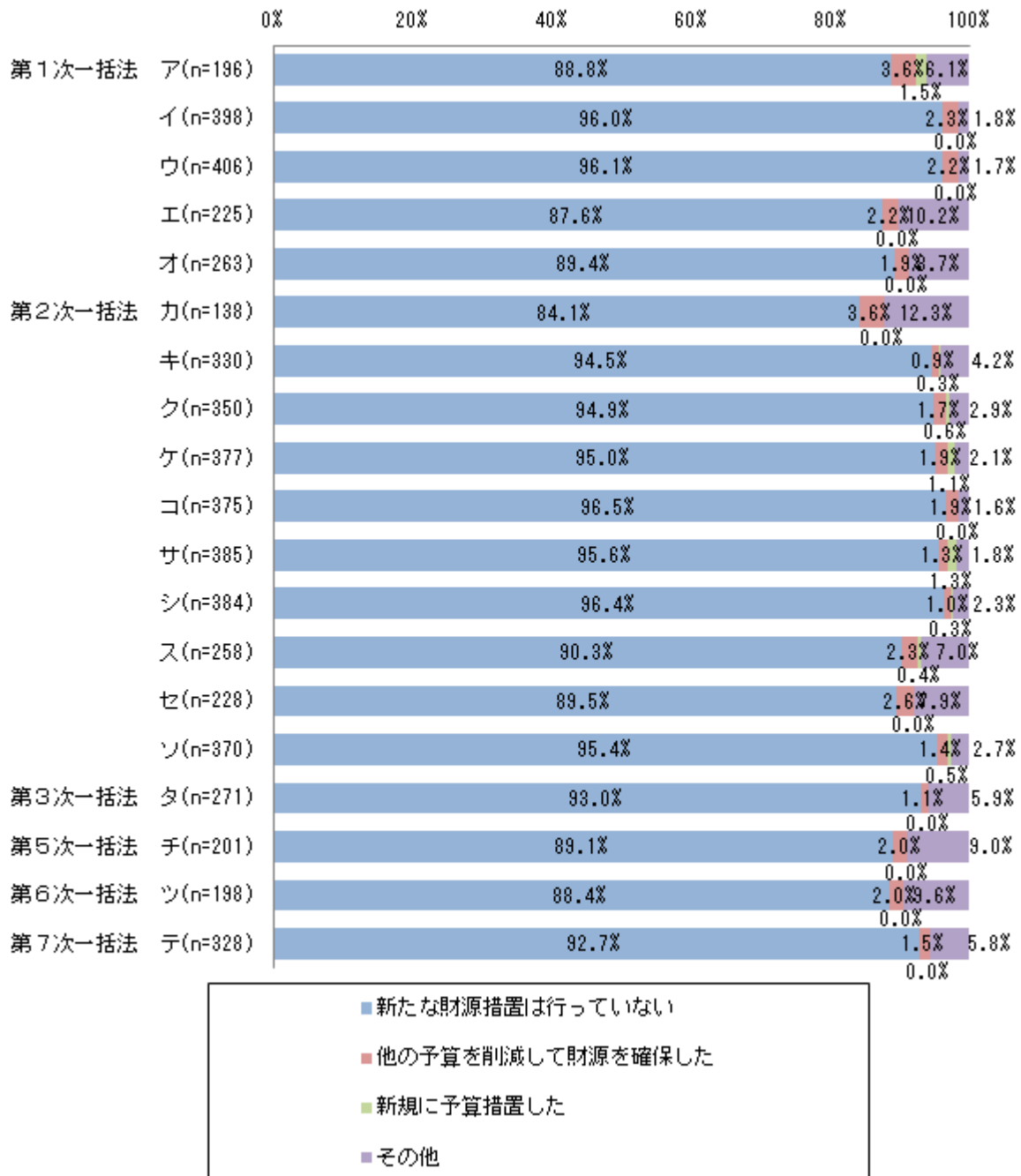
- 1 条例委任の範囲が狭い
- 2 条例に委任する必要性が低い
- 3 基準設定の類型が不適切である
- 4 その他

【項目①】 条例制定について



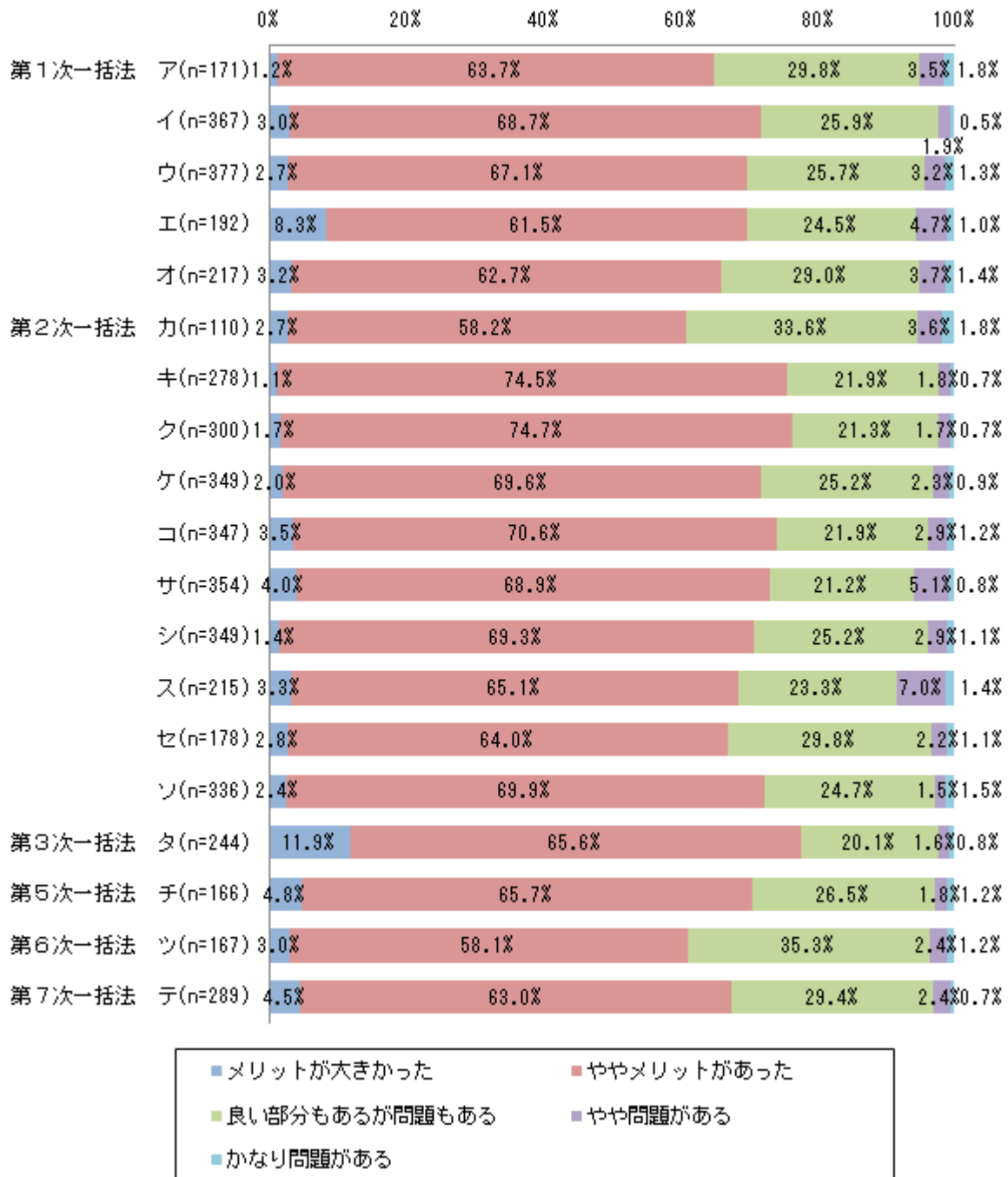
「義務付け・枠付けの見直し」に係る条例制定への対応について、「条例制定は全く行わなかった」と回答した割合は、「第1次一括法 オ 中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化」が72.2%で最も高く、次いで「第2次一括法 セ 構造改革特別区域計画の内容の義務付けの一部を廃止、例示化」が70.4%、「第2次一括法 ス 計量法の立入検査に係る協議の廃止」が69.5%と続いている。

【項目②】 財源確保について



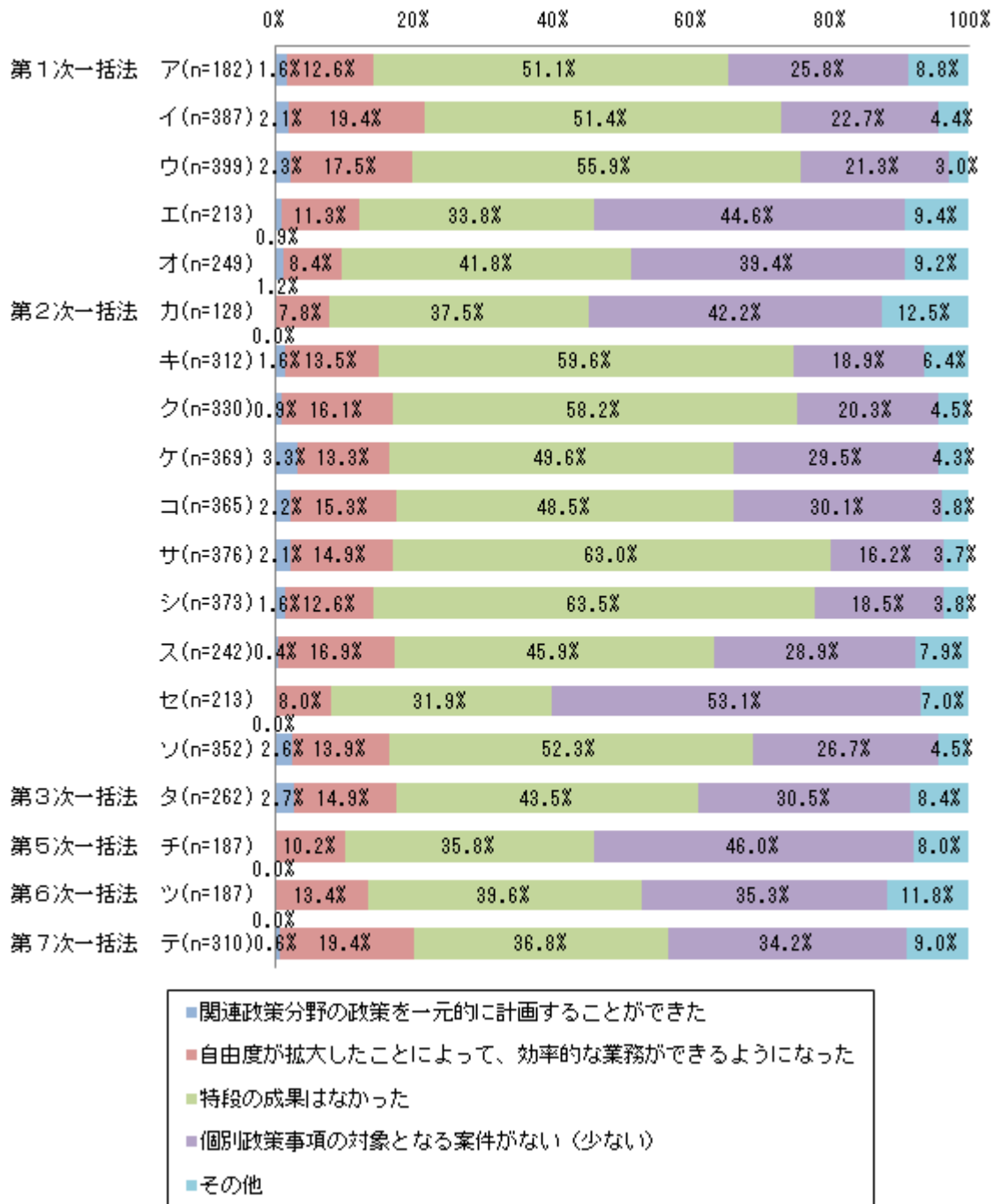
「義務付け・枠付けの見直し」に係る財源確保への対応について、「新たな財源措置は行っていない」と回答した割合は、「第2次一括法 コ 都市公園の設置基準の条例制定」が96.5%で最も高く、次いで「第2次一括法 シ 公共下水路の技術的基準、終末処理場の維持管理に関する基準の条例制定」が96.4%、「第1次一括法 ウ 道路構造の技術的基準の条例制定」が96.1%と続いている。

【項目③】義務付け・枠付けの評価について



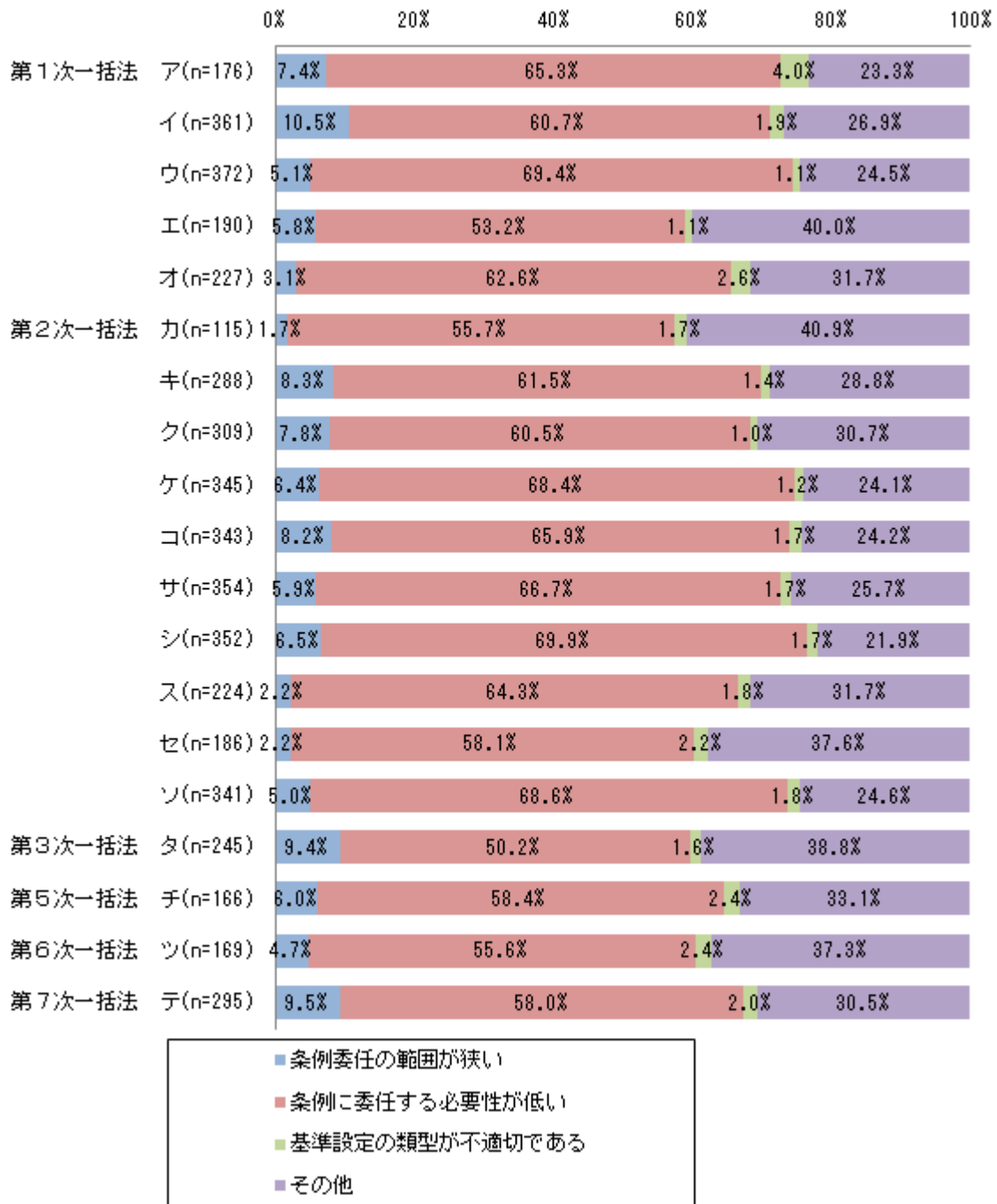
「義務付け・枠付けの見直し」の評価について、「ややメリットがあった」と回答した割合は、「第2次一括法 ク 図書館、博物館協議会委員の任命基準の条例制定」が74.7%で最も高く、次いで「第2次一括法 キ 公民館運営審議会委員の委嘱基準の条例制定」が74.5%、「第2次一括法 コ 都市公園の設置基準の条例制定」が70.6%と続いている。

【項目④】義務付け・枠付けの成果について



「義務付け・枠付けの見直し」による成果について、「特段の成果はなかった」と回答した割合は、「第2次一括法 シ 公共下水路の技術的基準、終末処理場の維持管理に関する基準の条例制定」が63.5%で最も高く、次いで「第2次一括法 サ 水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する監督業務を行う者の基準の条例制定」が63.0%、「第2次一括法 キ 公民館運営審議会委員の委嘱基準の条例制定」が59.6%と続いている。

【項目⑤】義務付け・枠付けの問題点について



「義務付け・枠付けの見直し」の問題点について、「条例に委任する必要性が低い」と回答した割合は、「第2次一括法 シ 公共下水道の技術的基準、終末処理場の維持管理に関する基準の条例制定」が69.9%で最も高く、次いで「第1次一括法 ウ 道路構造の技術的基準の条例制定」が69.4%、「第2次一括法 ソ 高齢者、障害者等の移動等円滑化に関する基準の条例制定」が68.6%と続いている。

全体集計 (n=439)

	項目①条例改正について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の平面上について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	
ア (n=204)	36.8%	40.7%	7.8%	1.5%	13.2%	88.8%	3.6%	1.5%	6.1%	7.1%	1.2%	63.7%	29.8%	3.5%	1.8%	1.6%	12.6%	51.1%	25.8%	8.8%	7.4%	65.3%	4.0%	23.3%	
イ (n=397)	20.4%	15.9%	60.2%	0.0%	3.5%	96.0%	2.3%	0.0%	1.8%	1.8%	3.0%	68.7%	25.9%	1.9%	0.5%	2.1%	19.4%	51.4%	22.7%	4.4%	10.5%	60.7%	1.9%	26.9%	
ウ (n=411)	15.3%	70.8%	8.3%	2.9%	2.7%	96.1%	2.2%	0.0%	1.7%	3.2%	2.7%	67.1%	25.7%	3.2%	1.3%	2.3%	17.5%	55.9%	21.3%	3.0%	5.1%	69.4%	1.1%	24.5%	
エ (n=231)	69.3%	1.7%	0.4%	0.4%	28.1%	87.6%	2.2%	0.0%	10.2%	4.7%	8.3%	61.5%	24.5%	4.7%	1.0%	0.9%	11.3%	33.8%	44.6%	9.4%	5.8%	53.2%	1.1%	40.0%	
オ (n=263)	72.2%	0.8%	0.8%	0.0%	26.2%	89.4%	1.9%	0.0%	8.7%	0.0%	3.2%	62.7%	29.0%	3.7%	1.4%	1.2%	8.4%	41.8%	39.4%	9.2%	3.1%	62.6%	2.6%	31.7%	
カ (n=149)	65.8%	1.3%	3.4%	0.0%	29.5%	84.1%	3.6%	0.0%	12.3%	3.6%	2.7%	58.2%	33.6%	3.6%	1.8%	0.0%	7.8%	37.5%	42.2%	12.5%	1.7%	55.7%	1.7%	40.9%	
キ (n=343)	38.5%	4.4%	44.3%	0.3%	12.5%	94.5%	0.9%	0.3%	4.2%	1.8%	1.1%	74.5%	21.9%	1.8%	0.7%	1.6%	13.5%	59.6%	18.9%	6.4%	8.3%	61.5%	1.4%	28.8%	
ク (n=355)	28.7%	4.2%	57.7%	0.0%	9.3%	94.9%	1.7%	0.6%	2.9%	1.7%	1.7%	74.7%	21.3%	1.7%	0.7%	0.9%	16.1%	58.2%	20.3%	4.5%	7.8%	60.5%	1.0%	30.7%	
ケ (n=385)	26.5%	45.7%	21.6%	2.3%	3.9%	95.0%	1.9%	1.1%	2.1%	2.3%	2.0%	69.6%	25.2%	2.3%	0.9%	3.3%	13.3%	49.6%	29.5%	4.3%	6.4%	68.4%	1.2%	24.1%	
コ (n=384)	22.1%	13.3%	60.2%	0.5%	3.9%	96.5%	1.9%	0.0%	1.6%	2.9%	3.5%	70.6%	21.9%	2.9%	1.2%	2.2%	15.3%	48.5%	30.1%	3.8%	8.2%	65.9%	1.7%	24.2%	
サ (n=394)	19.0%	59.1%	17.3%	1.0%	3.6%	95.6%	1.3%	1.3%	1.8%	5.1%	4.0%	68.9%	21.2%	5.1%	0.8%	2.1%	14.9%	63.0%	16.2%	3.7%	5.9%	66.7%	1.7%	25.7%	
シ (n=392)	23.0%	24.2%	48.2%	0.3%	4.3%	96.4%	1.0%	0.3%	2.3%	2.9%	1.4%	69.3%	25.2%	2.9%	1.1%	1.6%	12.6%	63.5%	18.5%	3.8%	6.5%	69.9%	1.7%	21.9%	
ス (n=266)	69.5%	1.1%	0.4%	0.4%	28.6%	90.3%	2.3%	0.4%	7.0%	7.0%	3.3%	65.1%	23.3%	7.0%	1.4%	0.4%	16.9%	45.9%	28.9%	7.9%	2.2%	64.3%	1.8%	31.7%	
セ (n=233)	70.4%	1.3%	0.9%	0.0%	27.5%	89.5%	2.6%	0.0%	7.9%	2.2%	2.8%	64.0%	29.8%	2.2%	1.1%	0.0%	8.0%	31.9%	53.1%	7.0%	2.2%	58.1%	2.2%	37.6%	
ソ (n=363)	24.2%	56.5%	12.4%	3.3%	3.6%	95.4%	1.4%	0.5%	2.7%	1.5%	2.4%	69.9%	24.7%	1.5%	1.5%	2.6%	13.9%	52.3%	26.7%	4.5%	5.0%	68.6%	1.8%	24.6%	
タ (n=285)	22.1%	60.7%	8.1%	0.4%	8.8%	93.0%	1.1%	0.0%	5.9%	1.6%	11.9%	65.6%	20.1%	1.6%	0.8%	2.7%	14.9%	43.5%	30.5%	8.4%	9.4%	50.2%	1.6%	38.8%	
チ (n=209)	65.6%	4.3%	4.3%	0.5%	25.4%	89.1%	2.0%	0.0%	9.0%	1.8%	4.8%	65.7%	26.5%	1.8%	1.2%	0.0%	10.2%	35.8%	46.0%	8.0%	6.0%	58.4%	2.4%	33.1%	
ツ (n=209)	66.5%	1.4%	1.9%	0.5%	29.7%	88.4%	2.0%	0.0%	9.6%	2.4%	3.0%	58.1%	35.3%	2.4%	1.2%	0.0%	13.4%	39.6%	35.3%	11.8%	4.7%	55.6%	2.4%	37.3%	
テ (n=344)	44.2%	3.2%	23.0%	0.0%	29.7%	92.7%	1.5%	0.0%	5.8%	2.4%	4.5%	63.0%	29.4%	2.4%	0.7%	0.6%	19.4%	36.8%	34.2%	9.0%	9.5%	58.0%	2.0%	30.5%	

自治体規模別集計 (n=439)

政令指定都市

	項目①条例改正について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の平面上について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	ア(n=10)	0.0%	90.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	ア(n=14)	0.0%	7.1%	ア(n=12)	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	ア(n=10)	10.0%	10.0%	30.0%	10.0%	40.0%	ア(n=11)	18.2%	54.5%	0.0%
イ(n=15)	0.0%	6.7%	93.3%	0.0%	0.0%	0.0%	イ(n=15)	100.0%	0.0%	イ(n=15)	20.0%	53.3%	26.7%	0.0%	イ(n=4)	0.0%	42.9%	50.0%	7.1%	0.0%	イ(n=11)	0.0%	54.5%	9.1%	36.4%
ウ(n=14)	0.0%	92.9%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	ウ(n=13)	100.0%	0.0%	ウ(n=13)	15.4%	69.2%	7.7%	0.0%	ウ(n=13)	0.0%	38.5%	46.2%	7.7%	7.7%	ウ(n=11)	18.2%	36.4%	0.0%	45.5%
エ(n=8)	37.5%	0.0%	0.0%	12.5%	50.0%	0.0%	エ(n=9)	88.9%	0.0%	エ(n=7)	14.3%	71.4%	14.3%	0.0%	エ(n=8)	0.0%	12.5%	50.0%	37.5%	0.0%	エ(n=5)	0.0%	40.0%	0.0%	60.0%
オ(n=8)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	オ(n=9)	88.9%	0.0%	オ(n=6)	16.7%	66.7%	16.7%	0.0%	オ(n=8)	25.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	オ(n=6)	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%
カ(n=12)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	カ(n=13)	92.3%	7.7%	カ(n=8)	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	カ(n=11)	0.0%	0.0%	36.4%	45.5%	18.2%	カ(n=7)	0.0%	28.6%	0.0%	71.4%
キ(n=8)	12.5%	0.0%	62.5%	0.0%	25.0%	0.0%	キ(n=8)	100.0%	0.0%	キ(n=6)	16.7%	66.7%	16.7%	0.0%	キ(n=8)	0.0%	12.5%	62.5%	20.0%	12.5%	キ(n=9)	16.7%	50.0%	0.0%	33.3%
ク(n=13)	0.0%	0.0%	84.6%	0.0%	15.4%	0.0%	ク(n=14)	100.0%	0.0%	ク(n=10)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	ク(n=10)	0.0%	0.0%	70.0%	20.0%	0.0%	ク(n=9)	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%
ケ(n=14)	7.1%	42.9%	42.9%	7.1%	0.0%	0.0%	ケ(n=14)	100.0%	0.0%	ケ(n=12)	8.3%	83.3%	8.3%	0.0%	ケ(n=14)	14.3%	14.3%	57.1%	7.1%	7.1%	ケ(n=12)	8.3%	50.0%	0.0%	41.7%
コ(n=14)	7.1%	7.1%	85.7%	0.0%	0.0%	0.0%	コ(n=14)	100.0%	0.0%	コ(n=12)	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	コ(n=4)	7.1%	35.7%	35.7%	14.3%	7.1%	コ(n=11)	0.0%	63.6%	0.0%	36.4%
ク(n=15)	13.3%	53.3%	20.0%	6.7%	6.7%	0.0%	ク(n=14)	100.0%	0.0%	ク(n=12)	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	ク(n=13)	15.4%	15.4%	61.5%	7.7%	0.0%	ク(n=11)	0.0%	63.6%	0.0%	36.4%
シ(n=14)	21.4%	28.6%	42.9%	0.0%	7.1%	0.0%	シ(n=14)	100.0%	0.0%	シ(n=13)	0.0%	92.3%	7.7%	0.0%	シ(n=4)	0.0%	14.3%	64.3%	14.3%	7.1%	シ(n=13)	7.7%	61.5%	0.0%	30.8%
ス(n=13)	53.8%	0.0%	0.0%	0.0%	46.2%	0.0%	ス(n=14)	100.0%	0.0%	ス(n=11)	0.0%	63.6%	9.1%	27.3%	ス(n=14)	0.0%	14.3%	71.4%	14.3%	0.0%	ス(n=11)	0.0%	54.5%	9.1%	36.4%
セ(n=11)	54.5%	0.0%	0.0%	0.0%	45.5%	0.0%	セ(n=12)	91.7%	0.0%	セ(n=8)	0.0%	87.5%	12.5%	0.0%	セ(n=12)	0.0%	8.3%	25.0%	58.3%	8.3%	セ(n=7)	0.0%	28.6%	0.0%	71.4%
ソ(n=12)	0.0%	75.0%	16.7%	8.3%	0.0%	0.0%	ソ(n=14)	100.0%	0.0%	ソ(n=13)	23.1%	85.7%	7.7%	0.0%	ソ(n=12)	16.7%	16.7%	66.7%	0.0%	0.0%	ソ(n=12)	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%
タ(n=15)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	タ(n=15)	100.0%	0.0%	タ(n=15)	7.1%	85.7%	7.1%	0.0%	タ(n=15)	0.0%	0.0%	66.7%	20.0%	13.3%	タ(n=10)	10.0%	60.0%	0.0%	30.0%
チ(n=6)	50.0%	16.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	チ(n=7)	100.0%	0.0%	チ(n=4)	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	チ(n=6)	0.0%	33.3%	16.7%	50.0%	0.0%	チ(n=3)	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%
ツ(n=10)	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	ツ(n=10)	100.0%	0.0%	ツ(n=7)	0.0%	71.4%	28.6%	0.0%	ツ(n=9)	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	ツ(n=7)	0.0%	57.1%	0.0%	42.9%
テ(n=13)	15.4%	0.0%	15.4%	0.0%	69.2%	0.0%	テ(n=14)	92.9%	0.0%	テ(n=10)	0.0%	70.0%	30.0%	0.0%	テ(n=13)	0.0%	23.1%	23.1%	53.8%	0.0%	テ(n=10)	0.0%	40.0%	0.0%	60.0%

30万人以上

	項目①条例改正について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の平面上について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	ア(n=20)	5.0%	75.0%	5.0%	10.0%	5.0%	ア(n=19)	89.5%	0.0%	5.3%	ア(n=18)	0.0%	61.1%	33.3%	5.6%	ア(n=18)	0.0%	27.8%	66.7%	0.0%	5.6%	ア(n=18)	0.0%	72.2%	16.7%
イ(n=21)	0.0%	4.8%	95.2%	0.0%	0.0%	イ(n=21)	100.0%	0.0%	0.0%	イ(n=21)	0.0%	81.0%	19.0%	0.0%	イ(n=21)	0.0%	9.5%	61.9%	19.0%	9.5%	イ(n=19)	5.3%	63.2%	0.0%	31.6%
ウ(n=20)	5.0%	95.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ウ(n=20)	100.0%	0.0%	0.0%	ウ(n=19)	0.0%	78.9%	21.1%	0.0%	ウ(n=20)	0.0%	30.0%	30.0%	40.0%	0.0%	ウ(n=17)	0.0%	82.4%	0.0%	17.6%
エ(n=14)	64.3%	0.0%	0.0%	0.0%	35.7%	0.0%	エ(n=14)	78.6%	0.0%	エ(n=12)	25.0%	66.7%	8.3%	0.0%	エ(n=13)	0.0%	15.4%	15.4%	53.8%	15.4%	エ(n=12)	16.7%	25.0%	0.0%	58.3%
オ(n=17)	64.7%	0.0%	0.0%	0.0%	35.3%	0.0%	オ(n=18)	94.4%	0.0%	オ(n=15)	0.0%	86.7%	13.3%	0.0%	オ(n=18)	0.0%	5.6%	61.1%	33.3%	0.0%	オ(n=16)	6.3%	81.3%	0.0%	12.5%
カ(n=11)	90.9%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	カ(n=11)	90.9%	0.0%	カ(n=9)	11.1%	77.8%	11.1%	0.0%	カ(n=10)	0.0%	10.0%	50.0%	30.0%	10.0%	カ(n=10)	0.0%	70.0%	0.0%	30.0%
ク(n=20)	31.6%	0.0%	52.6%	0.0%	15.8%	0.0%	ク(n=18)	94.4%	0.0%	ク(n=16)	6.3%	81.3%	12.5%	0.0%	ク(n=16)	0.0%	12.5%	56.3%	18.8%	12.5%	ク(n=16)	0.0%	62.5%	0.0%	37.5%
ケ(n=20)	15.0%	0.0%	75.0%	0.0%	10.0%	0.0%	ケ(n=21)	81.0%	9.5%	ケ(n=18)	0.0%	77.8%	22.2%	0.0%	ケ(n=17)	0.0%	29.4%	64.7%	0.0%	5.9%	ケ(n=17)	5.9%	58.8%	0.0%	35.3%
コ(n=21)	4.8%	4.8%	85.7%	4.8%	0.0%	コ(n=21)	100.0%	0.0%	0.0%	コ(n=21)	9.5%	76.2%	14.3%	0.0%	コ(n=21)	9.5%	19.0%	61.9%	9.5%	0.0%	コ(n=20)	20.0%	65.0%	0.0%	15.0%
サ(n=21)	0.0%	81.0%	14.3%	4.8%	0.0%	サ(n=21)	100.0%	0.0%	0.0%	サ(n=20)	5.0%	85.0%	5.0%	0.0%	サ(n=21)	0.0%	4.8%	76.2%	14.3%	4.8%	サ(n=20)	5.0%	60.0%	0.0%	35.0%
シ(n=21)	9.5%	14.3%	71.4%	0.0%	4.8%	0.0%	シ(n=21)	100.0%	0.0%	シ(n=18)	0.0%	88.9%	11.1%	0.0%	シ(n=19)	0.0%	10.5%	78.9%	10.5%	0.0%	シ(n=18)	11.1%	61.1%	0.0%	27.8%
ス(n=19)	68.4%	0.0%	0.0%	0.0%	31.6%	0.0%	ス(n=18)	83.3%	0.0%	ス(n=16)	0.0%	81.3%	6.3%	12.5%	ス(n=18)	5.6%	22.2%	50.0%	16.7%	5.6%	ス(n=16)	6.3%	68.8%	0.0%	25.0%
セ(n=15)	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	セ(n=15)	93.3%	0.0%	セ(n=12)	8.3%	75.0%	8.3%	0.0%	セ(n=15)	0.0%	13.3%	26.7%	60.0%	0.0%	セ(n=12)	0.0%	41.7%	0.0%	58.3%
ソ(n=18)	11.1%	88.9%	0.0%	0.0%	0.0%	ソ(n=20)	100.0%	0.0%	0.0%	ソ(n=19)	0.0%	84.2%	15.8%	0.0%	ソ(n=19)	0.0%	15.8%	57.9%	21.1%	5.3%	ソ(n=20)	20.0%	70.0%	0.0%	10.0%
タ(n=20)	0.0%	95.0%	0.0%	0.0%	0.0%	タ(n=19)	100.0%	0.0%	0.0%	タ(n=17)	23.5%	70.6%	5.9%	0.0%	タ(n=18)	0.0%	11.1%	88.9%	38.9%	11.1%	タ(n=17)	17.6%	41.2%	0.0%	41.2%
チ(n=11)	63.6%	0.0%	0.0%	0.0%	36.4%	0.0%	チ(n=11)	81.8%	0.0%	チ(n=9)	22.2%	77.8%	0.0%	0.0%	チ(n=10)	0.0%	0.0%	60.0%	30.0%	10.0%	チ(n=9)	0.0%	77.8%	0.0%	22.2%
ツ(n=18)	55.6%	0.0%	0.0%	0.0%	44.4%	0.0%	ツ(n=18)	94.4%	0.0%	ツ(n=18)	0.0%	55.6%	44.4%	0.0%	ツ(n=18)	0.0%	27.8%	22.2%	44.4%	5.6%	ツ(n=18)	5.6%	50.0%	0.0%	44.4%
テ(n=20)	10.0%	0.0%	55.0%	0.0%	35.0%	0.0%	テ(n=18)	94.4%	0.0%	テ(n=18)	5.6%	61.1%	33.3%	0.0%	テ(n=18)	0.0%	11.1%	33.3%	27.8%	27.8%	テ(n=17)	0.0%	58.8%	5.9%	35.3%

10万人以上30万人未満

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア (n=16)	18.8%	62.5%	0.0%	0.0%	18.8%	93.8%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	75.0%	12.5%	6.3%	6.3%	0.0%	17.6%	58.8%	11.8%	11.8%	13.3%	67.0%	6.7%	2.0%	20.0%
イ (n=66)	7.6%	16.7%	72.7%	0.0%	3.0%	98.5%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	79.0%	17.7%	3.2%	3.2%	3.1%	23.4%	51.6%	20.3%	1.8%	6.9%	60.2%	1.7%	24.1%	24.1%
ウ (n=69)	1.4%	84.1%	5.8%	5.8%	2.9%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	68.7%	23.9%	6.0%	1.5%	1.5%	20.6%	64.7%	13.2%	0.0%	0.0%	84.4%	1.6%	14.1%	14.1%
エ (n=36)	77.8%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	94.1%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	17.2%	72.4%	10.3%	0.0%	0.0%	3.0%	21.2%	21.2%	45.5%	9.1%	3.6%	53.6%	0.0%	42.9%	42.9%
オ (n=46)	73.9%	0.0%	0.0%	0.0%	26.1%	91.8%	0.0%	0.0%	8.2%	0.0%	2.6%	71.8%	25.6%	0.0%	0.0%	0.0%	17.0%	25.5%	46.8%	10.6%	5.0%	47.5%	2.5%	45.0%	45.0%
カ (n=16)	56.3%	0.0%	12.5%	0.0%	31.3%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	42.9%	50.0%	0.0%	0.0%	54.5%	2.0%	45.0%	45.0%
キ (n=58)	25.9%	1.7%	67.2%	0.0%	5.2%	98.2%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	83.0%	17.0%	0.0%	0.0%	1.9%	15.4%	71.2%	7.7%	3.8%	12.8%	57.4%	2.1%	27.7%	27.7%
ク (n=65)	15.4%	3.1%	78.5%	0.0%	3.1%	96.8%	0.0%	1.6%	1.6%	0.0%	1.9%	80.8%	15.4%	1.9%	0.0%	5.0%	18.3%	61.7%	11.7%	3.3%	10.9%	63.6%	0.0%	25.5%	25.5%
ケ (n=67)	11.9%	58.2%	23.9%	4.5%	1.5%	92.4%	1.5%	6.1%	0.0%	0.0%	3.0%	77.3%	16.7%	1.5%	1.5%	7.7%	21.5%	46.2%	21.5%	3.1%	14.5%	73.3%	0.0%	21.7%	21.7%
コ (n=69)	8.7%	11.6%	78.3%	1.4%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	82.1%	10.4%	3.0%	3.0%	3.0%	22.7%	40.9%	30.3%	3.0%	5.0%	78.1%	3.2%	24.2%	24.2%
サ (n=67)	1.5%	80.6%	16.4%	1.5%	0.0%	97.0%	0.0%	1.5%	1.5%	0.0%	6.3%	76.6%	12.5%	4.7%	0.0%	1.5%	16.7%	66.7%	10.6%	4.5%	8.1%	66.1%	1.6%	24.2%	24.2%
シ (n=66)	7.6%	24.2%	66.7%	0.0%	1.5%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	73.0%	22.2%	3.2%	0.0%	0.0%	12.5%	66.8%	17.2%	1.6%	3.4%	78.0%	3.4%	15.3%	15.3%
ス (n=41)	63.4%	0.0%	0.0%	2.4%	34.1%	90.0%	2.5%	2.5%	5.0%	0.0%	5.4%	70.3%	18.9%	2.7%	2.7%	0.0%	25.0%	42.5%	30.0%	2.5%	0.0%	72.2%	0.0%	27.8%	27.8%
セ (n=33)	63.6%	0.0%	0.0%	0.0%	36.4%	88.6%	2.9%	0.0%	8.6%	0.0%	3.8%	80.8%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	20.6%	67.6%	0.0%	3.7%	55.6%	0.0%	40.7%	40.7%
ソ (n=57)	12.3%	61.4%	15.8%	10.5%	0.0%	95.1%	0.0%	3.3%	1.6%	0.0%	0.0%	80.0%	15.0%	1.7%	3.3%	5.4%	16.1%	51.8%	25.0%	1.8%	7.0%	73.7%	1.8%	17.5%	17.5%
タ (n=58)	6.9%	82.8%	8.6%	0.0%	1.7%	98.2%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	18.5%	70.4%	11.1%	0.0%	0.0%	5.4%	21.4%	46.4%	19.6%	7.1%	11.3%	45.3%	0.0%	43.4%	43.4%
チ (n=21)	66.7%	0.0%	9.5%	0.0%	23.8%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	95.2%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	16.7%	54.2%	4.2%	15.0%	40.0%	0.0%	45.0%	45.0%
ツ (n=51)	62.7%	0.0%	2.0%	0.0%	35.3%	90.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	6.7%	55.6%	37.8%	0.0%	0.0%	0.0%	18.4%	53.1%	14.3%	14.3%	5.0%	55.0%	2.6%	37.5%	37.5%
テ (n=60)	23.3%	5.0%	31.7%	0.0%	40.0%	91.5%	1.7%	0.0%	6.8%	0.0%	7.4%	72.2%	18.5%	1.9%	0.0%	1.8%	25.5%	38.2%	25.5%	9.1%	13.7%	62.7%	0.0%	23.5%	23.5%

10万人未満

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア (n=62)	33.9%	41.9%	3.2%	0.0%	21.0%	84.7%	5.1%	1.7%	8.5%	0.0%	0.0%	76.1%	19.6%	2.2%	2.2%	3.8%	11.5%	51.9%	21.2%	11.5%	4.0%	68.0%	0.0%	28.0%	28.0%
イ (n=154)	17.5%	13.0%	64.3%	0.0%	5.2%	94.9%	3.2%	0.0%	1.9%	0.0%	3.4%	69.0%	26.2%	0.7%	0.7%	1.9%	15.6%	57.8%	18.8%	5.8%	13.6%	59.2%	1.4%	25.9%	25.9%
ウ (n=165)	10.9%	78.2%	7.3%	1.2%	2.4%	95.7%	3.0%	0.0%	1.2%	0.0%	2.0%	70.2%	23.2%	3.3%	1.3%	3.8%	12.5%	66.3%	14.4%	3.1%	5.9%	66.4%	0.7%	27.0%	27.0%
エ (n=86)	66.3%	1.2%	0.0%	0.0%	32.6%	85.6%	4.4%	0.0%	10.0%	0.0%	5.1%	68.4%	21.5%	3.8%	1.3%	1.1%	5.7%	44.8%	35.6%	12.6%	5.3%	56.6%	0.0%	38.2%	38.2%
オ (n=102)	70.6%	0.0%	0.0%	0.0%	29.4%	85.6%	4.8%	0.0%	9.6%	0.0%	3.4%	64.8%	25.0%	4.5%	2.3%	1.0%	5.1%	53.1%	29.6%	11.2%	2.2%	67.4%	3.4%	27.0%	27.0%
カ (n=44)	56.8%	2.3%	4.5%	0.0%	36.4%	76.2%	7.1%	0.0%	16.7%	0.0%	2.9%	70.6%	20.6%	2.9%	2.9%	0.0%	5.0%	50.0%	22.5%	22.5%	0.0%	61.1%	0.0%	38.9%	38.9%
キ (n=138)	31.9%	2.9%	62.2%	0.7%	12.3%	92.6%	2.2%	0.7%	4.4%	0.0%	0.0%	78.4%	18.0%	2.7%	0.9%	3.1%	11.0%	68.5%	11.8%	5.5%	8.7%	61.7%	0.0%	29.6%	29.6%
ク (n=144)	22.2%	2.8%	68.8%	0.0%	6.3%	95.2%	2.8%	0.0%	2.1%	0.0%	1.6%	77.6%	18.4%	1.6%	0.8%	0.0%	12.9%	67.9%	15.0%	4.3%	5.5%	60.9%	0.0%	33.6%	33.6%
ケ (n=158)	17.7%	53.8%	24.7%	1.3%	2.5%	94.9%	3.2%	0.0%	1.9%	0.0%	0.7%	73.2%	23.5%	2.0%	0.7%	2.6%	12.2%	55.8%	26.9%	2.6%	6.8%	69.6%	1.4%	22.3%	22.3%
コ (n=162)	15.4%	17.9%	62.3%	0.0%	4.3%	95.0%	4.4%	0.0%	0.6%	0.0%	2.0%	73.2%	21.5%	2.7%	0.7%	1.9%	13.5%	57.1%	25.0%	2.6%	7.4%	67.8%	1.3%	23.5%	23.5%
カ (n=154)	13.6%	65.6%	17.5%	0.0%	3.2%	95.4%	2.0%	2.0%	0.7%	0.0%	1.4%	73.8%	17.7%	6.4%	0.7%	2.0%	14.8%	71.1%	10.1%	2.0%	4.9%	71.1%	1.4%	22.5%	22.5%
シ (n=157)	19.7%	23.6%	53.5%	0.0%	3.2%	96.1%	1.9%	0.0%	1.9%	0.0%	1.4%	74.8%	18.9%	2.8%	2.1%	2.7%	14.0%	70.0%	11.3%	2.0%	8.3%	72.9%	1.4%	17.4%	17.4%
ス (n=95)	68.4%	0.0%	0.0%	0.0%	31.6%	89.6%	3.1%	0.0%	7.3%	0.0%	5.1%	68.4%	21.5%	3.8%	1.3%	0.0%	16.7%	47.8%	25.6%	10.8%	1.2%	69.9%	1.2%	27.7%	27.7%
セ (n=83)	72.3%	0.0%	0.0%	0.0%	27.7%	88.1%	3.6%	0.0%	8.3%	0.0%	2.9%	67.6%	27.9%	0.0%	1.5%	0.0%	3.8%	38.0%	49.4%	8.9%	1.4%	66.7%	2.9%	29.0%	29.0%
ソ (n=147)	16.3%	63.3%	14.3%	2.0%	4.1%	94.6%	3.4%	0.0%	2.0%	0.0%	1.5%	72.3%	23.4%	1.5%	1.5%	3.8%	14.3%	59.9%	20.4%	3.4%	2.9%	72.1%	2.1%	22.9%	22.9%
タ (n=110)	10.0%	70.0%	9.1%	0.9%	10.0%	89.8%	2.8%	0.0%	7.4%	0.0%	11.2%	70.4%	16.3%	1.0%	1.0%	3.8%	15.1%	45.3%	29.2%	6.8%	9.1%	52.5%	2.0%	36.4%	36.4%
チ (n=80)	63.8%	2.5%	2.5%	0.0%	31.3%	85.0%	3.8%	0.0%	11.3%	0.0%	6.5%	66.1%	24.2%	1.6%	1.6%	0.0%	6.9%	38.9%	41.7%	12.5%	3.2%	66.1%	1.6%	29.0%	29.0%
ツ (n=55)	63.6%	0.0%	1.8%	0.0%	34.5%	83.3%	5.6%	0.0%	11.1%	0.0%	2.3%	72.1%	20.9%	2.3%	2.3%	0.0%	7.8%	41.2%	37.3%	13.7%	6.7%	62.2%	0.0%	31.1%	31.1%
テ (n=135)	48.9%	2.2%	20.7%	0.0%	28.1%	93.8%	2.3%	0.0%	3.8%	0.0%	4.2%	65.5%	27.7%	1.7%	0.8%	0.0%	18.4%	43.2%	32.8%	5.6%	10.0%	60.8%	1.7%	27.5%	27.5%

町村

	項目①系列改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について								
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5				
ア (n=95)	51.6%	24.2%	13.7%	0.0%	10.5%	89.7%	4.6%	1.1%	4.6%	4.6%	2.6%	55.1%	37.2%	3.8%	1.3%	0.0%	9.5%	48.8%	38.1%	3.6%	0.0%	2.3%	48.8%	38.1%	3.6%	8.6%	65.4%	3.7%	22.2%
イ (n=140)	34.3%	21.4%	41.4%	0.0%	2.9%	94.9%	2.2%	0.0%	2.9%	0.8%	2.4%	63.4%	30.1%	3.3%	0.8%	0.0%	2.3%	42.9%	30.1%	3.8%	0.0%	3.8%	42.9%	30.1%	3.8%	10.4%	60.0%	2.4%	27.2%
ウ (n=142)	29.6%	50.7%	12.7%	3.5%	3.5%	93.6%	2.9%	0.0%	3.6%	2.4%	4.0%	61.1%	31.7%	2.4%	0.8%	1.5%	18.2%	44.5%	31.4%	4.4%	0.0%	1.5%	44.5%	31.4%	4.4%	6.3%	66.9%	1.6%	25.2%
エ (n=86)	72.1%	3.5%	1.2%	0.0%	23.3%	88.3%	1.3%	0.0%	10.4%	0.0%	4.7%	46.9%	37.5%	9.4%	1.6%	0.0%	12.7%	28.2%	53.5%	5.6%	0.0%	0.0%	28.2%	53.5%	5.6%	5.9%	55.9%	2.9%	35.3%
オ (n=89)	76.4%	2.2%	2.2%	0.0%	19.1%	91.5%	0.0%	0.0%	8.5%	0.0%	2.9%	50.0%	39.7%	5.9%	1.5%	0.0%	9.1%	32.5%	49.4%	9.1%	0.0%	0.0%	32.5%	49.4%	9.1%	2.7%	61.3%	2.0%	33.0%
カ (n=65)	72.3%	1.5%	1.5%	0.0%	24.6%	87.5%	1.8%	0.0%	10.7%	0.0%	2.1%	41.7%	47.9%	6.3%	2.1%	0.0%	11.5%	25.0%	55.8%	7.7%	0.0%	0.0%	25.0%	55.8%	7.7%	4.0%	54.0%	4.0%	36.0%
キ (n=119)	54.6%	8.4%	21.8%	0.0%	15.1%	94.7%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	1.0%	66.0%	29.9%	2.1%	1.0%	0.0%	15.7%	44.4%	32.4%	7.4%	0.0%	0.0%	44.4%	32.4%	7.4%	6.8%	64.1%	2.9%	26.2%
ク (n=112)	50.0%	8.0%	25.9%	0.0%	16.1%	95.3%	0.0%	0.0%	4.7%	0.0%	2.1%	64.9%	29.8%	2.1%	1.1%	0.0%	17.6%	41.2%	35.3%	5.9%	0.0%	0.0%	41.2%	35.3%	5.9%	7.1%	61.6%	3.0%	28.3%
ケ (n=125)	48.8%	26.4%	16.0%	1.6%	7.2%	95.8%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	2.9%	55.9%	36.3%	3.9%	1.0%	0.0%	10.6%	38.9%	43.4%	6.1%	0.0%	0.0%	38.9%	43.4%	6.1%	3.8%	66.7%	1.9%	27.6%
コ (n=117)	43.6%	10.3%	39.3%	0.0%	6.8%	95.5%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	3.1%	57.7%	34.0%	4.1%	1.0%	0.0%	10.3%	40.2%	43.0%	7.0%	0.0%	0.0%	40.2%	43.0%	7.0%	4.0%	69.0%	2.0%	25.0%
サ (n=136)	36.8%	39.0%	17.6%	0.7%	5.9%	93.8%	1.5%	0.8%	3.8%	0.0%	4.3%	55.2%	34.5%	5.2%	0.9%	1.6%	15.9%	50.0%	27.0%	5.6%	0.0%	0.0%	50.0%	27.0%	5.6%	6.8%	63.6%	2.5%	27.1%
シ (n=133)	36.1%	26.3%	30.1%	0.8%	6.8%	93.8%	0.8%	0.8%	4.7%	0.0%	1.8%	55.0%	38.7%	3.6%	0.9%	1.6%	11.2%	51.2%	28.8%	7.2%	0.0%	0.0%	51.2%	28.8%	7.2%	5.1%	65.0%	1.7%	28.2%
ス (n=97)	75.3%	3.1%	1.0%	0.0%	20.6%	91.0%	2.2%	0.0%	6.7%	0.0%	1.4%	56.3%	32.4%	8.5%	1.4%	0.0%	12.7%	40.5%	36.7%	10.1%	0.0%	0.0%	40.5%	36.7%	10.1%	2.9%	55.8%	2.6%	37.7%
セ (n=90)	73.3%	3.3%	2.2%	0.0%	21.1%	90.1%	2.5%	0.0%	7.4%	0.0%	1.6%	49.2%	42.9%	4.8%	1.6%	0.0%	9.7%	33.3%	47.2%	9.7%	0.0%	0.0%	33.3%	47.2%	9.7%	5.1%	57.1%	1.8%	27.9%
ソ (n=128)	42.2%	40.6%	10.2%	1.6%	5.5%	95.2%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	2.8%	59.4%	34.9%	1.9%	0.9%	0.9%	12.0%	41.0%	38.5%	7.7%	0.0%	0.0%	41.0%	38.5%	7.7%	4.5%	65.8%	1.8%	27.9%
タ (n=81)	58.0%	17.3%	8.6%	0.0%	16.0%	90.3%	0.0%	0.0%	9.7%	0.0%	5.0%	48.3%	40.0%	5.0%	1.7%	0.0%	13.6%	34.8%	40.9%	10.6%	0.0%	0.0%	34.8%	40.9%	10.6%	6.2%	52.3%	3.1%	36.5%
チ (n=90)	67.8%	6.7%	5.6%	1.1%	18.9%	90.1%	1.2%	0.0%	8.6%	0.0%	2.9%	55.1%	37.7%	2.9%	1.4%	0.0%	8.1%	37.8%	48.6%	5.4%	0.0%	0.0%	37.8%	48.6%	5.4%	7.0%	56.3%	4.2%	32.4%
ツ (n=44)	71.6%	4.1%	2.7%	1.4%	20.3%	87.7%	1.5%	0.0%	10.8%	0.0%	1.9%	49.1%	41.5%	5.7%	1.9%	0.0%	11.9%	28.8%	47.5%	11.9%	0.0%	0.0%	28.8%	47.5%	11.9%	3.4%	53.4%	5.2%	37.9%
テ (n=115)	58.3%	4.3%	16.5%	0.0%	20.9%	91.5%	0.9%	0.0%	7.5%	0.0%	3.4%	54.0%	36.8%	4.6%	1.1%	1.0%	18.4%	30.6%	38.8%	11.2%	1.0%	0.0%	30.6%	38.8%	11.2%	9.4%	54.2%	3.1%	33.3%

地域別集計 (n=439)

北海道

	項目①系列改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について								
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5				
ア (n=21)	47.6%	28.6%	14.3%	0.0%	9.5%	75.0%	5.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%	30.0%	30.0%	25.0%	0.0%	0.0%	30.0%	30.0%	25.0%	5.3%	52.6%	0.0%	42.1%
イ (n=29)	24.1%	10.3%	65.5%	0.0%	0.0%	96.7%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	71.4%	25.0%	0.0%	0.0%	6.7%	16.7%	43.3%	30.0%	3.3%	0.0%	6.7%	43.3%	30.0%	3.3%	10.3%	55.2%	0.0%	34.5%
ウ (n=30)	26.7%	56.7%	13.3%	0.0%	3.3%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	21.4%	3.6%	0.0%	3.3%	16.7%	60.0%	16.7%	3.3%	0.0%	3.3%	60.0%	16.7%	3.3%	6.9%	72.4%	0.0%	20.7%
エ (n=22)	68.2%	4.5%	4.5%	0.0%	22.7%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	58.8%	29.4%	11.8%	0.0%	0.0%	21.1%	21.1%	47.4%	10.5%	0.0%	0.0%	21.1%	47.4%	10.5%	11.1%	44.4%	0.0%	44.4%
オ (n=24)	79.2%	4.2%	4.2%	0.0%	12.5%	87.0%	4.3%	0.0%	8.7%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	17.4%	34.8%	30.4%	17.4%	0.0%	0.0%	34.8%	30.4%	17.4%	4.5%	40.9%	4.5%	50.0%
カ (n=21)	71.4%	4.8%	4.8%	0.0%	19.0%	90.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	15.8%	52.6%	26.3%	5.3%	0.0%	0.0%	52.6%	26.3%	5.3%	5.6%	50.0%	0.0%	44.4%
キ (n=25)	52.0%	4.0%	28.0%	0.0%	16.0%	92.0%	0.0%	0.0%	8.0%	0.0%	0.0%	73.9%	26.1%	0.0%	0.0%	4.2%	29.2%	20.8%	29.2%	16.7%	0.0%	0.0%	20.8%	29.2%	16.7%	17.4%	47.8%	0.0%	34.8%
ク (n=27)	37.0%	3.7%	51.9%	0.0%	7.4%	96.3%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	72.0%	28.0%	0.0%	0.0%	0.0%	29.6%	33.3%	29.6%	7.4%	0.0%	0.0%	33.3%	29.6%	7.4%	20.8%	50.0%	0.0%	29.2%
ケ (n=20)	40.0%	36.7%	23.3%	0.0%	0.0%	96.6%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	59.3%	40.7%	0.0%	0.0%	6.9%	13.8%	55.2%	20.7%	3.4%	0.0%	0.0%	55.2%	20.7%	3.4%	7.1%	67.9%	0.0%	25.0%
コ (n=28)	35.7%	10.7%	50.0%	0.0%	3.6%	96.3%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	65.4%	34.6%	0.0%	0.0%	11.1%	14.8%	48.1%	18.5%	7.4%	0.0%	0.0%	48.1%	18.5%	7.4%	3.8%	69.2%	0.0%	26.9%
サ (n=30)	33.3%	43.3%	20.0%	0.0%	3.3%	96.7%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	65.4%	34.6%	0.0%	0.0%	3.4%	20.7%	55.2%	13.8%	6.9%	0.0%	0.0%	55.2%	13.8%	6.9%	10.7%	53.6%	0.0%	35.7%
シ (n=31)	32.3%	12.9%	54.8%	0.0%	0.0%	96.8%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	3.2%	19.4%	61.3%	23.9%	3.2%	0.0%	0.0%	61.3%	23.9%	3.2%	9.7%	54.8%	0.0%	35.5%
ス (n=23)	69.6%	4.3%	4.3%	0.0%	21.7%	90.9%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	5.0%	80.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	38.1%	33.3%	12.9%	4.8%	0.0%	0.0%	33.3%	12.9%	4.8%	5.0%	55.0%	0.0%	40.0%
セ (n=20)	75.0%	5.0%	10.0%	0.0%	10.0%	89.5%	5.3%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	38.9%	33.3%	5.6%	0.0%	0.0%	38.9%	33.3%	5.6%	5.6%	44.4%	0.0%	50.0%
ソ (n=28)	35.7%	42.9%	14.3%	0.0%	7.1%	96.6%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	69.2%	30.8%	0.0%	0.0%	3.4%	20.7%	51.7%	17.2%	6.9%	0.0%	0.0%	51.7%	17.2%	6.9%	10.3%	62.1%	0.0%	27.6%
タ (n=25)	32.0%	56.0%	8.0%	0.0%	4.0%	95.8%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	8.7%	68.6%	21.7%	0.0%	0.0%	4.2%	25.0%	45.8%	16.7%	8.3%	0.0%	0.0%	45.8%	16.7%	8.3%	8.7%	52.2%	0.0%	39.1%
チ (n=19)	68.4%	5.3%	5.3%	0.0%	21.1%	83.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	5.9%	58.8%	35.3%	0.0%	0.0%	0.0%	31.6%	22.2%	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%	22.2%	33.3%	16.7%	11.1%	44.4%	0.0%	44.4%
ツ (n=21)	76.2%	4.8%	4.8%	0.0%	14.3%	89.5%	0.0%	0.0%	10.5%	0.0%	0.0%	66.7%	27.8%	5.6%	0.0%	0.0%	11.9%	28.3%	31.6%	10.5%	0.0%	0.0%	28.3%	31.6%	10.5%	10.5%	47.4%	0.0%	42.1%
テ (n=28)	42.9%	7.1%	42.9%	0.0%	7.1%	96.2%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	62.5%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	23.1%	38.5%	34.6%	3.8%	0.0%	0.0%	38.5%	34.6%	3.8%	11.5%	42.3%	0.0%	46.2%

東北

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について								
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5				
ア (n=56)	34.6%	46.2%	11.5%	0.0%	7.7%	ア (n=25)	96.0%	0.0%	0.0%	4.0%	ア (n=21)	0.0%	66.7%	28.6%	4.8%	0.0%	0.0%	ア (n=23)	0.0%	13.0%	60.9%	26.1%	0.0%	0.0%	ア (n=22)	18.2%	59.1%	4.5%	18.2%
イ (n=26)	20.0%	18.2%	61.8%	0.0%	0.0%	イ (n=57)	98.2%	0.0%	0.0%	1.8%	イ (n=54)	3.7%	70.4%	24.1%	4.9%	0.0%	0.0%	イ (n=56)	1.8%	28.6%	55.4%	10.7%	0.0%	0.0%	イ (n=49)	10.2%	65.3%	2.0%	22.4%
ウ (n=56)	14.3%	67.9%	10.7%	3.6%	3.6%	ウ (n=56)	96.4%	0.0%	0.0%	3.6%	ウ (n=53)	0.0%	73.6%	20.8%	5.7%	0.0%	0.0%	ウ (n=55)	0.0%	16.4%	63.6%	16.4%	0.0%	0.0%	ウ (n=50)	2.0%	74.0%	2.0%	22.0%
エ (n=25)	72.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.0%	エ (n=25)	84.0%	4.0%	0.0%	12.0%	エ (n=21)	14.3%	42.9%	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	エ (n=22)	0.0%	9.1%	31.8%	54.5%	0.0%	0.0%	エ (n=20)	15.0%	60.0%	0.0%	25.0%
オ (n=37)	75.7%	0.0%	2.7%	0.0%	21.6%	オ (n=38)	94.7%	0.0%	0.0%	5.3%	オ (n=30)	0.0%	60.0%	30.0%	10.0%	0.0%	0.0%	オ (n=33)	0.0%	12.1%	30.3%	51.5%	0.0%	0.0%	オ (n=31)	3.2%	67.7%	0.0%	29.0%
カ (n=18)	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	カ (n=18)	77.8%	0.0%	0.0%	22.2%	カ (n=15)	0.0%	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	カ (n=17)	0.0%	5.9%	23.5%	52.9%	0.0%	0.0%	カ (n=16)	6.3%	43.8%	0.0%	50.0%
キ (n=44)	36.4%	9.1%	43.2%	0.0%	11.4%	キ (n=44)	93.2%	0.0%	2.3%	4.5%	キ (n=35)	2.9%	74.3%	20.0%	2.9%	0.0%	0.0%	キ (n=39)	0.0%	17.9%	53.8%	23.1%	0.0%	0.0%	キ (n=35)	14.3%	60.0%	2.9%	22.9%
ク (n=47)	25.5%	10.6%	57.4%	0.0%	6.4%	ク (n=50)	96.0%	0.0%	0.0%	4.0%	ク (n=43)	2.3%	81.4%	14.0%	2.3%	0.0%	0.0%	ク (n=48)	0.0%	20.8%	54.2%	18.8%	0.0%	0.0%	ク (n=44)	9.1%	61.4%	0.0%	29.5%
ケ (n=55)	34.5%	41.8%	18.2%	3.6%	1.8%	ケ (n=55)	96.4%	0.0%	0.0%	3.6%	ケ (n=49)	8.2%	73.5%	16.3%	2.0%	0.0%	0.0%	ケ (n=51)	5.9%	19.6%	39.2%	31.4%	0.0%	0.0%	ケ (n=46)	4.3%	65.2%	2.2%	28.3%
コ (n=53)	26.4%	13.2%	54.7%	1.9%	3.8%	コ (n=53)	98.1%	0.0%	0.0%	1.9%	コ (n=49)	6.1%	73.5%	16.3%	4.1%	0.0%	0.0%	コ (n=51)	2.0%	19.6%	47.1%	29.4%	0.0%	0.0%	コ (n=46)	10.9%	63.0%	0.0%	26.1%
サ (n=53)	24.5%	49.1%	26.4%	0.0%	0.0%	サ (n=53)	96.2%	0.0%	1.9%	1.9%	サ (n=49)	2.0%	69.4%	22.4%	6.1%	0.0%	0.0%	サ (n=50)	0.0%	16.0%	64.0%	16.0%	0.0%	0.0%	サ (n=46)	6.5%	67.4%	2.2%	23.9%
シ (n=57)	26.3%	24.6%	47.4%	0.0%	1.8%	シ (n=57)	96.5%	0.0%	0.0%	3.5%	シ (n=54)	1.9%	72.2%	22.2%	1.9%	1.9%	1.9%	シ (n=55)	1.8%	16.4%	56.4%	21.8%	0.0%	0.0%	シ (n=50)	6.0%	70.0%	0.0%	24.0%
ス (n=32)	78.1%	0.0%	0.0%	0.0%	21.9%	ス (n=31)	93.5%	0.0%	0.0%	6.5%	ス (n=25)	8.0%	60.0%	28.0%	4.0%	0.0%	0.0%	ス (n=27)	0.0%	18.5%	33.3%	44.4%	0.0%	0.0%	ス (n=24)	8.3%	66.7%	0.0%	25.0%
セ (n=48)	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	セ (n=48)	90.6%	0.0%	0.0%	9.4%	セ (n=23)	4.3%	60.9%	30.4%	4.3%	0.0%	0.0%	セ (n=27)	0.0%	14.8%	22.2%	55.6%	0.0%	0.0%	セ (n=23)	4.3%	52.2%	4.3%	38.1%
ソ (n=48)	31.3%	58.3%	4.2%	2.1%	4.2%	ソ (n=48)	95.9%	0.0%	0.0%	4.1%	ソ (n=44)	4.5%	72.7%	20.5%	2.3%	0.0%	0.0%	ソ (n=47)	4.3%	12.8%	48.9%	29.8%	0.0%	0.0%	ソ (n=42)	4.8%	66.7%	4.8%	23.8%
タ (n=32)	31.3%	40.6%	6.3%	3.1%	18.8%	タ (n=30)	93.3%	0.0%	0.0%	6.7%	タ (n=26)	3.8%	69.2%	19.2%	7.7%	0.0%	0.0%	タ (n=27)	7.4%	22.2%	25.9%	37.0%	0.0%	0.0%	タ (n=25)	16.0%	48.0%	0.0%	36.0%
チ (n=25)	76.0%	4.0%	0.0%	0.0%	20.0%	チ (n=25)	84.0%	0.0%	0.0%	16.0%	チ (n=20)	0.0%	60.0%	35.0%	5.0%	0.0%	0.0%	チ (n=22)	0.0%	13.6%	31.8%	36.4%	0.0%	0.0%	チ (n=20)	15.0%	45.0%	0.0%	40.0%
ツ (n=27)	74.1%	3.7%	0.0%	0.0%	22.2%	ツ (n=26)	92.3%	0.0%	0.0%	7.7%	ツ (n=21)	0.0%	66.7%	23.8%	9.5%	0.0%	0.0%	ツ (n=23)	0.0%	17.4%	39.1%	34.8%	0.0%	0.0%	ツ (n=20)	10.0%	45.0%	0.0%	45.0%
テ (n=47)	55.3%	2.1%	21.3%	0.0%	21.3%	テ (n=46)	93.5%	0.0%	0.0%	6.5%	テ (n=42)	4.8%	57.1%	35.7%	2.4%	0.0%	0.0%	テ (n=43)	0.0%	23.3%	37.2%	32.6%	0.0%	0.0%	テ (n=40)	15.0%	62.5%	0.0%	22.5%

関東及び近辺

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について						
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5		
ア (n=55)	43.6%	30.9%	3.6%	3.6%	18.2%	ア (n=48)	95.8%	2.1%	0.0%	2.1%	ア (n=39)	2.6%	53.8%	38.5%	0.0%	5.1%	ア (n=41)	4.9%	19.5%	43.9%	24.4%	7.3%	ア (n=39)	7.7%	59.0%	7.7%	25.6%
イ (n=112)	19.6%	12.5%	61.6%	0.0%	6.3%	イ (n=107)	96.3%	1.9%	0.0%	1.9%	イ (n=96)	4.2%	64.6%	30.2%	0.0%	1.0%	イ (n=101)	0.0%	19.8%	46.5%	29.7%	4.0%	イ (n=97)	9.3%	54.6%	1.0%	35.1%
ウ (n=114)	13.2%	78.1%	3.5%	2.6%	2.6%	ウ (n=109)	96.3%	1.8%	0.0%	1.8%	ウ (n=103)	5.8%	64.1%	27.2%	1.0%	1.9%	ウ (n=107)	1.9%	21.5%	51.4%	22.4%	2.8%	ウ (n=101)	5.0%	63.4%	2.0%	29.7%
エ (n=66)	69.7%	0.0%	0.0%	1.5%	28.8%	エ (n=59)	94.9%	1.7%	0.0%	3.4%	エ (n=50)	8.0%	64.0%	24.0%	2.0%	2.0%	エ (n=54)	0.0%	13.0%	31.5%	50.0%	5.6%	エ (n=46)	6.5%	50.0%	2.2%	41.3%
オ (n=73)	68.5%	0.0%	0.0%	0.0%	31.5%	オ (n=69)	89.9%	1.4%	0.0%	8.7%	オ (n=57)	3.5%	63.2%	29.8%	1.8%	1.8%	オ (n=66)	3.0%	7.6%	39.4%	43.9%	6.1%	オ (n=59)	3.4%	57.6%	1.7%	37.3%
カ (n=47)	68.1%	0.0%	6.4%	0.0%	25.5%	カ (n=39)	89.7%	5.1%	0.0%	5.1%	カ (n=28)	3.6%	46.4%	46.4%	0.0%	3.6%	カ (n=34)	0.0%	5.9%	44.1%	44.1%	5.9%	カ (n=28)	0.0%	53.6%	3.6%	42.9%
キ (n=106)	35.8%	1.9%	49.1%	0.0%	12.3%	キ (n=99)	96.0%	1.0%	0.0%	3.0%	キ (n=79)	1.3%	72.2%	22.8%	2.5%	1.3%	キ (n=91)	0.0%	12.1%	73.6%	9.9%	4.4%	キ (n=81)	6.2%	56.8%	1.2%	35.8%
ク (n=104)	25.0%	2.9%	61.5%	0.0%	10.6%	ク (n=98)	94.9%	2.0%	0.0%	3.1%	ク (n=79)	3.8%	65.8%	27.8%	1.3%	1.3%	ク (n=89)	2.2%	18.0%	60.7%	14.6%	5.8%	ク (n=84)	7.1%	52.4%	1.2%	39.3%
ケ (n=108)	19.4%	53.7%	21.3%	2.8%	2.8%	ケ (n=104)	93.3%	1.9%	2.9%	1.9%	ケ (n=98)	1.0%	67.3%	30.6%	0.0%	1.0%	ケ (n=103)	1.0%	14.6%	43.7%	35.0%	5.8%	ケ (n=98)	9.2%	64.3%	1.0%	25.5%
コ (n=110)	12.7%	13.6%	69.1%	0.9%	3.6%	コ (n=105)	96.2%	1.9%	0.0%	1.9%	コ (n=97)	3.1%	66.0%	28.9%	0.0%	2.1%	コ (n=102)	1.9%	16.5%	41.7%	35.0%	4.9%	コ (n=98)	13.3%	58.2%	2.0%	26.5%
サ (n=111)	17.1%	60.4%	16.2%	0.0%	6.3%	サ (n=104)	93.3%	1.9%	2.9%	1.9%	サ (n=98)	7.1%	64.3%	22.4%	5.1%	1.0%	サ (n=102)	1.0%	15.7%	58.8%	20.6%	3.9%	サ (n=99)	6.1%	64.6%	2.0%	27.3%
シ (n=106)	19.8%	27.4%	46.2%	0.0%	6.6%	シ (n=101)	95.0%	1.0%	0.0%	4.0%	シ (n=90)	2.2%	62.2%	31.1%	2.2%	2.2%	シ (n=96)	0.0%	11.5%	62.5%	22.9%	3.1%	シ (n=93)	8.6%	64.5%	3.2%	23.7%
ス (n=77)	66.2%	0.0%	0.0%	0.0%	33.8%	ス (n=69)	91.3%	4.3%	1.4%	2.9%	ス (n=56)	5.4%	62.5%	25.0%	3.6%	3.6%	ス (n=64)	0.0%	17.2%	45.3%	34.4%	3.1%	ス (n=59)	0.0%	64.4%	3.4%	32.2%
セ (n=65)	73.8%	0.0%	0.0%	0.0%	26.2%	セ (n=60)	93.3%	3.3%	0.0%	3.3%	セ (n=47)	6.4%	59.6%	31.9%	0.0%	2.1%	セ (n=55)	0.0%	3.6%	30.9%	60.0%	5.5%	セ (n=46)	0.0%	52.2%	2.2%	45.7%
ソ (n=99)	19.2%	60.6%	13.1%	4.0%	3.0%	ソ (n=101)	94.1%	2.0%	1.0%	3.0%	ソ (n=94)	2.1%	66.0%	29.8%	0.0%	2.1%	ソ (n=98)	0.0%	14.0%	46.2%	34.4%	5.4%	ソ (n=93)	7.5%	60.2%	2.2%	30.1%
タ (n=80)	25.0%	58.8%	8.8%	0.0%	7.5%	タ (n=71)	94.4%	1.4%	0.0%	4.2%	タ (n=61)	13.1%	65.6%	19.7%	0.0%	1.6%	タ (n=68)	2.9%	19.1%	38.2%	32.4%	7.4%	タ (n=62)	8.1%	50.0%	1.6%	40.3%
チ (n=61)	67.2%	1.6%	4.9%	0.0%	26.2%	チ (n=52)	96.2%	1.9%	0.0%	1.9%	チ (n=41)	2.4%	61.0%	31.7%	2.4%	2.4%	チ (n=48)	0.0%	6.3%	39.6%	47.9%	6.3%	チ (n=42)	7.1%	50.0%	2.4%	40.5%
ツ (n=65)	66.2%	0.0%	1.5%	0.0%	32.3%	ツ (n=56)	94.6%	1.8%	0.0%	3.6%	ツ (n=44)	2.3%	54.5%	40.9%	0.0%	2.3%	ツ (n=51)	0.0%	11.8%	47.1%	37.3%	3.9%	ツ (n=46)	2.2%	56.5%	2.2%	39.1%
テ (n=97)	39.2%	5.2%	14.4%	0.0%	41.2%	テ (n=88)	90.9%	1.1%	0.0%	8.0%	テ (n=77)	6.5%	63.6%	28.6%	0.0%	1.3%	テ (n=83)	1.2%	19.3%	34.9%	34.9%	9.6%	テ (n=79)	3.8%	55.7%	2.5%	38.0%

関西中部及び近辺

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について								
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5				
	ア (n=13)	38.5%	61.5%	0.0%	0.0%	0.0%	92.9%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	92.3%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	7.7%	69.2%	23.1%	0.0%	0.0%	7.7%	69.2%	23.1%	0.0%	8.3%	83.3%	8.3%
イ (n=24)	12.5%	29.2%	58.3%	0.0%	0.0%	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	78.3%	13.0%	4.3%	4.3%	4.2%	12.5%	75.0%	4.2%	4.2%	0.0%	4.2%	75.0%	4.2%	4.2%	19.0%	66.7%	9.5%	4.8%
ウ (n=23)	13.0%	73.9%	4.3%	8.7%	0.0%	95.7%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.2%	19.0%	0.0%	4.8%	0.0%	4.5%	81.8%	13.6%	0.0%	0.0%	4.5%	81.8%	13.6%	0.0%	15.0%	75.0%	5.0%	5.0%
エ (n=12)	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	85.7%	0.0%	7.1%	7.1%	0.0%	7.1%	50.0%	35.7%	7.1%	0.0%	7.1%	50.0%	35.7%	7.1%	0.0%	66.7%	11.1%	22.2%
オ (n=12)	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.8%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	78.6%	7.1%	7.1%	7.1%	0.0%	0.0%	71.4%	21.4%	7.1%	0.0%	0.0%	71.4%	21.4%	7.1%	0.0%	72.7%	9.1%	18.2%
カ (n=10)	60.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	81.8%	0.0%	9.1%	9.1%	0.0%	4.5%	45.5%	45.5%	9.1%	0.0%	4.5%	45.5%	45.5%	9.1%	0.0%	77.8%	11.1%	11.1%
キ (n=22)	27.3%	9.1%	54.5%	0.0%	0.0%	95.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	81.0%	9.5%	4.8%	4.8%	0.0%	4.8%	81.0%	9.5%	4.8%	0.0%	4.8%	81.0%	9.5%	4.8%	5.3%	68.4%	5.3%	21.1%
ク (n=17)	29.4%	5.9%	52.9%	0.0%	0.0%	94.7%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.5%	11.8%	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%	64.7%	23.5%	11.8%	0.0%	0.0%	64.7%	23.5%	11.8%	0.0%	75.0%	6.3%	18.8%
ケ (n=22)	9.1%	54.5%	27.3%	4.5%	0.0%	95.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	81.0%	4.8%	4.8%	4.8%	4.5%	13.6%	59.1%	18.2%	4.5%	4.5%	13.6%	59.1%	18.2%	4.5%	5.6%	77.8%	5.6%	11.1%
コ (n=22)	13.6%	18.2%	63.6%	0.0%	0.0%	90.9%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	85.0%	5.0%	5.0%	5.0%	0.0%	14.3%	57.1%	19.0%	9.5%	0.0%	14.3%	57.1%	19.0%	9.5%	5.6%	77.8%	5.6%	11.1%
サ (n=21)	23.8%	71.4%	4.8%	0.0%	0.0%	90.5%	4.8%	0.0%	4.8%	0.0%	5.6%	77.8%	11.1%	0.0%	5.6%	0.0%	15.0%	75.0%	5.0%	5.0%	0.0%	15.0%	75.0%	5.0%	5.0%	17.6%	47.1%	5.9%	29.4%
シ (n=22)	13.6%	27.3%	54.5%	0.0%	0.0%	95.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	85.7%	4.8%	4.8%	4.8%	0.0%	4.5%	81.8%	4.5%	9.1%	0.0%	4.5%	81.8%	4.5%	9.1%	10.5%	68.4%	5.3%	15.8%
ス (n=14)	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	88.9%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	6.3%	12.5%	6.3%	0.0%	11.8%	35.3%	35.3%	17.6%	0.0%	11.8%	35.3%	35.3%	17.6%	7.1%	50.0%	7.1%	35.7%
セ (n=11)	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.9%	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%	7.7%	53.8%	30.8%	7.7%	0.0%	7.7%	53.8%	30.8%	7.7%	0.0%	80.0%	10.0%	10.0%
ソ (n=21)	19.0%	61.9%	4.8%	9.5%	0.0%	95.2%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	75.0%	5.0%	5.0%	5.0%	4.8%	23.8%	57.1%	9.5%	4.8%	4.8%	23.8%	57.1%	9.5%	4.8%	5.6%	72.2%	5.6%	16.7%
タ (n=19)	26.3%	52.6%	15.8%	0.0%	0.0%	95.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	77.8%	0.0%	5.6%	5.6%	0.0%	10.5%	63.2%	15.8%	10.5%	0.0%	10.5%	63.2%	15.8%	10.5%	5.9%	58.8%	5.9%	29.4%
チ (n=10)	80.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	92.9%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	84.6%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	15.4%	46.2%	38.5%	0.0%	0.0%	15.4%	46.2%	38.5%	0.0%	10.0%	70.0%	10.0%	10.0%
ツ (n=13)	76.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.8%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	78.6%	7.1%	7.1%	7.1%	0.0%	7.1%	71.4%	14.3%	7.1%	0.0%	7.1%	71.4%	14.3%	7.1%	0.0%	80.0%	10.0%	10.0%
テ (n=19)	42.1%	0.0%	31.6%	0.0%	0.0%	85.7%	9.5%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	78.9%	10.5%	5.3%	5.3%	0.0%	10.0%	45.0%	25.0%	20.0%	0.0%	10.0%	45.0%	25.0%	20.0%	11.8%	64.7%	5.9%	17.6%

中国

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について								
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5				
	ア (n=13)	38.5%	61.5%	0.0%	0.0%	0.0%	92.9%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	92.3%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	7.7%	69.2%	23.1%	0.0%	0.0%	7.7%	69.2%	23.1%	0.0%	8.3%	83.3%	8.3%
イ (n=24)	12.5%	29.2%	58.3%	0.0%	0.0%	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	78.3%	13.0%	4.3%	4.3%	4.2%	12.5%	75.0%	4.2%	4.2%	0.0%	4.2%	75.0%	4.2%	4.2%	19.0%	66.7%	9.5%	4.8%
ウ (n=23)	13.0%	73.9%	4.3%	8.7%	0.0%	95.7%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.2%	19.0%	0.0%	4.8%	0.0%	4.5%	81.8%	13.6%	0.0%	0.0%	4.5%	81.8%	13.6%	0.0%	15.0%	75.0%	5.0%	5.0%
エ (n=12)	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	85.7%	0.0%	7.1%	7.1%	0.0%	7.1%	50.0%	35.7%	7.1%	0.0%	7.1%	50.0%	35.7%	7.1%	0.0%	66.7%	11.1%	22.2%
オ (n=12)	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.8%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	78.6%	7.1%	7.1%	7.1%	0.0%	0.0%	71.4%	21.4%	7.1%	0.0%	0.0%	71.4%	21.4%	7.1%	0.0%	72.7%	9.1%	18.2%
カ (n=10)	60.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	81.8%	0.0%	9.1%	9.1%	0.0%	4.5%	45.5%	45.5%	9.1%	0.0%	4.5%	45.5%	45.5%	9.1%	0.0%	77.8%	11.1%	11.1%
キ (n=22)	27.3%	9.1%	54.5%	0.0%	0.0%	95.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	81.0%	9.5%	4.8%	4.8%	0.0%	4.8%	81.0%	9.5%	4.8%	0.0%	4.8%	81.0%	9.5%	4.8%	5.3%	68.4%	5.3%	21.1%
ク (n=17)	29.4%	5.9%	52.9%	0.0%	0.0%	94.7%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.5%	11.8%	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%	64.7%	23.5%	11.8%	0.0%	0.0%	64.7%	23.5%	11.8%	0.0%	75.0%	6.3%	18.8%
ケ (n=22)	9.1%	54.5%	27.3%	4.5%	0.0%	95.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	81.0%	4.8%	4.8%	4.8%	4.5%	13.6%	59.1%	18.2%	4.5%	4.5%	13.6%	59.1%	18.2%	4.5%	5.6%	77.8%	5.6%	11.1%
コ (n=22)	13.6%	18.2%	63.6%	0.0%	0.0%	90.9%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	85.0%	5.0%	5.0%	5.0%	0.0%	14.3%	57.1%	19.0%	9.5%	0.0%	14.3%	57.1%	19.0%	9.5%	5.6%	77.8%	5.6%	11.1%
サ (n=21)	23.8%	71.4%	4.8%	0.0%	0.0%	90.5%	4.8%	0.0%	4.8%	0.0%	5.6%	77.8%	11.1%	0.0%	5.6%	0.0%	15.0%	75.0%	5.0%	5.0%	0.0%	15.0%	75.0%	5.0%	5.0%	17.6%	47.1%	5.9%	29.4%
シ (n=22)	13.6%	27.3%	54.5%	0.0%	0.0%	95.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	85.7%	4.8%	4.8%	4.8%	0.0%	4.5%	81.8%	4.5%	9.1%	0.0%	4.5%	81.8%	4.5%	9.1%	10.5%	68.4%	5.3%	15.8%
ス (n=14)	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	88.9%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	6.3%	12.5%	6.3%	0.0%	11.8%	35.3%	35.3%	17.6%	0.0%	11.8%	35.3%	35.3%	17.6%	7.1%	50.0%	7.1%	35.7%
セ (n=11)	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.9%	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%	7.7%	53.8%	30.8%	7.7%	0.0%	7.7%	53.8%	30.8%	7.7%	0.0%	80.0%	10.0%	10.0%
ソ (n=21)	19.0%	61.9%	4.8%	9.5%	0.0%	95.2%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	75.0%	5.0%	5.0%	5.0%	4.8%	23.8%	57.1%	9.5%	4.8%	4.8%	23.8%	57.1%	9.5%	4.8%	5.6%	72.2%	5.6%	16.7%
タ (n=19)	26.3%	52.6%	15.8%	0.0%	0.0%	95.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	77.8%	0.0%	5.6%	5.6%	0.0%	10.5%	63.2%	15.8%	10.5%	0.0%	10.5%	63.2%	15.8%	10.5%	5.9%	58.8%	5.9%	29.4%
チ (n=10)	80.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	92.9%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	84.6%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	15.4%	46.2%	38.5%	0.0%	0.0%	15.4%	46.2%	38.5%	0.0%	10.0%	70.0%	10.0%	10.0%
ツ (n=13)	76.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.8%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	78.6%	7.1%	7.1%	7.1%	0.0%	7.1%	71.4%	14.3%	7.1%	0.0%	7.1%	71.4%	14.3%	7.1%	0.0%	80.0%	10.0%	10.0%
テ (n=19)	42.1%	0.0%	31.6%	0.0%	0.0%	85.7%	9.5%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	78.9%	10.5%	5.3%	5.3%	0.0%	10.0%	45.0%	25.0%	20.0%	0.0%	10.0%	45.0%	25.0%	20.0%	11.8%	64.7%	5.9%	17.6%

四国

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア(n=14)	50.0%	35.7%	7.1%	0.0%	7.1%	92.3%	0.0%	0.0%	7.7%	7.7%	10.0%	70.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	45.5%	18.2%	9.1%	0.0%	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%
イ(n=23)	26.1%	26.1%	43.5%	0.0%	4.3%	95.8%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	71.4%	19.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	8.3%	8.3%	58.3%	0.0%	0.0%	0.0%
ウ(n=24)	20.8%	70.8%	8.3%	0.0%	0.0%	95.8%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	66.7%	23.8%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	34.8%	34.8%	4.8%	0.0%	78.3%	0.0%	0.0%	0.0%
エ(n=15)	73.3%	6.7%	0.0%	0.0%	20.0%	93.8%	0.0%	0.0%	6.3%	6.3%	23.1%	61.5%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%	46.7%	13.3%	6.7%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%
オ(n=20)	70.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	85.0%	0.0%	0.0%	15.0%	15.0%	12.5%	43.8%	43.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	52.1%	36.8%	15.8%	5.6%	55.6%	5.6%	0.0%	0.0%
カ(n=8)	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	47.1%	28.6%	14.3%	0.0%	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%
キ(n=22)	31.8%	4.5%	50.0%	0.0%	13.6%	95.5%	0.0%	0.0%	4.5%	4.5%	0.0%	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	4.5%	9.1%	72.7%	9.1%	4.5%	13.6%	59.1%	0.0%	0.0%	0.0%
ク(n=21)	28.6%	0.0%	66.7%	0.0%	4.8%	90.9%	4.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	76.2%	19.0%	4.8%	0.0%	4.5%	18.2%	59.1%	18.2%	0.0%	5.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ケ(n=24)	33.3%	41.7%	12.5%	0.0%	12.5%	91.3%	4.3%	0.0%	4.3%	4.3%	0.0%	73.7%	21.1%	5.3%	0.0%	9.1%	9.1%	50.4%	22.7%	9.1%	0.0%	76.2%	0.0%	0.0%	0.0%
コ(n=22)	27.3%	9.1%	59.1%	0.0%	4.5%	95.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	70.0%	15.0%	5.0%	0.0%	4.8%	9.6%	52.4%	33.3%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%
サ(n=22)	18.2%	63.6%	4.5%	9.1%	4.5%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	68.4%	21.1%	5.3%	0.0%	0.0%	4.8%	81.0%	14.3%	0.0%	5.0%	65.0%	0.0%	0.0%	0.0%
シ(n=22)	27.3%	13.6%	54.5%	0.0%	4.5%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	73.7%	15.8%	10.5%	0.0%	0.0%	4.8%	76.2%	14.3%	4.8%	5.0%	85.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ス(n=17)	82.4%	0.0%	0.0%	5.9%	11.8%	94.1%	0.0%	0.0%	5.9%	5.9%	0.0%	50.0%	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%	6.7%	53.3%	20.0%	20.0%	0.0%	57.1%	7.1%	35.7%	0.0%
セ(n=16)	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	93.8%	0.0%	0.0%	6.3%	6.3%	0.0%	84.6%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	21.4%	57.1%	7.1%	0.0%	64.3%	0.0%	0.0%	0.0%
ソ(n=22)	31.8%	63.6%	4.5%	0.0%	0.0%	95.7%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	73.7%	21.1%	5.3%	0.0%	4.8%	14.3%	42.9%	33.3%	4.8%	0.0%	81.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タ(n=19)	21.1%	57.9%	15.8%	0.0%	5.3%	94.7%	0.0%	0.0%	5.3%	5.3%	13.3%	66.7%	20.0%	0.0%	0.0%	5.6%	5.6%	38.9%	38.9%	11.1%	17.6%	47.1%	0.0%	0.0%	0.0%
チ(n=14)	71.4%	0.0%	7.1%	0.0%	21.4%	92.9%	0.0%	0.0%	7.1%	7.1%	11.1%	77.8%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	36.4%	36.4%	9.1%	0.0%	80.0%	10.0%	0.0%	0.0%
ツ(n=13)	69.2%	0.0%	7.7%	0.0%	23.1%	92.3%	0.0%	0.0%	7.7%	7.7%	10.0%	60.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	25.0%	50.0%	8.3%	9.1%	72.7%	9.1%	9.1%	0.0%
テ(n=18)	44.4%	5.6%	27.8%	0.0%	22.2%	88.9%	0.0%	0.0%	11.1%	11.1%	0.0%	69.2%	30.8%	0.0%	0.0%	0.0%	18.8%	25.0%	31.3%	25.0%	12.5%	56.3%	0.0%	0.0%	0.0%

九州 沖縄

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア(n=36)	27.8%	47.2%	5.6%	0.0%	19.4%	77.8%	8.3%	5.6%	8.3%	8.3%	0.0%	63.6%	33.3%	3.0%	0.0%	0.0%	8.8%	55.9%	29.4%	5.0%	0.0%	8.8%	64.7%	2.9%	23.5%
イ(n=58)	25.9%	19.0%	51.7%	0.0%	3.4%	94.9%	3.4%	0.0%	1.7%	1.7%	0.0%	69.6%	25.0%	5.4%	0.0%	0.0%	16.9%	55.9%	23.7%	3.4%	0.0%	13.2%	58.5%	3.8%	24.5%
ウ(n=62)	17.7%	66.1%	12.9%	1.6%	1.6%	95.2%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	72.4%	24.1%	1.7%	0.0%	4.8%	17.7%	48.4%	24.2%	4.8%	7.3%	60.0%	0.0%	0.0%	32.7%
エ(n=32)	65.6%	3.1%	0.0%	0.0%	31.3%	80.6%	6.5%	0.0%	12.9%	12.9%	11.5%	65.4%	19.2%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	35.5%	48.4%	9.7%	3.6%	60.7%	0.0%	0.0%	35.7%
オ(n=37)	64.9%	0.0%	0.0%	0.0%	35.1%	83.8%	2.7%	0.0%	13.5%	13.5%	3.2%	71.0%	16.1%	6.5%	3.2%	0.0%	8.1%	43.2%	32.4%	16.2%	2.9%	65.7%	2.9%	28.6%	0.0%
カ(n=20)	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	72.2%	5.6%	0.0%	22.2%	22.2%	6.7%	66.7%	26.7%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	38.9%	27.8%	27.8%	0.0%	64.7%	0.0%	0.0%	35.3%
キ(n=53)	39.6%	3.8%	43.4%	0.0%	13.2%	94.1%	2.0%	0.0%	3.9%	3.9%	0.0%	75.0%	22.7%	2.3%	0.0%	0.0%	8.0%	64.0%	22.0%	4.0%	6.7%	64.4%	0.0%	28.9%	0.0%
ク(n=54)	38.9%	5.6%	46.3%	0.0%	9.3%	94.2%	1.9%	0.0%	3.8%	3.8%	2.2%	71.7%	23.9%	2.2%	0.0%	0.0%	9.6%	65.4%	23.1%	3.9%	2.1%	64.6%	0.0%	33.3%	0.0%
ケ(n=58)	32.8%	31.0%	27.6%	0.0%	8.6%	92.9%	3.6%	0.0%	3.6%	3.6%	0.0%	73.1%	21.2%	5.8%	0.0%	0.0%	9.1%	43.6%	43.6%	3.6%	4.0%	68.0%	0.0%	28.0%	0.0%
コ(n=55)	29.1%	12.7%	50.9%	0.0%	7.3%	94.2%	3.8%	0.0%	1.9%	1.9%	4.2%	72.9%	16.7%	6.3%	0.0%	0.0%	11.8%	41.2%	43.1%	3.9%	6.4%	63.8%	0.0%	29.8%	0.0%
カ(n=61)	18.0%	57.4%	18.0%	0.0%	6.8%	93.3%	3.3%	1.7%	1.7%	1.7%	0.0%	76.4%	14.5%	9.1%	0.0%	1.7%	18.3%	60.0%	16.7%	3.3%	3.7%	68.5%	1.9%	25.9%	0.0%
シ(n=55)	23.6%	21.6%	43.6%	0.0%	10.9%	94.3%	1.9%	0.0%	3.8%	3.8%	2.1%	68.1%	27.7%	2.1%	0.0%	1.9%	13.5%	59.6%	19.2%	5.8%	4.4%	66.7%	4.4%	24.4%	0.0%
ス(n=39)	61.5%	2.6%	0.0%	0.0%	35.9%	86.8%	5.3%	0.0%	7.9%	7.9%	0.0%	71.0%	19.4%	9.7%	0.0%	2.7%	16.2%	48.6%	21.6%	10.8%	2.9%	67.6%	0.0%	29.4%	0.0%
セ(n=35)	57.1%	2.9%	0.0%	0.0%	40.0%	79.4%	5.9%	0.0%	14.7%	14.7%	0.0%	74.1%	22.2%	3.7%	0.0%	0.0%	8.8%	32.4%	47.1%	11.8%	3.3%	60.0%	0.0%	36.7%	0.0%
ソ(n=52)	28.8%	42.3%	21.2%	0.0%	7.7%	92.3%	1.9%	0.0%	5.8%	5.8%	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.2%	51.0%	34.7%	6.1%	2.2%	68.9%	0.0%	28.9%	0.0%
タ(n=36)	19.4%	63.9%	0.0%	0.0%	16.7%	85.7%	2.9%	0.0%	11.4%	11.4%	9.4%	65.6%	21.9%	3.1%	0.0%	0.0%	5.7%	51.4%	31.4%	11.4%	3.0%	45.5%	6.1%	45.5%	0.0%
チ(n=34)	55.9%	8.8%	2.9%	2.9%	29.4%	84.8%	6.1%	0.0%	9.1%	9.1%	3.8%	65.4%	26.9%	3.8%	0.0%	0.0%	6.9%	37.9%	51.7%	3.4%	0.0%	68.0%	4.0%	28.0%	0.0%
ツ(n=25)	52.0%	4.0%	4.0%	0.0%	40.0%	75.0%	8.3%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.0%	39.1%	26.1%	21.7%	4.8%	57.1%	0.0%	38.1%	0.0%
テ(n=49)	51.0%	0.0%	8.2%	0.0%	40.8%	91.5%	2.1%	0.0%	6.4%	6.4%	2.8%	64.1%	25.6%	7.7%	0.0%	0.0%	18.8%	34.9%	39.5%	7.0%	2.4%	70.7%	2.4%	24.4%	0.0%

自治体類型別集計 (n=439)

指定都市

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の平面上について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について						
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5		
	ア(n=10)	0.0%	90.0%	0.0%	10.0%	0.0%	92.9%	0.0%	0.0%	7.1%	ア(n=12)	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	ア(n=10)	10.0%	10.0%	30.0%	10.0%	40.0%	ア(n=11)	18.2%	54.5%	0.0%
イ(n=15)	0.0%	6.7%	93.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	イ(n=15)	20.0%	53.3%	26.7%	0.0%	0.0%	0.0%	イ(n=4)	0.0%	42.9%	50.0%	7.1%	0.0%	イ(n=11)	0.0%	54.5%	0.0%	36.4%
ウ(n=14)	0.0%	92.9%	0.0%	7.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ウ(n=13)	15.4%	69.2%	7.7%	0.0%	7.7%	0.0%	ウ(n=13)	0.0%	38.5%	46.2%	7.7%	0.0%	ウ(n=11)	18.2%	36.4%	0.0%	45.0%
エ(n=8)	37.5%	0.0%	0.0%	12.5%	50.0%	88.9%	0.0%	0.0%	11.1%	エ(n=7)	14.3%	71.4%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	エ(n=8)	0.0%	12.5%	50.0%	37.5%	0.0%	エ(n=5)	0.0%	40.0%	0.0%	60.0%
オ(n=8)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	88.9%	0.0%	0.0%	11.1%	オ(n=6)	16.7%	66.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	オ(n=8)	25.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	オ(n=6)	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%
カ(n=12)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	92.3%	7.7%	0.0%	0.0%	カ(n=8)	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	カ(n=11)	0.0%	0.0%	36.4%	45.5%	18.2%	カ(n=7)	0.0%	28.6%	0.0%	71.4%
キ(n=8)	12.5%	0.0%	62.5%	0.0%	25.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	キ(n=8)	16.7%	66.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	キ(n=8)	0.0%	12.5%	62.5%	22.5%	12.5%	キ(n=9)	16.7%	50.0%	0.0%	33.3%
ク(n=13)	0.0%	0.0%	84.6%	0.0%	15.4%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ク(n=10)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ク(n=10)	0.0%	0.0%	70.0%	20.0%	0.0%	ク(n=9)	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%
ケ(n=14)	7.1%	42.9%	42.9%	7.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ケ(n=12)	8.3%	83.3%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	ケ(n=14)	14.3%	14.3%	57.1%	7.1%	7.1%	ケ(n=12)	8.3%	50.0%	0.0%	41.7%
コ(n=14)	7.1%	7.1%	85.7%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	コ(n=12)	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	コ(n=14)	7.1%	35.7%	35.7%	14.3%	7.1%	コ(n=11)	0.0%	63.6%	0.0%	36.4%
ク(n=15)	13.3%	53.3%	20.0%	6.7%	6.7%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ク(n=12)	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ク(n=13)	15.4%	15.4%	61.5%	7.7%	0.0%	ク(n=11)	0.0%	63.6%	0.0%	36.4%
シ(n=14)	21.4%	28.6%	42.9%	0.0%	7.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	シ(n=14)	0.0%	92.3%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	シ(n=14)	0.0%	14.3%	64.3%	14.3%	7.1%	シ(n=13)	7.7%	61.5%	0.0%	30.8%
ス(n=13)	53.8%	0.0%	0.0%	0.0%	46.2%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ス(n=11)	0.0%	63.6%	9.1%	27.3%	0.0%	0.0%	ス(n=14)	0.0%	14.3%	71.4%	14.3%	0.0%	ス(n=11)	0.0%	54.5%	9.1%	36.4%
セ(n=11)	54.5%	0.0%	0.0%	0.0%	45.5%	91.7%	0.0%	0.0%	8.3%	セ(n=8)	0.0%	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	セ(n=12)	0.0%	8.3%	25.0%	58.3%	8.3%	セ(n=7)	0.0%	28.6%	0.0%	71.4%
ソ(n=12)	0.0%	75.0%	16.7%	8.3%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ソ(n=13)	23.1%	69.2%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	ソ(n=12)	16.7%	16.7%	66.7%	20.0%	0.0%	ソ(n=12)	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%
タ(n=15)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	タ(n=15)	7.1%	85.7%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	タ(n=15)	0.0%	0.0%	66.7%	20.0%	13.3%	タ(n=10)	10.0%	60.0%	0.0%	30.0%
チ(n=6)	50.0%	16.7%	0.0%	0.0%	33.3%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	チ(n=4)	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	チ(n=6)	0.0%	33.3%	16.7%	50.0%	0.0%	チ(n=3)	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%
ツ(n=10)	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ツ(n=7)	0.0%	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	ツ(n=9)	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	ツ(n=7)	0.0%	57.1%	0.0%	42.9%
テ(n=13)	15.4%	0.0%	15.4%	0.0%	69.2%	92.9%	0.0%	0.0%	7.1%	テ(n=10)	0.0%	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	テ(n=13)	0.0%	23.1%	23.1%	53.8%	0.0%	テ(n=10)	0.0%	40.0%	0.0%	60.0%

中核市

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の平面上について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について						
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5		
	ア(n=27)	7.4%	74.1%	3.7%	7.4%	7.4%	92.0%	0.0%	4.0%	4.0%	ア(n=24)	0.0%	70.8%	25.0%	4.2%	0.0%	0.0%	ア(n=24)	0.0%	29.2%	66.7%	0.0%	4.2%	ア(n=59)	4.3%	73.9%	13.0%
イ(n=36)	2.8%	5.6%	91.7%	0.0%	0.0%	97.2%	2.8%	0.0%	0.0%	イ(n=35)	0.0%	77.1%	20.0%	2.9%	0.0%	0.0%	イ(n=35)	0.0%	14.3%	60.0%	17.1%	8.6%	イ(n=89)	6.5%	67.7%	0.0%	25.8%
ウ(n=35)	2.9%	85.7%	8.6%	2.9%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ウ(n=34)	0.0%	73.5%	23.5%	2.9%	0.0%	0.0%	ウ(n=35)	2.9%	28.6%	37.1%	31.4%	0.0%	ウ(n=93)	0.0%	80.6%	0.0%	19.4%
エ(n=23)	65.2%	0.0%	0.0%	0.0%	34.8%	86.4%	0.0%	0.0%	13.6%	エ(n=18)	22.2%	72.2%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	エ(n=20)	0.0%	20.0%	20.0%	50.0%	10.0%	エ(n=50)	11.1%	38.9%	0.0%	50.0%
オ(n=27)	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	89.7%	0.0%	0.0%	10.3%	オ(n=24)	0.0%	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	オ(n=28)	0.0%	10.7%	50.0%	35.7%	3.6%	オ(n=62)	4.0%	68.0%	0.0%	28.0%
カ(n=17)	76.5%	0.0%	5.9%	0.0%	17.6%	94.1%	0.0%	0.0%	5.9%	カ(n=13)	7.7%	69.2%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%	カ(n=15)	0.0%	6.7%	40.0%	46.7%	6.7%	カ(n=34)	0.0%	64.3%	0.0%	35.7%
キ(n=29)	24.1%	3.4%	55.2%	0.0%	17.2%	96.3%	0.0%	0.0%	3.7%	キ(n=24)	4.2%	79.2%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	キ(n=24)	0.0%	12.5%	62.5%	12.5%	12.5%	キ(n=76)	0.0%	56.5%	4.3%	39.1%
ク(n=34)	14.7%	2.9%	76.5%	0.0%	5.9%	88.6%	5.7%	2.9%	2.9%	ク(n=30)	3.3%	76.7%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ク(n=31)	3.2%	25.8%	61.3%	3.2%	6.5%	ク(n=82)	3.6%	64.3%	0.0%	32.1%
ケ(n=35)	14.3%	54.3%	22.9%	5.7%	2.9%	81.4%	2.9%	5.7%	10.7%	ケ(n=34)	2.9%	82.4%	14.7%	0.0%	0.0%	0.0%	ケ(n=35)	11.4%	20.0%	54.3%	11.4%	2.9%	ケ(n=90)	15.6%	71.9%	0.0%	12.5%
コ(n=36)	5.6%	5.6%	83.3%	5.6%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	コ(n=35)	5.7%	71.4%	20.0%	2.9%	0.0%	0.0%	コ(n=35)	8.6%	22.9%	48.6%	20.0%	0.0%	コ(n=88)	27.3%	60.6%	0.0%	12.1%
サ(n=36)	0.0%	75.0%	22.2%	2.8%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	サ(n=35)	2.9%	82.9%	11.4%	0.0%	2.9%	0.0%	サ(n=36)	0.0%	11.1%	75.0%	11.1%	2.8%	サ(n=95)	5.9%	64.7%	0.0%	29.4%
シ(n=35)	8.6%	11.4%	77.1%	0.0%	2.9%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	シ(n=32)	0.0%	81.3%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%	シ(n=33)	0.0%	12.1%	75.8%	12.1%	0.0%	シ(n=84)	6.9%	69.0%	0.0%	24.1%
ス(n=29)	69.0%	0.0%	0.0%	0.0%	31.0%	85.7%	0.0%	3.6%	10.7%	ス(n=26)	0.0%	76.9%	11.5%	11.5%	0.0%	0.0%	ス(n=28)	3.6%	21.4%	50.0%	21.4%	3.6%	ス(n=84)	4.0%	72.0%	0.0%	24.0%
セ(n=26)	65.4%	0.0%	0.0%	0.0%	34.6%	96.3%	0.0%	0.0%	3.7%	セ(n=20)	5.0%	85.0%	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%	セ(n=26)	0.0%	15.4%	23.1%	61.5%	0.0%	セ(n=55)	0.0%	55.0%	0.0%	45.0%
ソ(n=31)	12.9%	71.0%	12.9%	3.2%	0.0%	100.0%	0.0%	2.9%	0.0%	ソ(n=33)	0.0%	81.8%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	ソ(n=32)	3.1%	18.8%	56.3%	18.8%	3.1%	ソ(n=85)	21.2%	69.7%	0.0%	9.1%
タ(n=32)	0.0%	87.5%	9.4%	0.0%	3.1%	97.1%	0.0%	0.0%	0.0%	タ(n=29)	17.2%	72.4%	10.3%	0.0%	0.0%	0.0%	タ(n=30)	0.0%	20.0%	40.0%	30.0%	7.0%	タ(n=64)	14.3%	46.4%	0.0%	39.3%
チ(n=15)	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	86.7%	0.0%	0.0%	13.3%	チ(n=13)	15.4%	84.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	チ(n=14)	0.0%	7.1%	50.0%	35.7%	7.1%	チ(n=46)	8.3%	75.0%	0.0%	16.7%
ツ(n=33)	57.6%	0.0%	0.0%	0.0%	42.4%	93.8%	0.0%	0.0%	6.3%	ツ(n=29)	0.0%	55.2%	44.8%	0.0%	0.0%	0.0%	ツ(n=30)	0.0%	20.0%	36.7%	33.3%	10.0%	ツ(n=53)	3.6%	50.0%	0.0%	46.4%
テ(n=34)	17.6%	2.9%	44.1%	0.0%	35.3%	93.5%	3.2%	0.0%	3.2%	テ(n=29)	6.9%	62.1%	31.0%	0.0%	0.0%	0.0%	テ(n=29)	0.0%	17.2%	37.9%	24.1%	20.7%	テ(n=75)	7.7%	61.5%	3.8%	26.9%

一般市 I - 2, 3

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	ア (n=20)	30.0%	65.0%	0.0%	0.0%	5.0%	95.0%	0.0%	0.0%	5.0%	5.0%	0.0%	58.8%	35.3%	0.0%	5.9%	0.0%	10.5%	52.6%	26.3%	10.5%	0.0%	0.0%	84.2%	0.0%
イ (n=46)	28.3%	8.7%	64.3%	0.0%	8.7%	97.9%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	66.7%	31.1%	0.0%	2.2%	0.0%	14.9%	61.7%	14.9%	8.5%	13.0%	63.0%	0.0%	0.0%	23.9%
ウ (n=48)	12.5%	68.8%	10.4%	4.2%	4.2%	93.8%	2.1%	0.0%	4.2%	4.3%	0.0%	69.6%	23.9%	4.3%	2.2%	4.2%	12.5%	60.4%	16.7%	6.3%	6.4%	70.2%	2.1%	2.1%	21.3%
エ (n=25)	76.0%	0.0%	0.0%	0.0%	24.0%	92.9%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	3.8%	61.5%	30.8%	0.0%	3.8%	3.4%	3.4%	44.8%	34.5%	13.8%	4.3%	56.5%	0.0%	0.0%	39.1%
オ (n=31)	77.4%	0.0%	0.0%	0.0%	22.6%	90.9%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	3.4%	55.2%	31.0%	3.4%	6.9%	0.0%	6.1%	39.4%	36.4%	17.3%	3.3%	73.3%	0.0%	0.0%	20.0%
カ (n=10)	90.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	90.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	40.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	45.5%	27.3%	28.3%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%
キ (n=37)	29.7%	2.7%	48.6%	0.0%	18.9%	94.4%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	60.0%	33.3%	3.3%	3.3%	0.0%	3.0%	69.7%	15.2%	12.1%	3.1%	68.8%	0.0%	0.0%	28.1%
ク (n=40)	20.0%	2.5%	67.5%	0.0%	10.0%	97.6%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	72.2%	22.2%	2.8%	2.8%	7.5%	70.0%	15.0%	7.5%	2.6%	64.1%	0.0%	0.0%	33.3%	
ケ (n=46)	20.0%	55.6%	22.2%	0.0%	2.2%	97.8%	0.0%	0.0%	2.2%	2.3%	0.0%	68.2%	27.3%	2.3%	2.3%	11.1%	57.8%	24.4%	4.4%	6.5%	69.6%	4.3%	2.3%	19.6%	
コ (n=46)	13.0%	23.9%	58.7%	0.0%	4.3%	97.8%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	68.2%	25.0%	4.5%	2.2%	13.0%	58.7%	21.7%	4.3%	6.5%	67.4%	2.3%	23.9%		
サ (n=46)	10.9%	63.0%	21.7%	0.0%	4.3%	97.8%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	72.1%	20.9%	4.7%	2.3%	17.4%	65.2%	13.0%	2.2%	6.0%	81.8%	2.3%	15.9%		
シ (n=45)	17.8%	28.9%	51.1%	0.0%	2.2%	97.8%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	69.8%	25.6%	2.3%	2.2%	17.8%	64.4%	13.3%	2.2%	2.3%	77.3%	0.0%	20.5%		
ス (n=27)	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	94.1%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	6.9%	58.6%	27.6%	3.4%	3.4%	15.6%	34.4%	37.5%	12.5%	0.0%	76.7%	0.0%	23.3%		
セ (n=32)	81.5%	0.0%	0.0%	0.0%	18.5%	89.3%	0.0%	0.0%	10.7%	0.0%	3.7%	44.4%	48.1%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	34.5%	55.2%	10.3%	69.2%	3.8%	26.9%		
ソ (n=44)	22.7%	52.3%	20.5%	2.3%	2.3%	97.8%	0.0%	0.0%	2.2%	2.4%	0.0%	69.0%	26.2%	2.4%	2.4%	15.6%	62.2%	17.8%	4.4%	0.0%	75.0%	0.0%	18.2%		
タ (n=30)	10.0%	73.3%	6.7%	3.3%	6.7%	96.7%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	10.7%	50.0%	35.7%	0.0%	3.6%	17.2%	48.3%	27.6%	3.4%	17.2%	62.1%	0.0%	20.7%		
チ (n=24)	70.8%	0.0%	4.2%	0.0%	25.0%	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	5.0%	55.0%	35.0%	0.0%	5.0%	4.3%	34.8%	39.1%	21.7%	0.0%	77.3%	0.0%	22.7%		
リ (n=15)	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	53.8%	38.5%	0.0%	7.7%	6.7%	46.7%	26.7%	20.0%	0.0%	66.7%	0.0%	26.7%		
ニ (n=40)	60.0%	2.5%	12.5%	0.0%	25.0%	97.4%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	5.4%	59.5%	32.4%	0.0%	2.7%	15.8%	42.1%	28.9%	13.2%	10.3%	56.4%	2.6%	30.8%		

一般市 I - 0, 1

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	ア (n=12)	33.3%	33.3%	8.3%	0.0%	25.0%	72.7%	9.1%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	70.0%	0.0%	20.0%	11.1%	66.7%	0.0%	0.0%
イ (n=33)	15.2%	21.2%	63.6%	0.0%	0.0%	93.9%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	73.3%	23.3%	0.0%	0.0%	0.0%	21.9%	62.5%	9.4%	6.3%	16.1%	61.3%	3.2%	19.4%	
ウ (n=33)	9.1%	78.8%	12.1%	0.0%	0.0%	93.9%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	15.6%	75.0%	6.3%	3.1%	6.5%	64.5%	0.0%	0.0%	29.0%
エ (n=15)	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	64.3%	7.1%	0.0%	28.6%	0.0%	9.1%	72.7%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	53.8%	7.7%	30.8%	0.0%	58.3%	0.0%	0.0%	41.7%
オ (n=21)	76.2%	0.0%	0.0%	0.0%	23.8%	80.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	64.7%	29.4%	5.9%	0.0%	0.0%	5.3%	63.2%	21.1%	10.5%	0.0%	77.8%	0.0%	0.0%	22.2%
カ (n=9)	55.6%	0.0%	0.0%	0.0%	44.4%	50.0%	12.5%	0.0%	37.5%	0.0%	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	12.5%	37.5%	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%		
キ (n=31)	32.3%	0.0%	61.3%	0.0%	6.5%	93.3%	3.3%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	77.8%	22.2%	0.0%	0.0%	6.9%	72.4%	10.3%	3.4%	14.8%	63.0%	0.0%	22.2%		
ク (n=31)	22.6%	3.2%	71.0%	0.0%	3.2%	93.5%	3.2%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	74.1%	25.9%	0.0%	0.0%	6.7%	73.3%	13.3%	6.7%	0.0%	71.4%	0.0%	28.6%		
ケ (n=32)	21.9%	40.6%	31.3%	0.0%	6.3%	90.3%	3.2%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	82.1%	17.9%	0.0%	0.0%	19.4%	51.6%	22.6%	6.5%	10.0%	70.0%	0.0%	20.0%		
コ (n=33)	18.2%	12.1%	66.7%	0.0%	3.0%	96.9%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	89.7%	10.3%	0.0%	0.0%	0.0%	19.4%	58.1%	16.1%	6.5%	10.0%	0.0%	0.0%	20.0%	
サ (n=31)	16.1%	58.1%	25.8%	0.0%	0.0%	93.5%	3.2%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	78.6%	17.9%	3.6%	0.0%	26.7%	63.3%	6.7%	3.3%	10.0%	56.7%	3.3%	30.0%		
シ (n=32)	21.9%	21.9%	53.1%	0.0%	3.1%	93.5%	3.2%	0.0%	3.2%	0.0%	6.9%	69.0%	20.7%	0.0%	3.4%	20.0%	63.3%	6.7%	10.3%	65.5%	3.4%	20.7%			
ス (n=19)	63.2%	0.0%	0.0%	0.0%	36.8%	83.3%	5.6%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	66.7%	20.0%	13.3%	0.0%	23.5%	58.8%	5.9%	11.8%	6.3%	68.8%	0.0%	25.0%		
セ (n=16)	68.8%	0.0%	0.0%	0.0%	31.3%	80.0%	6.7%	0.0%	13.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	42.9%	14.3%	0.0%	85.7%	0.0%	14.3%		
ソ (n=22)	18.8%	62.5%	12.5%	0.0%	6.3%	93.5%	3.2%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	74.1%	25.9%	0.0%	0.0%	19.4%	61.3%	12.9%	6.5%	10.3%	62.1%	0.0%	27.6%		
タ (n=22)	22.7%	50.0%	13.6%	0.0%	13.6%	81.8%	4.5%	0.0%	13.6%	0.0%	10.5%	78.9%	10.5%	0.0%	0.0%	13.6%	45.5%	27.3%	9.1%	10.3%	52.4%	4.8%	33.3%		
チ (n=13)	61.5%	0.0%	0.0%	0.0%	38.5%	66.7%	8.3%	0.0%	25.0%	0.0%	11.1%	77.8%	11.1%	0.0%	0.0%	10.0%	40.0%	20.0%	30.0%	0.0%	62.5%	0.0%	37.5%		
リ (n=8)	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	57.1%	14.3%	0.0%	28.6%	0.0%	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	28.6%	14.3%	0.0%	71.4%	0.0%	28.6%		
ニ (n=30)	46.7%	0.0%	33.3%	0.0%	20.0%	89.3%	3.6%	0.0%	7.1%	0.0%	4.0%	72.0%	20.0%	4.0%	0.0%	30.8%	42.3%	23.1%	3.8%	12.0%	80.0%	0.0%	8.0%		

一般市Ⅱ-2,3

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について						
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5		
ア(n=22)	40.9%	31.8%	4.5%	0.0%	22.7%	ア(n=21)	85.7%	4.8%	4.8%	4.8%	0.0%	76.5%	17.6%	5.9%	0.0%	0.0%	ア(n=18)	5.6%	16.7%	44.4%	27.8%	5.6%	ア(n=54)	5.6%	50.0%	0.0%	44.4%
イ(n=59)	11.9%	13.6%	71.2%	0.0%	3.4%	イ(n=60)	96.7%	1.7%	0.0%	1.7%	0.0%	66.7%	25.9%	1.9%	0.0%	0.0%	イ(n=58)	3.4%	8.6%	56.9%	25.9%	3.4%	イ(n=112)	13.0%	57.4%	0.0%	27.8%
ウ(n=67)	10.4%	85.1%	3.0%	0.0%	1.5%	ウ(n=66)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	69.5%	18.6%	5.1%	1.7%	0.0%	ウ(n=63)	6.3%	11.1%	69.8%	12.7%	0.0%	ウ(n=120)	6.9%	65.5%	0.0%	27.6%
エ(n=34)	67.6%	0.0%	0.0%	0.0%	32.4%	エ(n=34)	94.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	73.3%	20.0%	3.3%	0.0%	0.0%	エ(n=31)	0.0%	3.2%	35.5%	51.6%	0.0%	エ(n=61)	6.9%	51.7%	0.0%	41.4%
オ(n=37)	64.9%	0.0%	0.0%	0.0%	35.1%	オ(n=38)	89.5%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	69.7%	23.1%	6.1%	0.0%	0.0%	オ(n=35)	2.9%	5.7%	48.6%	34.3%	0.0%	オ(n=70)	0.0%	60.6%	3.0%	36.4%
カ(n=18)	44.4%	5.6%	11.1%	0.0%	38.9%	カ(n=16)	93.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.9%	21.2%	1.1%	0.0%	0.0%	カ(n=14)	0.0%	14.3%	50.0%	28.6%	0.0%	カ(n=33)	0.0%	38.6%	0.0%	61.5%
キ(n=54)	31.5%	3.7%	57.4%	1.9%	5.6%	キ(n=53)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	90.7%	4.7%	4.7%	0.0%	0.0%	キ(n=40)	4.0%	18.0%	62.0%	12.0%	4.0%	キ(n=97)	11.4%	54.5%	0.0%	34.1%
ク(n=57)	21.1%	3.5%	71.9%	0.0%	3.5%	ク(n=56)	96.4%	1.8%	0.0%	1.8%	0.0%	81.3%	14.6%	2.1%	0.0%	0.0%	ク(n=55)	0.0%	21.8%	56.2%	18.2%	0.0%	ク(n=102)	10.4%	54.2%	0.0%	35.4%
ケ(n=64)	12.5%	60.9%	23.4%	3.1%	0.0%	ケ(n=64)	96.9%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	71.0%	24.2%	3.2%	0.0%	0.0%	ケ(n=64)	4.7%	10.9%	53.1%	31.3%	0.0%	ケ(n=115)	7.0%	68.4%	0.0%	24.6%
コ(n=66)	13.6%	16.7%	66.7%	0.0%	3.0%	コ(n=64)	93.8%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	70.5%	23.0%	3.3%	0.0%	0.0%	コ(n=63)	3.2%	12.7%	50.8%	33.3%	0.0%	コ(n=113)	8.6%	65.5%	1.7%	24.1%
サ(n=61)	16.4%	67.2%	13.1%	0.0%	3.3%	サ(n=60)	98.3%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	74.1%	16.7%	9.3%	0.0%	0.0%	サ(n=57)	3.5%	5.3%	77.2%	12.3%	1.8%	サ(n=115)	5.6%	68.5%	0.0%	25.9%
シ(n=64)	18.8%	21.9%	57.8%	0.0%	1.6%	シ(n=62)	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.8%	16.1%	5.4%	1.8%	0.0%	シ(n=60)	3.3%	10.0%	73.3%	13.3%	0.0%	シ(n=112)	12.3%	70.2%	1.8%	15.8%
ス(n=33)	72.7%	0.0%	0.0%	0.0%	27.3%	ス(n=33)	93.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	77.8%	14.8%	0.0%	0.0%	0.0%	ス(n=30)	0.0%	20.0%	46.7%	26.7%	6.7%	ス(n=66)	0.0%	69.0%	0.0%	31.0%
セ(n=28)	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	セ(n=29)	96.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.2%	27.3%	0.0%	0.0%	0.0%	セ(n=25)	0.0%	8.0%	44.0%	44.0%	4.0%	セ(n=58)	4.8%	57.1%	4.8%	33.3%
ソ(n=56)	8.9%	71.4%	14.3%	3.6%	1.8%	ソ(n=57)	96.5%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	70.4%	22.2%	1.9%	1.9%	0.0%	ソ(n=56)	5.4%	12.5%	55.4%	26.8%	0.0%	ソ(n=105)	1.9%	75.5%	0.0%	22.6%
タ(n=45)	6.7%	77.8%	6.7%	0.0%	8.9%	タ(n=44)	90.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.6%	9.8%	2.4%	0.0%	0.0%	タ(n=43)	2.3%	14.0%	41.9%	32.6%	9.3%	タ(n=77)	2.4%	46.3%	2.4%	48.8%
チ(n=30)	60.0%	3.3%	3.3%	0.0%	33.3%	チ(n=31)	93.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	64.0%	28.0%	4.0%	0.0%	0.0%	チ(n=28)	0.0%	7.1%	42.9%	46.4%	3.6%	チ(n=57)	8.7%	56.5%	0.0%	34.8%
ツ(n=22)	63.6%	0.0%	4.5%	0.0%	31.8%	ツ(n=22)	95.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	72.2%	22.2%	5.6%	0.0%	0.0%	ツ(n=20)	0.0%	10.0%	35.0%	50.0%	5.0%	ツ(n=43)	11.1%	55.6%	0.0%	33.3%
テ(n=49)	46.9%	2.0%	20.4%	0.0%	30.6%	テ(n=47)	97.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	56.1%	34.9%	2.3%	0.0%	0.0%	テ(n=45)	0.0%	13.3%	53.3%	31.1%	2.2%	テ(n=91)	4.8%	57.1%	2.4%	35.7%

一般市Ⅱ-0,1

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について						
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5		
ア(n=8)	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	ア(n=7)	71.4%	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ア(n=5)	20.0%	0.0%	40.0%	20.0%	20.0%	ア(n=40)	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%
イ(n=16)	12.5%	6.3%	68.8%	0.0%	12.5%	イ(n=17)	82.4%	11.8%	0.0%	5.9%	0.0%	75.0%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%	イ(n=17)	5.9%	29.4%	41.2%	23.5%	0.0%	イ(n=74)	12.5%	50.0%	0.0%	37.5%
ウ(n=17)	11.8%	76.5%	5.9%	0.0%	5.9%	ウ(n=17)	88.2%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	81.3%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%	ウ(n=16)	0.0%	11.8%	52.9%	29.4%	5.9%	ウ(n=78)	0.0%	62.5%	0.0%	37.5%
エ(n=12)	50.0%	8.3%	0.0%	0.0%	41.7%	エ(n=14)	71.4%	21.4%	0.0%	7.1%	0.0%	66.7%	8.3%	16.7%	0.0%	0.0%	エ(n=14)	0.0%	14.3%	57.1%	28.6%	0.0%	エ(n=44)	8.3%	66.7%	0.0%	25.0%
オ(n=13)	61.5%	0.0%	0.0%	0.0%	38.5%	オ(n=13)	69.2%	15.4%	0.0%	15.4%	0.0%	77.8%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	オ(n=11)	0.0%	0.0%	90.9%	9.1%	0.0%	オ(n=45)	12.5%	50.0%	25.0%	12.5%
カ(n=7)	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	カ(n=7)	42.9%	28.6%	0.0%	28.6%	0.0%	80.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	カ(n=7)	0.0%	0.0%	57.1%	14.3%	28.6%	カ(n=25)	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%
キ(n=16)	37.5%	6.3%	25.0%	0.0%	31.3%	キ(n=16)	62.5%	12.5%	6.3%	18.8%	0.0%	81.8%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	キ(n=15)	0.0%	13.3%	80.0%	6.7%	0.0%	キ(n=65)	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%
ク(n=16)	31.3%	0.0%	56.3%	0.0%	12.5%	ク(n=16)	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	85.7%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	ク(n=15)	0.0%	6.7%	86.7%	6.7%	0.0%	ク(n=67)	7.7%	53.8%	0.0%	38.5%
ケ(n=17)	23.5%	47.1%	23.5%	0.0%	5.9%	ケ(n=16)	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ケ(n=16)	0.0%	6.3%	68.8%	25.0%	0.0%	ケ(n=73)	0.0%	73.3%	0.0%	26.7%
コ(n=17)	23.5%	17.6%	47.1%	0.0%	11.8%	コ(n=17)	88.2%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	26.7%	0.0%	0.0%	0.0%	コ(n=16)	0.0%	6.3%	75.0%	18.8%	0.0%	コ(n=70)	0.0%	73.3%	0.0%	26.7%
サ(n=16)	6.3%	81.3%	6.3%	0.0%	6.3%	サ(n=16)	81.3%	12.5%	6.3%	0.0%	0.0%	68.8%	12.5%	6.3%	0.0%	0.0%	サ(n=16)	0.0%	18.8%	81.3%	0.0%	0.0%	サ(n=75)	7.1%	78.6%	0.0%	14.3%
シ(n=16)	25.0%	18.8%	43.8%	0.0%	12.5%	シ(n=16)	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	シ(n=15)	0.0%	6.7%	86.7%	6.7%	0.0%	シ(n=69)	7.1%	85.7%	0.0%	7.1%
ス(n=11)	45.5%	0.0%	0.0%	0.0%	54.5%	ス(n=11)	72.7%	18.2%	0.0%	9.1%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ス(n=11)	0.0%	0.0%	72.7%	18.2%	9.1%	ス(n=47)	0.0%	50.0%	12.5%	37.5%
セ(n=12)	58.3%	0.0%	0.0%	0.0%	41.7%	セ(n=12)	75.0%	16.7%	0.0%	8.3%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	セ(n=11)	0.0%	9.1%	27.3%	54.5%	9.1%	セ(n=43)	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
ソ(n=15)	20.0%	66.7%	0.0%	0.0%	13.3%	ソ(n=15)	80.0%	13.3%	0.0%	6.7%	0.0%	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	ソ(n=15)	0.0%	6.7%	66.7%	20.0%	6.7%	ソ(n=66)	0.0%	71.4%	0.0%	28.6%
タ(n=13)	0.0%	69.2%	15.4%	0.0%	15.4%	タ(n=12)	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	90.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	タ(n=12)	8.3%	16.7%	50.0%	25.0%	0.0%	タ(n=44)	12.5%	50.0%	0.0%	37.5%
チ(n=13)	61.5%	7.7%	0.0%	0.0%	30.8%	チ(n=13)	76.9%	15.4%	0.0%	7.7%	0.0%	87.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	チ(n=11)	0.0%	9.1%	36.4%	54.5%	0.0%	チ(n=43)	0.0%	66.7%	11.1%	22.2%
ツ(n=10)	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	ツ(n=9)	66.7%	22.2%	0.0%	11.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ツ(n=9)	0.0%	11.1%	33.3%	33.3%	22.2%	ツ(n=30)	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%
テ(n=16)	31.3%	6.3%	18.8%	0.0%	43.8%	テ(n=16)	81.3%	12.5%	0.0%	6.3%	0.0%	92.9%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	テ(n=16)	0.0%	18.8%	18.8%	62.5%	0.0%	テ(n=63)	21.4%	50.0%	0.0%	28.6%

一般市Ⅲ-2, 3

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア(n=6)	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	14.3%	57.1%	28.6%	0.0%	16.7%	50.0%	16.7%	0.0%	16.7%
イ(n=34)	5.9%	17.6%	73.5%	0.0%	2.9%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	13.3%	3.3%	3.3%	0.0%	6.1%	18.2%	54.5%	21.2%	6.7%	70.0%	3.3%	3.3%	20.0%
ウ(n=36)	0.0%	91.7%	0.0%	5.6%	2.8%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.4%	20.0%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	68.6%	17.1%	0.0%	87.9%	0.0%	12.1%	0.0%
エ(n=16)	87.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	93.3%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	9.1%	81.8%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	35.7%	57.1%	7.1%	41.7%	0.0%	50.0%	0.0%
オ(n=27)	81.8%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	95.8%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	5.6%	65.7%	27.8%	0.0%	0.0%	0.0%	17.4%	30.4%	43.5%	8.7%	5.0%	60.0%	0.0%	35.0%	0.0%
カ(n=32)	71.4%	0.0%	14.3%	0.0%	14.3%	83.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	50.0%	33.3%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	20.0%	0.0%
キ(n=32)	28.1%	0.0%	71.9%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	73.3%	10.0%	0.0%	11.5%	69.2%	0.0%	19.2%	0.0%
ク(n=34)	17.6%	2.9%	76.5%	0.0%	2.9%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	85.2%	11.1%	3.7%	0.0%	3.2%	19.4%	67.7%	9.7%	0.0%	13.8%	75.9%	0.0%	10.3%	0.0%
ケ(n=34)	11.8%	67.6%	14.7%	5.9%	2.9%	100.0%	3.0%	6.1%	0.0%	0.0%	3.0%	75.8%	18.2%	3.0%	0.0%	3.1%	15.6%	50.0%	25.0%	6.3%	6.7%	73.3%	0.0%	22.0%	0.0%
コ(n=35)	8.6%	17.1%	74.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	85.3%	5.9%	2.9%	2.9%	3.0%	15.2%	48.5%	27.3%	6.1%	9.7%	64.5%	3.2%	22.6%	0.0%
サ(n=33)	3.0%	87.9%	9.1%	0.0%	0.0%	93.8%	0.0%	3.1%	3.1%	0.0%	10.0%	70.0%	13.3%	6.7%	0.0%	3.1%	15.6%	62.5%	12.5%	6.3%	6.7%	60.0%	3.3%	30.0%	0.0%
シ(n=35)	5.7%	37.1%	64.3%	0.0%	2.9%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	18.8%	6.3%	0.0%	0.0%	11.8%	67.6%	17.6%	2.9%	3.1%	71.9%	6.3%	18.8%	0.0%
ス(n=22)	68.2%	0.0%	0.0%	0.0%	31.8%	90.5%	4.8%	0.0%	4.8%	0.0%	5.3%	78.9%	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	45.5%	36.4%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%
セ(n=12)	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	92.3%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	77.8%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.1%	76.9%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
ソ(n=31)	12.9%	64.5%	12.9%	9.7%	0.0%	96.8%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	78.1%	15.6%	3.1%	3.1%	3.4%	10.3%	51.7%	34.5%	0.0%	3.2%	77.4%	3.2%	16.1%	0.0%
タ(n=31)	12.9%	80.6%	6.5%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.9%	63.0%	11.1%	0.0%	0.0%	10.3%	10.3%	51.7%	17.2%	10.3%	18.5%	48.1%	0.0%	33.3%	0.0%
チ(n=11)	81.8%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	20.0%	50.0%	0.0%	30.0%	0.0%
ツ(n=20)	85.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%	95.2%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	63.2%	36.8%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	61.9%	19.0%	9.5%	0.0%	70.6%	5.9%	23.5%	0.0%
テ(n=29)	24.1%	0.0%	37.9%	0.0%	37.9%	96.6%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	7.1%	75.0%	17.9%	0.0%	0.0%	3.4%	24.1%	37.9%	24.1%	10.3%	14.8%	66.7%	0.0%	18.5%	0.0%

一般市Ⅳ-2, 3

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア(n=3)	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%
イ(n=16)	6.3%	25.0%	62.5%	0.0%	6.3%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.5%	23.5%	0.0%	0.0%	0.0%	31.3%	43.8%	25.0%	0.0%	6.3%	56.3%	0.0%	37.5%	0.0%
ウ(n=17)	5.9%	76.5%	5.9%	5.9%	5.9%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	62.5%	31.3%	0.0%	6.3%	0.0%	23.5%	76.5%	0.0%	0.0%	0.0%	82.4%	5.9%	11.8%	0.0%
エ(n=10)	70.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	90.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	18.2%	63.6%	18.2%	0.0%	0.0%	9.1%	36.4%	0.0%	36.4%	18.2%	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%
オ(n=13)	61.5%	0.0%	0.0%	0.0%	38.5%	92.3%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	63.6%	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	15.4%	61.5%	15.4%	9.1%	27.3%	9.1%	54.5%	0.0%
カ(n=3)	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
キ(n=15)	26.7%	0.0%	66.7%	0.0%	6.7%	92.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	7.7%	15.4%	69.2%	0.0%	7.7%	23.1%	38.5%	0.0%	38.5%	0.0%
ク(n=16)	12.5%	0.0%	81.3%	0.0%	6.3%	86.7%	0.0%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	76.9%	23.1%	0.0%	0.0%	7.1%	14.3%	50.0%	21.4%	7.1%	14.3%	28.6%	0.0%	57.1%	0.0%
ケ(n=17)	11.8%	58.8%	23.5%	0.0%	5.9%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.5%	17.6%	0.0%	5.9%	5.9%	17.6%	52.9%	23.5%	0.0%	0.0%	70.6%	0.0%	29.4%	0.0%
コ(n=18)	11.1%	5.6%	83.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	88.9%	5.6%	0.0%	5.6%	0.0%	27.8%	38.9%	33.3%	0.0%	5.6%	50.0%	5.6%	38.9%	0.0%
サ(n=18)	0.0%	77.8%	16.7%	5.6%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	83.3%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	72.2%	11.1%	5.6%	11.1%	72.2%	0.0%	16.7%	0.0%
シ(n=16)	12.5%	12.5%	75.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	68.8%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	73.3%	20.0%	0.0%	6.3%	87.5%	0.0%	6.3%	0.0%
ス(n=8)	37.5%	0.0%	0.0%	12.5%	50.0%	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	57.1%	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%	42.9%	28.6%	14.3%	14.3%	0.0%	57.1%	0.0%	42.9%	0.0%
セ(n=9)	44.4%	0.0%	0.0%	0.0%	55.6%	66.7%	11.1%	0.0%	22.2%	0.0%	12.5%	62.5%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	22.2%	66.7%	0.0%	11.1%	44.4%	0.0%	44.4%	0.0%
ソ(n=12)	8.3%	66.7%	8.3%	16.7%	0.0%	93.3%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	84.6%	7.7%	0.0%	7.7%	7.7%	15.4%	53.8%	15.4%	7.7%	0.0%	69.2%	0.0%	30.8%	0.0%
タ(n=15)	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%	93.3%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	13.3%	80.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	40.0%	26.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%
チ(n=6)	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	71.4%	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	85.7%	0.0%
ツ(n=15)	33.3%	0.0%	6.7%	0.0%	60.0%	78.6%	0.0%	0.0%	21.4%	0.0%	21.4%	42.9%	35.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	40.0%	6.7%	20.0%	15.4%	38.5%	0.0%	46.2%	0.0%
テ(n=16)	12.5%	12.5%	25.0%	0.0%	50.0%	81.3%	0.0%	0.0%	18.8%	0.0%	7.1%	71.4%	14.3%	7.1%	0.0%	0.0%	28.6%	28.6%	35.7%	7.1%	6.7%	53.3%	0.0%	40.0%	0.0%

町村 I -1, 2

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア (n=10)	50.0%	0.0%	10.0%	0.0%	40.0%	77.8%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	50.0%	37.5%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	22.2%	44.4%	33.3%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	33.3%
イ (n=10)	50.0%	10.0%	20.0%	0.0%	20.0%	88.9%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	50.0%	37.5%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	11.1%	33.3%	22.2%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%
ウ (n=9)	33.3%	33.3%	11.1%	0.0%	22.2%	77.8%	11.1%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	50.0%	37.5%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
エ (n=7)	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%
オ (n=7)	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	60.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%
カ (n=10)	50.0%	0.0%	10.0%	0.0%	42.9%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%
キ (n=8)	62.5%	0.0%	10.0%	0.0%	40.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	42.9%	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
ク (n=8)	55.6%	11.1%	11.1%	0.0%	37.5%	83.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
ケ (n=7)	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	42.9%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
コ (n=7)	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	42.9%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
サ (n=10)	30.0%	20.0%	20.0%	0.0%	30.0%	77.8%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	50.0%	37.5%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	11.1%	22.2%	33.3%	0.0%	0.0%	44.4%	0.0%	55.6%
シ (n=9)	44.4%	11.1%	22.2%	0.0%	22.2%	75.0%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	42.9%	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	25.0%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	62.5%
ス (n=7)	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	80.0%
セ (n=7)	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	42.9%	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	80.0%
ソ (n=9)	44.4%	11.1%	11.1%	0.0%	33.3%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	42.9%	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	37.5%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	62.5%
タ (n=8)	50.0%	0.0%	12.5%	0.0%	37.5%	71.4%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	42.9%	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	42.9%	0.0%	0.0%	42.9%	0.0%	57.1%
チ (n=8)	37.5%	0.0%	0.0%	12.5%	50.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	66.7%
ツ (n=7)	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	60.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	80.0%
テ (n=9)	33.3%	11.1%	22.2%	0.0%	33.3%	85.7%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	33.3%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	71.4%

町村 I -0

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア (n=13)	53.8%	15.4%	15.4%	0.0%	15.4%	81.8%	9.1%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	60.0%	30.0%	0.0%	0.0%	70.0%	0.0%	20.0%
イ (n=14)	28.6%	42.9%	21.4%	0.0%	7.1%	85.7%	7.1%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	64.3%	35.7%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	35.7%	35.7%	0.0%	0.0%	21.4%	0.0%	7.1%
ウ (n=15)	13.3%	73.3%	6.7%	0.0%	6.7%	86.7%	6.7%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%	6.7%	20.0%	20.0%	33.3%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	6.7%
エ (n=8)	50.0%	12.5%	0.0%	0.0%	37.5%	83.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%
オ (n=8)	50.0%	12.5%	0.0%	0.0%	37.5%	83.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%
カ (n=8)	50.0%	12.5%	0.0%	0.0%	37.5%	83.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%
キ (n=13)	38.5%	23.1%	15.4%	0.0%	23.1%	91.7%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	54.5%	45.5%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	58.3%	16.7%	0.0%	0.0%	27.3%	0.0%	9.1%
ク (n=10)	30.0%	20.0%	20.0%	0.0%	30.0%	88.9%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	55.6%	44.4%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	22.2%	55.6%	22.2%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	11.1%
ケ (n=11)	54.5%	9.1%	9.1%	0.0%	27.3%	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	14.3%
コ (n=10)	40.0%	20.0%	10.0%	0.0%	30.0%	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	50.0%	37.5%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	12.5%
サ (n=15)	40.0%	40.0%	6.7%	0.0%	13.3%	92.3%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	72.7%	27.3%	0.0%	0.0%	8.3%	33.3%	41.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	8.3%
シ (n=13)	38.5%	15.4%	23.1%	0.0%	23.1%	91.7%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%	9.1%	27.3%	45.5%	18.2%	18.2%	0.0%	0.0%	18.2%	0.0%	9.1%
ス (n=10)	60.0%	10.0%	0.0%	0.0%	30.0%	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%
セ (n=9)	55.6%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	85.7%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%
ソ (n=14)	21.4%	50.0%	14.3%	0.0%	14.3%	92.3%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	63.6%	36.4%	0.0%	0.0%	8.3%	16.7%	41.7%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	8.3%
タ (n=8)	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	83.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%
チ (n=9)	55.6%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	85.7%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%
ツ (n=9)	55.6%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	85.7%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%
テ (n=12)	33.3%	8.3%	33.3%	0.0%	25.0%	80.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	11.1%	11.1%	0.0%	55.6%	33.3%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	11.1%

町村Ⅱ-1,2

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について						
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5		
ア(n=16)	68.8%	25.0%	6.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	57.1%	28.6%	7.1%	0.0%	0.0%	ア(n=16)	0.0%	6.3%	50.0%	43.8%	0.0%	ア(n=50)	0.0%	64.3%	7.1%	28.6%
イ(n=20)	40.0%	30.0%	30.0%	0.0%	0.0%	95.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	55.6%	27.8%	5.6%	0.0%	0.0%	イ(n=20)	0.0%	25.0%	35.0%	40.0%	0.0%	イ(n=75)	5.9%	58.8%	5.9%	29.4%
ウ(n=19)	47.4%	31.6%	21.1%	0.0%	0.0%	94.7%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	52.9%	29.4%	5.9%	0.0%	0.0%	ウ(n=19)	0.0%	15.8%	36.8%	47.4%	0.0%	ウ(n=79)	0.0%	70.6%	5.9%	23.5%
エ(n=14)	92.9%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	33.3%	41.7%	16.7%	0.0%	0.0%	エ(n=14)	0.0%	7.1%	28.6%	64.3%	0.0%	エ(n=44)	8.3%	50.0%	8.3%	33.3%
オ(n=12)	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	30.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	オ(n=12)	0.0%	0.0%	16.7%	83.3%	0.0%	オ(n=47)	0.0%	50.0%	10.0%	40.0%
カ(n=11)	90.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	44.4%	33.3%	22.2%	0.0%	0.0%	カ(n=11)	0.0%	0.0%	18.2%	81.8%	0.0%	カ(n=29)	0.0%	44.4%	11.1%	44.4%
キ(n=17)	64.7%	11.8%	17.6%	0.0%	5.9%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	33.3%	6.7%	0.0%	0.0%	キ(n=17)	0.0%	5.9%	41.2%	52.9%	0.0%	キ(n=68)	6.7%	60.0%	6.7%	26.7%
ク(n=13)	69.2%	15.4%	7.7%	0.0%	7.7%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	56.3%	33.3%	8.3%	0.0%	0.0%	ク(n=14)	0.0%	7.1%	28.6%	64.3%	0.0%	ク(n=66)	8.3%	50.0%	8.3%	33.3%
ケ(n=14)	71.4%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	45.5%	36.4%	9.1%	0.0%	0.0%	ケ(n=13)	0.0%	7.7%	15.4%	76.9%	0.0%	ケ(n=69)	0.0%	54.5%	9.1%	36.4%
コ(n=14)	64.3%	7.1%	21.4%	0.0%	7.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	41.7%	41.7%	8.3%	0.0%	0.0%	コ(n=14)	0.0%	14.3%	21.4%	64.3%	0.0%	コ(n=67)	0.0%	58.3%	8.3%	33.3%
サ(n=18)	61.1%	16.7%	16.7%	0.0%	5.6%	94.4%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	26.7%	13.3%	0.0%	0.0%	サ(n=18)	0.0%	11.1%	33.3%	55.6%	0.0%	サ(n=76)	0.0%	66.7%	6.7%	26.7%
シ(n=17)	64.7%	23.5%	11.8%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	35.7%	14.3%	0.0%	0.0%	シ(n=17)	0.0%	5.9%	47.1%	47.1%	0.0%	シ(n=69)	0.0%	64.3%	7.1%	28.6%
ス(n=15)	86.7%	6.7%	0.0%	0.0%	6.7%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	36.4%	45.5%	18.2%	0.0%	0.0%	ス(n=15)	0.0%	0.0%	23.1%	76.9%	0.0%	ス(n=50)	9.1%	45.5%	9.1%	36.4%
セ(n=12)	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	50.0%	10.0%	0.0%	0.0%	セ(n=12)	0.0%	0.0%	16.7%	83.3%	0.0%	セ(n=45)	0.0%	50.0%	10.0%	40.0%
ソ(n=16)	81.3%	6.3%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	46.2%	38.5%	7.7%	0.0%	0.0%	ソ(n=16)	0.0%	0.0%	26.7%	73.3%	0.0%	ソ(n=65)	0.0%	61.5%	7.7%	30.8%
タ(n=11)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	44.4%	33.3%	22.2%	0.0%	0.0%	タ(n=11)	0.0%	0.0%	18.2%	81.8%	0.0%	タ(n=45)	0.0%	44.4%	11.1%	44.4%
チ(n=13)	92.3%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	40.0%	10.0%	0.0%	0.0%	チ(n=13)	0.0%	0.0%	16.7%	83.3%	0.0%	チ(n=44)	10.0%	40.0%	10.0%	40.0%
ツ(n=11)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	44.4%	33.3%	22.2%	0.0%	0.0%	ツ(n=11)	0.0%	0.0%	18.2%	81.8%	0.0%	ツ(n=34)	0.0%	44.4%	11.1%	44.4%
テ(n=16)	81.3%	12.5%	6.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	38.5%	46.2%	7.7%	0.0%	0.0%	テ(n=16)	0.0%	13.3%	20.0%	66.7%	0.0%	テ(n=62)	0.0%	53.8%	15.4%	30.8%

町村Ⅱ-0

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について						
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5		
ア(n=9)	44.4%	22.2%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ア(n=9)	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	ア(n=44)	12.5%	75.0%	0.0%	12.5%
イ(n=16)	37.5%	12.5%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	72.7%	27.3%	0.0%	0.0%	0.0%	イ(n=16)	0.0%	30.8%	38.5%	30.8%	0.0%	イ(n=71)	7.7%	76.9%	0.0%	15.4%
ウ(n=16)	37.5%	37.5%	18.8%	6.3%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	ウ(n=16)	0.0%	28.6%	50.0%	21.4%	0.0%	ウ(n=75)	7.7%	76.9%	0.0%	15.4%
エ(n=11)	63.6%	0.0%	9.1%	0.0%	27.3%	81.8%	0.0%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%	42.9%	28.6%	28.6%	0.0%	0.0%	エ(n=11)	0.0%	12.5%	12.5%	62.5%	12.5%	エ(n=40)	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
オ(n=14)	85.7%	0.0%	7.1%	0.0%	7.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	44.4%	33.3%	22.2%	0.0%	0.0%	オ(n=14)	0.0%	18.2%	36.4%	36.4%	9.1%	オ(n=48)	0.0%	63.6%	0.0%	36.4%
カ(n=8)	62.5%	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	カ(n=8)	0.0%	16.7%	33.3%	33.3%	16.7%	カ(n=26)	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
キ(n=13)	53.8%	15.4%	15.4%	0.0%	15.4%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	63.6%	27.3%	9.1%	0.0%	0.0%	キ(n=13)	0.0%	16.7%	25.0%	50.0%	8.3%	キ(n=64)	0.0%	63.6%	9.1%	27.3%
ク(n=14)	50.0%	7.1%	21.4%	0.0%	21.4%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	25.0%	8.3%	0.0%	0.0%	ク(n=14)	0.0%	15.4%	23.1%	53.8%	7.7%	ク(n=66)	0.0%	66.7%	8.3%	25.0%
ケ(n=15)	60.0%	26.7%	6.7%	0.0%	6.7%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	54.5%	27.3%	18.2%	0.0%	0.0%	ケ(n=15)	0.0%	15.4%	46.2%	30.8%	7.7%	ケ(n=70)	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%
コ(n=11)	81.8%	0.0%	9.1%	0.0%	9.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	コ(n=11)	0.0%	12.5%	50.0%	25.0%	12.5%	コ(n=63)	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%
サ(n=16)	37.5%	37.5%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	69.2%	30.8%	0.0%	0.0%	0.0%	サ(n=16)	6.7%	13.3%	53.3%	26.7%	0.0%	サ(n=74)	7.7%	69.2%	0.0%	23.1%
シ(n=15)	33.3%	40.0%	20.0%	0.0%	6.7%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	25.0%	8.3%	0.0%	0.0%	シ(n=15)	7.1%	14.3%	50.0%	21.4%	7.1%	シ(n=68)	0.0%	69.2%	0.0%	30.8%
ス(n=14)	78.6%	0.0%	7.1%	0.0%	14.3%	92.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	11.1%	22.2%	0.0%	0.0%	ス(n=14)	0.0%	20.0%	50.0%	20.0%	10.0%	ス(n=50)	0.0%	54.5%	0.0%	45.5%
セ(n=13)	84.6%	0.0%	7.7%	0.0%	7.7%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	62.5%	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%	セ(n=13)	0.0%	11.1%	44.4%	33.3%	11.1%	セ(n=45)	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
ソ(n=14)	50.0%	35.7%	7.1%	0.0%	7.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	77.8%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	ソ(n=14)	0.0%	18.2%	54.5%	16.2%	9.1%	ソ(n=63)	9.1%	63.6%	0.0%	27.3%
タ(n=9)	55.6%	11.1%	22.2%	0.0%	11.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	タ(n=9)	0.0%	33.3%	33.3%	16.7%	16.7%	タ(n=43)	0.0%	42.9%	0.0%	57.1%
チ(n=10)	50.0%	10.0%	30.0%	0.0%	10.0%	90.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	チ(n=10)	0.0%	11.1%	55.6%	33.3%	0.0%	チ(n=43)	11.1%	66.7%	0.0%	22.2%
ツ(n=9)	66.7%	0.0%	22.2%	0.0%	11.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	ツ(n=9)	0.0%	28.6%	14.3%	42.9%	14.3%	ツ(n=33)	0.0%	62.5%	0.0%	37.5%
テ(n=13)	61.5%	0.0%	30.8%	0.0%	7.7%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	77.8%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	テ(n=13)	0.0%	27.3%	45.5%	18.2%	9.1%	テ(n=61)	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%

町村Ⅲ-1,2

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア(n=8)	62.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	42.9%	28.6%	0.0%	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%	33.3%
イ(n=17)	17.6%	29.4%	52.9%	0.0%	0.0%	88.2%	5.9%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	47.1%	29.4%	5.9%	7.1%	64.3%	0.0%	0.0%	28.6%
ウ(n=18)	27.8%	55.6%	0.0%	11.1%	5.6%	88.9%	5.6%	0.0%	5.6%	0.0%	6.7%	46.7%	46.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	44.4%	33.3%	5.6%	6.7%	60.0%	0.0%	0.0%	33.3%
エ(n=8)	75.0%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	50.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%
オ(n=6)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%
カ(n=11)	63.6%	9.1%	18.2%	0.0%	9.1%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	62.5%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	44.4%	44.4%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%
ク(n=12)	50.0%	8.3%	33.3%	0.0%	8.3%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	27.3%	36.4%	36.4%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%	40.0%
ケ(n=16)	43.8%	31.3%	18.8%	6.3%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	50.0%	43.8%	0.0%	0.0%	78.6%	0.0%	0.0%	21.4%
コ(n=15)	26.7%	13.3%	60.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	53.8%	46.2%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	53.3%	40.0%	0.0%	0.0%	84.6%	0.0%	0.0%	15.4%
サ(n=18)	38.9%	44.4%	11.1%	5.6%	0.0%	88.9%	5.6%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	55.6%	22.2%	5.6%	6.7%	53.3%	6.7%	33.3%	33.3%
シ(n=17)	23.5%	29.4%	41.2%	5.9%	0.0%	94.1%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	35.7%	64.3%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	64.7%	23.5%	5.9%	7.1%	64.3%	0.0%	0.0%	28.6%
ス(n=12)	91.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	90.9%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	30.0%	10.0%	0.0%	0.0%	22.2%	66.7%	11.1%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%
セ(n=11)	81.8%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	62.5%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	62.5%	0.0%	0.0%	37.5%
ソ(n=15)	40.0%	53.3%	0.0%	6.7%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	53.8%	46.2%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	46.7%	46.7%	0.0%	0.0%	76.9%	0.0%	0.0%	23.1%
タ(n=8)	75.0%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%
チ(n=11)	72.7%	18.2%	0.0%	0.0%	9.1%	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	62.5%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	62.5%	12.5%	0.0%	0.0%	57.1%	0.0%	0.0%	42.9%
ツ(n=9)	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%
テ(n=12)	58.3%	0.0%	0.0%	0.0%	41.7%	70.0%	0.0%	0.0%	30.0%	0.0%	14.3%	42.9%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	44.4%	0.0%	33.3%	0.0%	37.5%	0.0%	0.0%	62.5%

町村Ⅲ-0

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果について					項目⑤義務・枠の問題点について				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア(n=6)	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%
イ(n=8)	25.0%	12.5%	62.5%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	25.0%	37.5%	0.0%	0.0%	62.5%	25.0%	12.5%	0.0%
ウ(n=8)	37.5%	37.5%	12.5%	12.5%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	37.5%	50.0%	0.0%	0.0%	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%
エ(n=4)	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
オ(n=4)	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
カ(n=4)	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
ク(n=8)	62.5%	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	42.9%	42.9%	0.0%	0.0%	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%
ケ(n=7)	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%
コ(n=7)	57.1%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%
サ(n=8)	50.0%	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.4%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	57.1%	0.0%	14.3%	71.4%	14.3%	0.0%	0.0%
シ(n=7)	42.9%	28.6%	28.6%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	71.4%	0.0%	14.3%	71.4%	14.3%	0.0%	0.0%
ス(n=5)	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
セ(n=5)	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
ソ(n=8)	75.0%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%
タ(n=4)	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
チ(n=6)	66.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%
ツ(n=4)	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
テ(n=8)	62.5%	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%

町村IV-1, 2

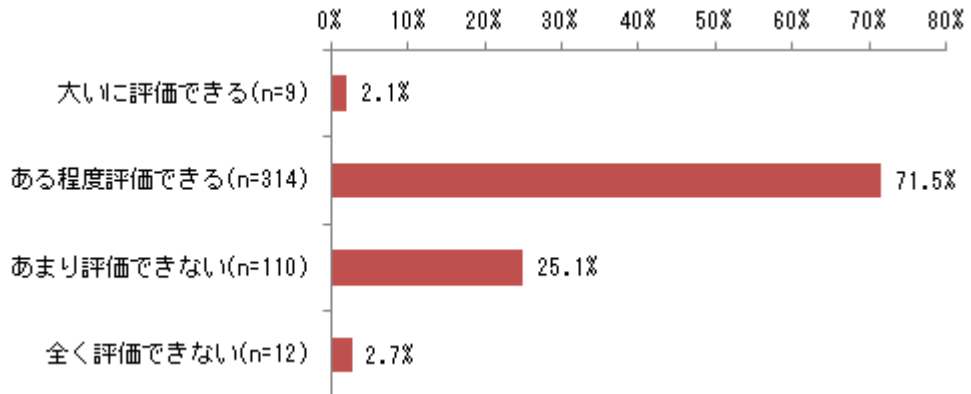
	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について									
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
ア(n=10)	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	44.4%	22.2%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	33.3%	44.4%	0.0%	33.3%	55.6%	0.0%	0.0%	11.1%
イ(n=18)	33.3%	11.1%	55.6%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	70.6%	17.6%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	64.7%	17.6%	0.0%	13.3%	60.0%	0.0%	0.0%	26.7%
ウ(n=17)	23.5%	64.7%	5.9%	0.0%	5.9%	93.8%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	6.3%	68.8%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	18.8%	0.0%	13.3%	53.3%	0.0%	0.0%	33.3%
エ(n=10)	70.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	50.0%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	33.3%	44.4%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%
オ(n=9)	77.8%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	14.3%	42.9%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	33.3%	44.4%	0.0%	11.1%	66.7%	0.0%	0.0%	22.2%
カ(n=4)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%
キ(n=15)	53.3%	0.0%	33.3%	0.0%	13.3%	92.9%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	9.1%	72.7%	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.8%	38.5%	23.1%	0.0%	7.7%	69.2%	0.0%	0.0%	23.1%
ク(n=15)	33.3%	6.7%	40.0%	0.0%	20.0%	85.7%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	8.3%	83.3%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.8%	38.5%	15.4%	0.0%	8.3%	58.3%	0.0%	0.0%	33.3%
ケ(n=14)	21.4%	42.9%	21.4%	7.1%	7.1%	84.6%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	8.3%	66.7%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	30.8%	30.8%	0.0%	8.3%	58.3%	0.0%	0.0%	33.3%
コ(n=15)	33.3%	20.0%	46.7%	0.0%	0.0%	92.9%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	7.7%	76.9%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	42.9%	28.6%	0.0%	7.7%	69.2%	0.0%	0.0%	23.1%
サ(n=17)	17.6%	64.7%	17.6%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	50.0%	31.3%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	53.3%	13.3%	0.0%	7.1%	64.3%	0.0%	0.0%	28.6%
シ(n=16)	25.0%	43.8%	25.0%	0.0%	6.3%	80.0%	0.0%	0.0%	13.3%	0.0%	13.3%	46.7%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	42.9%	28.6%	0.0%	7.7%	61.5%	0.0%	0.0%	30.8%
ス(n=8)	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	85.7%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	16.7%	50.0%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	57.1%	0.0%	14.3%	57.1%	0.0%	0.0%	28.6%
セ(n=6)	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	60.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%
ソ(n=17)	17.6%	64.7%	5.9%	5.9%	5.9%	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	6.7%	66.7%	26.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	31.3%	25.0%	0.0%	7.1%	57.1%	0.0%	0.0%	35.7%
タ(n=10)	20.0%	30.0%	20.0%	0.0%	30.0%	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	12.5%	37.5%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	62.5%	12.5%	0.0%	12.5%	62.5%	0.0%	0.0%	25.0%
チ(n=9)	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	12.5%	25.0%	50.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	62.5%	0.0%	28.6%	57.1%	0.0%	0.0%	14.3%
ツ(n=5)	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%
テ(n=12)	66.7%	0.0%	8.3%	0.0%	25.0%	90.9%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	10.0%	50.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	27.3%	36.4%	27.3%	0.0%	40.0%	50.0%	0.0%	0.0%	10.0%

町村V-1, 2

	項目①条例改定について					項目②財源確保について					項目③義務・枠の評価面について					項目④義務・枠の成果面について					項目⑤義務・枠の問題点について									
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
ア(n=16)	25.0%	50.0%	12.5%	0.0%	12.5%	76.9%	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%	36.4%	63.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	7.1%	78.6%	0.0%	0.0%	14.3%
イ(n=22)	22.7%	22.7%	50.0%	0.0%	4.5%	95.2%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	55.0%	35.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	47.6%	23.8%	0.0%	9.1%	59.1%	0.0%	0.0%	31.8%
ウ(n=25)	12.0%	64.0%	20.0%	4.0%	0.0%	95.8%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	4.5%	50.0%	40.9%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	62.5%	12.5%	0.0%	4.3%	60.9%	0.0%	0.0%	34.8%
エ(n=14)	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	81.8%	0.0%	0.0%	18.2%	0.0%	0.0%	62.5%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	63.6%	0.0%	0.0%	36.4%
オ(n=16)	68.8%	0.0%	6.3%	0.0%	25.0%	85.7%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	54.5%	45.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	38.5%	46.2%	0.0%	0.0%	71.4%	0.0%	0.0%	28.6%
カ(n=9)	77.8%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	83.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%
キ(n=19)	42.1%	5.3%	31.6%	0.0%	21.1%	94.1%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	73.3%	26.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	64.7%	23.5%	0.0%	5.9%	76.5%	0.0%	0.0%	17.6%
ク(n=20)	45.0%	5.0%	30.0%	0.0%	20.0%	94.1%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	6.7%	53.3%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	76.5%	17.6%	0.0%	0.0%	73.7%	0.0%	0.0%	26.3%
ケ(n=24)	20.8%	45.8%	33.3%	0.0%	0.0%	95.7%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	4.8%	47.6%	42.9%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	45.5%	40.9%	0.0%	0.0%	72.7%	0.0%	0.0%	27.3%
コ(n=24)	16.7%	12.5%	70.8%	0.0%	0.0%	95.7%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	4.8%	52.4%	33.3%	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	36.4%	50.0%	0.0%	0.0%	72.7%	0.0%	0.0%	27.3%
サ(n=22)	18.2%	45.5%	27.3%	0.0%	9.1%	90.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	50.0%	38.9%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	70.0%	15.0%	0.0%	0.0%	76.2%	0.0%	0.0%	23.8%
シ(n=25)	20.0%	20.0%	52.0%	0.0%	8.0%	95.7%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	60.0%	35.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.7%	60.9%	21.7%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%
ス(n=15)	73.3%	0.0%	0.0%	0.0%	26.7%	84.6%	7.7%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	63.6%	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.1%	46.2%	23.1%	0.0%	0.0%	64.3%	0.0%	0.0%	35.7%
セ(n=16)	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	84.6%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	37.5%	62.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	63.6%	0.0%	0.0%	69.2%	0.0%	0.0%	30.8%
ソ(n=21)	14.3%	71.4%	14.3%	0.0%	0.0%	95.5%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	5.3%	47.4%	47.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	55.0%	30.0%	0.0%	0.0%	71.4%	0.0%	0.0%	28.6%
タ(n=12)	50.0%	25.0%	8.3%	0.0%	16.7%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	12.5%	50.0%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	30.0%	40.0%	0.0%	9.1%	54.5%	0.0%	0.0%	36.4%
チ(n=16)	68.8%	0.0%	0.0%	0.0%	31.3%	84.6%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	10.0%	50.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	61.5%	0.0%	0.0%	38.5%
ツ(n=10)	60.0%	0.0%	0.0%	10.0%	30.0%	71.4%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	57.1%	0.0%	0.0%	44.4%	11.1%	0.0%	44.4%
テ(n=21)	47.6%	0.0%	14.3%	0.0%	38.1%	89.5%	0.0%	0.0%	10.5%	0.0%	0.0%	43.8%	43.8%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	27.8%	11.1%	44.4%	0.0%	0.0%	57.9%	0.0%	0.0%	42.1%

質問7-7 「義務・枠」全体に対して、どのように評価しますか。(複数回答可)

全体集計 (n=439)

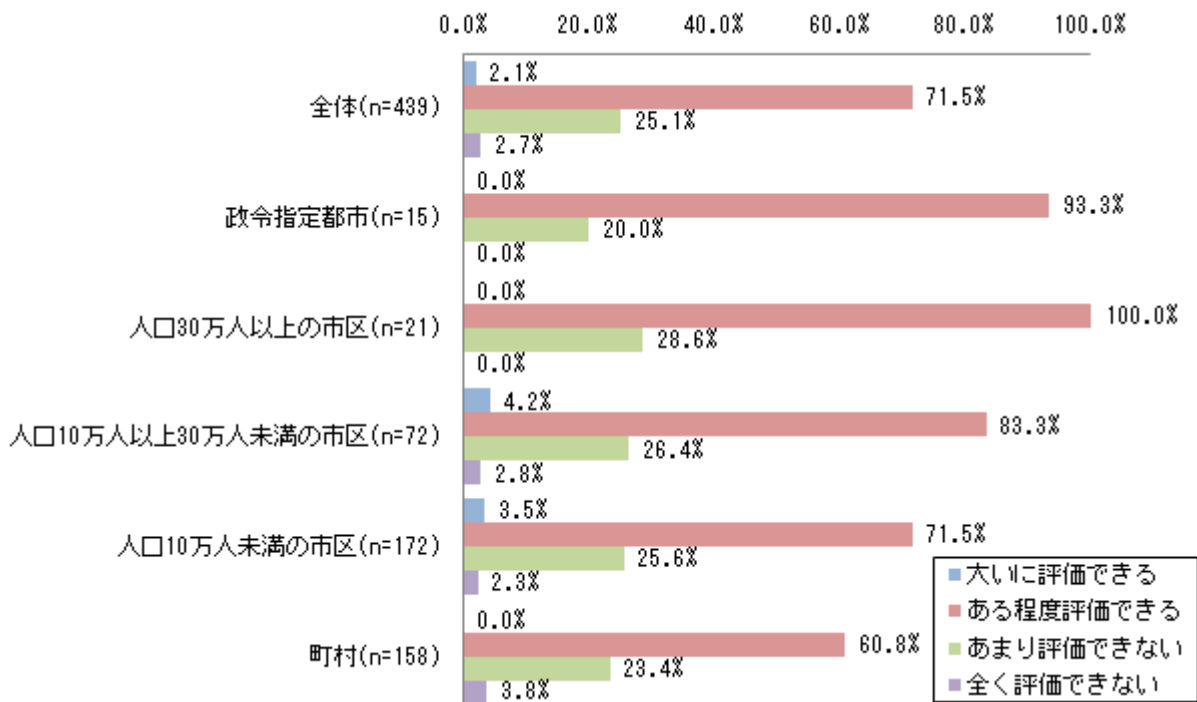


「義務付け・枠付け」全体に対しての評価は、「ある程度評価できる」が71.5%と最も高く、次いで「あまり評価できない」が25.1%、「全く評価できない」が2.7%と続いた。

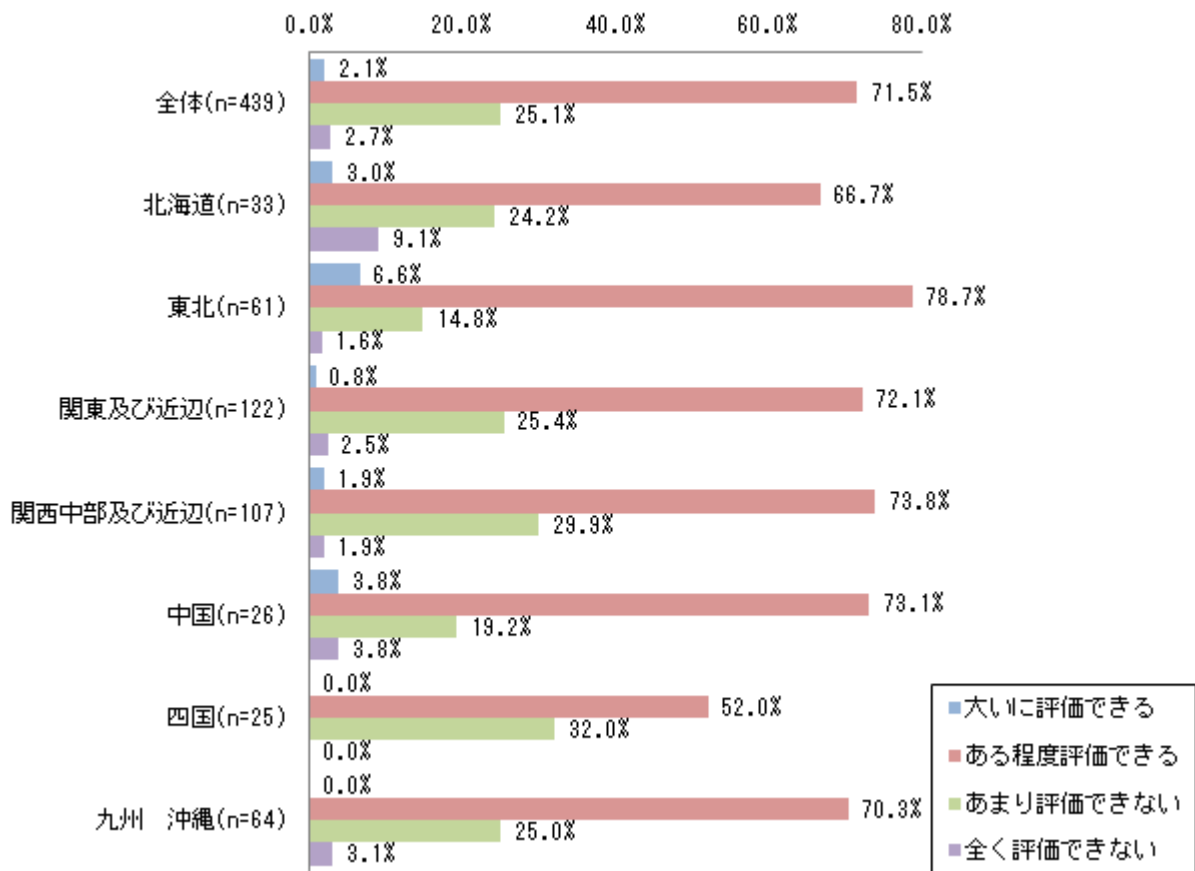
自治体規模別集計において、「ある程度評価できる」と回答した割合は、「人口30万人以上」で100.0%と最も高く、次いで「政令指定都市」で93.3%、「人口10万人以上30万人未満」で83.3%となった。

地域別集計においては、「ある程度評価できる」と回答した割合は、「東北」で78.7%と最も高く、次いで「関西中部及び近辺」で73.8%、「中国」で73.1%となった。

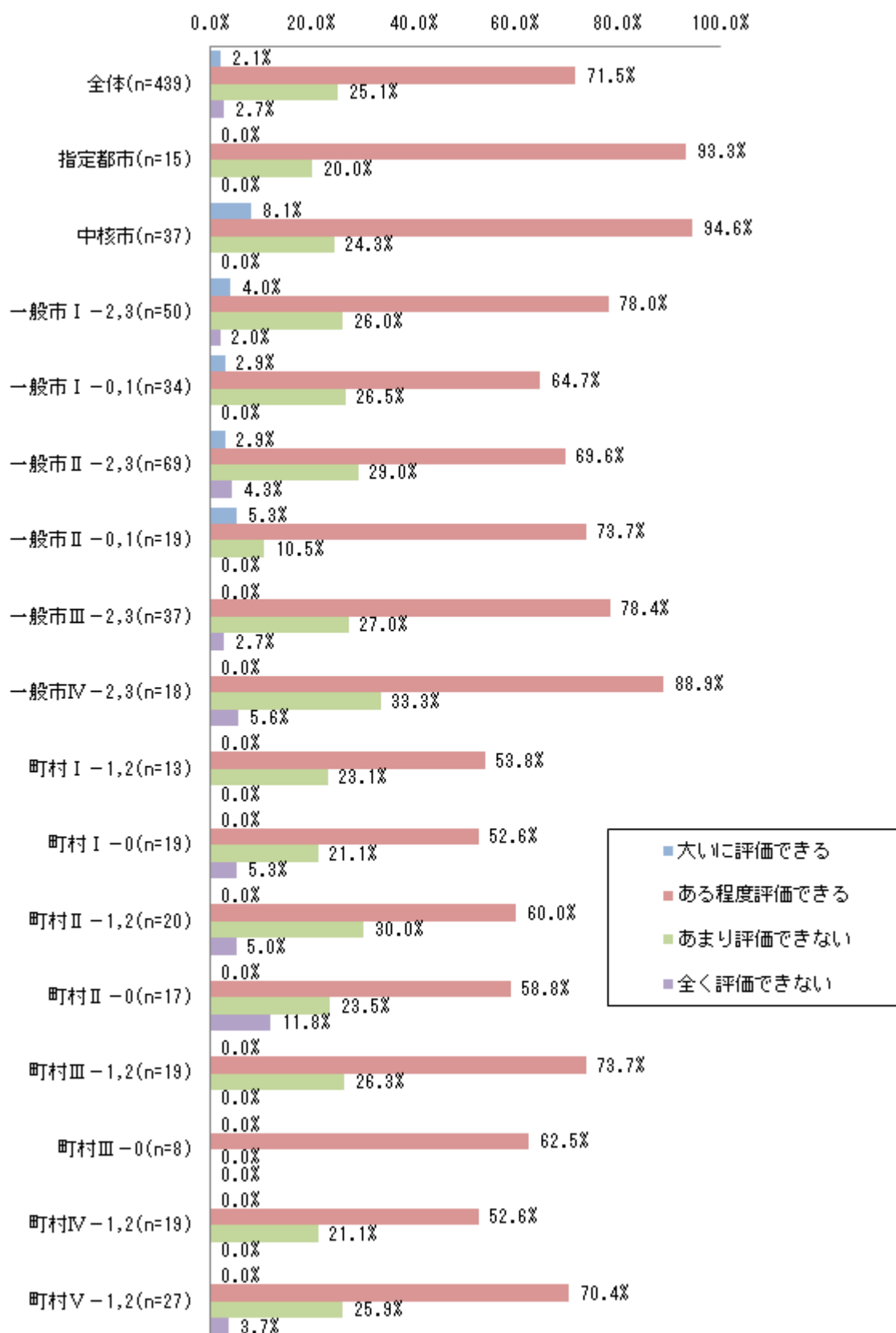
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)

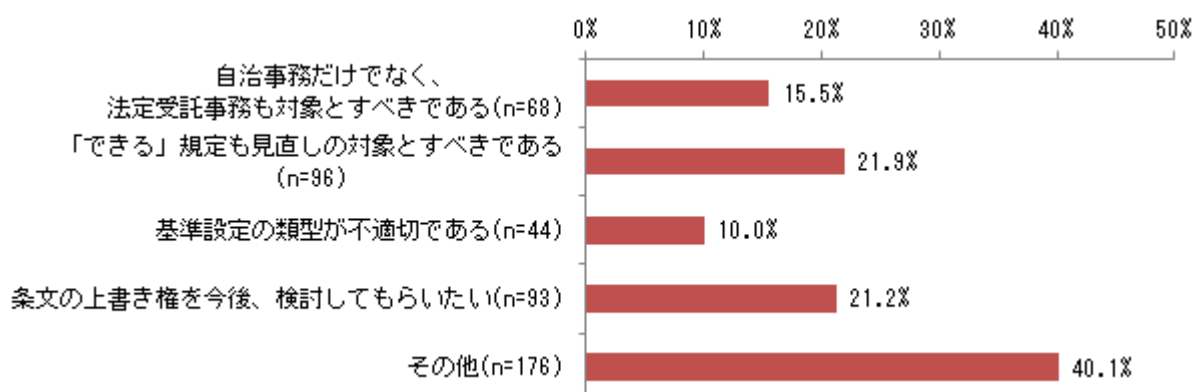


自治体類型別集計 (n=439)



質問 7-8 「義務・枠」全体に対して、どのような問題があると考えますか。(複数回答可)

全体集計 (n=439)

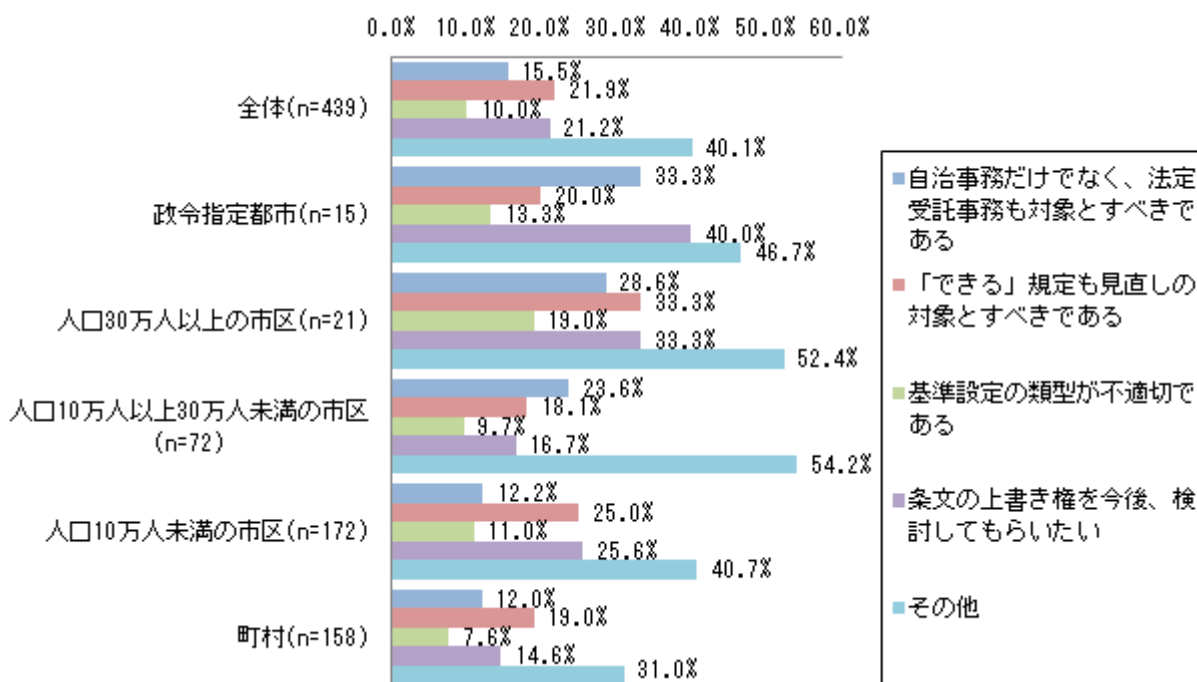


「義務付け・枠付け」全体に対しての問題は、「その他」を除き、『『できる』規定も見直しの対象とすべきである』が21.9%と最も高く、次いで「条文の上書き権を今後、検討してもらいたい」が21.2%、「自治事務だけでなく、法定受託事務も対象とすべきである」が15.5%と続いている。

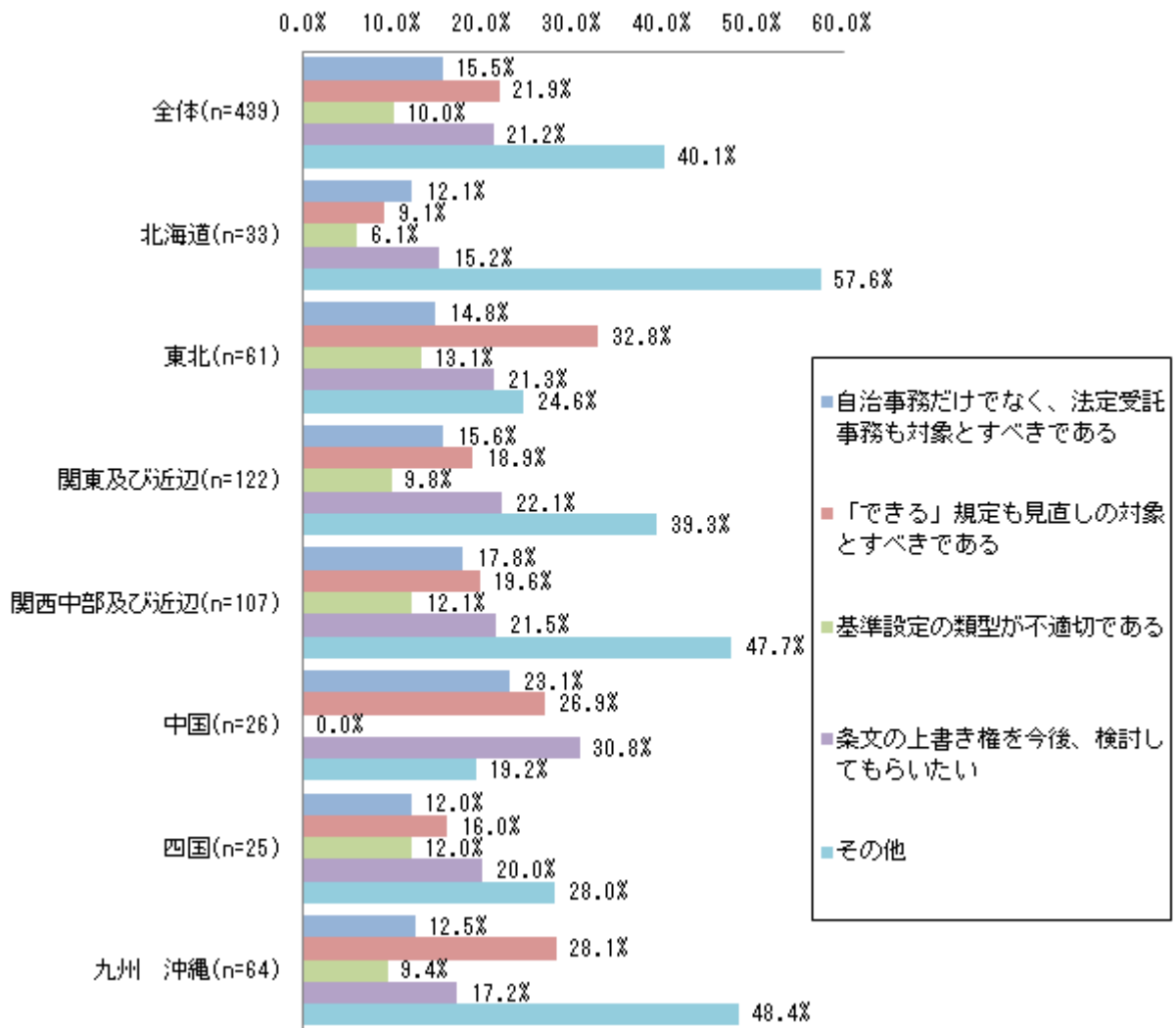
自治体規模別集計をみると、「政令指定都市」では、「条文の上書き権を今後、検討してもらいたい」が40.0%と最も高く、次いで「自治事務だけでなく、法定受託事務も対象とすべきである」で33.3%、『『できる』規定も見直しの対象とすべきである』で20.0%となった。

地域別集計をみると、「東北」では、『『できる』規定も見直しの対象とすべきである』で32.8%と最も高く、次いで「条文の上書き権を今後、検討してもらいたい」で21.3%、「自治事務だけでなく、法定受託事務も対象とすべきである」で14.8%となった。

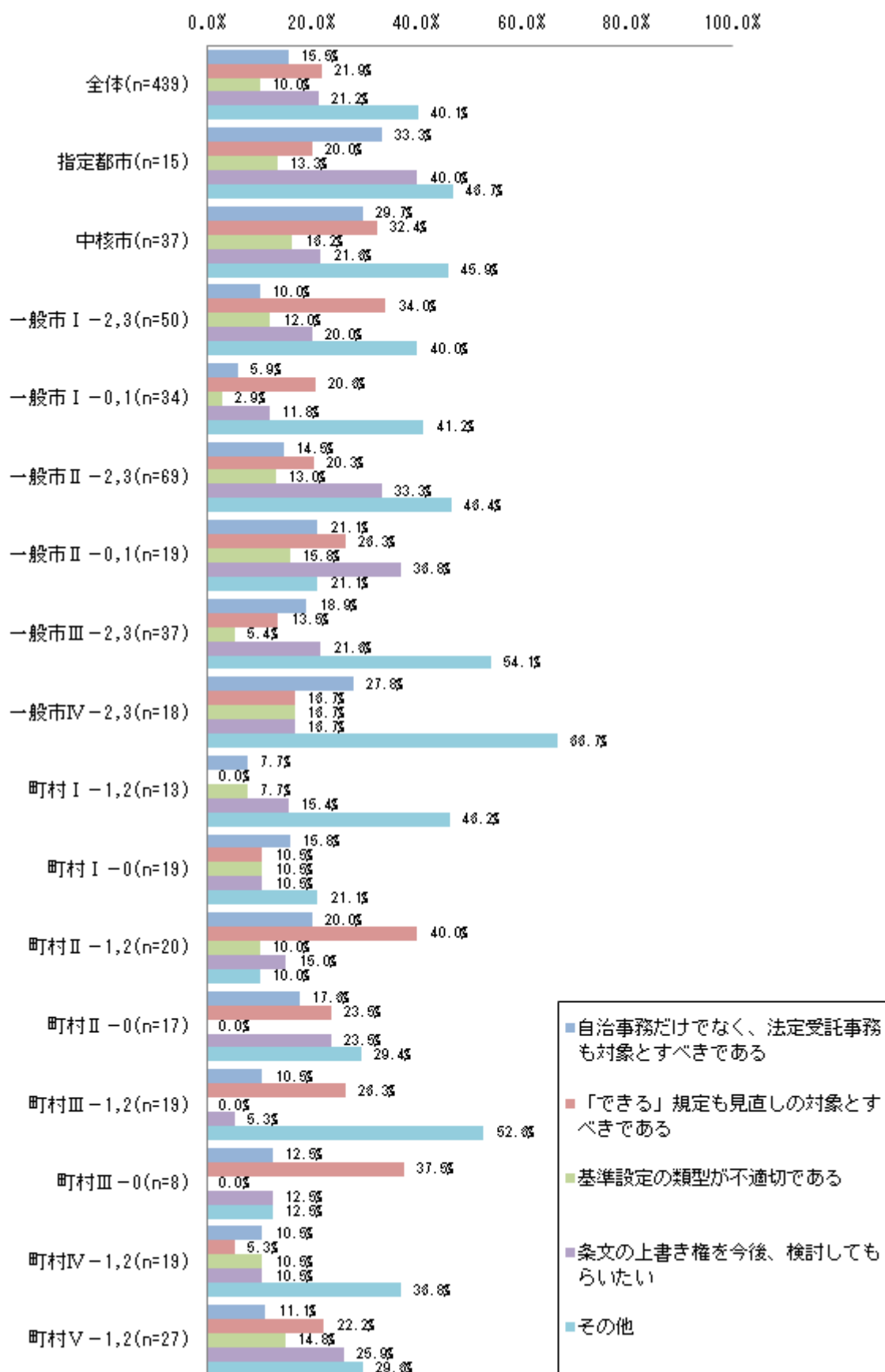
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)

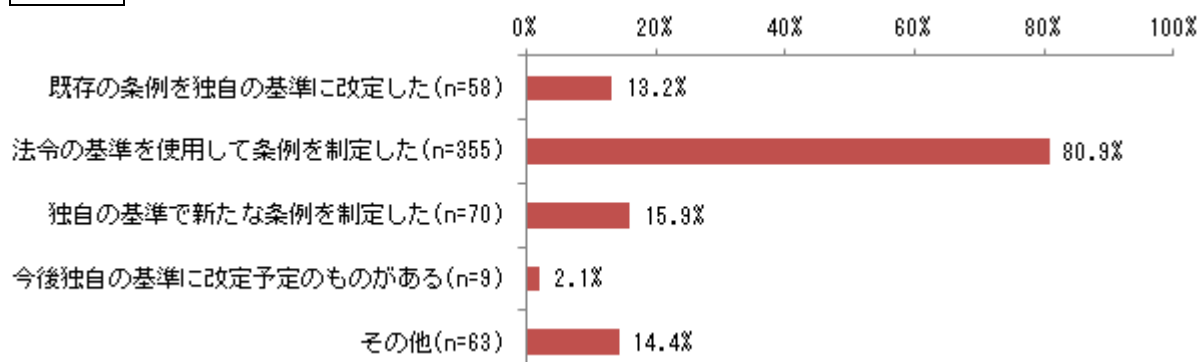


自治体類別別集計 (n=439)



質問 8 施設・公物の設置管理等に関する全国一律の基準について、第1次一括法から第7次一括法により条例委任されたことを受け、貴団体ではどのような対応をしましたか。
(複数回答可)

全体集計 (n=439)

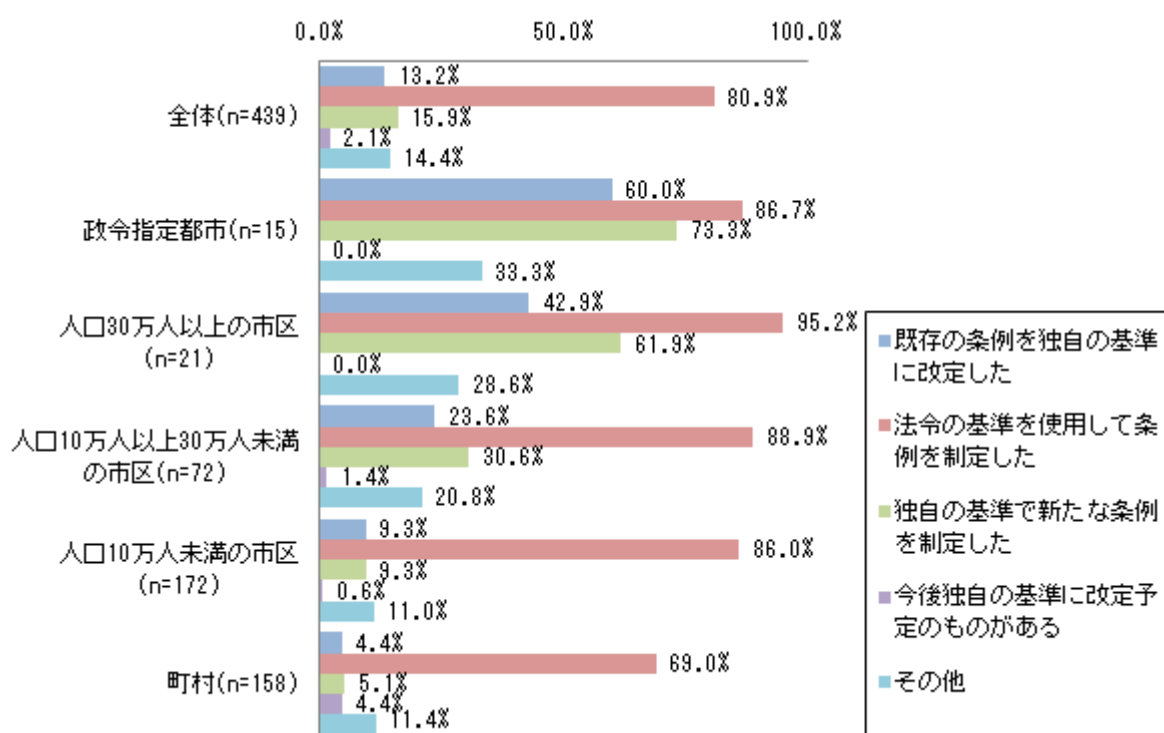


条例委任を受けての対応は、「法令の基準を使用して条例を制定した」が80.9%と最も高く、次いで「独自の基準で新たな条例を制定した」が15.9%と続いた。

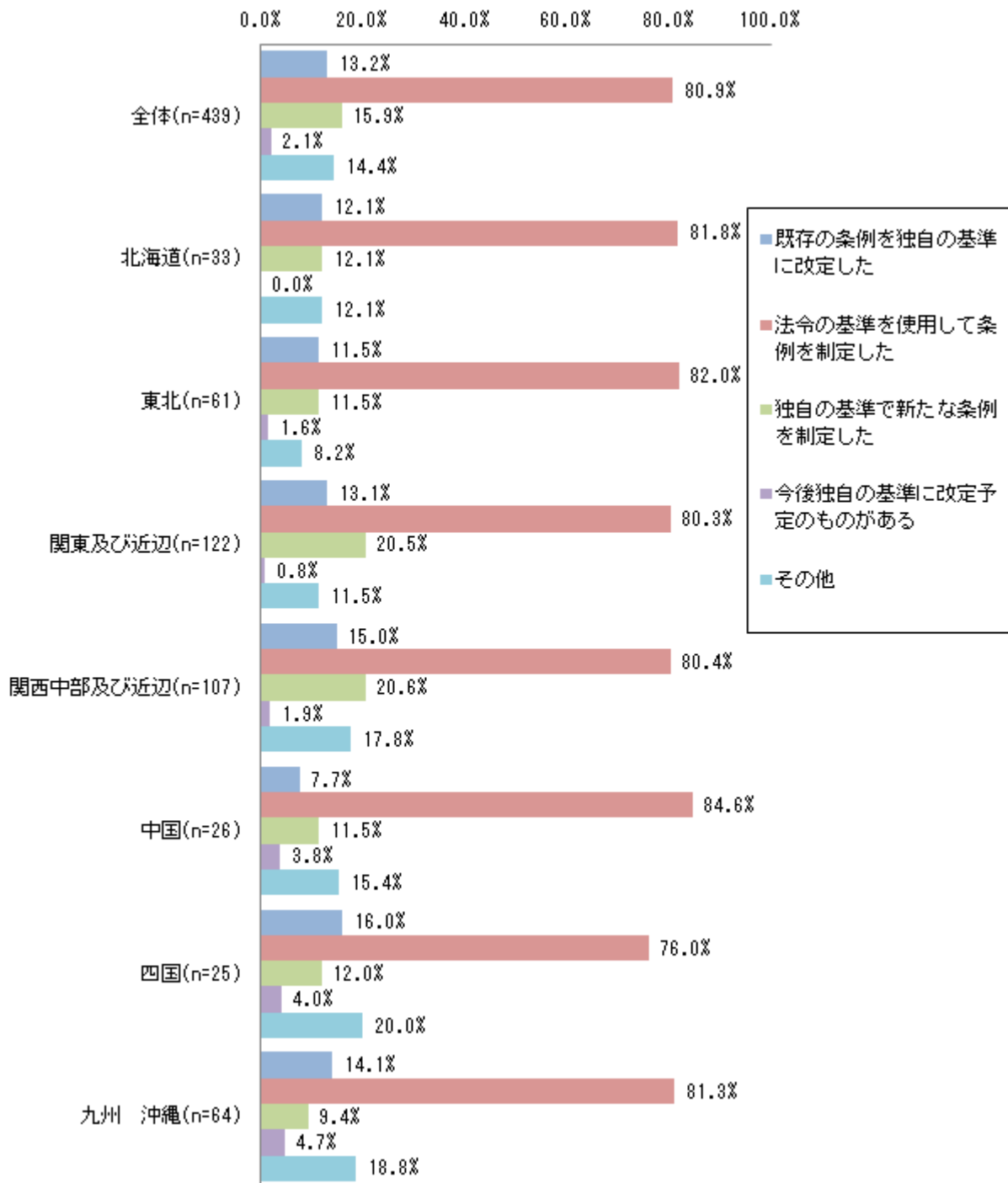
自治体規模別集計において、「法令の基準を使用して条例を制定した」と回答した割合は、「人口30万人以上」で95.2%と最も高く、次いで「人口10万人以上30万人未満」で88.9%、「政令指定都市」で86.7%となった。

地域別集計において、「法令の基準を使用して条例を制定した」と回答した割合は、「中国」で84.6%と最も高く、次いで「東北」で82.0%、「北海道」で81.8%となった。

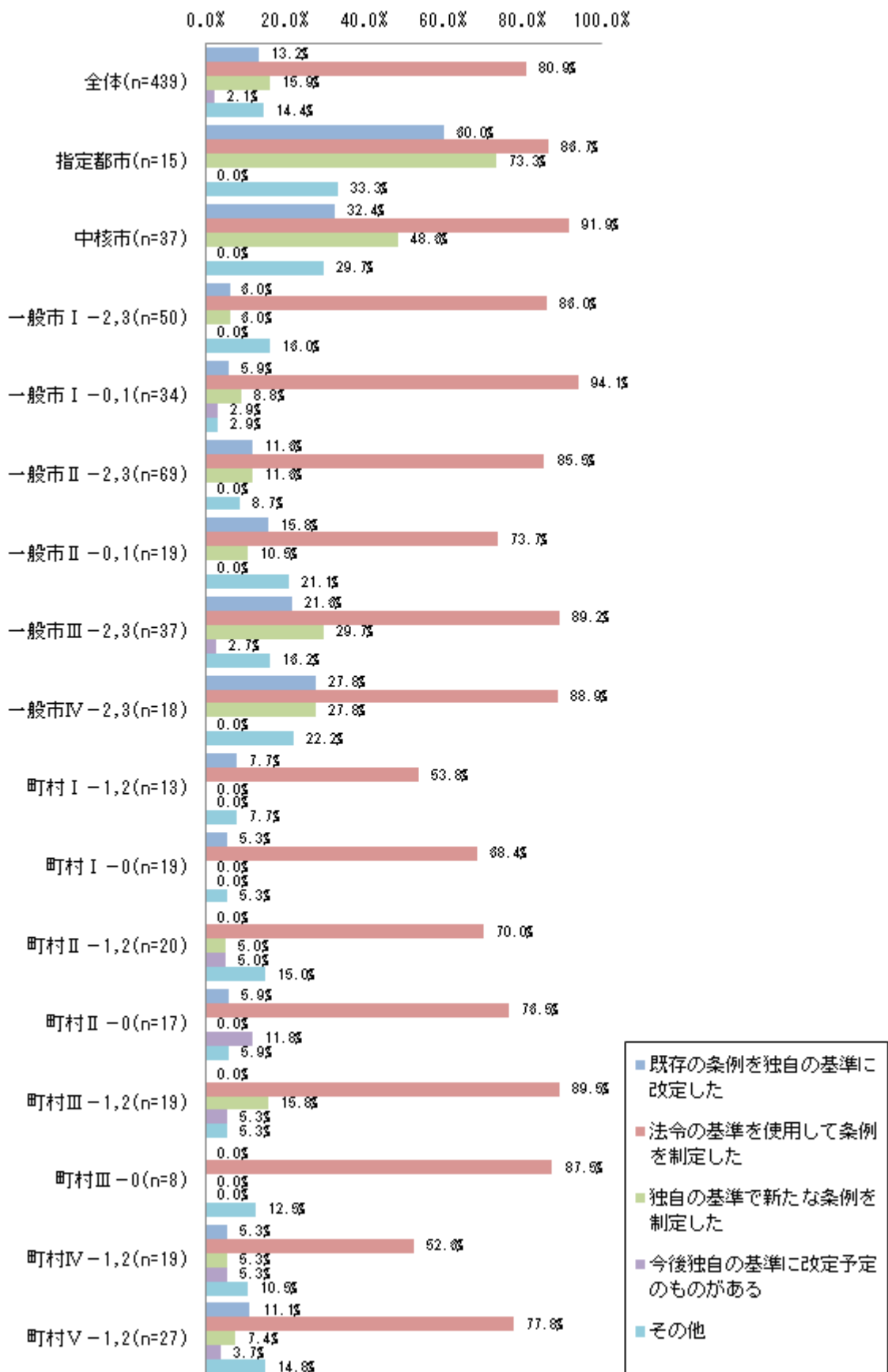
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)

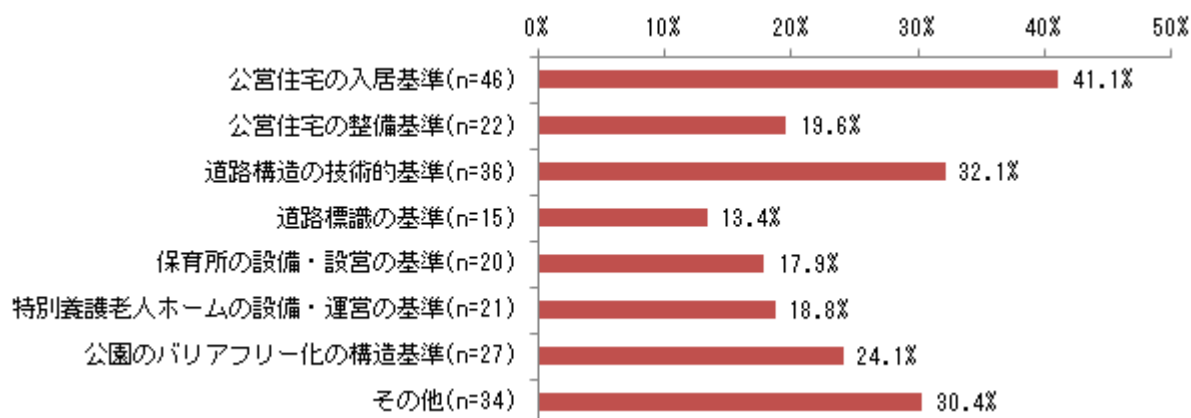


自治体類別別集計 (n=439)



質問 8-2 問 8 で「独自の基準に改定した」「独自の基準で制定した」「独自の基準に改定予定」と答えられた団体にお聞きします。独自の基準で制定（改定、改定予定を含む）されたのはどの分野の条例ですか。（複数回答可）

全体集計 (n=112)

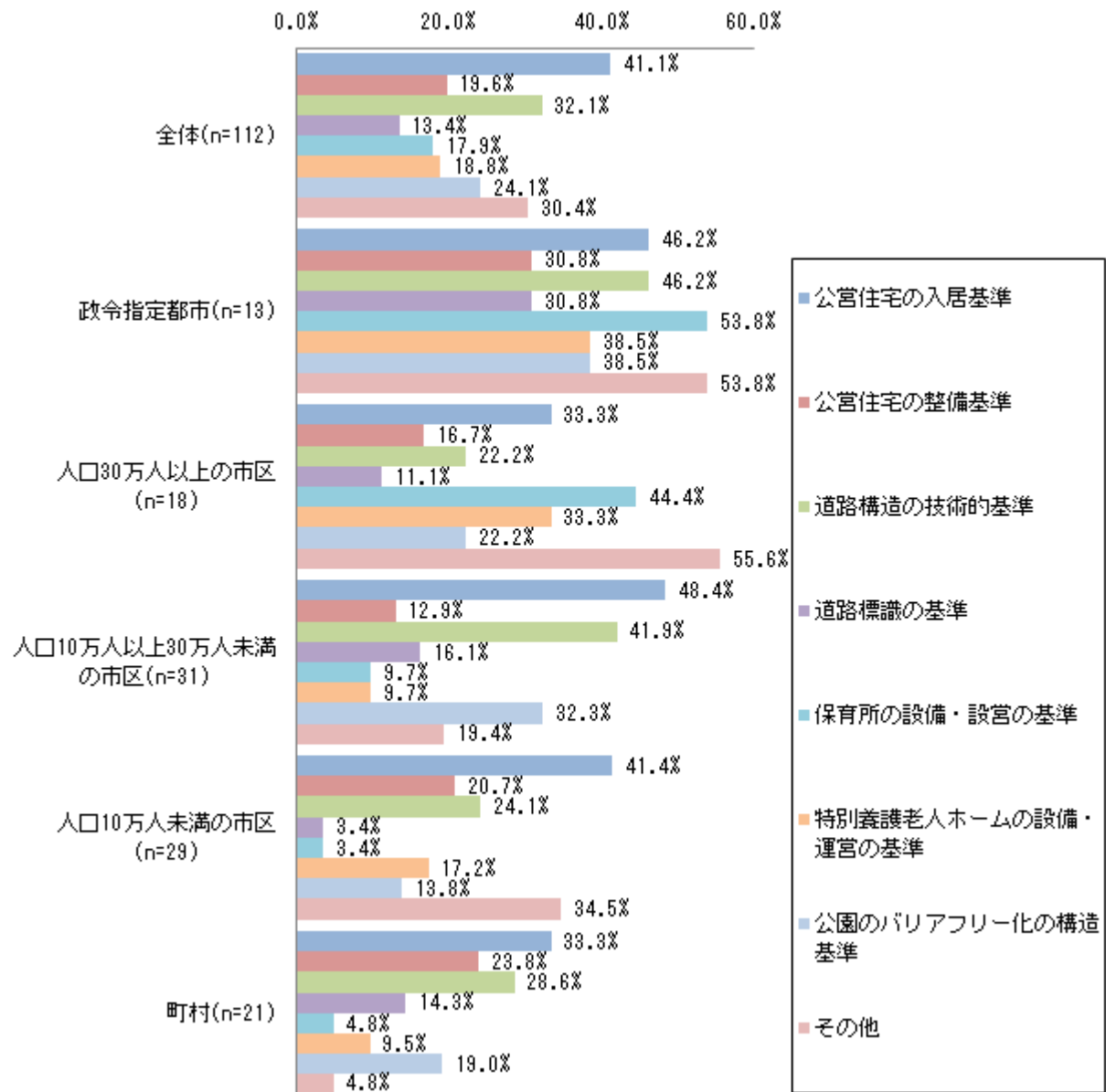


独自の基準で制定した条例の分野は、「公営住宅の入居基準」が 41.1%と最も高く、次いで「道路構造の技術的基準」が 32.1%と続いた。

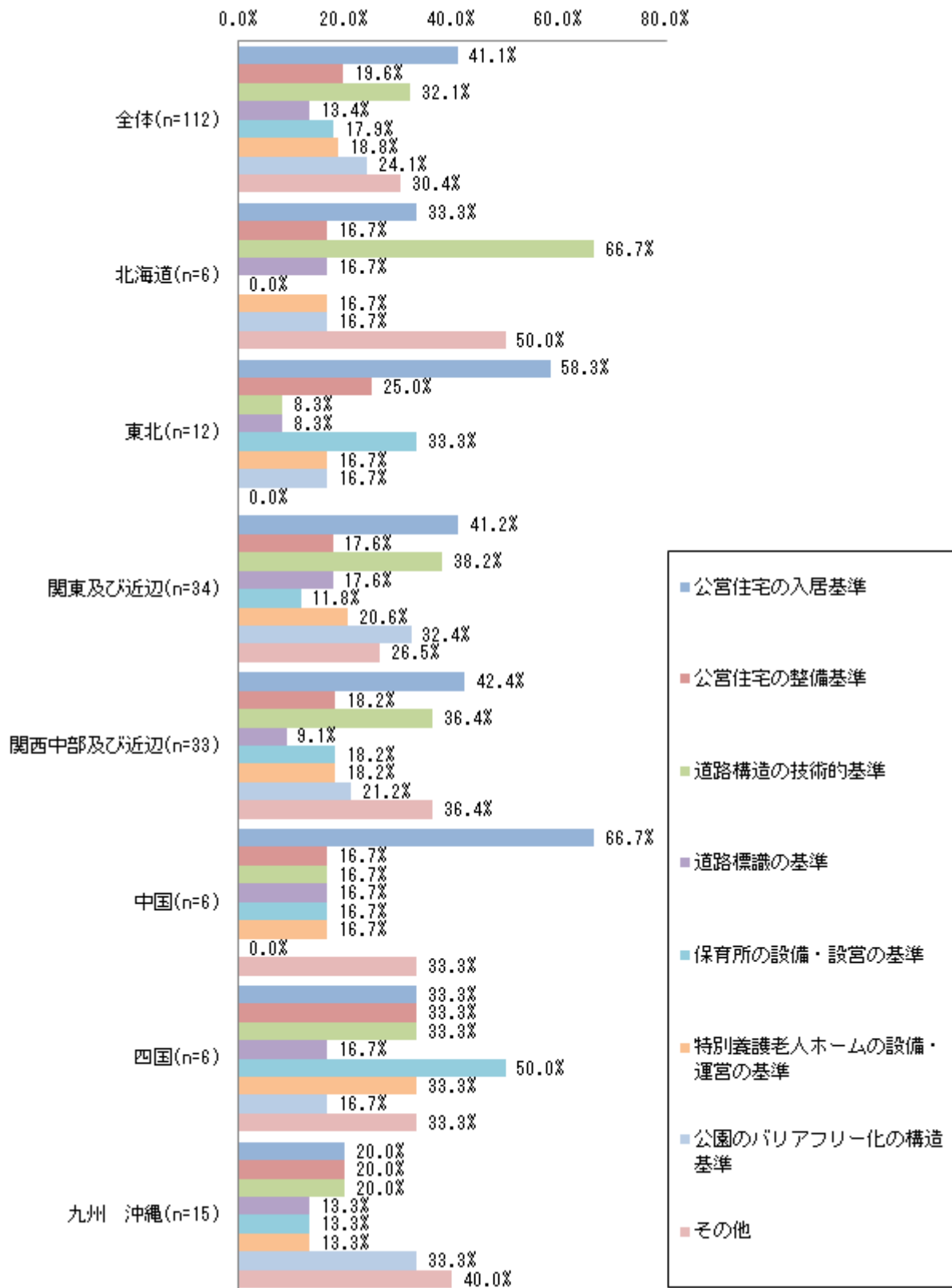
自治体規模別集計において、「公営住宅の入居基準」と回答した割合は、「人口 10 万人以上 30 万人未満」で 48.4%と最も高く、次いで「政令指定都市」で 46.2%、「人口 10 万人未満」で 41.4%となった。

地域別集計において、「公営住宅の入居基準」と回答した割合は、「中国」で 66.7%と最も高く、次いで「東北」で 58.3%、「関西中部及び近辺」で 42.4%となった。

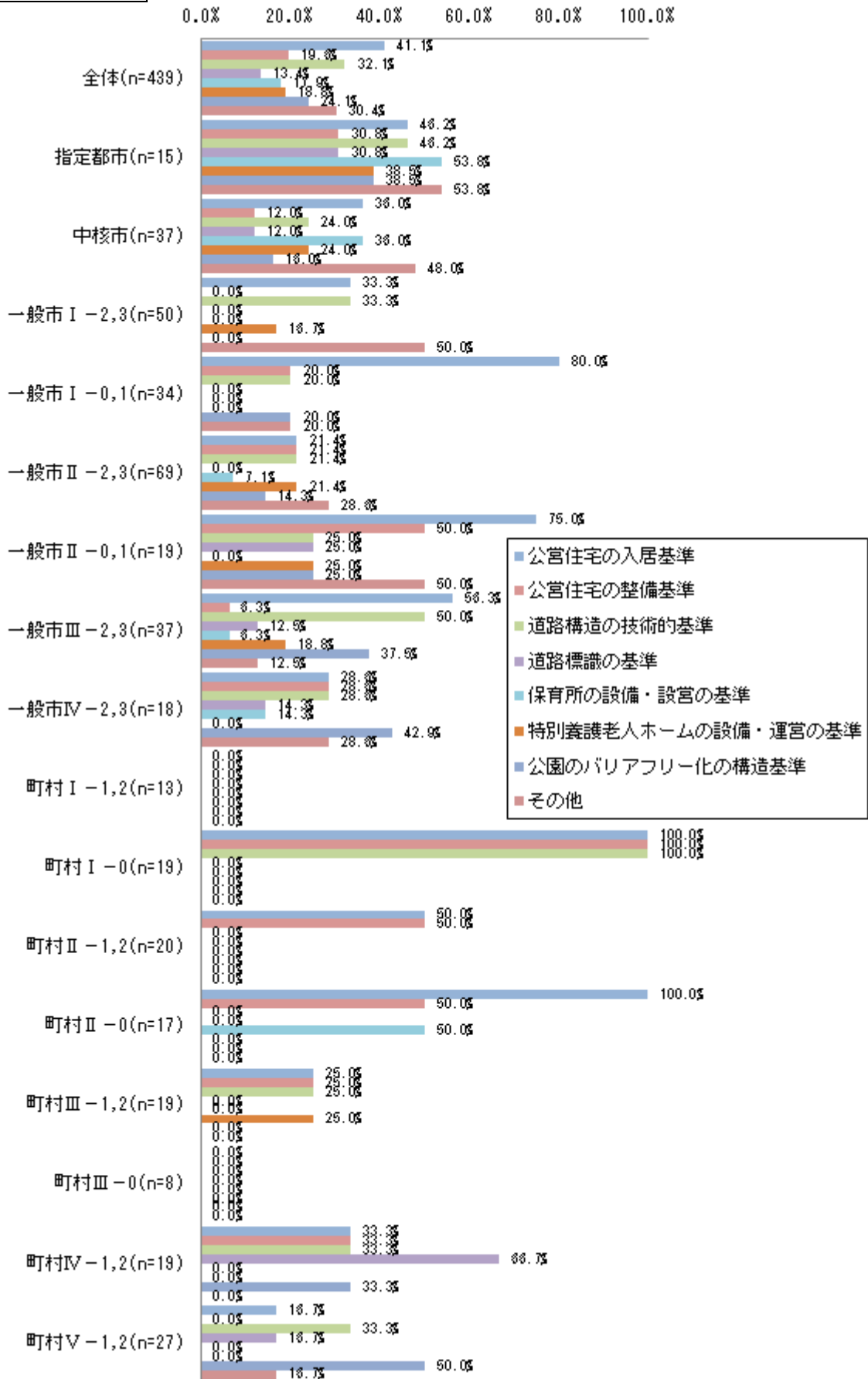
自治体規模別集計 (n=112)



地域別集計 (n=112)



自治体類型別集計 (n=112)

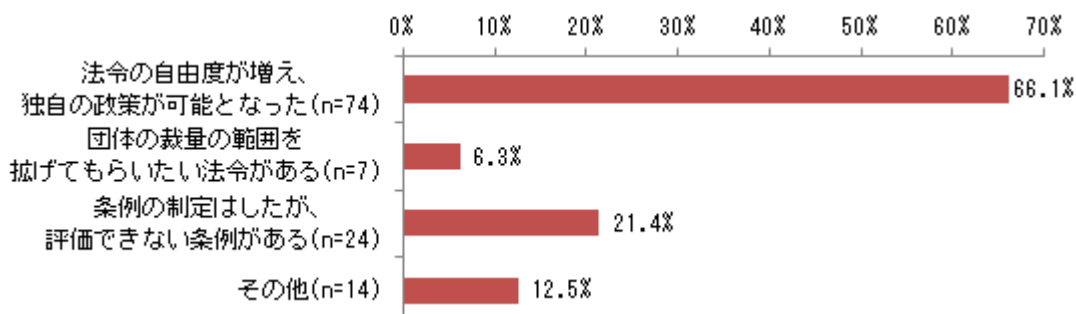


質問 8-3 問 8 で「独自の基準に改定した」「独自の基準で制定した」「独自の基準に改定予定」と答えられた団体にお聞きします。条例制定する場合の基準設定の 3 種類の類型が国から示され、各法令で、いずれかの類型が定められています。

- ①「従うべき基準」型 : 法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
- ②「標準」型 : 法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容
- ③「参酌すべき基準」型 : 参酌すべき基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

①から③の類型に従って、条例を制定し執行された評価を伺います。(複数回答可)

全体集計 (n=112)

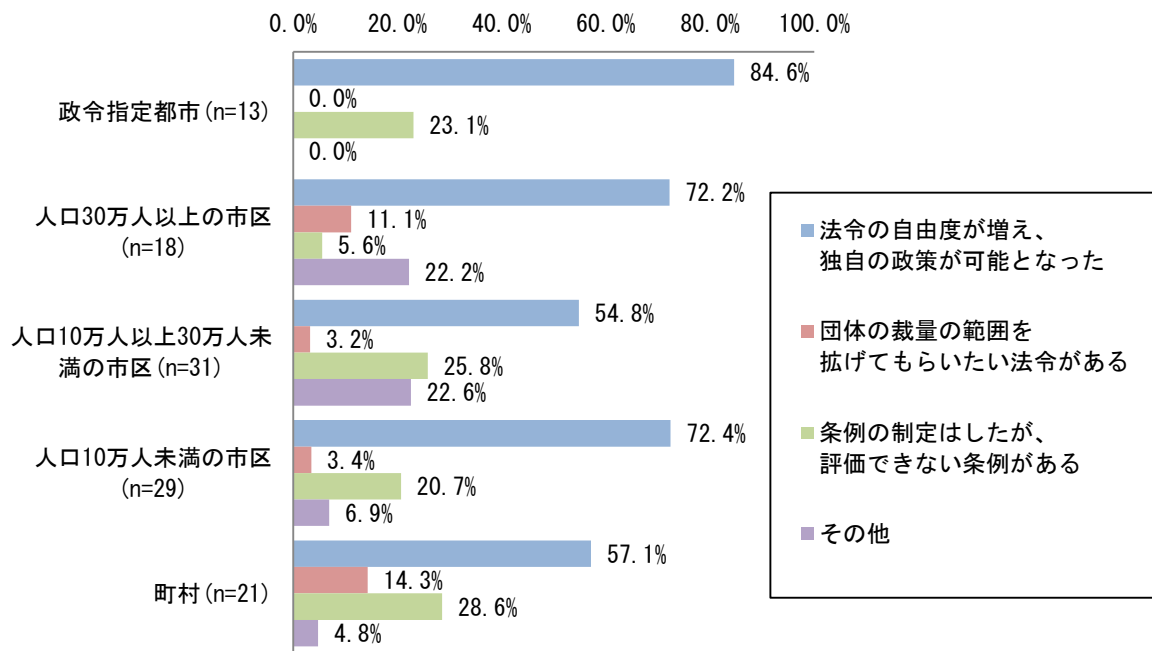


条例を制定し執行した評価は、「法令の自由度が増え、独自の政策が可能となった」が 66.1% と最も高く、次いで「条例の制定はしたが、評価できない条例がある」が 21.4% と続いた。

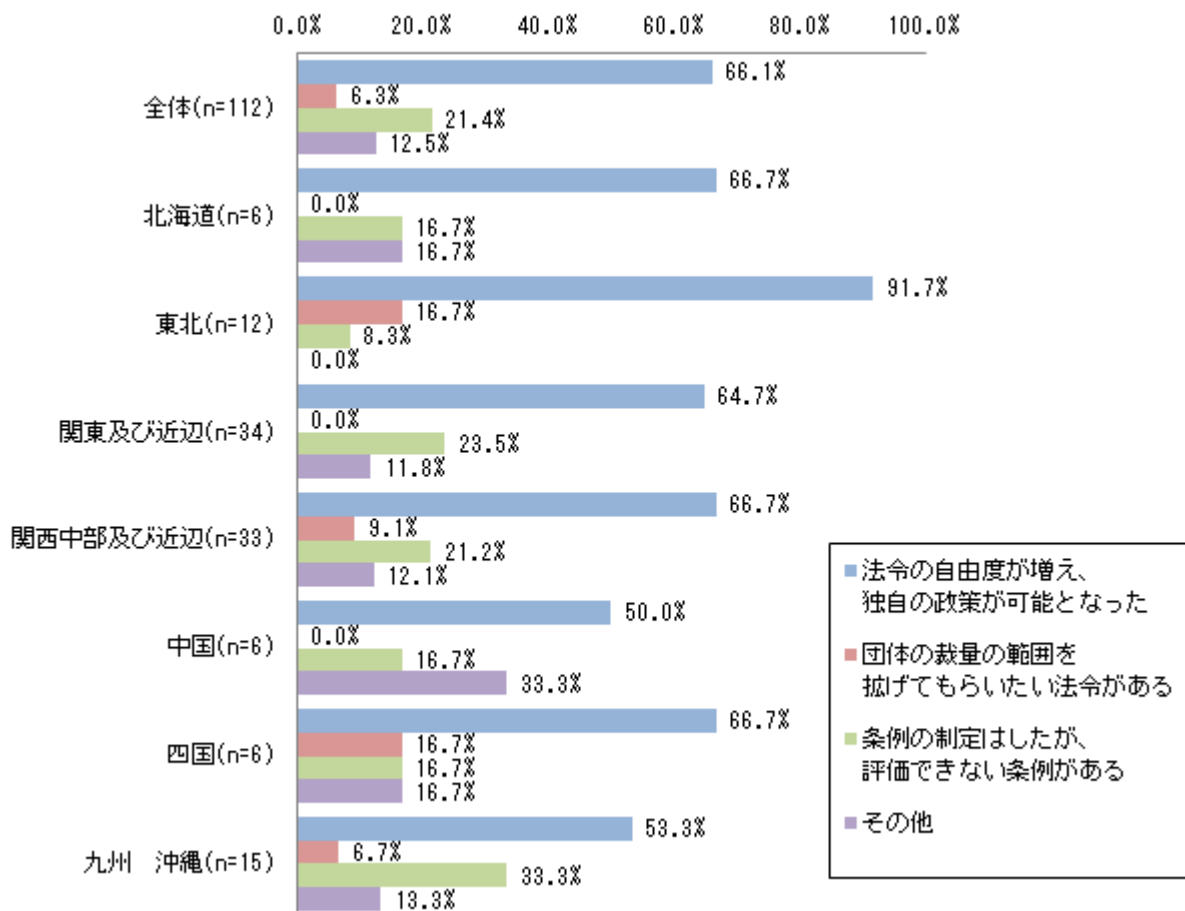
自治体規模別集計において、「法令の自由度が増え、独自の政策が可能となった」と回答した割合は、「政令指定都市」で 84.6% と最も高く、次いで「人口 10 万人未満」で 72.4%、「人口 30 万人以上」で 72.2% となった。

地域別集計において、「法令の自由度が増え、独自の政策が可能となった」と回答した割合は、「東北」で 91.7% と最も高く、次いで「北海道」、「関西中部及び近辺」及び「四国」で 66.7% となった。

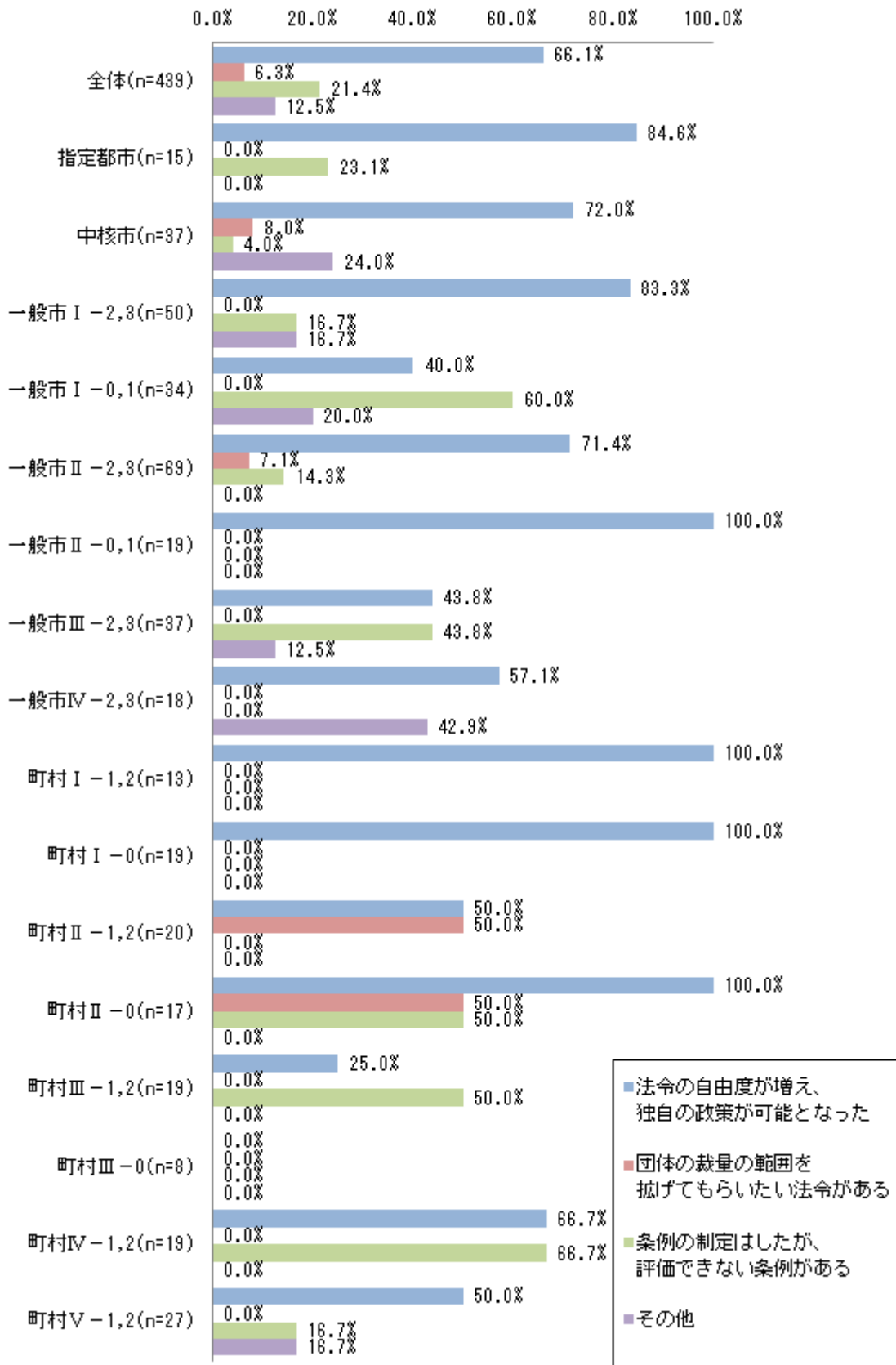
自治体規模別集計 (n=112)



地域別集計 (n=112)



自治体類別別集計 (n=112)



○権限移譲

質問9 第2次分権改革において、貴団体では「権限移譲」の個別事項についてどのように対応されましたか。

【第2次一括法】

ア 未熟児の訪問指導（母子保健法）

【第4次一括法】

イ 商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法）

【第5次一括法】

ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）

【第6次一括法】

エ 地方版ハローワークの創設（職業安定法）

【項目①】財源確保について

- 1 新たな財源措置は行っていない
- 2 他の予算を削減して財源を確保した
- 3 新規に予算措置した
- 4 その他

【項目②】権限移譲の評価について

- 1 メリットが大きかった
- 2 ややメリットがあった
- 3 良い部分もあるが問題もある
- 4 やや問題がある
- 5 かなり問題がある

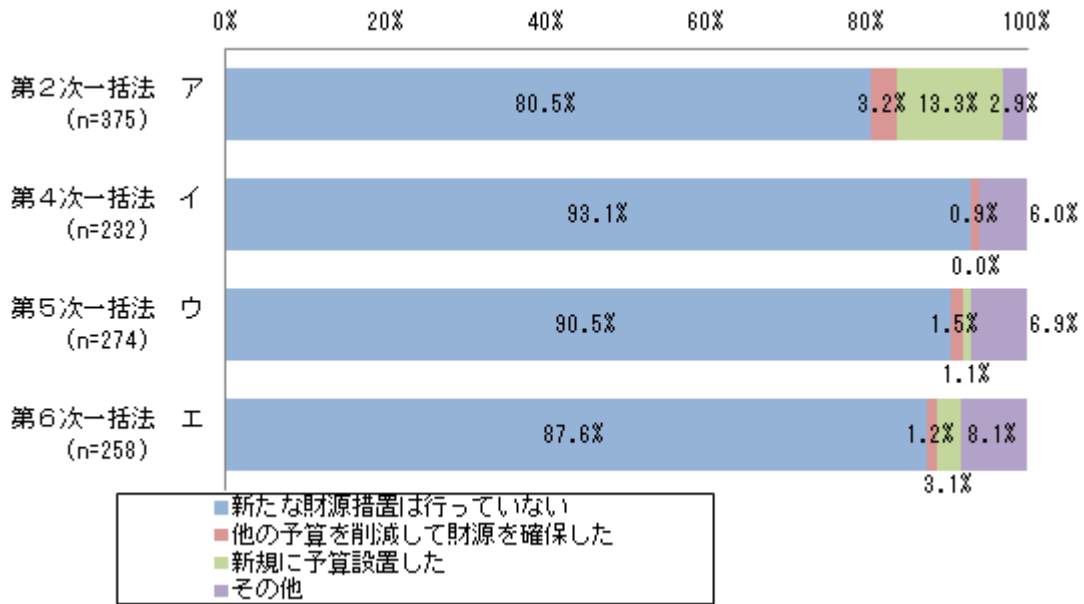
【項目③】権限移譲の成果について

- 1 関連政策分野の政策を一元的に計画することができた
- 2 権限が拡大したことによって、効率的な業務ができるようになった
- 3 特段の成果は無かった
- 4 個別事項の対象となる案件が無い（少ない）
- 5 その他

【項目④】権限移譲の問題点について

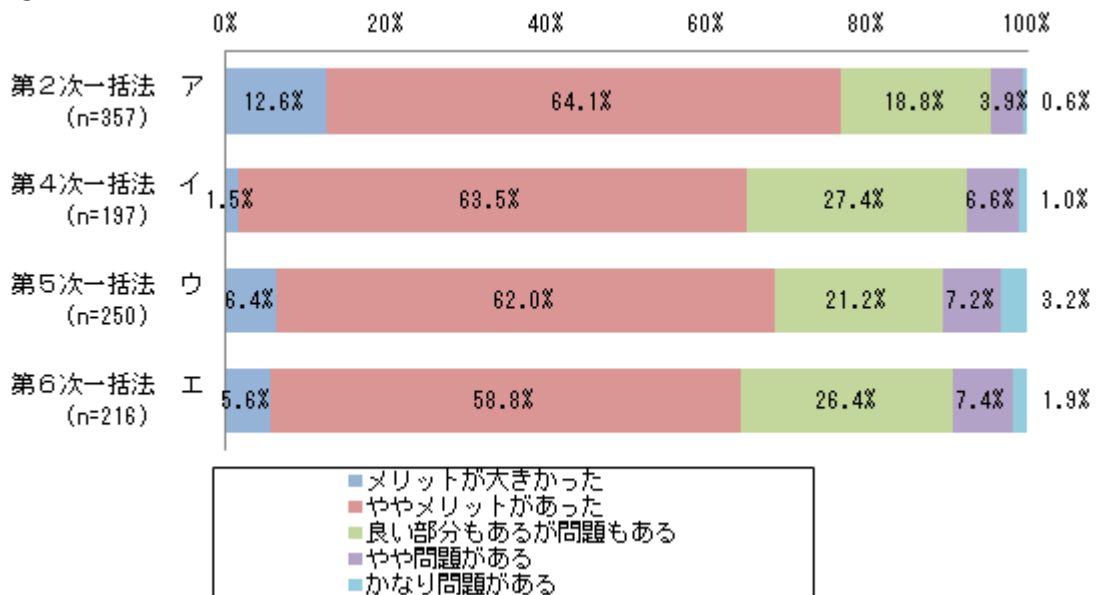
- 1 権限移譲の範囲が狭い
- 2 権限移譲する必要性が低い
- 3 権限移譲によって広域的な調整が難しくなった
- 4 その他

【項目①】 財源確保について



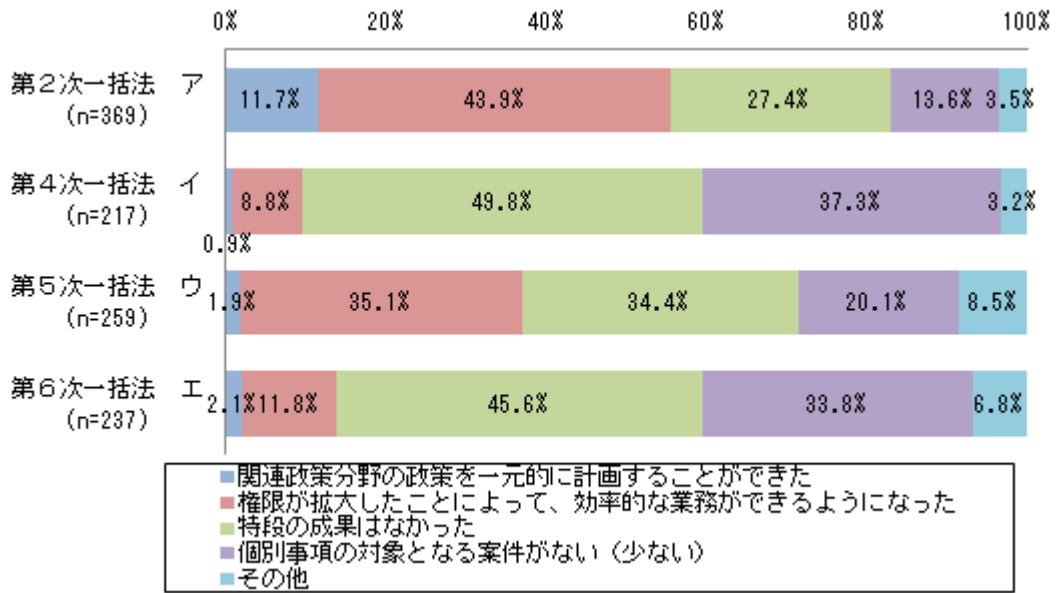
権限移譲に係る財源確保について、「新たな財源措置は行っていない」と回答した割合は、「第4次一括法 イ 商工会議所の定款変更の認可」が93.1%で最も高く、次いで「第5次一括法 ウ 農地転用許可の権限移譲」が90.5%、「第6次一括法 エ 地方版ハローワークの創設」が87.6%と続いている。

【項目②】 権限移譲の評価について



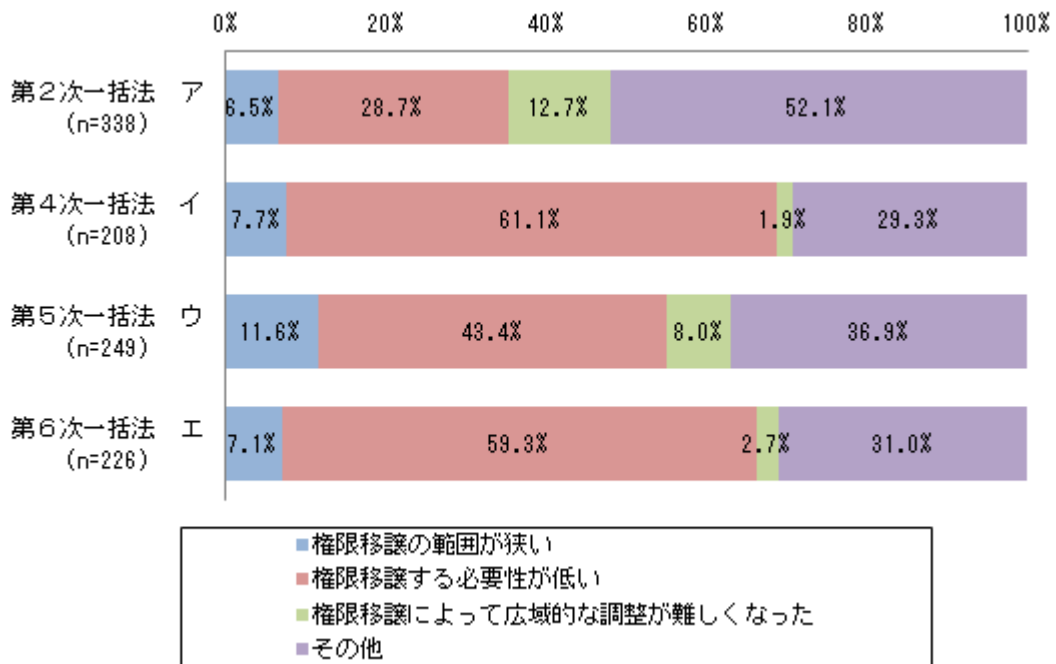
権限移譲の評価について、「ややメリットがあった」と回答した割合は、「第2次一括法 ア 未熟児の訪問指導」が64.1%で最も高く、次いで「第4次一括法 イ 商工会議所の定款変更の認可」が63.5%、「第5次一括法 ウ 農地転用許可の権限移譲」が62.0%と続いている。

【項目③】権限移譲の成果について



権限移譲の成果について、「特段の成果はなかった」と回答した割合は、「第4次一括法 イ 商工会議所の定款変更の認可」が49.8%で最も高く、次いで「第6次一括法 エ 地方版ハローワークの創設」が45.6%、「第5次一括法 ウ 農地転用許可の権限移譲」が34.4%と続いている。

【項目④】権限移譲の問題点について



権限移譲の問題点について、「権限移譲する必要性が低い」と回答した割合は、「第4次一括法 イ 商工会議所の定款変更の認可」が61.1%で最も高く、次いで「第6次一括法 エ 地方版ハローワークの創設」が59.3%、「第5次一括法 ウ 農地転用許可の権限移譲」が43.4%と続いている。

全体集計 (n=439)

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について			
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=375)	80.5%	3.2%	13.3%	2.9%	12.6%	64.1%	18.8%	3.9%	0.6%	11.7%	43.9%	27.4%	13.6%	3.5%	6.5%	28.7%	12.7%	52.1%
イ (n=232)	93.1%	0.9%	0.0%	6.0%	1.5%	63.5%	27.4%	6.6%	1.0%	0.9%	8.8%	49.8%	37.3%	3.2%	7.7%	61.1%	1.9%	29.3%
ウ (n=274)	90.5%	1.5%	1.1%	6.9%	6.4%	62.0%	21.2%	7.2%	3.2%	1.9%	35.1%	34.4%	20.1%	8.5%	11.6%	43.4%	8.0%	36.9%
エ (n=258)	87.6%	1.2%	3.1%	8.1%	5.6%	58.8%	26.4%	7.4%	1.9%	2.1%	11.8%	45.6%	33.8%	6.8%	7.1%	59.3%	2.7%	31.0%

自治体規模別集計 (n=439)

政令指定都市

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について			
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	ア (n=1)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
イ (n=15)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.4%	21.4%	0.0%	イ (n=14)	0.0%	20.0%	33.3%	33.3%	13.3%	26.7%	33.3%	6.7%	33.3%
ウ (n=8)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	62.5%	25.0%	0.0%	ウ (n=8)	0.0%	50.0%	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	57.1%	14.3%	28.6%
エ (n=9)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	エ (n=6)	0.0%	12.5%	25.0%	62.5%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	25.0%

30万人以上

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について			
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=14)	50.0%	0.0%	28.6%	21.4%	46.2%	46.2%	7.7%	0.0%	ア (n=13)	23.1%	53.8%	7.7%	0.0%	15.4%	0.0%	16.7%	0.0%	83.3%
イ (n=13)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	イ (n=11)	0.0%	8.3%	50.0%	33.3%	8.3%	9.1%	63.6%	0.0%	27.3%
ウ (n=17)	76.5%	5.9%	0.0%	17.6%	7.1%	57.1%	14.3%	21.4%	ウ (n=14)	0.0%	26.7%	40.0%	13.3%	20.0%	0.0%	53.8%	7.7%	38.5%
エ (n=17)	64.7%	0.0%	17.6%	17.6%	15.4%	53.8%	23.1%	7.7%	エ (n=15)	6.7%	13.3%	26.7%	26.7%	26.7%	7.1%	50.0%	0.0%	42.9%

10万人以上 30万人未満

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について			
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=65)	70.8%	3.1%	24.6%	1.5%	18.8%	60.9%	15.6%	4.7%	ア (n=65)	23.1%	46.2%	21.5%	4.6%	4.6%	6.8%	15.3%	18.6%	59.3%
イ (n=34)	91.2%	0.0%	0.0%	8.8%	3.2%	67.7%	25.8%	3.2%	イ (n=33)	3.0%	21.2%	36.4%	36.4%	3.0%	9.4%	53.1%	0.0%	37.5%
ウ (n=44)	81.8%	2.3%	2.3%	13.6%	7.3%	53.7%	29.3%	7.3%	ウ (n=43)	0.0%	34.9%	39.5%	9.3%	16.3%	9.5%	42.9%	11.9%	35.7%
エ (n=48)	79.2%	4.2%	6.3%	10.4%	12.5%	67.5%	12.5%	7.5%	エ (n=45)	2.2%	26.7%	37.8%	22.2%	11.1%	9.5%	47.6%	9.5%	33.3%

10万人未満

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について			
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=158)	81.0%	4.4%	12.0%	2.5%	10.5%	69.1%	17.1%	2.0%	1.3%	10.9%	51.9%	26.9%	5.8%	4.5%	3.5%	25.2%	13.3%	58.0%
イ (n=82)	91.5%	2.4%	0.0%	6.1%	1.5%	63.2%	29.4%	4.4%	1.5%	0.0%	4.1%	59.5%	33.8%	2.7%	2.8%	67.6%	4.2%	25.4%
ウ (n=91)	93.4%	1.1%	1.1%	4.4%	7.0%	66.3%	16.3%	5.8%	4.7%	2.4%	38.1%	38.1%	16.7%	4.8%	11.0%	37.8%	9.8%	41.5%
エ (n=96)	91.7%	1.0%	1.0%	6.3%	2.5%	61.7%	29.6%	4.9%	1.2%	0.0%	9.2%	55.2%	29.9%	5.7%	2.4%	63.9%	2.4%	31.3%

町村

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について			
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=135)	87.4%	2.2%	8.1%	2.2%	8.7%	62.7%	22.2%	6.3%	0.0%	6.0%	33.1%	32.3%	28.6%	0.0%	10.7%	40.2%	10.7%	38.5%
イ (n=87)	93.1%	0.0%	0.0%	6.9%	1.4%	55.6%	30.6%	11.1%	1.4%	1.2%	6.1%	48.8%	42.7%	1.2%	7.7%	62.8%	0.0%	29.5%
ウ (n=113)	92.9%	0.9%	0.9%	5.3%	5.0%	63.0%	22.0%	7.0%	3.0%	2.8%	33.3%	27.8%	28.7%	7.4%	15.4%	45.2%	4.8%	34.6%
エ (n=87)	90.8%	0.0%	1.1%	8.0%	4.0%	53.3%	28.0%	10.7%	4.0%	3.7%	6.2%	44.4%	43.2%	2.5%	9.0%	62.8%	0.0%	28.2%

地域別集計 (n=439)

北海道

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について			
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=25)	88.0%	4.0%	8.0%	0.0%	0.0%	81.8%	18.2%	0.0%	0.0%	16.0%	24.0%	44.0%	16.0%	0.0%	8.3%	41.7%	4.2%	45.8%
イ (n=22)	95.5%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	65.0%	30.0%	5.0%	0.0%	0.0%	13.6%	63.6%	18.2%	4.5%	4.8%	57.1%	0.0%	38.1%
ウ (n=25)	92.0%	0.0%	0.0%	8.0%	9.1%	68.2%	18.2%	4.5%	0.0%	0.0%	44.0%	32.0%	12.0%	12.0%	8.3%	37.5%	4.2%	50.0%
エ (n=24)	87.5%	0.0%	4.2%	8.3%	4.8%	57.1%	28.6%	9.5%	0.0%	0.0%	13.0%	43.5%	30.4%	13.0%	4.8%	52.4%	0.0%	42.9%

東北

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=52)	86.5%	1.9%	9.6%	1.9%	11.5%	73.1%	9.6%	5.8%	0.0%	ア (n=51)	9.8%	51.0%	29.4%	5.9%	3.9%	ア (n=45)	4.4%	31.1%	13.3%	51.1%
イ (n=28)	92.9%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	44.0%	36.0%	20.0%	0.0%	イ (n=26)	0.0%	7.7%	57.7%	34.6%	0.0%	イ (n=24)	8.3%	62.5%	4.2%	25.0%
ウ (n=38)	94.7%	0.0%	0.0%	5.3%	10.8%	59.5%	18.9%	10.8%	0.0%	ウ (n=36)	5.6%	41.7%	22.2%	19.4%	11.1%	ウ (n=32)	18.8%	31.3%	0.0%	50.0%
エ (n=35)	91.4%	0.0%	0.0%	8.6%	3.0%	60.6%	24.2%	9.1%	3.0%	エ (n=33)	6.1%	12.1%	42.4%	33.3%	6.1%	エ (n=32)	12.5%	53.1%	3.1%	31.3%

関東及び近辺

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=105)	76.2%	6.7%	15.2%	1.9%	16.2%	59.6%	21.2%	3.0%	0.0%	ア (n=103)	10.7%	48.5%	29.1%	9.7%	1.9%	ア (n=91)	4.4%	25.3%	6.6%	63.7%
イ (n=63)	93.7%	1.6%	0.0%	4.8%	2.0%	64.0%	32.0%	2.0%	0.0%	イ (n=57)	0.0%	12.3%	40.4%	43.9%	3.5%	イ (n=53)	3.8%	62.3%	1.9%	32.1%
ウ (n=68)	89.7%	1.5%	2.9%	5.9%	10.0%	60.0%	25.0%	1.7%	3.3%	ウ (n=63)	1.6%	41.3%	34.9%	15.9%	6.3%	ウ (n=57)	10.5%	43.9%	12.3%	33.3%
エ (n=63)	85.7%	3.2%	3.2%	7.9%	6.3%	62.5%	27.1%	2.1%	2.1%	エ (n=56)	1.8%	14.3%	41.1%	35.7%	7.1%	エ (n=53)	5.7%	52.8%	3.8%	37.7%

関西中部及び近辺

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=92)	73.9%	0.0%	20.7%	5.4%	12.4%	58.4%	23.6%	4.5%	1.1%	ア (n=91)	15.4%	39.6%	23.1%	16.5%	5.5%	ア (n=87)	5.7%	23.0%	19.5%	51.7%
イ (n=51)	88.2%	0.0%	0.0%	11.8%	2.2%	68.9%	24.4%	2.2%	2.2%	イ (n=46)	0.0%	10.9%	43.5%	39.1%	6.5%	イ (n=49)	10.2%	51.0%	2.0%	36.7%
ウ (n=62)	88.7%	1.6%	0.0%	9.7%	3.5%	61.4%	19.3%	14.0%	1.8%	ウ (n=58)	1.7%	24.1%	41.4%	24.1%	8.6%	ウ (n=59)	10.2%	52.5%	1.7%	35.6%
エ (n=63)	84.1%	0.0%	3.2%	12.7%	1.9%	59.6%	25.0%	11.5%	1.9%	エ (n=55)	0.0%	9.1%	49.1%	34.5%	7.3%	エ (n=56)	3.6%	64.3%	1.8%	30.4%

中国

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=20)	80.0%	10.0%	10.0%	0.0%	21.1%	57.9%	15.8%	0.0%	5.3%	ア (n=19)	10.5%	47.4%	26.3%	10.5%	5.3%	ア (n=18)	16.7%	38.9%	11.1%	33.3%
イ (n=17)	94.1%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%	13.3%	0.0%	6.7%	イ (n=15)	6.7%	0.0%	60.0%	33.3%	0.0%	イ (n=14)	21.4%	71.4%	0.0%	7.1%
ウ (n=23)	87.0%	4.3%	4.3%	4.3%	0.0%	68.2%	22.7%	0.0%	9.1%	ウ (n=22)	0.0%	31.8%	40.9%	22.7%	4.5%	ウ (n=21)	19.0%	52.4%	14.3%	14.3%
エ (n=16)	87.5%	6.3%	6.3%	0.0%	13.3%	60.0%	20.0%	0.0%	6.7%	エ (n=15)	6.7%	13.3%	53.3%	26.7%	0.0%	エ (n=14)	28.6%	57.1%	0.0%	14.3%

四国

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=22)	90.9%	0.0%	4.5%	4.5%	5.3%	78.9%	10.5%	5.3%	0.0%	ア (n=21)	9.5%	47.6%	14.3%	23.8%	4.8%	ア (n=21)	14.3%	38.1%	19.0%	28.6%
イ (n=12)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	30.0%	10.0%	0.0%	イ (n=12)	0.0%	0.0%	50.0%	41.7%	8.3%	イ (n=10)	10.0%	90.0%	0.0%	0.0%
ウ (n=12)	91.7%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	60.0%	30.0%	0.0%	10.0%	ウ (n=11)	0.0%	27.3%	18.2%	45.5%	9.1%	ウ (n=11)	0.0%	45.5%	27.3%	27.3%
エ (n=16)	93.8%	0.0%	6.3%	0.0%	7.1%	50.0%	35.7%	7.1%	0.0%	エ (n=16)	0.0%	6.3%	43.8%	43.8%	6.3%	エ (n=14)	0.0%	78.6%	14.3%	7.1%

九州 沖縄

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=58)	86.2%	1.7%	8.6%	3.4%	12.5%	64.3%	17.9%	5.4%	0.0%	ア (n=58)	8.6%	43.1%	25.9%	19.0%	3.4%	ア (n=51)	5.9%	27.5%	13.7%	52.9%
イ (n=38)	94.7%	0.0%	0.0%	5.3%	3.2%	64.5%	19.4%	12.9%	0.0%	イ (n=38)	2.6%	5.3%	52.6%	39.5%	0.0%	イ (n=36)	5.6%	61.1%	2.8%	30.6%
ウ (n=45)	91.1%	2.2%	0.0%	6.7%	4.9%	63.4%	17.1%	9.8%	4.9%	ウ (n=43)	2.3%	34.9%	34.9%	18.6%	9.3%	ウ (n=44)	11.4%	36.4%	11.4%	40.9%
エ (n=40)	90.0%	0.0%	2.5%	7.5%	9.4%	56.3%	25.0%	9.4%	0.0%	エ (n=38)	2.6%	13.2%	47.4%	31.6%	5.3%	エ (n=35)	5.7%	62.9%	0.0%	31.4%

自治体類型別集計 (n=439)

指定都市

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について			
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=2)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	ア (n=1)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
イ (n=15)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.4%	21.4%	0.0%	0.0%	イ (n=14)	0.0%	20.0%	33.3%	13.3%	26.7%	33.3%	6.7%	33.3%
ウ (n=8)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	62.5%	25.0%	0.0%	0.0%	ウ (n=8)	0.0%	50.0%	37.5%	0.0%	0.0%	57.1%	14.3%	28.6%
エ (n=9)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	エ (n=6)	0.0%	12.5%	25.0%	62.5%	25.0%	50.0%	0.0%	25.0%

中核市

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について			
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=26)	50.0%	7.7%	30.8%	11.5%	44.0%	40.0%	16.0%	0.0%	0.0%	ア (n=25)	20.0%	60.0%	12.0%	8.0%	0.0%	9.5%	9.5%	81.0%
イ (n=21)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	89.5%	10.5%	0.0%	0.0%	イ (n=20)	5.0%	15.0%	50.0%	25.0%	11.1%	61.1%	0.0%	27.8%
ウ (n=28)	78.6%	3.6%	0.0%	17.9%	12.5%	50.0%	25.0%	12.5%	0.0%	ウ (n=26)	0.0%	26.9%	38.5%	19.2%	4.3%	47.8%	4.3%	43.5%
エ (n=26)	73.1%	0.0%	11.5%	15.4%	14.3%	57.1%	23.8%	4.8%	0.0%	エ (n=23)	4.3%	17.4%	30.4%	21.7%	9.5%	47.6%	0.0%	42.9%

一般市 I -2, 3

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について			
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=46)	69.6%	4.3%	21.7%	4.3%	11.6%	60.5%	18.6%	4.7%	4.7%	ア (n=43)	8.9%	51.1%	20.0%	11.1%	4.9%	31.7%	12.2%	51.2%
イ (n=27)	92.6%	0.0%	0.0%	7.4%	0.0%	50.0%	45.5%	0.0%	4.5%	イ (n=22)	0.0%	0.0%	52.2%	47.8%	0.0%	75.0%	8.3%	16.7%
ウ (n=30)	93.3%	0.0%	0.0%	6.7%	11.5%	65.4%	15.4%	3.8%	3.8%	ウ (n=26)	0.0%	46.2%	38.5%	15.4%	15.4%	34.6%	7.7%	42.3%
エ (n=26)	96.2%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	65.2%	26.1%	4.3%	4.3%	エ (n=23)	0.0%	0.0%	52.2%	47.8%	0.0%	79.2%	0.0%	20.8%

一般市Ⅰ-0,1

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=31)	93.5%	6.5%	0.0%	0.0%	6.7%	90.0%	3.3%	0.0%	0.0%	ア (n=31)	9.7%	58.1%	32.3%	0.0%	0.0%	ア (n=31)	3.2%	25.8%	19.4%	51.6%
イ (n=16)	87.5%	6.3%	0.0%	6.3%	8.3%	83.3%	8.3%	0.0%	0.0%	イ (n=14)	0.0%	14.3%	50.0%	28.6%	7.1%	イ (n=13)	7.7%	61.5%	0.0%	30.8%
ウ (n=16)	87.5%	6.3%	6.3%	0.0%	11.8%	64.7%	17.6%	5.9%	0.0%	ウ (n=16)	6.3%	31.3%	50.0%	6.3%	6.3%	ウ (n=17)	17.6%	47.1%	11.8%	23.5%
エ (n=20)	80.0%	5.0%	5.0%	10.0%	5.6%	72.2%	16.7%	5.6%	0.0%	エ (n=20)	0.0%	20.0%	50.0%	15.0%	15.0%	エ (n=19)	10.5%	52.6%	5.3%	31.6%

一般市Ⅱ-2,3

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=63)	82.5%	3.2%	12.7%	1.6%	12.7%	60.3%	25.4%	1.6%	0.0%	ア (n=63)	11.1%	50.8%	30.2%	6.3%	1.6%	ア (n=57)	1.8%	22.8%	10.5%	64.9%
イ (n=30)	93.3%	3.3%	0.0%	3.3%	0.0%	59.3%	29.6%	11.1%	0.0%	イ (n=29)	0.0%	3.4%	65.5%	27.6%	3.4%	イ (n=28)	0.0%	67.9%	3.6%	28.6%
ウ (n=36)	94.4%	0.0%	0.0%	5.6%	2.9%	67.6%	14.7%	8.8%	5.9%	ウ (n=33)	3.0%	33.3%	36.4%	21.2%	6.1%	ウ (n=32)	6.3%	40.6%	6.3%	46.9%
エ (n=36)	91.7%	0.0%	0.0%	8.3%	3.3%	56.7%	33.3%	6.7%	0.0%	エ (n=32)	0.0%	9.4%	59.4%	28.1%	3.1%	エ (n=30)	0.0%	56.7%	3.3%	40.0%

一般市Ⅱ-0,1

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=18)	83.3%	5.6%	5.6%	5.6%	6.3%	87.5%	6.3%	0.0%	0.0%	ア (n=17)	17.6%	47.1%	23.5%	0.0%	11.8%	ア (n=14)	7.1%	14.3%	14.3%	64.3%
イ (n=9)	88.9%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	イ (n=8)	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	イ (n=6)	16.7%	50.0%	0.0%	33.3%
ウ (n=9)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	22.2%	0.0%	11.1%	ウ (n=9)	0.0%	44.4%	22.2%	22.2%	11.1%	ウ (n=7)	0.0%	14.3%	28.6%	57.1%
エ (n=14)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	エ (n=12)	0.0%	8.3%	58.3%	25.0%	8.3%	エ (n=10)	0.0%	70.0%	0.0%	30.0%

一般市Ⅲ-2, 3

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について				項目③権限委譲の成果について				項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=34)	79.4%	0.0%	20.6%	0.0%	9.1%	75.8%	9.1%	6.1%	0.0%	ア (n=34)	20.6%	41.2%	20.6%	8.8%	8.8%	25.0%	12.5%	53.1%
イ (n=19)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	66.7%	22.2%	5.6%	0.0%	イ (n=19)	0.0%	26.3%	31.6%	42.1%	0.0%	50.0%	0.0%	40.0%
ウ (n=20)	75.0%	5.0%	5.0%	15.0%	5.6%	66.7%	22.2%	5.6%	0.0%	ウ (n=19)	0.0%	47.4%	42.1%	0.0%	10.5%	45.0%	5.0%	40.0%
エ (n=25)	88.0%	4.0%	4.0%	4.0%	14.3%	71.4%	0.0%	14.3%	0.0%	エ (n=24)	0.0%	33.3%	29.2%	33.3%	4.2%	40.9%	18.2%	31.8%

一般市Ⅳ-2, 3

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について				項目③権限委譲の成果について				項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=18)	66.7%	0.0%	27.8%	5.6%	22.2%	50.0%	22.2%	5.6%	0.0%	ア (n=18)	27.8%	44.4%	27.8%	0.0%	0.0%	5.6%	27.8%	61.1%
イ (n=6)	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	イ (n=5)	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%	60.0%	0.0%	40.0%
ウ (n=12)	91.7%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	50.0%	25.0%	16.7%	8.3%	ウ (n=12)	0.0%	25.0%	33.3%	16.7%	25.0%	41.7%	33.3%	16.7%
エ (n=13)	53.8%	7.7%	15.4%	23.1%	10.0%	60.0%	30.0%	0.0%	0.0%	エ (n=12)	0.0%	16.7%	58.3%	8.3%	16.7%	66.7%	0.0%	33.3%

町村Ⅰ-1, 2

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について				項目③権限委譲の成果について				項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=10)	90.0%	0.0%	0.0%	10.0%	14.3%	28.6%	42.9%	14.3%	0.0%	ア (n=10)	0.0%	30.0%	30.0%	40.0%	0.0%	22.2%	33.3%	44.4%
イ (n=9)	88.9%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	33.3%	50.0%	16.7%	0.0%	イ (n=9)	0.0%	0.0%	44.4%	55.6%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
ウ (n=10)	90.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	57.1%	42.9%	0.0%	0.0%	ウ (n=10)	0.0%	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	11.1%	33.3%	22.2%
エ (n=9)	88.9%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	エ (n=9)	0.0%	0.0%	55.6%	44.4%	0.0%	12.5%	62.5%	25.0%

町村Ⅰ一〇

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=15)	73.3%	6.7%	13.3%	6.7%	0.0%	73.3%	26.7%	0.0%	0.0%	ア (n=15)	0.0%	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	ア (n=15)	26.7%	46.7%	0.0%	26.7%
イ (n=9)	88.9%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	イ (n=9)	0.0%	11.1%	44.4%	44.4%	0.0%	イ (n=9)	22.2%	66.7%	0.0%	11.1%
ウ (n=15)	86.7%	0.0%	6.7%	6.7%	0.0%	64.3%	35.7%	0.0%	0.0%	ウ (n=14)	0.0%	26.7%	46.7%	26.7%	0.0%	ウ (n=15)	40.0%	46.7%	0.0%	13.3%
エ (n=8)	87.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	62.5%	37.5%	0.0%	0.0%	エ (n=8)	0.0%	12.5%	37.5%	50.0%	0.0%	エ (n=8)	0.0%	87.5%	0.0%	12.5%

町村Ⅱ一1,2

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=14)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	46.2%	23.1%	23.1%	0.0%	ア (n=13)	0.0%	23.1%	38.5%	38.5%	0.0%	ア (n=11)	9.1%	45.5%	0.0%	45.5%
イ (n=12)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	30.0%	40.0%	0.0%	イ (n=10)	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	イ (n=11)	9.1%	63.6%	0.0%	27.3%
ウ (n=13)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	41.7%	25.0%	33.3%	0.0%	ウ (n=12)	0.0%	15.4%	30.8%	53.8%	0.0%	ウ (n=11)	18.2%	63.6%	0.0%	18.2%
エ (n=11)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	30.0%	40.0%	0.0%	エ (n=10)	0.0%	0.0%	36.4%	63.6%	0.0%	エ (n=10)	20.0%	60.0%	0.0%	20.0%

町村Ⅱ一〇

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=16)	93.8%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	92.3%	7.7%	0.0%	0.0%	ア (n=13)	0.0%	31.3%	25.0%	43.8%	0.0%	ア (n=13)	7.7%	61.5%	7.7%	23.1%
イ (n=11)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	55.6%	22.2%	11.1%	0.0%	イ (n=9)	0.0%	0.0%	54.5%	45.5%	0.0%	イ (n=9)	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%
ウ (n=14)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	50.0%	16.7%	16.7%	0.0%	ウ (n=12)	0.0%	57.1%	0.0%	21.4%	21.4%	ウ (n=12)	0.0%	33.3%	8.3%	58.3%
エ (n=13)	92.3%	0.0%	0.0%	7.7%	9.1%	54.5%	27.3%	9.1%	0.0%	エ (n=11)	0.0%	7.7%	30.8%	61.5%	0.0%	エ (n=11)	9.1%	54.5%	0.0%	36.4%

町村Ⅲ－1,2

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=17)	88.2%	0.0%	11.8%	0.0%	ア (n=15)	6.7%	46.7%	46.7%	0.0%	ア (n=16)	6.3%	18.8%	50.0%	25.0%	0.0%	ア (n=16)	0.0%	56.3%	12.5%	31.3%
イ (n=9)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	イ (n=7)	0.0%	42.9%	57.1%	0.0%	イ (n=8)	0.0%	12.5%	50.0%	37.5%	0.0%	イ (n=8)	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%
ウ (n=14)	85.7%	7.1%	0.0%	7.1%	ウ (n=12)	16.7%	66.7%	8.3%	0.0%	ウ (n=12)	0.0%	50.0%	25.0%	16.7%	8.3%	ウ (n=11)	9.1%	72.7%	0.0%	18.2%
エ (n=9)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	エ (n=8)	0.0%	62.5%	25.0%	0.0%	エ (n=8)	0.0%	12.5%	62.5%	12.5%	0.0%	エ (n=8)	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%

町村Ⅲ－0

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=8)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ア (n=8)	12.5%	75.0%	12.5%	0.0%	ア (n=8)	0.0%	75.0%	12.5%	0.0%	ア (n=6)	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	
イ (n=7)	85.7%	0.0%	0.0%	14.3%	イ (n=6)	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	イ (n=6)	0.0%	16.7%	66.7%	16.7%	0.0%	イ (n=5)	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%
ウ (n=6)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	ウ (n=5)	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%	ウ (n=5)	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	ウ (n=5)	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	
エ (n=6)	66.7%	0.0%	16.7%	16.7%	エ (n=5)	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%	エ (n=5)	20.0%	20.0%	60.0%	0.0%	エ (n=5)	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%	

町村Ⅳ－1,2

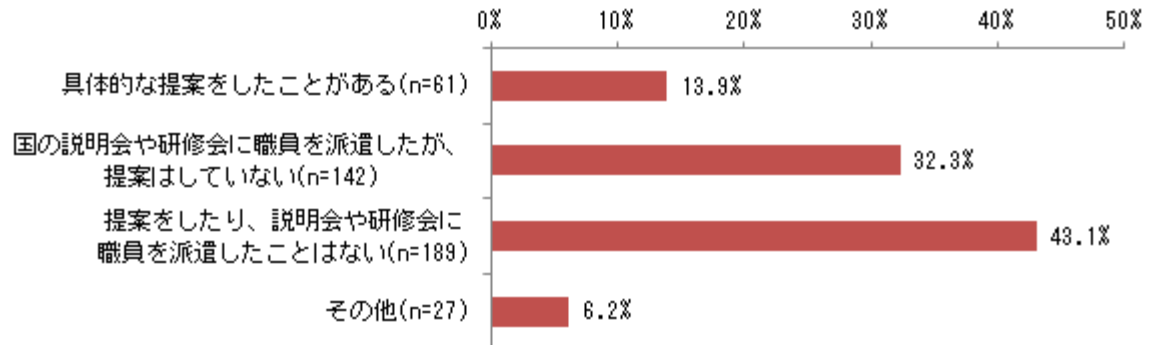
	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について					
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4		
ア (n=18)	88.9%	0.0%	11.1%	0.0%	ア (n=18)	5.6%	77.8%	11.1%	5.6%	ア (n=18)	11.1%	38.9%	27.8%	22.2%	0.0%	ア (n=16)	6.3%	37.5%	12.5%	43.8%
イ (n=7)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	イ (n=7)	0.0%	71.4%	14.3%	14.3%	イ (n=7)	0.0%	0.0%	57.1%	42.9%	0.0%	イ (n=7)	14.3%	71.4%	0.0%	14.3%
ウ (n=11)	90.9%	0.0%	0.0%	9.1%	ウ (n=11)	0.0%	81.8%	9.1%	9.1%	ウ (n=11)	9.1%	18.2%	27.3%	36.4%	9.1%	ウ (n=11)	18.2%	36.4%	9.1%	36.4%
エ (n=9)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	エ (n=9)	0.0%	66.7%	11.1%	11.1%	エ (n=9)	11.1%	0.0%	44.4%	44.4%	0.0%	エ (n=9)	11.1%	66.7%	0.0%	22.2%

町村V-1,2

	項目①財源確保について				項目②権限委譲の評価について					項目③権限委譲の成果について					項目④権限委譲の問題点について			
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ア (n=23)	73.9%	8.7%	13.0%	4.3%	17.4%	56.5%	21.7%	4.3%	0.0%	13.0%	43.5%	30.4%	13.0%	0.0%	8.7%	21.7%	17.4%	52.2%
イ (n=14)	78.6%	0.0%	0.0%	21.4%	0.0%	55.6%	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%	9.1%	54.5%	36.4%	0.0%	0.0%	61.5%	0.0%	38.5%
ウ (n=18)	88.9%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	31.3%	31.3%	25.0%	12.5%	0.0%	33.3%	5.6%	61.1%
エ (n=11)	72.7%	0.0%	0.0%	27.3%	0.0%	50.0%	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%	37.5%	50.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%

質問 10 第5次一括法以降の「提案募集方式」について、貴団体ではどのような対応をしてみましたか。

全体集計 (n=439)

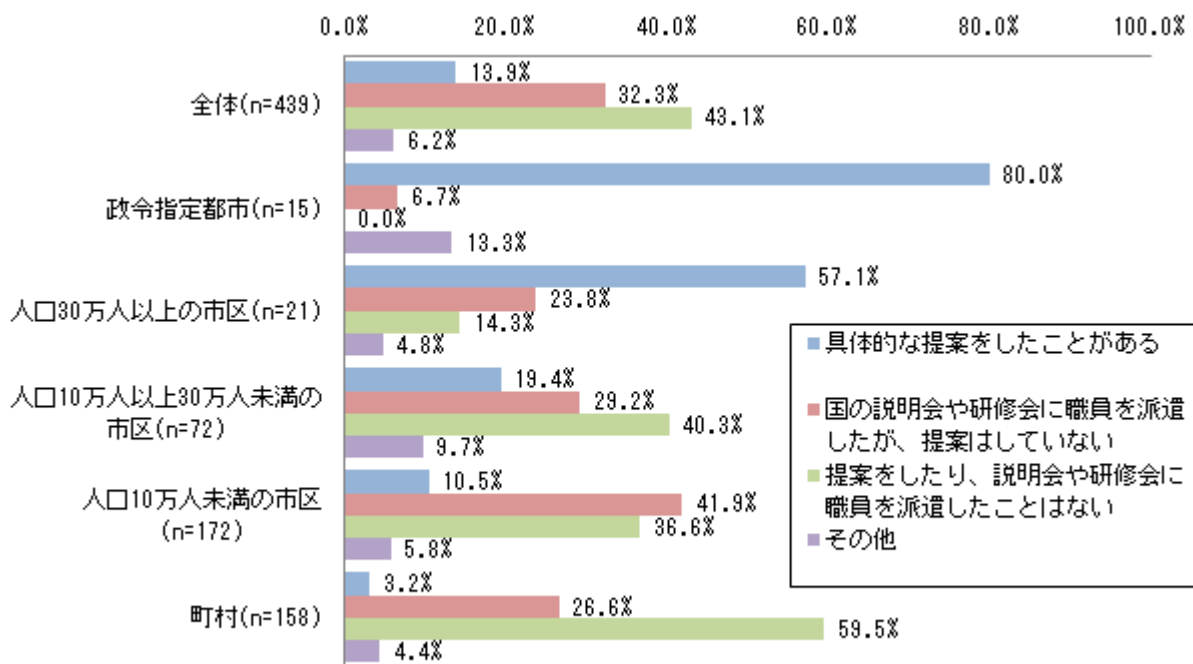


第5次一括法以降の「提案募集方式」への対応について、「提案をしたり、説明会や研修会に職員を派遣したことはない」が43.1%と最も高く、次いで「国の説明会や研修会に職員を派遣したが、提案はしていない」が32.3%、「具体的な提案をしたことがある」が13.9%と続いた。

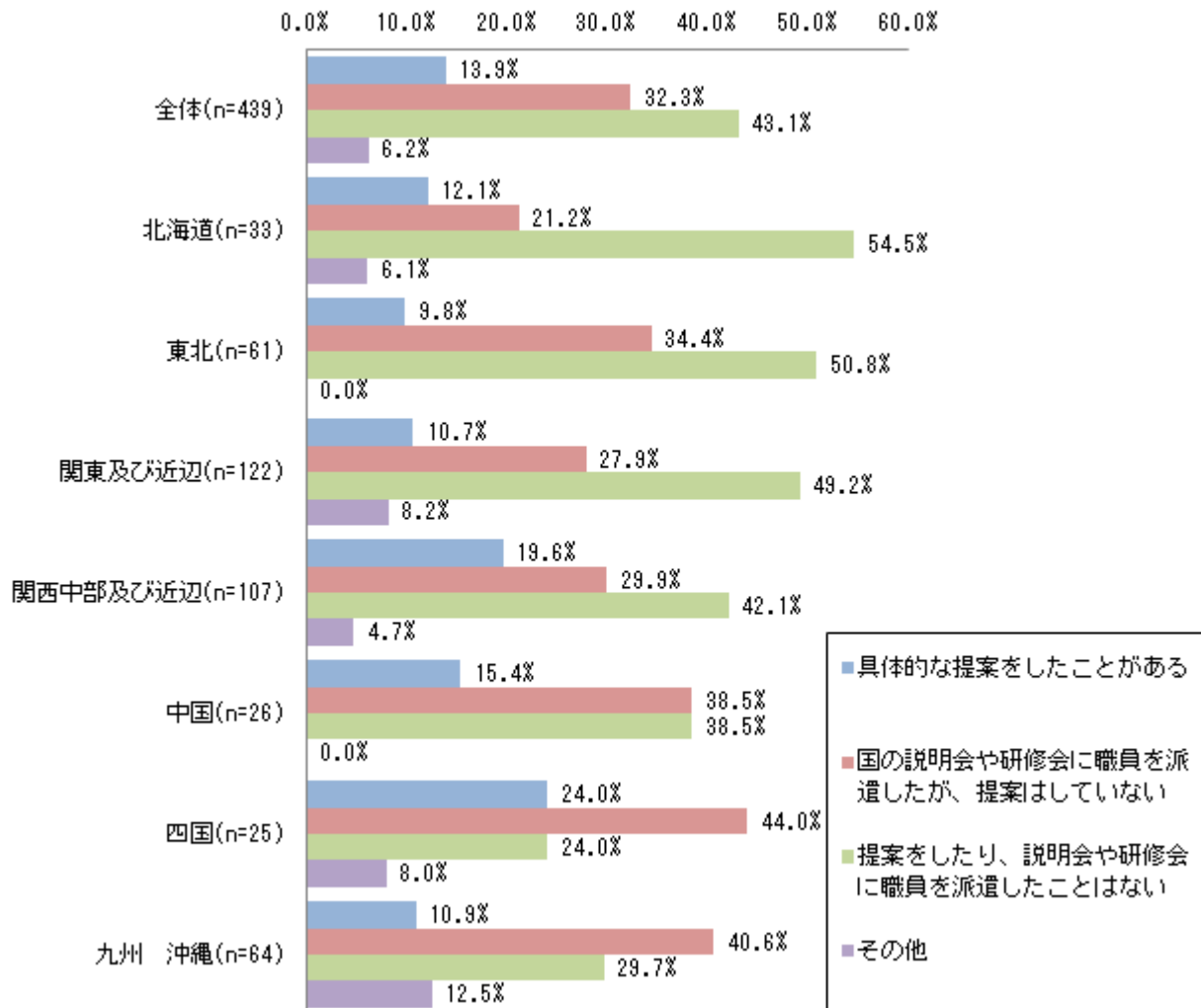
自治体規模別集計をみると、「政令指定都市」では、「具体的な提案をしたことがある」が80.0%で最も高くなった。

地域別集計において、「提案をしたり、説明会や研修会に職員を派遣したことはない」と回答した割合は、「北海道」で54.5%と最も高く、次いで「東北」で50.8%、「関東及び近辺」で49.2%となった。

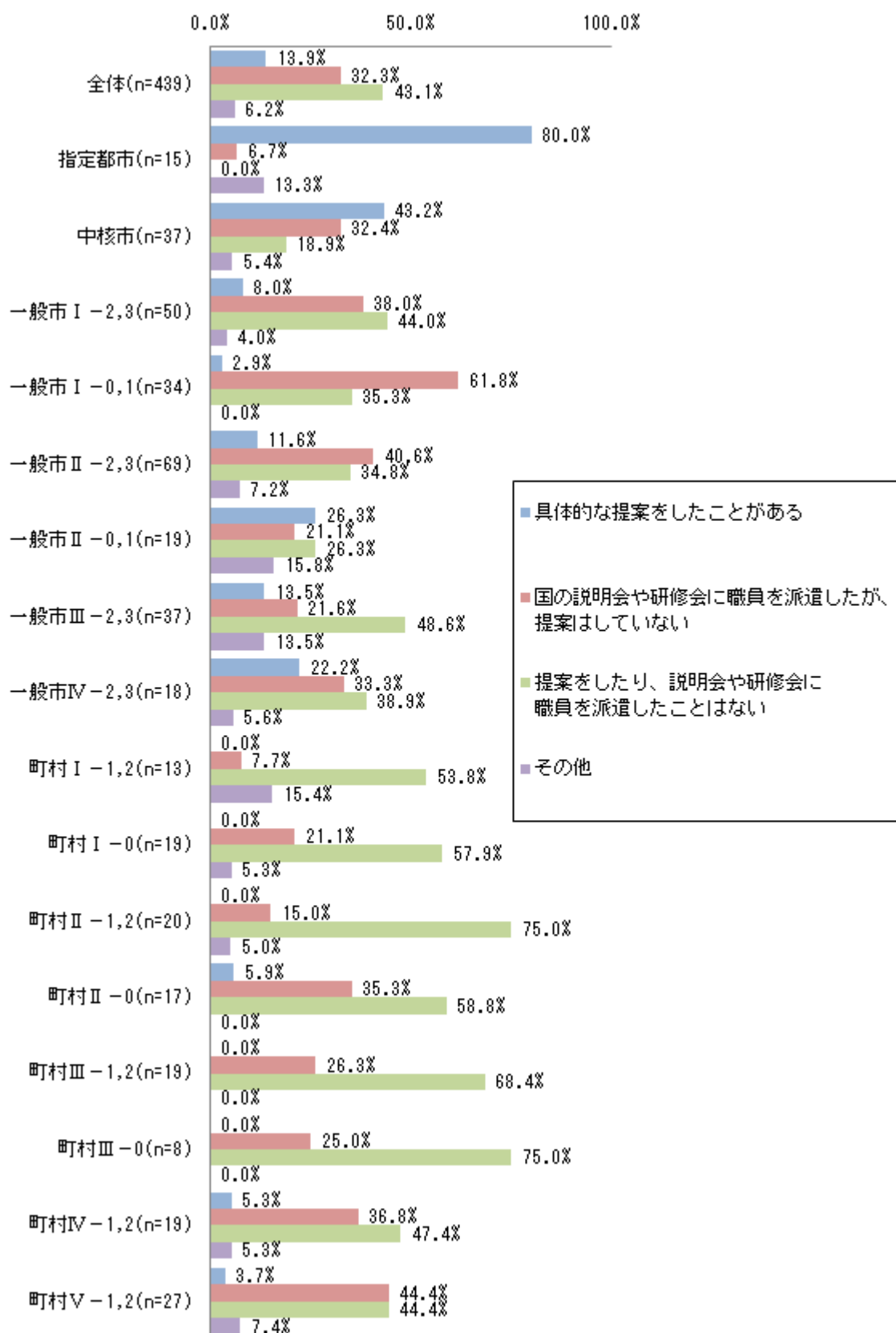
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)

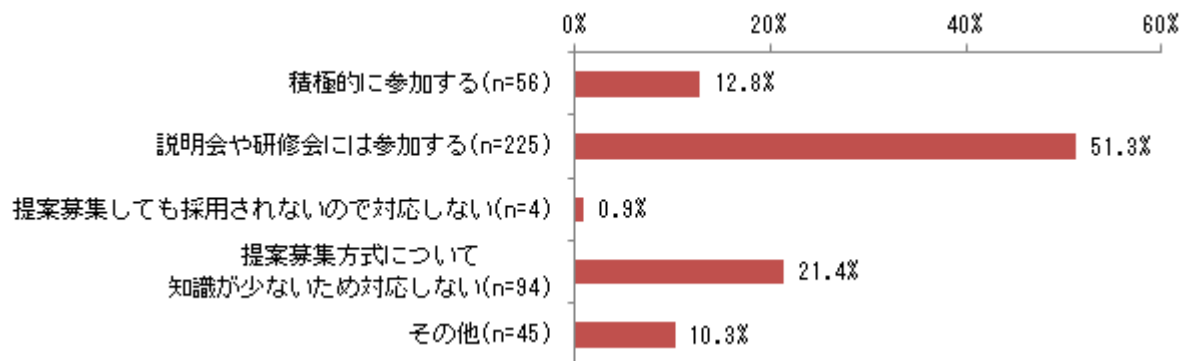


自治体類団別集計 (n=439)



質問 10-2 提案募集方式について、貴団体では今後どのように対応していきますか。

全体集計 (n=439)

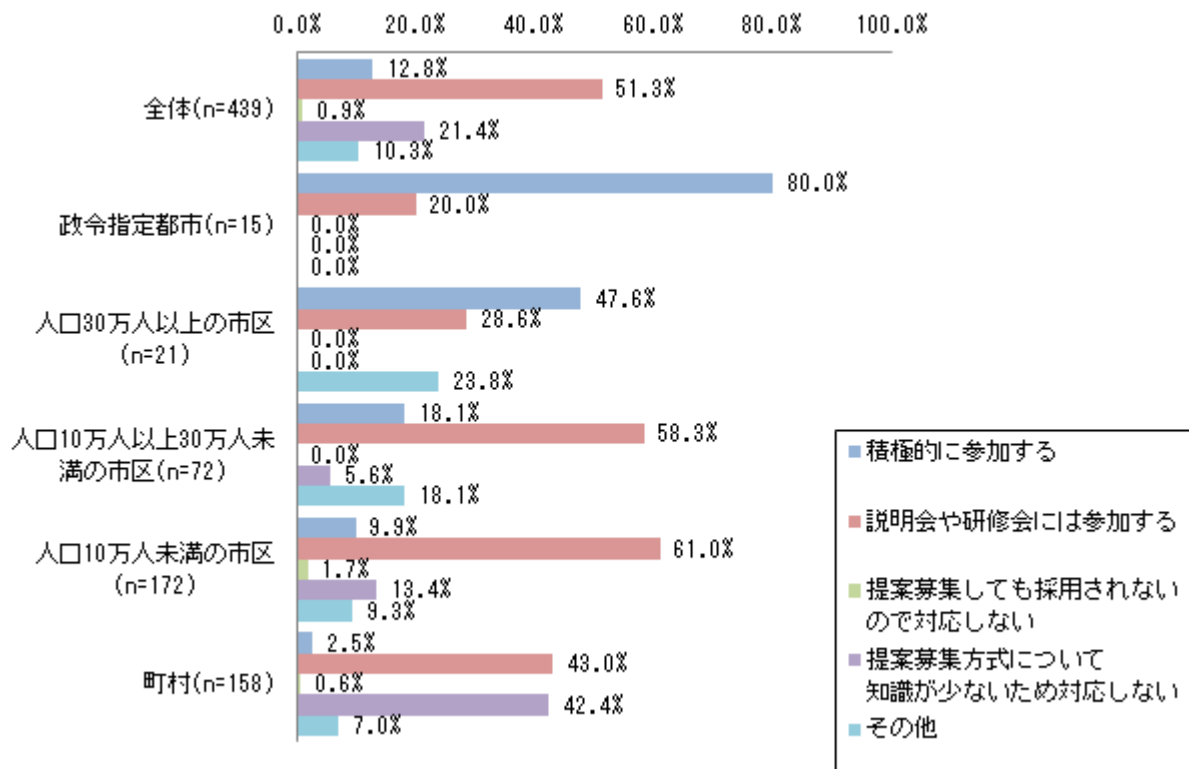


提案募集方式への今後の対応について、「説明会や研修会には参加する」が51.3%と最も高く、次いで「提案募集方式について知識が少ないため対応しない」が21.4%、「積極的に参加する」が12.8%と続いた。

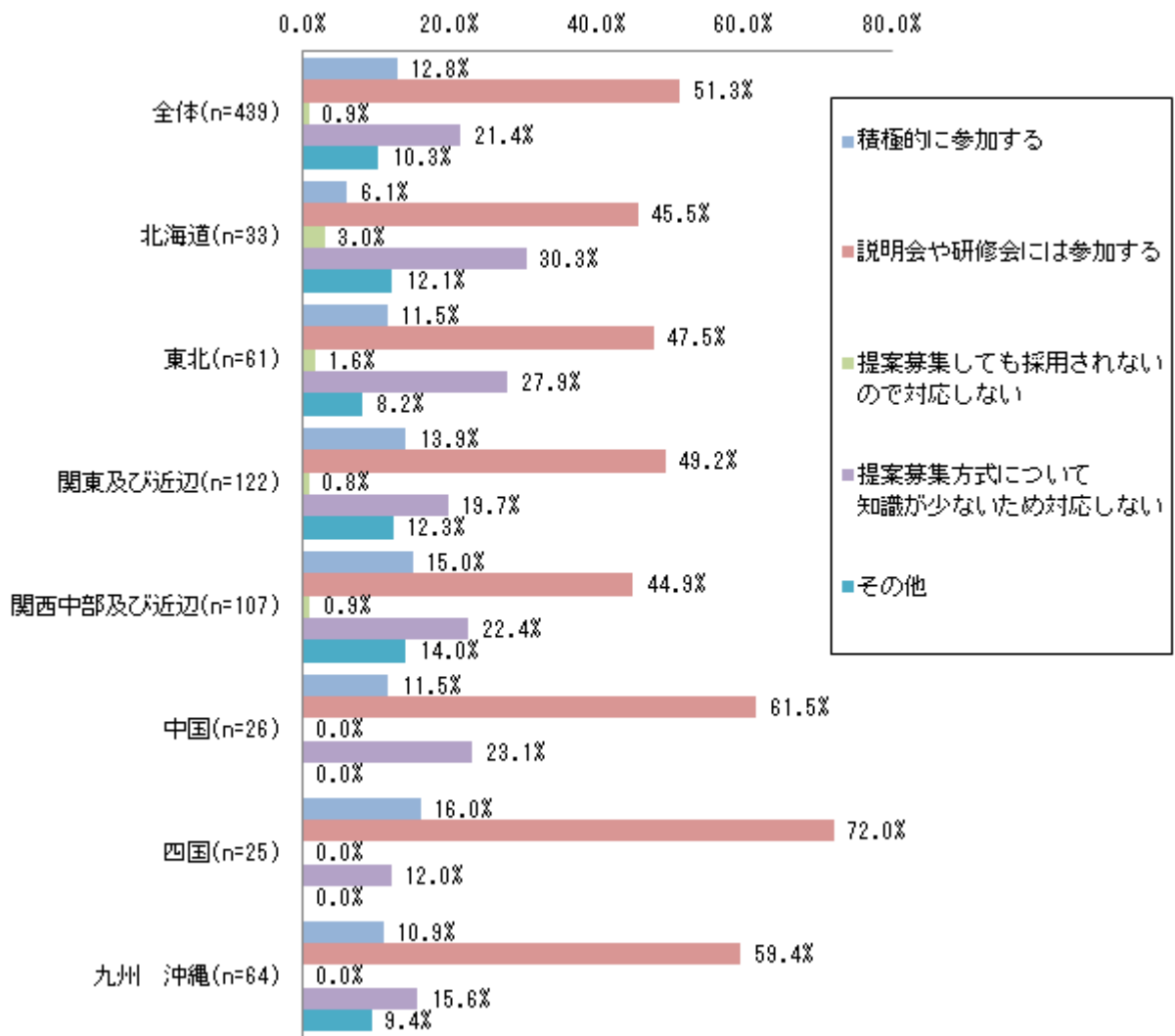
自治体規模別集計をみると、「政令指定都市」では、「積極的に参加する」が80.0%で最も高く、次いで「説明会や研修会には参加する」が20.0%となった。

地域別集計において、「説明会や研修会には参加する」と回答した割合は、「四国」で72.0%と最も高く、次いで「中国」で61.5%、「九州 沖縄」で59.4%となった。

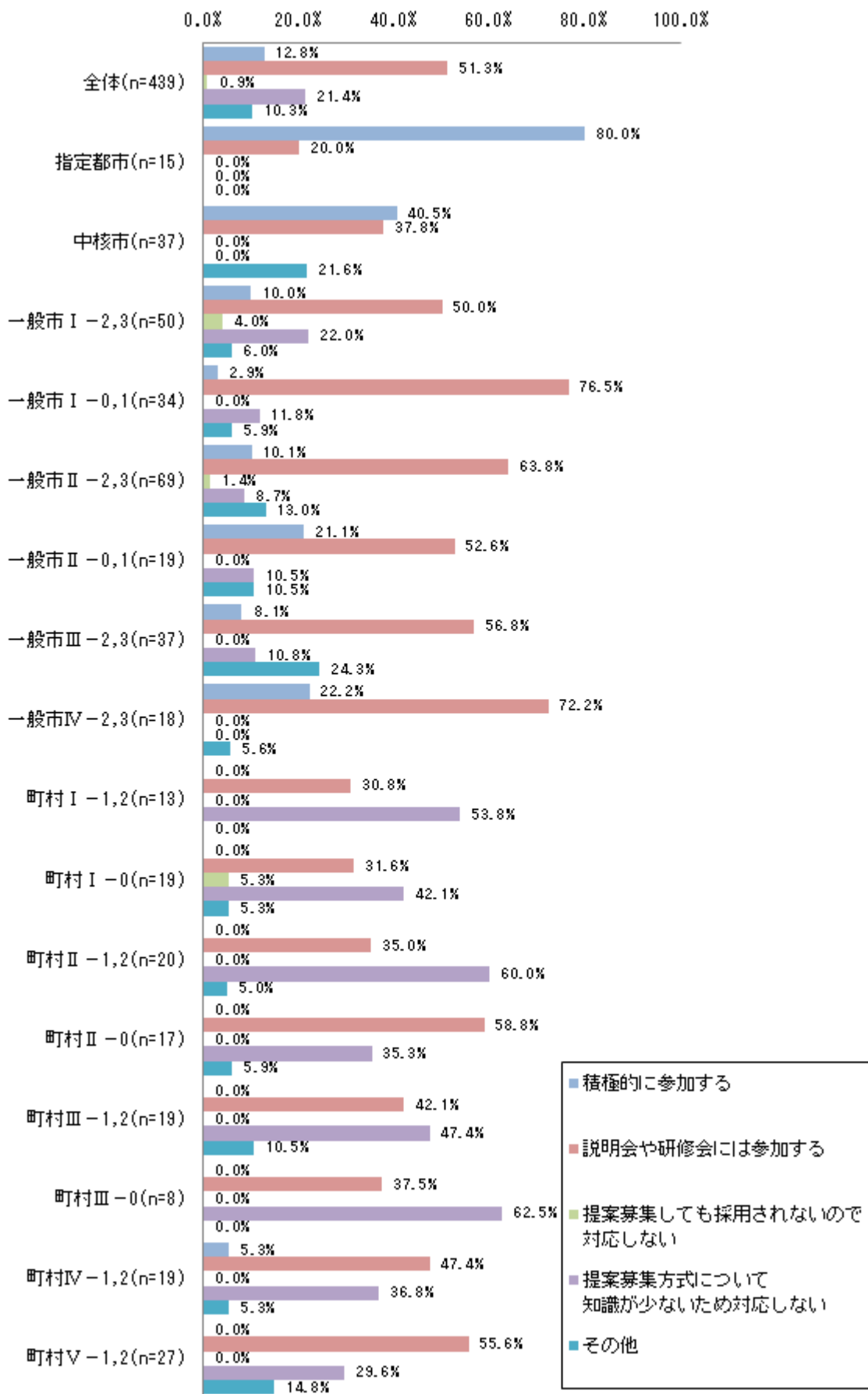
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)

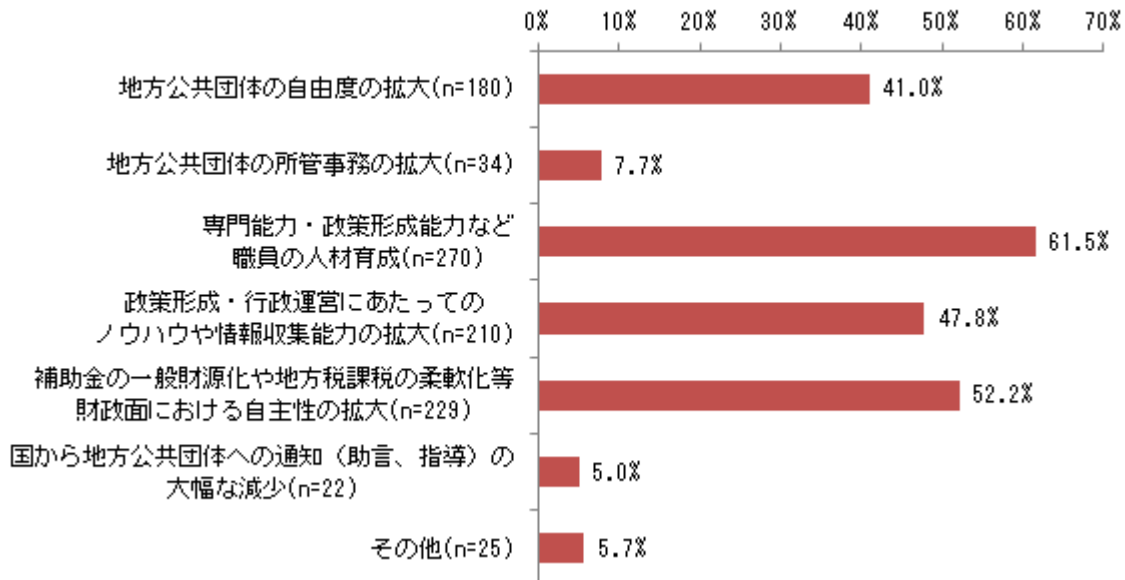


自治体類型別集計 (n=439)



質問 11 今後、地方分権改革を推進するに当たり、効果的と思われることは何ですか。
(複数回答可)

全体集計 (n=439)

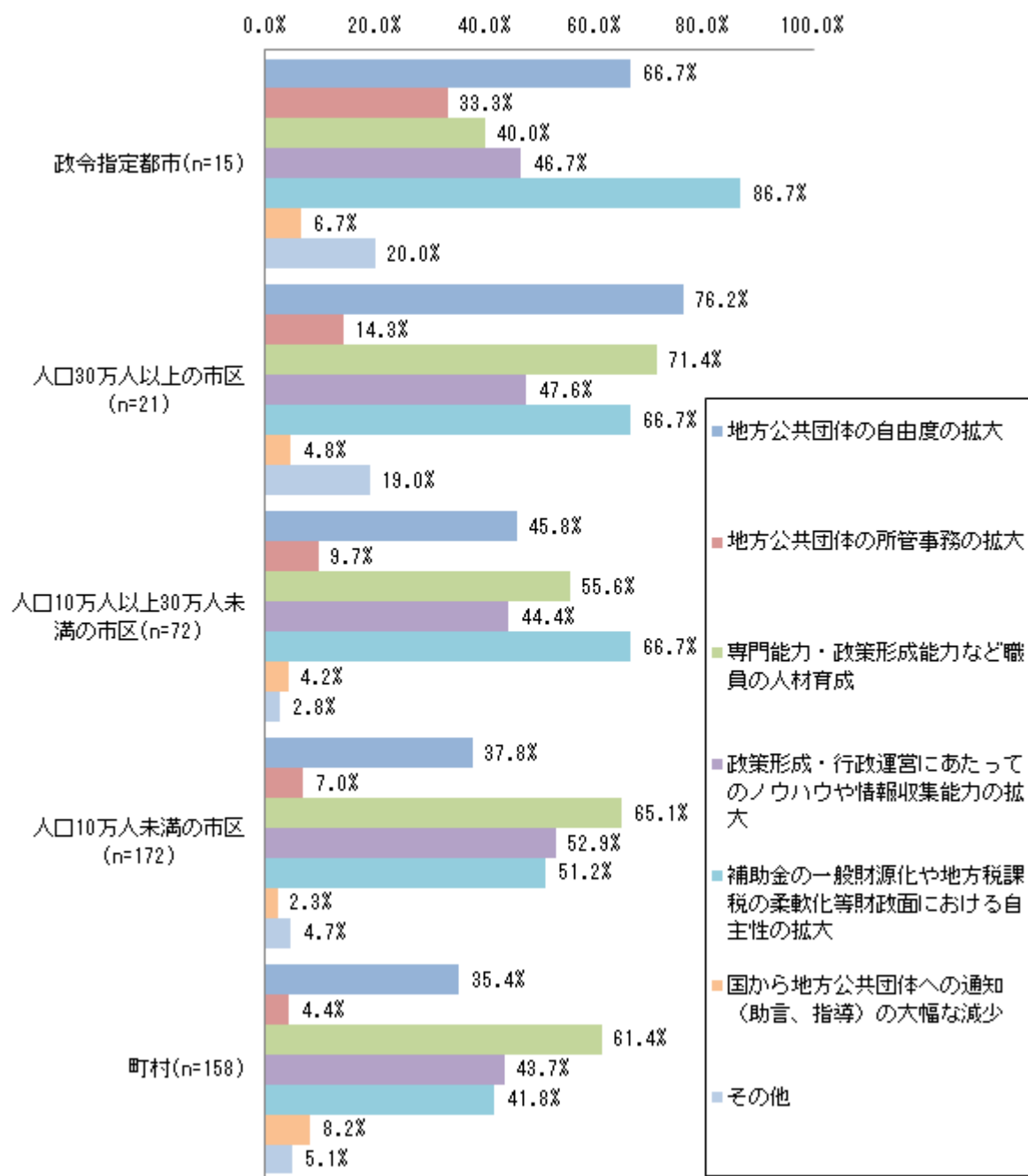


地方分権改革を推進するに当たり効果的なことについて、「専門能力・政策形成能力など職員の人材育成」が61.5%と最も高く、次いで「補助金の一般財源化や地方税課税の柔軟化等財政面における自主性の拡大」が52.2%、「政策形成・行政運営にあたってのノウハウや情報収集能力の拡大」が47.8%と続いた。

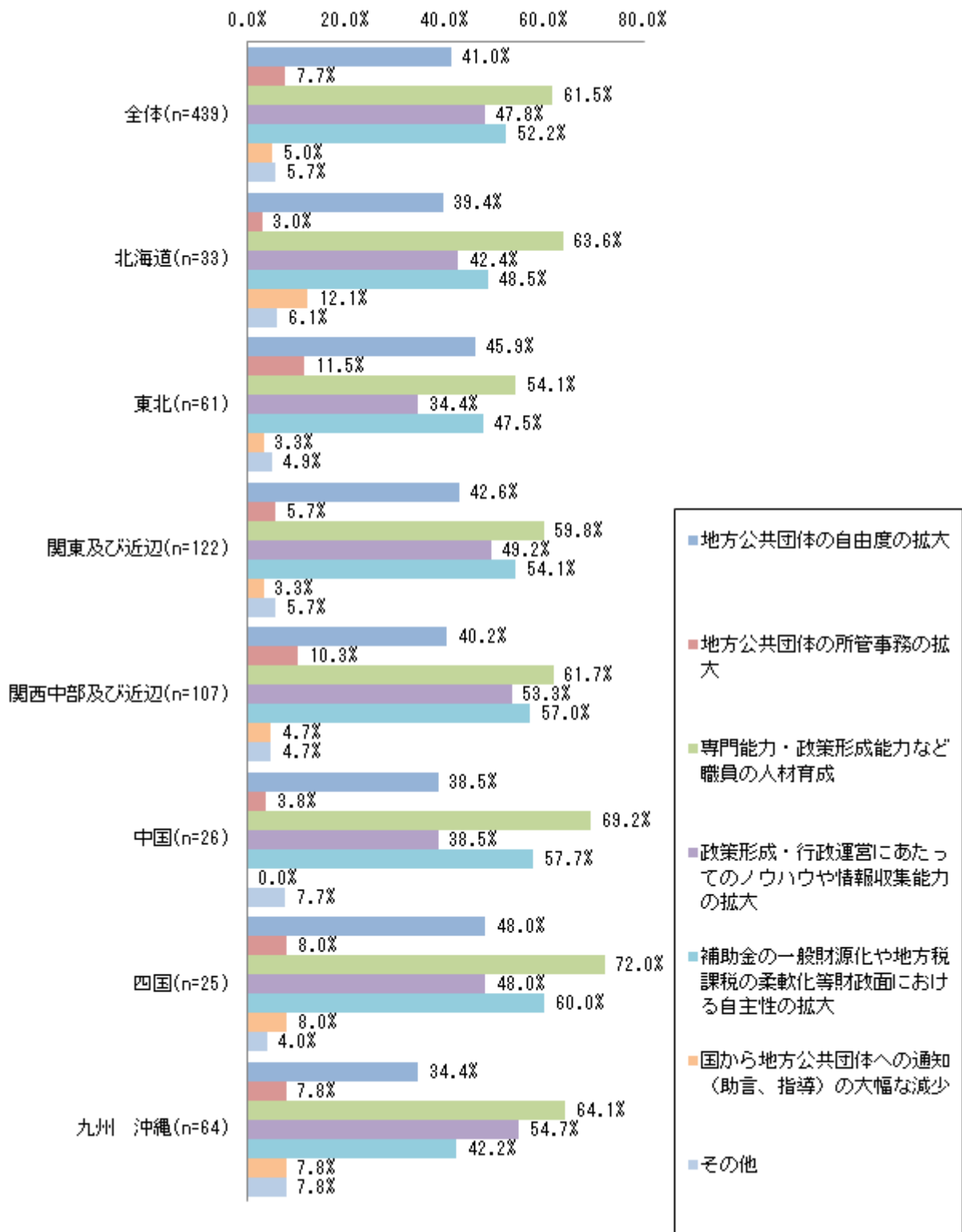
自治体規模別集計をみると、「政令指定都市」では、「補助金の一般財源化や地方税課税の柔軟化等財政面における自主性の拡大」が86.7%で最も高く、次いで「地方公共団体の自由度の拡大」で66.7%、「政策形成・行政運営にあたってのノウハウや情報収集能力の拡大」で46.7%となった。

地域別集計は「専門能力・政策形成能力など職員の人材育成」において、「四国」で72.0%と最も高く、次いで「中国」で69.2%、「九州 沖縄」で64.1%となった。

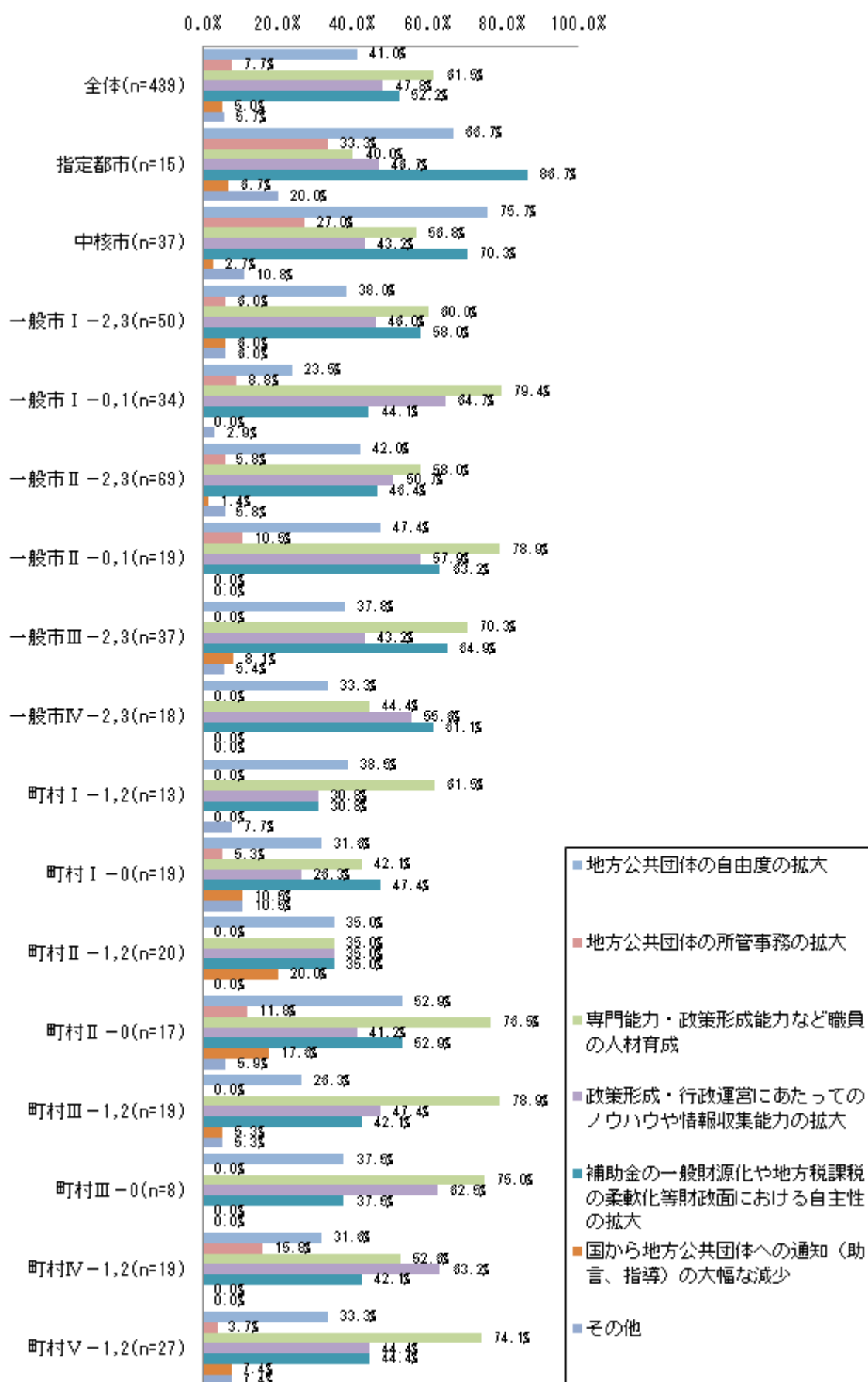
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)



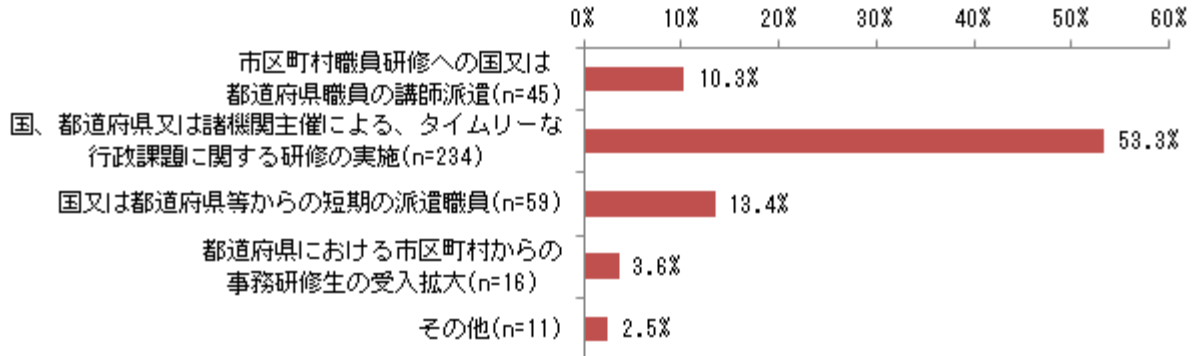
自治体類別別集計 (n=439)



○人材育成及び人材確保

質問 13 権限移譲された事務を効率的に運営して自主性・自立性を向上させるため、市区町村の人材育成という観点から、重要と思われることは何ですか。

全体集計 (n=439)

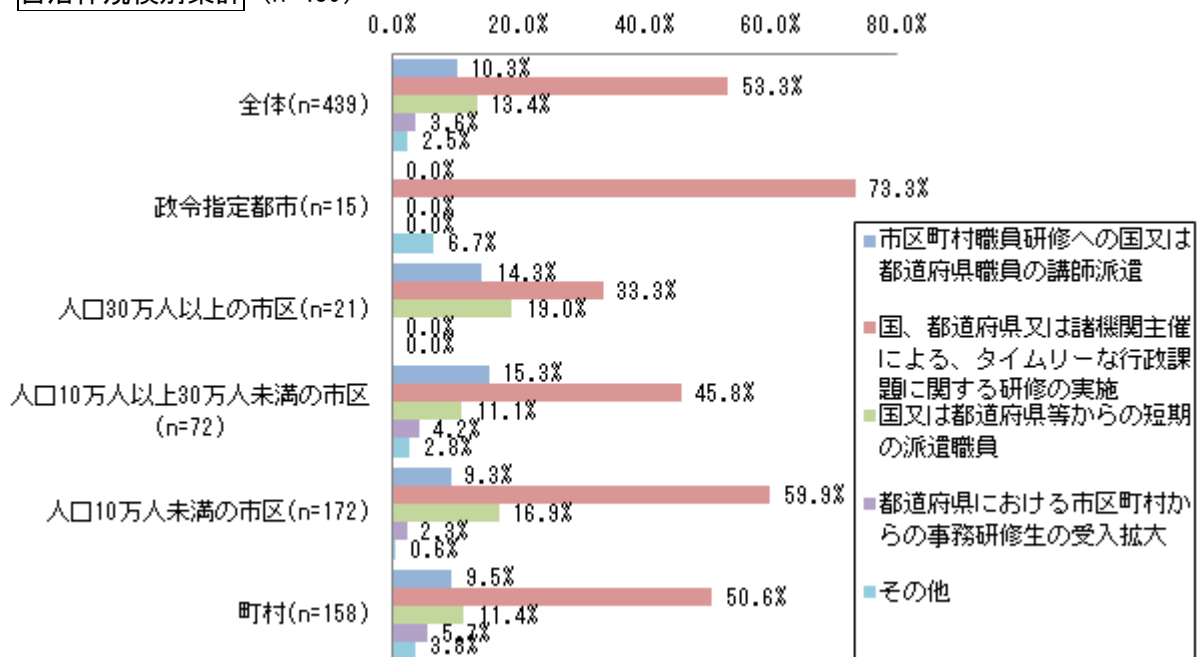


市区町村の人材育成という観点から重要な点について、「国、都道府県又は諸機関主催による、タイムリーな行政課題に関する研修の実施」が53.3%と最も高く、次いで「国又は都道府県等からの短期の派遣職員」が13.4%、「市区町村職員研修への国又は都道府県職員の講師派遣」が10.3%と続いた。

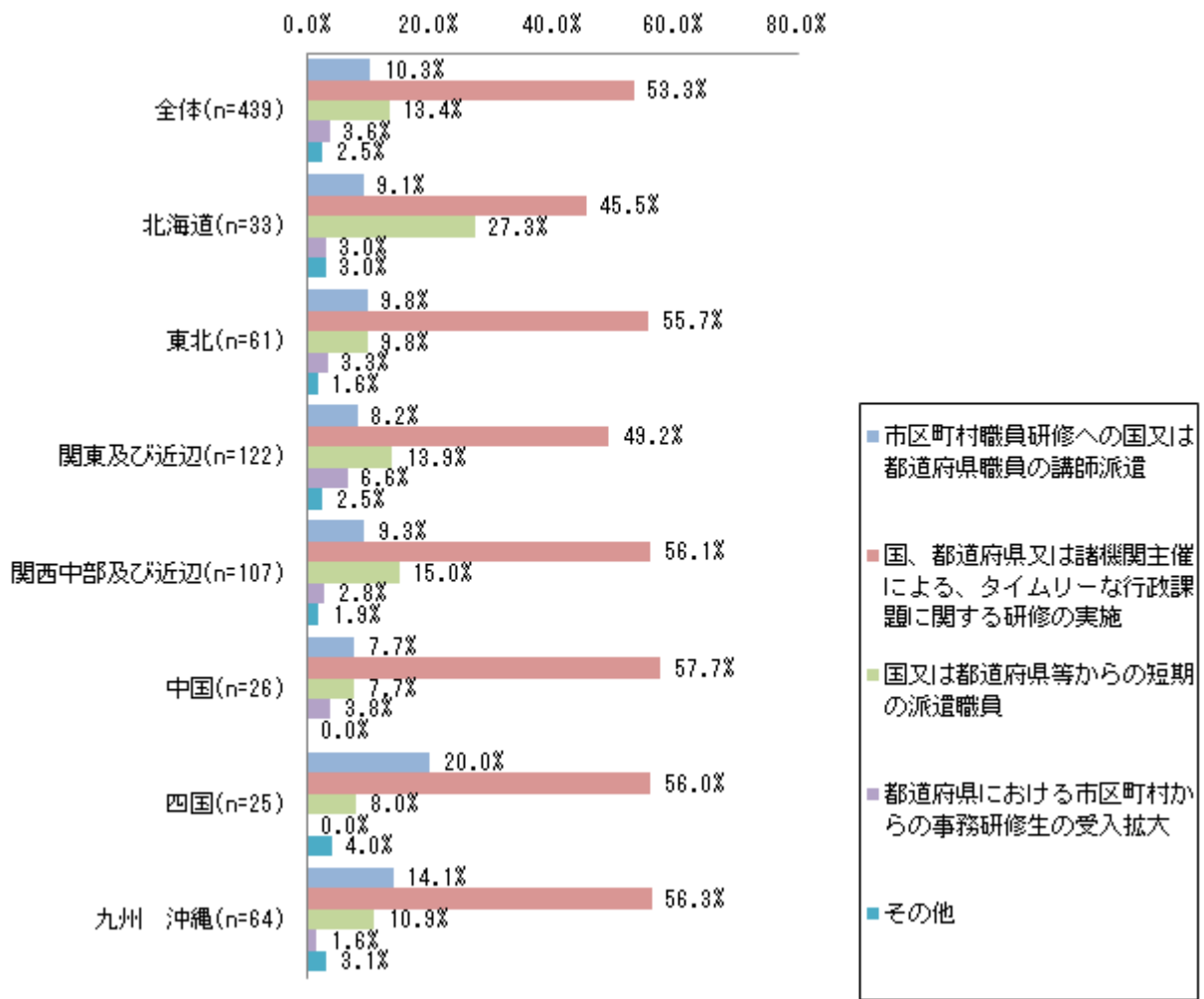
自治体規模別集計において、「国、都道府県又は諸機関主催による、タイムリーな行政課題に関する研修の実施」と回答した割合は、「政令指定都市」で73.3%と最も高く、次いで「人口10万人未満」で59.9%、「町村」で50.6%となった。

地域別集計において、「国、都道府県又は諸機関主催による、タイムリーな行政課題に関する研修の実施」と回答した割合は、「中国」で57.7%と最も高く、次いで「九州 沖縄」で56.3%、「関西中部及び近辺」で56.1%となった。

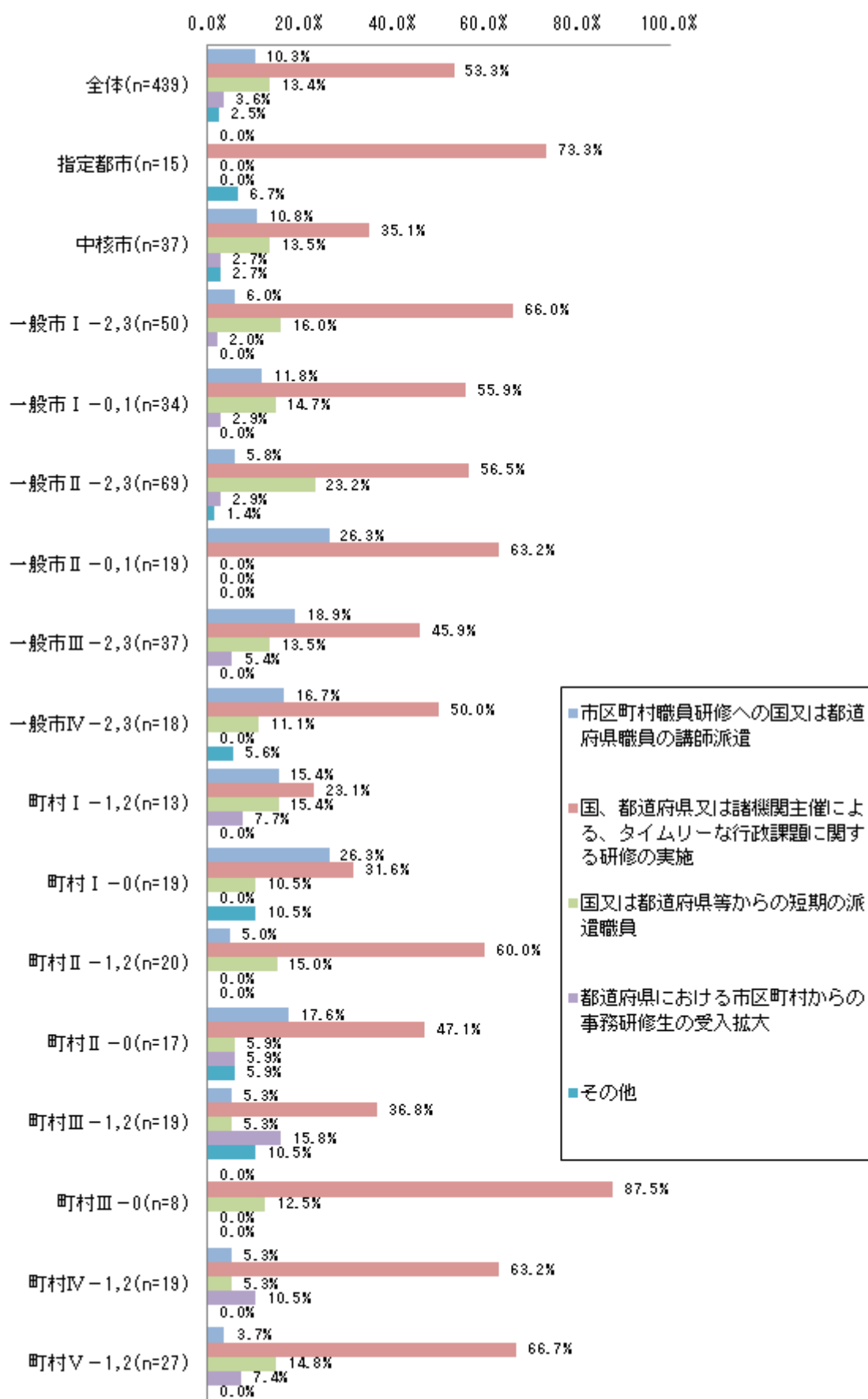
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)



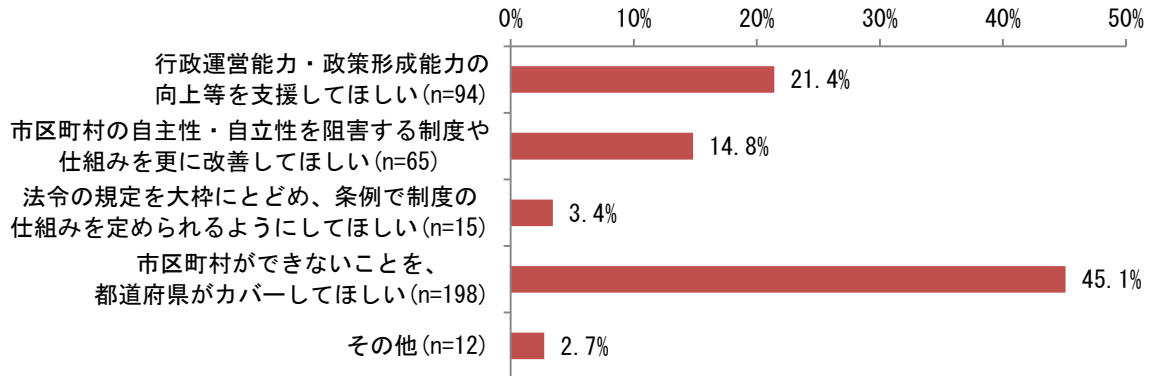
自治体類別別集計 (n=439)



○国及び都道府県の関与

質問 14 今後、地方分権改革を推進するに当たり、国及び都道府県にどのような役割を最も期待しますか。

全体集計 (n=439)

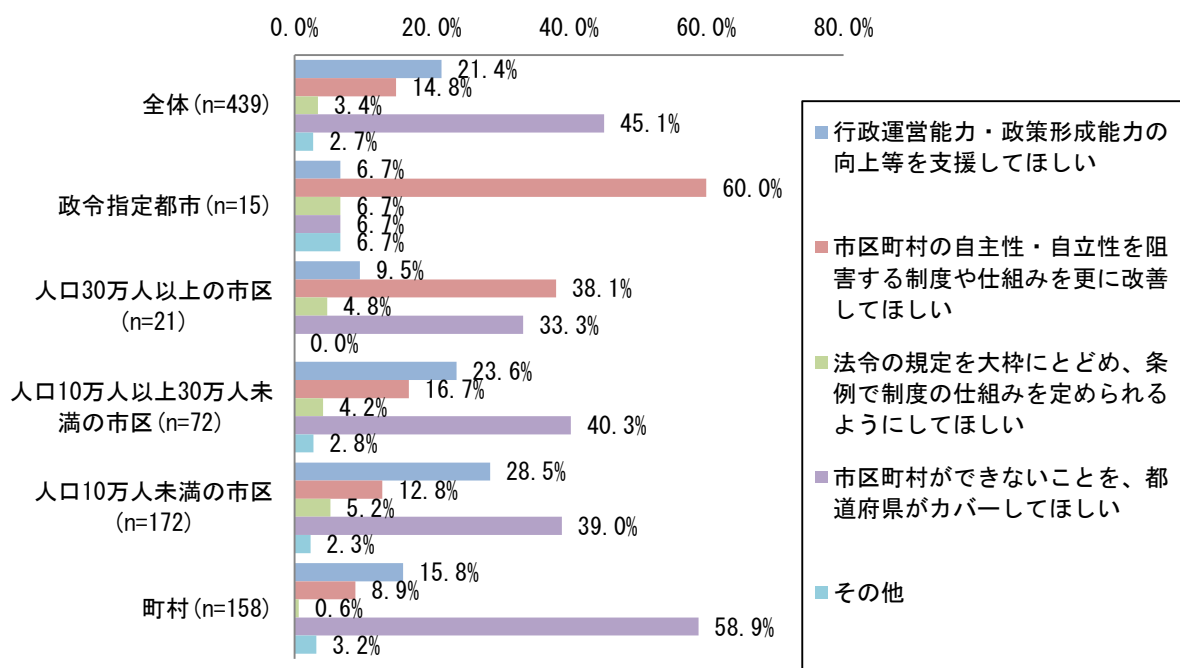


国及び都道府県に期待している役割について、「市区町村ができないことを、都道府県がカバーしてほしい」が45.1%と最も高く、次いで「行政運営能力・行政形成能力の向上等を支援してほしい」で21.4%、「市区町村の自主性・自立性を阻害する制度や仕組みを更に改善してほしい」で14.8%と続いた。

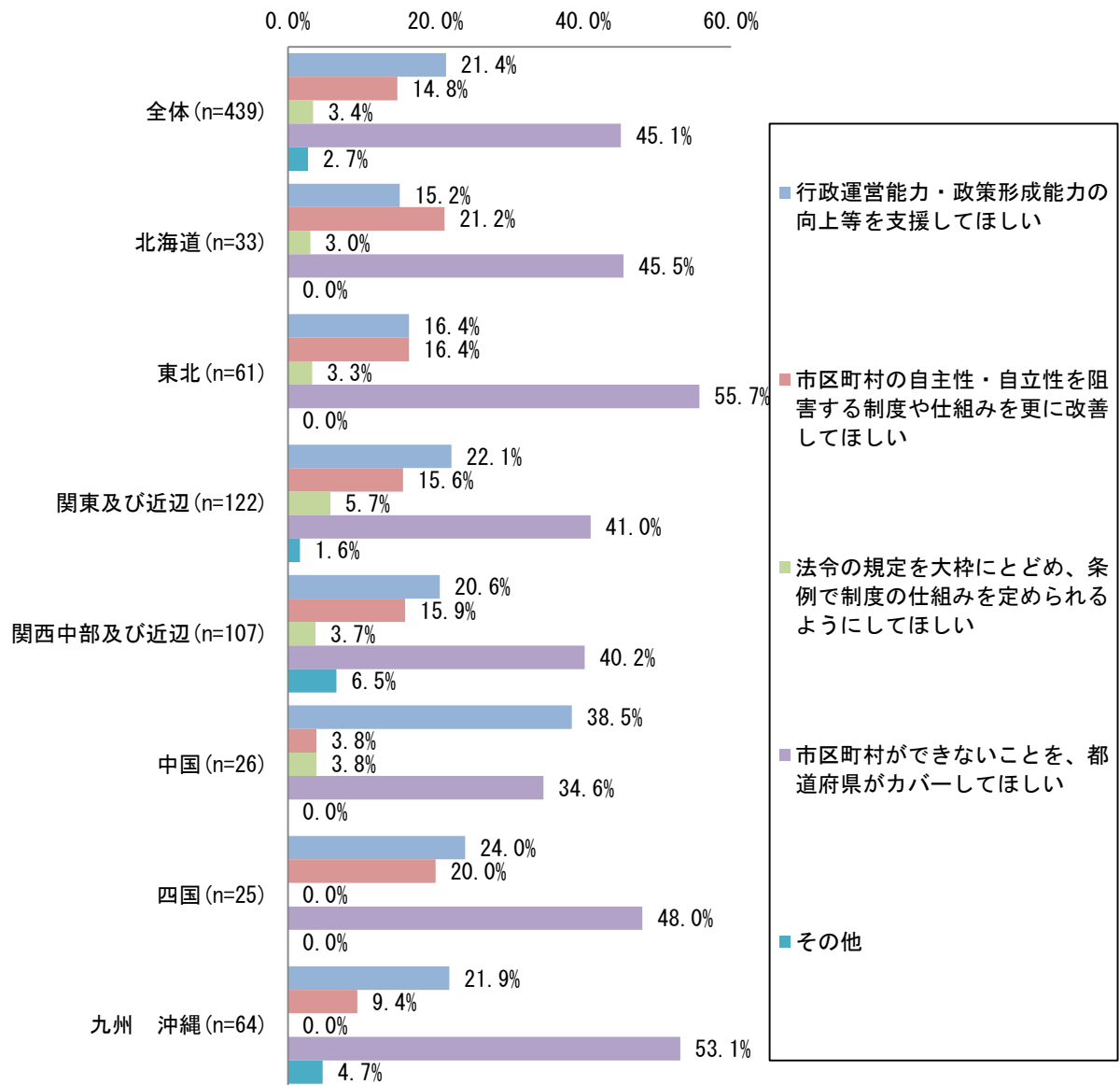
自治体規模別集計をみると、「政令指定都市」では、「市区町村の自主性・自立性を阻害する制度や仕組みを更に改善してほしい」が60.0%で最も高くなった。

地域別集計において、「市区町村ができないことを、都道府県がカバーしてほしい」と回答した割合は、「東北」で55.7%と最も高く、次いで「九州 沖縄」で53.1%、「四国」で48.0%となった。

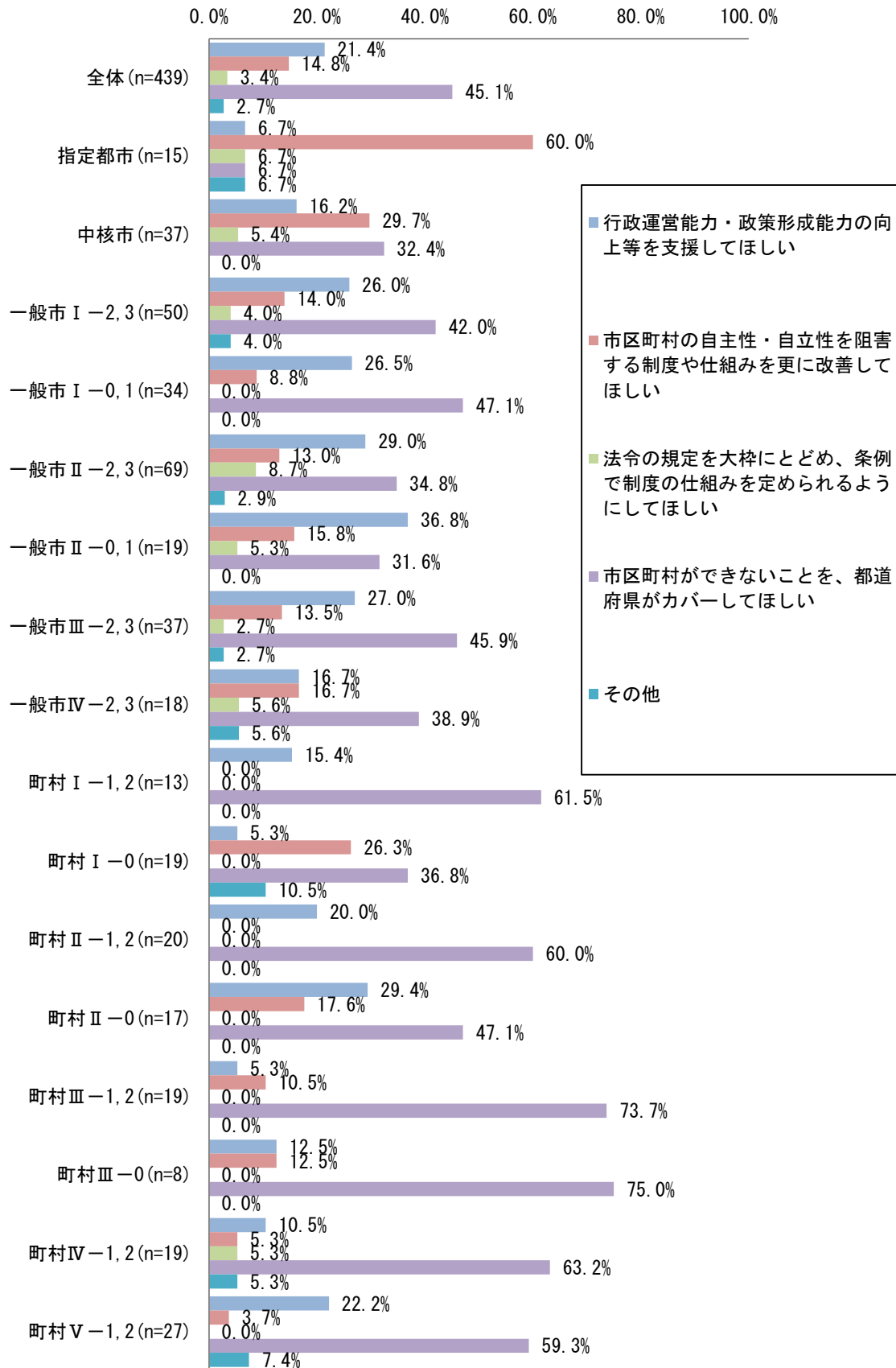
自治体規模別集計 (n=439)



地域別集計 (n=439)



自治体類型別集計 (n=439)



第3章 市区町村の第2次分権改革(第1次一括法から第7次一括法)への対応に関するアンケート調査における自由記述の概要

第3章 市区町村の第2次分権改革（第1次一括法から第7次一括法）への対応に関するアンケート調査における自由記述の概要

問1 地方分権改革を進めるに当たり、貴団体に地方分権改革に関する方針の策定等を行いましたか。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	対処方法
1	岩手県	陸前高田市	10万未満	内部で検討している。
2	栃木県	下野市	10万未満	県で取りまとめ。
3	埼玉県	比企郡川島町	町村	総合振興計画への位置付けをしている。
4	埼玉県	所沢市	30万以上	第5次所沢市総合計画前期基本計画（議決案件）内で基本方針を策定した。以降、現在は無い。
5	静岡県	沼津市	10万以上 30万未満	平成18～平成22を計画期間とする沼津市行政改革プランを策定した。 ※従来の行政改革大綱に代わるもの
6	高知県	長岡郡本山町	町村	集中改革プラン。
7	福岡県	筑紫郡那珂川町	町村	総合計画の中で明文化している（基本目標）。

問5 地方分権改革により市区町村業務となったものの中には専門的で高度な内容のものがありますが、貴団体ではどのように対応されましたか。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	対処方法
1	千葉県	君津市	10万未満	君津郡市広域市町村圏事務組合で対応（水道法関係）。
2	新潟県	新潟市	政令指定都市	県で高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務を担当する所属に職員1名を2年間派遣した。
3	福井県	吉田郡 永平寺町	町村	意味としては、「引き継ぎ都道府県業務のままにしたら」が一番近い。事例が無いので、「引き続き県と協力して事務を行っている」等の答えが多数。
4	静岡県	袋井市	10万未満	県に志向した。
5	静岡県	御前崎市	10万未満	県に人材派遣を求める等の働きかけは行っていたが、その状況は他の市町も同様であり、実現は難しいことも分かった。
6	大阪府	大阪狭山市	10万未満	地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、近隣市町村で共同して内部組織及び職員を設置し、事務を共同で処理することとした。
7	兵庫県	神戸市	政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて県の助言を求めた。 ・県と県下保健所設置市で情報共有し、情報交換を行った。 ・先行して業務を移譲された他都市及び県に研修生として職員を派遣した。
8	岡山県	岡山市	政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の義務付けが廃止された後も、継続して協議を開催している。 ・有資格嘱託員の採用。
9	福岡県	北九州市	政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> （問7・七）個別政策事項の対象となる案件が無いので、対応していない。 （問7・ツ）施設所管課からの要望が無かったため、対応していない。
10	福岡県	大牟田市	10万以上30万未満	説明会へ参加した。
11	福岡県	直方市	10万未満	インターネットなどから情報を取得した。
12	熊本県	宇土市	10万未満	都道府県と共同で対応している。
13	熊本県	熊本市	政令指定都市	事前に県への派遣を行った。

問7-2 問7の項目②（財源確保について）において、いずれかの個別政策事項で「3 新規に予算措置した」と答えられた団体にお聞きします。

具体的な内容をアからテの項目を記して記載してください。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
1	栃木県	下都賀郡 野木町	町村	水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	条例委任に伴い、職員に資格を有している者がいなかったため、外部委託せざるを得ず、新たに予算措置をした。
2	埼玉県	春日部市	10万以上30万未満	計量法の立入検査に係る県・市町村の協議の廃止	市の自治事務となったことから、検査機器等（質量比較器、基準分銅、実用基準分銅等）を保有し維持するための経費、や、定期検査を実施するための経費（申請書類、通知文書の郵送料等）、計量思想を普及啓発するための経費（チラシ、パンフレット）、国立研究開発法人産業技術総合研究所計量研修センター等の計量教育への参加などの人材育成のための経費等を新たに予算措置した。
3	福井県	福井市	10万以上30万未満	公園等のバリアフリー化構造基準の条例制定：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準及び道路の構造に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	平成24年12月に条例化しているが、バリアフリー新法に伴い、国の「都市公園バリアフリー化緊急支援事業」（都市公園安全・安心対策緊急支援事業）の補助を受け、平成21年度から予算措置を行った。
4	岐阜県	岐阜市	30万以上	図書館、博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準の条例制定（参酌すべき基準）	委員報酬、費用弁償。
5	静岡県	焼津市	10万以上30万未満	水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	条例制定による、第4条で資格を有する条件として、水道に関し技術上の実務経験年数による資格者以外に厚生労働省の登録を受けた者が行う「登録講習」を受講するための予算措置を実施した。
6	愛知県	豊橋市	30万以上	児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定：保育所において、保育室の面積（標準）、保育士の配置（従うべき基準）、屋外遊技場の面積等（参酌すべき基準）（指定都市、中核市、児童相談所設置市へ）	通信運搬費（台帳システム）。
7	兵庫県	西宮市	30万以上	児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定：保育所において、保育室の面積（標準）、保育士の配置（従うべき基準）、屋外遊技場の面積等（参酌すべき基準）（指定都市、中核市、児童相談所設置市へ）	（放課後児童クラブ）施設の新設・改築に当たり、新基準の設備を備えたものとして予算計上している。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
8	福岡県	糟屋郡 志免町	町村	ア	児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定：保育所においては、保育室の面積（標準）、保育士の配置（従うべき基準）、屋外遊技場の面積等（参酌すべき基準）（指定都市、中核市、児童相談所設置市へ）	小規模保育事業の設置に伴う整備費、運営費を予算措置。
9	熊本県	上天草市	10万未満	サ	水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	職員の水道技術管理者等の資格取得に係る経費の予算計上。

問7-4 問7の項目④（義務・枠の成果について）において、いずれかの個別政策事項で「5 その他」と答えられた団体にお聞きします。重要と
思われるものについて具体的な内容をアからエの項目を記して記載してください。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
1	北海道	札幌市	政令指定都市	ア 児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定：保育所において は、保育室の面積（標準）、保育士の配置（従うべき 基準）、屋外遊技場の面積等（参酌すべき基準）（指 定都市、中核市、児童相談所設置市へ）	地域の実情に沿った基準の設定が可能となった。
2	岩手県	釜石市	10万未満	ク 図書館、博物館協議会の委員の任命に当たり満たす べき基準の条例制定（参酌すべき基準）	図書館協議会委員の任命基準が明確になったことにより、 多方面から様々な意見を聞くことができるようになった。
3	宮城県	仙台市	政令指定都市	セ 構造改革特別区域計画の内容の義務付けの一部を廃 止、例示化：特区の名称、特性、計画の意義、目標 等が内閣総理大臣の認定を受ける義務規定となつて いたものを廃止し努力目標とした	本市においては、①第2次一括法成立時に本市は構造改革 特区を活用していなかった、②平成27年8月に国家戦略特 区に指定されており、国家戦略特区の手続により、構造改 革特区の規制改革メニユーを活用できることから、成果の 有無を判断することができない。
4	山形県	山形市	10万以上 30万未満	タ 消防長及び消防署長の資格の条例制定（参酌すべき 基準）	(タ) 条例制定により資格が明確化した。 (ツ) 除外するための条例改正の事例が無かったので「5 その他」を選択
5	福島県	会津若松市	10万以上 30万未満	ケ 公園等のバリアフリー化構造基準の条例制定：移動 等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関す る基準及び道路の構造に関する基準の条例制定（参 酌すべき基準） コ 都市公園の設置基準の条例制定：都市公園の配置及 び規模に関する技術的基準、公園施設として設けら れる建築物の建築面積割合に関する基準の条例制定 （参酌すべき基準）	(ケ、コ) 条例制定により根拠が明確化した。
6	茨城県	日立市	10万以上 30万未満	エ 市町村立幼稚園の設置廃止等にかかる都道府県教育 委員会の認可を事前届出へ	許可から届出制になったことにより、事務の大幅な削減 が図られた。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
7	群馬県	吾妻郡 東吾妻町	町村	-	全体を通して、町村においては、一連の行政改革の成果の中で、一層の職員減となり、成果を上げるための旗振り役となる専任者を配置できず、地方分権改革の推進担当は兼務としていている状態で、一元的な政策管理が難しく成果を上げにくい。
8	埼玉県	所沢市	30万以上	公園等のバリアフリー化構造基準の条例制定：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準及び道路の構造に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	参酌すべき基準により裁量の余地が与えられ、運用しやすい。
9	埼玉県	狭山市	10万以上 30万未満	高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	条例改正することによって、民間開発事業における附属公園の特定公園施設に関する基準を明確にできた。
10	埼玉県	越谷市	30万以上	水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	水道技術管理者及び布設工事監督者の資格要件が条例化されたことにより明確となった。
11	千葉県	木更津市	10万以上 30万未満	消防長及び消防署長の資格の条例制定（参酌すべき基準）	消防長及び消防署長の資格要件が明確となった。
12	千葉県	八千代市	10万以上 30万未満	図書館、博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準の条例制定（参酌すべき基準）	市民委員の登用を規定することにより、市民の意見を反映しやすくなった。※図書館
13	富山県	富山市	30万以上	公営住宅の整備基準及び入居基準の条例制定：共同施設等の整備基準、入居資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準（参酌すべき基準） 公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等；公営住宅を集約する場合、近接地への建替を追加、認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高所得者の収入基準を条例制定（従うべき基準）	(イ) 住宅困窮者の市営住宅への円滑な入居促進につながった。 (フ) 今後条例改定予定のため、成果は未定。
14	福井県	福井市	10万以上 30万未満	計量法の立入検査に係る県・市町村の協議の廃止 国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し：建築主事を置く市町村の倉庫等の建築物について一律に定期点検の対象とされているところ、安全、防火、衛生の観点から支障の無いものについて除外することを可能とした	(ス) 効率的であるが、協議が必要な場合もある。 (ソ) コスト縮減が期待できるが、点検が義務付けられなくなることで定期的に点検されなくなり、建築物が危険な状態になる可能性がある。

No.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
				市町村の中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化：中心市街地活性化に関する基本方針、目標等の内閣総理大臣の認定は廃止し、一部を例示化	公園等のバリアフリー化構造基準の条例制定：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準及び道路の構造に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	
15	長野県	上田市	10万以上30万未満	オ	市町村の中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化：中心市街地活性化に関する基本方針、目標等の内閣総理大臣の認定は廃止し、一部を例示化	計画の認定を受けるかどうかは、各市町村の判断に委ねられたものと認識している。
16	静岡県	浜松市	政令指定都市	ケ コ	公園等のバリアフリー化構造基準の条例制定：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準及び道路の構造に関する基準の条例制定（参酌すべき基準） 都市公園の設置基準の条例制定：都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	(ケ) バリアフリー化が義務付けられたことで、誰でも安心して公園を訪れることができるようになった。 (コ) 公園整備の目標が明確化し、市民に対して公園整備の考え方を説明しやすくなった。 各都市の判断で建設率を決められるようになり、実態に合わせて柔軟な対応が可能になったことで検討の幅が広がった。
17	三重県	津市	10万以上30万未満	ツ	国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し：建築主事を置く市町村の倉庫等の建築物について一律に定期点検の対象とされているところ、安全、防火、衛生の観点から支障の無いものについて除外することを可能とした 公営住宅の整備基準及び入居基準の条例制定：共同施設等の整備基準、入居資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準（参酌すべき基準）	改正後、具体的に基準を設けて対応かという話もあつたようだが、具体的に、検討・実施をしていないという話もあつた。
18	京都府	八幡市	10万未満	イ	児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定：保育所にあつては、保育室の面積（標準）、保育士の配置（従うべき基準）、屋外遊技場の面積等（参酌すべき基準）（指定都市、中核市、児童相談所設置市へ） 公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等：公営住宅を集約化する場合、近接地への建替を追加、認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高所得者の収入基準を条例制定（従うべき基準）	従来どおりの基準で問題が無かつたため、ほぼ従来どおりの基準で規定したが、新たに加えた基準（単身入居要件に犯罪被害者等を加える等）もあつたため、該当する方には成果があつたと思われる。
19	京都府	京都市	政令指定都市	ア ナ	児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定：保育所にあつては、保育室の面積（標準）、保育士の配置（従うべき基準）、屋外遊技場の面積等（参酌すべき基準）（指定都市、中核市、児童相談所設置市へ） 公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等：公営住宅を集約化する場合、近接地への建替を追加、認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高所得者の収入基準を条例制定（従うべき基準）	(ア) 保育士の歳児別配置基準の設定により、手厚い保育体制を確立することができ、保育士の負担軽減等につながつた。 (ナ) 現在のところ、「認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高所得者の収入基準」について条例改正を検討中の段階であるため。
20	大阪府	堺市	政令指定都市	タ	消防長及び消防署長の資格の条例制定（参酌すべき基準）	条例に委任されることで市の権限が増したが、実際の運用として、委任前と委任後に差異が無いため具体的な成果はない。

No.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
				ウ	シ	
21	大阪府	大阪市	政令指定都市	道路構造の技術的基準の条例制定：構造基準（ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定）、案内標識、警戒標識の寸法（参酌すべき基準）	公共下水道の構造の技術的基準、終末処理場の維持管理に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	(シ) 条例の制定を行ったが、内容は国と同等の水準としており、今後市独自の基準が必要となった際には事務処理の迅速化が可能となる等の成果があると思われる。 (ウ) 地域の実情に応じることができた。
22	兵庫県	神戸市	政令指定都市		児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定：保育所において、保育室の面積（標準）、保育士の配置（従うべき基準）、屋外遊技場の面積等（参酌すべき基準）（指定都市、中核市、児童相談所設置市へ）	市が職員の配置基準に独自の加配を義務付けるなどの項目を盛り込んだ条例を制定したことにより、より安全で質の高い保育を確保することができている。
23	和歌山県	和歌山市	30万以上	図書館、博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準の条例制定（参酌すべき基準）	図書館、博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準の条例制定（参酌すべき基準）	図書館の運営に関し館長の諮問に応じるに当たり、幅広い分野、異なる立場からバランスよく意見を聴取できるため、より公平で、自主的な運営が図られる。
24	鳥取県	鳥取市	10万以上 30万未満	公営住宅の整備基準及び入居基準の条例制定：共同施設等の整備基準、入居資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準（参酌すべき基準）	公営住宅の整備基準及び入居基準の条例制定：共同施設等の整備基準、入居資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準（参酌すべき基準）	(イ、テ) 収入基準を引き下げたことにより、より住宅に困窮する低所得者への公営住宅の提供ができている一方、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居が増え、管理人のなり手不足や、コミュニティの希薄化等の課題が生じるきつかけとなっている。 (ク) 自由度は拡大したが、上位法を踏まえた改正のみで、独自性があるとは言い難い。
25	岡山県	津山市	10万以上 30万未満	水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	水道事業は水道法に基づいて営まれているが、その法律を適確にかつ合理的に理解し実施し実務につなげていくための今回の条例化は、資格の明確化と職責の自覚が一体となり、大変有効な施策であった。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
26	高知県	高知市	30万以上	イ 公営住宅の整備基準及び入居基準の条例制定：共同施設等の整備基準、入居資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準（参酌すべき基準） ニ 公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等：公営住宅を集約化する場合、近接地への建替を追加、認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高額所得者の収入基準を条例制定（従うべき基準）	条例委任（条例規定）により分かりやすく、きめ細やかな対応は可能となった。その一方で、上記設問のように難しい判断を迫られる事態を生じることとなる。
27	福岡県	糸島市	10万未満	タ 消防長及び消防署長の資格の条例制定（参酌すべき基準）	各市町村の実情が踏まえられ、自主性及び自立性が高まった。
28	福岡県	北九州市	政令指定都市	ア 児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定：保育所にあつては、保育室の面積（標準）、保育士の配置（従うべき基準）、屋外遊技場の面積等（参酌すべき基準）（指定都市、中核市、児童相談所設置市へ） イ 公営住宅の整備基準及び入居基準の条例制定：共同施設等の整備基準、入居資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準（参酌すべき基準） ニ 公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等：公営住宅を集約化する場合、近接地への建替を追加、認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高額所得者の収入基準を条例制定（従うべき基準）	（ア）保育所の保育の質の改善について、本市独自の取組を義務付けすることが可能となった。 （イ）公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準については従来政令で定めた額を踏襲し、法令を引用していた額を条例中に直接規定することとしたが、将来、市独自の基準を設定する場合には一定の効果が期待できる。 （ニ）現在のところ、条例制定を行っていないため成果は無いが、将来的に本市独自の高額所得者の収入基準を条例で定める場合は、一定の効果が期待できる。
29	大分県	大分市	30万以上	タ 消防長及び消防署長の資格の条例制定（参酌すべき基準）	消防長及び消防署長の資格の条例案（参酌すべき基準）地域の特性を条例に盛り込むことが可能になることから、自主性及び自立性を高めることで本市の実情に応じた独自性が発揮できた。

問7-5 問7の項目⑤(義務・枠の問題点について)で「4 その他」と答えられた団体にお聞きします。重要と思われるものについて具体的な内容をアからエの項目を記して記載してください。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容	
1	北海道	釧路市	10万以上30万未満	市町村の中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化：中心市街地活性化に関する基本方針、目標等の内閣総理大臣の認定は廃止し、一部を例示化 公営住宅の整備基準及び入居基準の条例制定：共同施設等の整備基準、入居資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準(参酌すべき基準)	中心市街地活性化に関する基本方針、目標等の内閣総理大臣の認定を廃止したことは評価できる。	
2	秋田県	由利本荘市	10万未満	イ	本来階層・裁量階層の収入基準額等。	
3	山形県	山形市	10万以上30万未満	カ	公立高等学校の収容定員の基準の廃止(収容定員の下限の基準)	収容定員の下限(300名)の基準が廃止されたが、管下の高校(山形市立商業高等学校：収容定員840名)は1校のみであり、直接的な政策の対象となっていないため。
4	福島県	二本松市	10万未満	サ	水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準の条例制定(参酌すべき基準)	水道技術管理者及び布設工事監督者の資格義務付けに伴い、有資格者の確保が困難な状況である。人事異動もあることから、後継者(有資格者)を育成していくことも重要と思われる。
5	栃木県	さくら市	10万未満	イ 子	公営住宅の整備基準及び入居基準の条例制定：共同施設等の整備基準、入居資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準(参酌すべき基準) 公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等：公営住宅を集約化する場合、近接地への建替を追加、認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高所得者の収入基準を条例制定(従うべき基準)	条例に委任する意義が高いと思われるが中・小規模の自治体では職員の業務量・能力等の問題から有効に活用できない。
6	群馬県	吾妻郡 東吾妻町	町村	-	-	全体を通して…問7-3、問7-4の回答でも述べたが、町村では職員数の減などから専任担当者を配置できず、独自の基準の検討にまで中々ならなかったため、法律の施行に併せた必要最小限の条例改正に留まり、まちづくりに活かすきれない状況にある。

No.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
7	埼玉県	所沢市	30万以上	サ	水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	(サ) 参酌すべき基準を十分参照した結果、当事業体において存在しない学歴区分等について削除するなど規定の整備を行うことができた。よって本事項については、「参酌すべき基準」とされたことについて妥当と考える。 (シ) 参酌すべき基準を十分参照した結果、マンホールの設置について市独自の基準を条例中に制定することができた。よって本事項については、「参酌すべき基準」とされたことについて妥当と考える。
				シ	公共下水道の構造の技術的基準、終末処理場の維持管理に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	
8	埼玉県	加須市	10万以上 30万未満	ア	児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定；保育所にあつては、保育室の面積（標準）、保育士の配置（従うべき基準）、屋外遊技場の面積等（参酌すべき基準）（指定都市、中核市、児童相談所設置市へ）	市内にある教育・保育施設との連携や運営情報等の共有が図られ円滑な関係が築ける半面、施設指導監査等でのやりにくさが発生する。監査業務は専門性を問われるため、兼務ではなく、監査専門組織又は専任担当を置いて、教育・保育施設へ給付を行う部局とは分けて行うことが望ましい。
9	埼玉県	越谷市	30万以上	ナ	公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等；公営住宅を集約化する場合、近接地への建替を追加、認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高額所得者の収入基準を条例制定（従うべき基準）	公営住宅の団地集約化については、当該団地に近接した区域に限定されており、市域全体における集約化などには活用できない。基準を設定しない等の抜本的見直しも必要ではないか。
10	埼玉県	草加市	10万以上 30万未満	ウ	道路構造の技術的基準の条例制定；構造基準（ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定）、案内標識、警戒標識の寸法（参酌すべき基準）	仮に、市町村ごとに不統一な独自基準を定めてしまうと、道路は連続していることから、利用者として通行しにくい、分かりにくい道路になってしまふこともある。 博物館について、参酌すべき基準の遵守が徹底していない風潮がある。
11	千葉県	八千代市	10万以上 30万未満	ク	図書館、博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準の条例制定（参酌すべき基準）	
12	神奈川県	伊勢原市	10万以上 30万未満	ナ	公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等；公営住宅を集約化する場合、近接地への建替を追加、認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高額所得者の収入基準を条例制定（従うべき基準）	条例改正等について、現在調査、研究中であることから問題点についてもまだ不明である。
13	長野県	上田市	10万以上 30万未満	オ	市町村の中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化；中心市街地活性化に関する基本方針、目標等の内閣総理大臣の認定は廃止し、一部を例示化	計画の認定を受けるかどうかは各市町村の判断であり、特に条例に規定する事項ではない。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
14	岐阜県	高山市	10万未満	イ 公営住宅の整備基準及び入居基準の条例制定：共同施設等の整備基準、入居資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準（参酌すべき基準） ウ 道路構造の技術的基準の条例制定：構造基準（ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定）、案内標識、警戒標識の寸法（参酌すべき基準）	参酌すべき基準としたことで、地域の実情に即した独自の基準で条例の整備を行うことができた。
15	愛知県	豊田市	30万以上	セ 構造改革特別区域計画の内容の義務付けの一部を廃止、例示化：特区の名称、特性、計画の意義、目標等が内閣総理大臣の認定を受けられる義務規定となっていたものを廃止し努力目標とした	実務上、実態に変化が無い。
16	三重県	津市	10万以上 30万未満	ツ 国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し：建築主事を置く市町村の倉庫等の建築物について一律に定期点検の対象とされているところ、安全、防火、衛生の観点から支障の無いものについて除外することを可能とした	今後具体的に対応していくには、基準、例示的なものが必要と考えている。
17	大阪府	豊中市	30万以上	ス 計量法の立入検査に係る県・市町村の協議の廃止	計量行政は、一義的には単独自治体の判断と権限で解決を図るが、単独自治体では解決できない疑義事項も多く発生する。その際には、特定市と都道府県が協力して解決を図ることが重要になってくるが、公式の協議の場がなくなるにより連携を図ることが難しくなっておられる。今後も計量行政を進めていくためには、都道府県と特定市が協議できる枠組みが重要である。
18	兵庫県	篠山市	10万未満	ウ 道路構造の技術的基準の条例制定：構造基準（ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定）、案内標識、警戒標識の寸法（参酌すべき基準） ケ 公園等のバリアフリー化構造基準の条例制定：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準及び道路の構造に関する基準の条例制定（参酌すべき基準） ソ 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	全体的な構造・基準等について独自基準の市としての設定は困難。

No.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
19	兵庫県	西宮市	30万以上	ツ	国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し：建築主事を置く市町村の倉庫等の建築物について一律に定期点検の対象とされているところ、安全、防火、衛生の観点から支障の無いものについて除外することを可能とした	除外規定を適用できる公共建造物の範囲が分からない。
20	和歌山県	田辺市	10万未満	ク	図書館、博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準の条例制定（参酌すべき基準）	生涯学習とは、学校教育、社会教育及び家庭教育を含む概念であることから、生涯学習の拠点として、図書館協議会委員には、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者の枠付けは必要であると考え。しかし、学識経験者という枠付けは、抽象的で適性の判断に迷うことから、図書館運営に関心のある住民代表などの選任など、教育委員会への裁量に委ねるべきだと考える。
21	鳥取県	鳥取市	10万以上 30万未満	サ	水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）	第2次一括法の成立により国が示した基準を参酌し、条例を定めることができるが、土木系とそれ以外の職員との実務経験年数の基準が不明確なため、実務経験年数を独自で設定する際の参考となる基準があれば知りたい。
22	徳島県	徳島市	10万以上 30万未満	オ	市町村の中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化：中心市街地活性化に関する基本方針、目標等の内閣総理大臣の認定は廃止し、一部を例示化	(オ) 法認定を受けていないため、例示化による影響が無い。
23	愛媛県	宇和島市	10万未満	ス	計量法の立入検査に係る県・市町村の協議の廃止 市町村立幼稚園の設置廃止等にかかる都道府県教育委員会の認可を事前届出へ	(ス) 現在は、立入検査について県条例に基づき移譲を受けているため影響が無い。
24	高知県	高知市	30万以上	エ	公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等：公営住宅を集約化する場合、近接地への建替を追加、認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高額所得者の収入基準を条例制定（従うべき基準）	学校教育法の規定に基づくものであり、条例委任される事務ではないため。 収入申告義務の緩和。 実務レベルで新たな課題が発生すること。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
25	福岡県	北九州市	政令指定都市	<p>児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定；保育所にあつては、保育室の面積（標準）、保育士の配置（従うべき基準）、屋外遊技場の面積等（参酌すべき基準）（指定都市、中核市、児童相談所設置市へ）</p> <p>公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等；公営住宅を集約化する場合、近接地への建替を追加、認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高額所得者の収入基準を条例制定（従うべき基準）</p>	<p>（ア）義務付けするに当たり、関係団体との調整が課題となった。</p> <p>（テ）低所得者の居住の安定を図るため、高額所得者の収入基準額を条例で定めた場合、政令の定める範囲内の基準額であっても、明渡請求の合理性を示す根拠を説明することが難しい。</p>

問7-6 問7の表で記載している以外の「義務・枠」で特にメリットや成果又は問題があったものがあれば記載してください。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	「義務・枠」におけるメリットや成果、問題点
1	茨城県	坂東市	10万未満	介護保険法に定める事業所の指定・運営基準が条例委任されたことで、保険者としての調査（給付適正化等）と指定権者としての指導・監査をリンクさせて実施できるようになり、サービスの質の向上につなげることができた。 ※不正、誤りによる給付費の返還時刻は受領日より5年であるが、証拠となる資料（サービス提供の記録）の保存年限は2年（参酌すべき基準）。これを5年とすることで、実施指導における捕捉対象が拡大し、質の低いサービスや不適切なケアの抑止につながっている。
2	栃木県	鹿沼市	10万未満	特にメリットがあったものは第3次地域主権改革一括法に係る「閣議決定事項」において、法令の規定により公表、公示、縦覧することとされている事項の一部が、インターネットによる公表の方法によっても充足されることとなったこと。単に、告示の手間が省けただけでなく、本市が条例等において告示又は公表を定める際の参考となった。
3	群馬県	吾妻郡 東吾妻町	町村	介護保険法（第1次一括法・第2次一括法を併せて）地域密着型サービス関係の各基準について、町の実情に応じた内容を検討した結果、独自基準を含んだ条例を制定できた。
4	新潟県	新潟市	政令指定都市	「シ：公共下水路の構造の技術的基準、終末処理場の維持管理に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）」について メリット：市の基準を対外的に明確にすることとなり、下水道事業の透明性が高まった。 問題点：基準を変更する場合は条例改正の議決が必要であり、迅速・柔軟な対応が不可能である。
5	富山県	富山市	30万以上	個別政策事項「ツ」について、対象施設数を減らすことができるので、財政面についてメリットがあると言える。ただし、対象とする施設の変更については、現在本市で行っている公共施設の在り方の見直し業務と合わせて、本当に定期点検の対象から除外してよいか等を総合的に検討していくことが必要である。
6	静岡県	浜松市	政令指定都市	事項：緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る零細補助基準の緩和（平成26年、本市提案） 成果：零細補助基準額が9,500万円から5,000万円に引き下げられたことにより、5068.7万円の国庫補助金を受け、車両2台を購入することができた。
7	静岡県	静岡市	政令指定都市	サ：水道技術管理者、水道敷設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準を定めた「静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の敷設工事等を定める条例」をすでに平成24年4月に制定しているため、②～④について空欄とした。 ソ：移動等円滑化のための構造に適合するよう整備する際、歩道の箇所の一部のみを補修する場合に、当該補修箇所のみを新基準に適合させるとして整合全体として整合が取れなくなり、対応としては難しい状況はある。
8	愛知県	知多郡 武豊町	町村	義務、枠の設定に対して、あまり個別に案件が無いため、評価が難しい。
9	京都府	久世郡 久御山町	町村	介護保険サービスに係る条例制定の負担。小さな町においては、一律に条例整備が必要な制度ではなく、課題があったものについてののみ条例整備（独自基準）の仕組みが望ましい。
10	京都府	京都市	政令指定都市	地域のことは地域で決め、実行できる仕組みを構築することが必要である。
11	高知県	高知市	30万以上	番号法の関係で転出入者の収入状況等につき、機器操作作業と習熟が必要となった。
12	福岡県	糟屋郡 志免町	町村	本町が計量法（上位法）における特定市町村に該当していないため、論じられない。
13	長崎県	大村市	10万未満	第1次一括法（介護保険法）の改正に伴い、市の実情に沿った市独自の基準を条例で制定することができた。 条例の名称「大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

no.	都道府県	市町村	自治体規模	「義務・枠」におけるメリットや成果、問題点
14	熊本県	人吉市	10万未満	現在、計量法に関わる業務について、本市は担っていないが、県が委任している計量協会の業務について、職員を補助員として協力する体制となっている。このことについて、法令上問題が無いのかと考えている。
15	宮崎県	児湯郡 新富町	町村	町村は人員体制が厳しく、各職員が業務で様々な分野を担当しているため、それぞれの分野に求められるスキルが不足したり、地方分権を活用した取組が、後手に回っているのが実状である。

問8 施設・公物の設置管理等に関する全国一律の基準について、第1次一括法から第7次一括法により条例委任されたことを受け、貴団体ではどのような対応をされましたか。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	その他
1	北海道	旭川市	30万以上	条例委任を受け参酌すべき基準に区分された特定事項に限定して、独自の基準を設けた。
2	北海道	恵庭市	10万未満	法令の基準を遵守した、現在の条例等により対応している。
3	岩手県	盛岡市	10万以上 30万未満	条例委任を受け、県条例の基準を使用して、条例を制定した。
4	山形県	東根市	10万未満	条例委任を受け法令の基準を参酌し、既存の条例を改正した。
5	茨城県	取手市	10万以上 30万未満	茨城県が例示して、それを参酌して条例化した。
6	栃木県	小山市	10万以上 30万未満	人員配置計画を作成した。
7	埼玉県	春日部市	10万以上 30万未満	条例委任を受け法令の基準を使用して条例を制定したが、介護報酬の請求に係る記録の保存期間についてののみ、独自の規定としたものがある(法定2年間→本市5年間)。
8	埼玉県	草加市	10万以上 30万未満	条例委任を受け法令の基準及び県条例の基準を使用して草加市都市公園条例を改定した。
9	千葉県	木更津市	10万以上 30万未満	(イ)について、条例委任前から法令の基準を使用した条例を制定していたので、特に対応(条例改正)していない。
10	千葉県	八千代市	10万以上 30万未満	条例委任を受け法令の基準を使用して条例を改定した。
11	新潟県	魚沼市	10万未満	条例委任を受け、法令の基準を使用して条例を改定した。
12	新潟県	長岡市	10万以上 30万未満	県の条例で定める基準に適合することとし、市の条例施行規則の引用条項を改めた(保育所の設備・運営の基準)。
13	岐阜県	岐阜市	30万以上	・条例委任を受け法令の基準を使用して一部独自の基準を設けて条例を制定した。 ・条例委任を受け既存の条例を法令の基準を使用して改正した。
14	静岡県	三島市	10万以上 30万未満	条例委任を受け法令の基準を使用して、一部既存の条例を改定した。(第1次一括法)【建築住宅課】未定(第7次一括法)【建築住宅課】
15	愛知県	岡崎市	30万以上	母子生活支援施設について、設置基準が改正されたが、経過措置により、従前の例を適用している。
16	愛知県	田原市	10万未満	第7次一括法による「認知症患者等の収入申告義務の緩和」について今後条例の改正を予定。
17	愛知県	岩倉市	10万未満	愛知県の基準に準じ新たな条例を制定した。
18	愛知県	東海市	10万以上 30万未満	既存の「条例委任を受け、法令の基準を使用して制定した条例」があり、改定の予定は無い。
19	三重県	鈴鹿市	10万以上 30万未満	第1次一括法については、条例委任を受け法令の基準を使用して既存条例を改定した。第6次一括法について、県及び建築主事を置く県内各市が集まる会議において取扱いについて話題になったが、議論は進んでいない。

No.	都道府県	市町村	自治体規模	その他
20	京都府	京都市	政令指定都市	条例委任を受け、法令の基準の使用を基本としながら、本市の地域の実情を踏まえ、一部独自の基準を設定し制定した。制定したもの：京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 改定したもの：京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
21	和歌山県	和歌山市	30万以上	条例の委任を受け既存の条例を法令の基準に改定した。
22	岡山県	岡山市	政令指定都市	条例委任を受け法令の基準を使用して、既存の条例を改定した。
23	広島県	広島市	政令指定都市	条例委任を受け既存の条例を法令の基準を使用して改定した。
24	広島県	大竹市	10万未満	条例委任を受け、法令の基準を使用して改定。規則改正を予定。
25	香川県	高松市	30万以上	県の条例の基準を使用して条例を制定した。
26	香川県	三豊市	10万未満	当市では建築指導主事を設置していないため、当てはまらないものが多い。他の分野についても国の基準に合わせたものが多い。
27	愛媛県	西条市	10万以上 30万未満	条例委任を受け既存の条例に法令の基準を使用して追加した。
28	福岡県	糸島市	10万未満	条例委任を受け法令の基準を使用して条例を改正した。
29	福岡県	遠賀郡 岡垣町	町村	参酌すべき基準のとおり改定した。
30	福岡県	直方市	10万未満	法令の基準を使用して条例を制定・改定した。
31	長崎県	諫早市	10万以上 30万未満	第7次一括法での「公営住宅建替事業における現地建替え要件及び居住条件の緩和等」に関して、認知症患者等の収入申告義務の緩和について、条例改正を予定している。
32	熊本県	人吉市	10万未満	対応していないものもある。

問8-2 問8で「独自の基準に改定した」「独自の基準で制定した」「独自の基準に改定予定」と答えられた団体にお聞きします。独自の基準で制定（改定、改定予定を含む）されたのはどの分野の条例ですか。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	その他
1	北海道	札幌市	政令指定都市	・都市公園の配置及び規模に関する技術的基準
2	北海道	旭川市	30万以上	・地域主権改革一括法等に伴う社会福祉施設等の基準（老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、生活保護法）
3	北海道	砂川市	10万未満	・公園施設の設置基準
4	埼玉県	所沢市	30万以上	・地域型保育事業の設備・運営の基準
5	埼玉県	加須市	10万以上 30万未満	・指定地域密着型サービスの運営の基準
6	千葉県	君津市	10万未満	・公共下水道、都市下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準 ・公共下水道の構造の技術的基準、終末処理場の維持管理に関する基準
7	千葉県	袖ヶ浦市	10万未満	・袖ヶ浦市準用河川管理等の構造の技術的基準を定める条例
8	千葉県	野田市	10万以上 30万未満	・野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等
9	富山県	富山市	30万以上	・都市公園の設置基準
10	福井県	福井市	10万以上 30万未満	・消防長・消防署長の資格の基準
11	長野県	上田市	10万以上 30万未満	・公園施設の設置基準 ・地域密着型サービスの事業の人員・設備・運営の基準
12	長野県	塩尻市	10万未満	・歩道の幅員を一定の場合、狭められる。（2mから1.5mの歩道を可能）
13	長野県	長野市	30万以上	・長野市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例 ・長野市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
14	岐阜県	高山市	10万未満	・介護保険法（地域密着型サービス関係）
15	岐阜県	岐阜市	30万以上	・助産施設、母子生活支援施設の設備・運営の基準
16	静岡県	沼津市	10万以上 30万未満	・博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準（法令の基準に「公募による市民」を追加）
17	愛知県	名古屋	政令指定都市	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。生活保護法。
18	愛知県	豊橋市	30万以上	・障害福祉サービスの設備・運営基準
19	滋賀県	米原市	10万未満	・家庭的保育事業等の設備・運営の基準、特定教育 ・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
20	京都府	京都市	政令指定都市	・保育士の人員配置基準 ・介護保険法に基づく事業及び施設設備・運営の基準 ・障害福祉サービス事業や障害児通所支援事業所等の人員、設備及び運営の基準
21	大阪府	堺市	政令指定都市	・介護保険事業
22	大阪府	東大阪市	30万以上	・市町村の消防長及び消防署長の資格を定める基準
23	兵庫県	加東市	10万未満	・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

no.	都道府県	市町村	自治体規模	その他
24	和歌山県	田辺市	10万未満	・介護サービス等の基準
25	岡山県	岡山市	政令指定都市	・水道の布設工事監督者の資格基準 ・水道技術管理者の資格基準
26	広島県	広島市	政令指定都市	・児童福祉施設の整備・運営の基準
27	徳島県	徳島市	10万以上 30万未満	・公民館運営審議会、図書館、博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準
28	香川県	高松市	30万以上	・図書館協議会委員の任命基準
29	愛媛県	松山市	30万以上	・介護老人保健施設の設備・運営の基準 ・指定障害者支援施設の設備・運営の基準
30	福岡県	遠賀郡 岡垣町	町村	・公園の町民一人当たり敷地面積の標準
31	福岡県	北九州市	政令指定都市	(ユニット型特別介護老人ホーム等の設備に関する基準の特例) 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第8条第7項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた区域計画(同条第1項に規定する区域計画をいう。)に定められたユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業を実施するユニット型特別介護老人ホーム等については、第11条の規定によりその基準によることとされる特別介護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第35条第4項第1号ロ(1)又は第61条第4項第1号ロ(1)の規定にかかわらず、隣接する2のユニットの共同生活室を一体的に利用できるとする。この場合において、当該共同生活室は、隣接する2のユニットの入居者が交流し、及び共同生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。
32	長崎県	諫早市	10万以上 30万未満	・介護サービス等の設備・運営基準。介護予防支援等の事業の運営基準。
33	鹿児島県	枕崎市	10万未満	・都市公園の設置基準

問8-3 ①「従うべき基準」型②「標準」型③「参酌すべき基準」型の類型に従って、条例を制定し執行された評価を伺います。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	その他
1	北海道	釧路市	10万以上 30万未満	分権改革によって、制定又は改正することとなった条例の多くは、国が法令で定めていた基準どおりに条例に焼き直しをする形となっている。このような現状を踏まえれば、地域独自の事情により、法令とは異なる基準を定める必要がある場合には、一定の条件を付した上で、独自基準を定められればよい。法令を改正すれば足りる。今回一律で条例の制定又は改正作業を行うよりも、独自基準を設けた自治体のみが条例の制定又は改正作業を行う方が効率的であることから、分権改革を進める上ではそういった観点での配慮も必要と考える。※上記は当市で制定又は改正した複数の条例についてのことであるため、具体の条例名は記載しない。 ・いずれの類型の基準であっても、国の定める基準よりも規制を厳しくすることを求められる意見が強い場合、国の行った制度改正を反映するのに多くの時間と調整を要することがある。 ・法令は全国的な観点から広範囲に規定しているものであり、条例の制定に当たっては本市の実情に即した内容となるよう一部の条項を削除したが、運用面において実情に即した内容とすることができた。 本市独自の問題に対応できる可能性はあるが、基準が不明確になりやすく、他の調整が必要のため、実際には独自基準を設けるに当たり困難が生じた。 条例に規定している基準に十分合致していることから問題なく運用できている。
2	千葉県	船橋市	30万以上	
3	愛知県	豊橋市	30万以上	
4	大阪府	東大阪市	30万以上	
5	兵庫県	加東市	10万未満	・加東市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・加東市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
6	福岡県	遠賀郡 岡垣町	町村	現行どおりで良い。
7	長崎県	諫早市	10万以上 30万未満	条例委任の必要性が感じられない。

問8-3 具体的な条例等の名称を記載してください。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	条例名
1	北海道	札幌市	政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例 ・札幌市都市公園条例 ・旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ・旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ・旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ・旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 ・旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 ・旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 ・旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 ・旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 ・旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 ・旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 ・旭川市指定障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 ・旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 ・旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 ・旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ・旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
2	北海道	旭川市	30万以上	
3	北海道	砂川市	10万未満	市営住宅管理条例
4	青森県	青森市	10万以上 30万未満	<ul style="list-style-type: none"> ・青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・奥州市立図書館条例 ・奥州市牛の博物館条例 ・奥州市市営住宅管理条例・規則 ・奥州市市営住宅等の整備基準を定める条例・規則 ・奥州市道路の構造の基準を定める条例 ・奥州市道路に設ける道路標識の寸法を定める条例 ・奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例 ・奥州市都市公園条例
5	岩手県	奥州市	10万以上 30万未満	
6	岩手県	花巻市	10万未満	花巻市営住宅等条例
7	岩手県	盛岡市	10万以上 30万未満	盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例

no.	都道府県	市町村	自治体規模	条例名
8	宮城県	黒川郡 大和町	町村	大和町営住宅管理条例
9	宮城県	仙台市	政令指定都市	・仙台市児童福祉法の施行に関する条例 ・仙台市市営住宅条例
10	秋田県	秋田市	30万以上	・秋田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・秋田市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ・秋田市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
11	秋田県	鹿角市	10万未満	鹿角市市営住宅条例
12	福島県	郡山市	30万以上	③「参酌すべき基準」型：郡山地方広域消防組合消防庁及び消防署長の資格を定める条例
13	茨城県	坂東市	10万未満	・坂東市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・坂東市指定地域密着型サービスに係る事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
14	群馬県	吾妻郡 東吾妻町	町村	・東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第4号） ・東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）
15	群馬県	藤岡市	10万未満	・藤岡市市営住宅等整備の基準に関する条例 ・藤岡市市営住宅管理条例
16	埼玉県	所沢市	30万以上	・所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 法令の基準より自由度が増え、独自の施策が可能となった。家庭保育室の面積基準を国が決め、参入障壁を緩和したが、本市では緩和せず保育の質を確保している。 ・所沢市市営住宅条例 法令の基準より自由度が増え、独自の施策が可能となった。
17	埼玉県	戸田市	10万以上 30万未満	戸田市市営住宅条例
18	埼玉県	志木市	10万未満	志木市市営住宅条例
19	埼玉県	加須市	10万以上 30万未満	・市の管理する市道の構造等の基準に関する条例 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するための基準に関する条例
20	千葉県	君津市	10万未満	公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例
21	千葉県	袖ヶ浦市	10万未満	・袖ヶ浦市市道の構造の技術的基準を定める条例 ・袖ヶ浦市市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例 ・袖ヶ浦市市道に設ける案内標識及び警戒標識等の構造の技術的基準を定める条例
22	千葉県	富津市	10万未満	富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
23	千葉県	船橋市	30万以上	・船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・船橋市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

no.	都道府県	市町村	自治体規模	条例名
24	千葉県	市原市	10 万以上 万未満	・市原市市営住宅設置及び管理条例 ・市原市道路移動等円滑化基準に関する条例 など
25	新潟県	燕市	10 万未満	燕市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
26	新潟県	新潟市	政令指定都市	・新潟市営住宅条例 ・新潟市営住宅条例施行規則 ・新潟市営住宅整備基準に関する要綱・新潟市都市公園条例 ・新潟市移動等円滑化のために必要な道路構造に関する基準を定める条例
27	新潟県	長岡市	10 万以上 万未満	・長岡市道路の構造の技術的基準等に関する条例 ・長岡市が管理する道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
28	富山県	富山市	30 万以上	・富山市営住宅条例 ・富山市都市公園条例 ・富山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
29	富山県	滑川市	10 万未満	・滑川市営住宅条例 ・滑川市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
30	石川県	鹿島郡 中能登町	町村	中能登町道路構造基準等を定める条例
31	福井県	福井市	10 万以上 万未満	③「参酌すべき基準」型・「福井市消防長及び消防署長の資格を定める条例」
32	長野県	飯田市	10 万以上 万未満	・飯田市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件に関する条例 ・飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 ・飯田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 ・飯田市営住宅等条例 ・飯田市営住宅等の整備基準を定める条例 ・飯田市市道の構造の技術的基準等を定める条例 ・飯田市移動等円滑化のために必要な市道の構造の基準を定める条例 ・飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等
33	長野県	上田市	10 万以上 万未満	上田市都市公園条例
34	長野県	安曇野市	10 万未満	安曇野市営住宅条例
35	長野県	長野市	30 万以上	長野市道路の構造の技術的基準に関する条例
36	長野県	下伊那郡 高森町	町村	高森町町道の構造の基準等に関する条例
37	岐阜県	高山市	10 万未満	高山市市営住宅条例（入居基準の載量階層の拡大により、子育て世帯支援を強化）
38	静岡県	浜松市	政令指定都市	浜松市営住宅条例

no.	都道府県	市町村	自治体規模	条例名
39	静岡県	静岡市	政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例 ・静岡市道路標識の寸法を定める条例 ・静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ・静岡市移動等円滑化のために必要な特定公施設の設定に関する基準を定める条例
40	静岡県	沼津市	10万以上 30万未満	<ul style="list-style-type: none"> ・沼津市道の構造の技術的基準等を定める条例 ・沼津市道の構造の技術的基準に関する規則 ・沼津市道に設ける道路標識の寸法を定める規則 ・沼津市移動等円滑化のために必要な指導の構造に関する基準を定める規則
41	愛知県	名古屋	政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・名古屋市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・道路構造の技術的基準を定める条例
42	愛知県	刈谷市	10万以上 30万未満	<ul style="list-style-type: none"> ・刈谷市道路構造に関する技術的基準を定める条例 ・刈谷市道に設ける案内標識の寸法を定める条例
43	愛知県	岡崎市	30万以上	市営住宅条例
44	愛知県	豊田市	30万以上	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市営住宅条例、豊田市営住宅等の整備に関する基準を定める条例 ・豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
45	愛知県	豊橋市	30万以上	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険条例 ・児童福祉法施行条例 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例
46	三重県	亀山市	10万未満	亀山市営住宅条例
47	三重県	伊勢市	10万以上 30万未満	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・伊勢市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な方法に関する基準を定める条例
48	滋賀県	米原市	10万未満	<ul style="list-style-type: none"> ・米原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・米原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
49	京都府	船井郡 京丹波町	町村	京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例
50	京都府	八幡市	10万未満	八幡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
51	京都府	京田辺市	10万未満	京田辺市市営住宅等の整備基準に関する条例
52	京都府	京都市	政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 ・京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 ・京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する人員 ・堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・堺市営住宅条例 ・堺市道路の構造の技術的基準を定める条例
53	大阪府	堺市	政令指定都市	堺市道路の構造の技術的基準を定める条例

no.	都道府県	市町村	自治体規模	条例名
54	大阪府	豊中市	30万以上	豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日条例第59号)
55	大阪府	東大阪市	30万以上	東大阪市消防長及び消防署長の資格を定める条例
56	大阪府	門真市	10万以上 万未満	門真市営住宅条例
57	兵庫県	神戸市	政令指定都市	・神戸市市営住宅条例 ・神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例
58	奈良県	北葛城郡 広陵町	町村	・広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例 ・広陵町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
59	和歌山県	和歌山市	30万以上	和歌山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
60	鳥取県	鳥取市	10万以上 万未満	鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例
61	広島県	広島市	政令指定都市	・広島市児童福祉施設設備基準等条例 ・広島市道路構造基準等条例
62	山口県	山口市	10万以上 万未満	山口市営住宅条例
63	徳島県	徳島市	10万以上 万未満	・徳島市公民館条例 ・徳島市立図書館条例 ・徳島市立徳島城博物館条例 ・徳島市立考古資料館条例
64	香川県	高松市	30万以上	高松市図書館条例
65	愛媛県	今治市	10万以上 万未満	今治市地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準を定める条例
66	愛媛県	松山市	30万以上	・松山市介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
67	高知県	高知市	30万以上	・高知市営住宅条例 ・高知市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・高知市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
68	福岡県	北九州市	政令指定都市	北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
69	福岡県	大牟田市	10万以上 万未満	・大牟田市市道の構造の基準に関する条例(土木管理) ・大牟田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(土木管理)

no.	都道府県	市町村	自治体規模	条例名
70	長崎県	諫早市	10 万以上 30 万未満	<ul style="list-style-type: none"> ・諫早市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・諫早市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・諫早市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例
71	長崎県	大村市	10 万未満	大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
72	大分県	別府市	10 万以上 10 万未満	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例
73	大分県	中津市	10 万未満	中津市都市公園条例
74	大分県	大分市	30 万以上	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市市道の構造の技術的基準等に関する条例 ・大分市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例 ・大分市都市公園条例第 2 条の 4（公園施設の設置基準）
75	宮崎県	児湯郡 新富町	町村	<ul style="list-style-type: none"> ・新富町営住宅の整備基準に関する条例 ・新富町営住宅管理条例 ・都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例 ・町道の道路標識の寸法を定める条例
76	鹿児島県	枕崎市	10 万未満	<ul style="list-style-type: none"> ・枕崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例 ・枕崎市都市公園条例

問9-2 問9の項目①（財源確保について）において、いずれかの個別政策事項で「3 新規に予算措置した」と答えられた団体にお聞きします。
 具体的な内容をアからエの項目を記して記載してください。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
1	北海道	岩内郡 岩内町	町村	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	体重計の購入（30,000円程度）。
2	北海道	常呂郡 訓子府町	町村	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	未熟児養育医療費助成金。
3	岩手県	金石市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において、入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費負担するもの。
4	岩手県	紫波郡 紫波町	町村	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	未熟児養育医療給付事業において（第20条）委託料、審査支払事務委託料、扶助費、未熟児養育医療給付費※「低生体重児届出」（第18条）及び「未熟児の訪問指導」（第19条）にかかる予算措置は無い。
5	岩手県	大船渡市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	平成25年度扶助費（未熟児養育医療給付費）3,000千円措置。
6	福島県	会津若松市	10万以上 30万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	・助産師の訪問委託料 ・ベビ一体重計の備品購入費 ・医療機関等通知の郵券代
7	福島県	郡山市	30万以上	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	訪問に要する経費を確保した。
8	群馬県	吾妻郡 東吾妻町	町村	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	平成25年度より群馬県から未熟児養育医療の給付、低体重児の出生の届出受理及び未熟児の訪問指導が権限移譲され、保健センターの母子保健関連予算について新たに措置した。
9	埼玉県	朝霞市	10万以上 30万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	未熟児の訪問指導。訪問に係る事業費を追加計上した。
10	埼玉県	越谷市	30万以上	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	訪問のための公用車購入。それに付随する燃料費・損害保険料・重量税・使用料等の予算計上。 ・心理相談員3回/年（ケース検討会の実施） ・駐車場使用料の確保 ・有料道路通行料の確保
11	埼玉県	北葛飾郡 松伏町	町村	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	（歳出）需用費、役務費、委託料、扶助費 （歳入）保健衛生費負担金
12	埼玉県	草加市	10万以上 30万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	健康管理システムの未熟児管理業務追加の委託料。
13	千葉県	君津市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	
14	千葉県	鎌ヶ谷市	10万以上 30万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	従属する職員を1名増員した。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
15	千葉県	市原市	10 万以上 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	事務・事業対応のための人員増に対する予算措置。
16	千葉県	八千代市	10 万以上 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	平成 25 年度に家庭訪問時の体重計測用としてベビースケール 2 台分の購入費を予算措置した。
17	新潟県	長岡市	10 万以上 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	訪問指導者の指導料及び旅費を計上した。
18	長野県	長野市	30 万以上	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	・ 助産師等、訪問者委託料 ・ 未熟児養育医療扶助費
19	静岡県	下田市	10 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	未熟児養育医療に関して、国民健康保険連合会及び社会保険診療報酬支払基金への支払いを 1 年間、4 名出生見込みで 140 万円予算化している。
20	愛知県	清須市	10 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	未熟児の訪問指導に係る助産師の訪問委託料を予算計上した。
21	愛知県	小牧市	10 万以上 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	・ 未熟児訪問指導 1 件にかかる報償費 (3,500 円/件) を 150 件分新たに予算措置した。 ・ 未熟児訪問指導に使用するベビースケール 1 台 (80 千円) を権限移譲時 (平成 25 年度のみ) に新たに予算措置した。
22	愛知県	豊橋市	30 万以上	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	他の事業を含めて必要な人員の予算措置等を行った。
23	愛知県	みよし市	10 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	助産師の訪問予算を計上した。
24	愛知県	長久手市	10 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	未熟児の訪問指導に係る人件費。
25	三重県	津市	10 万以上 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	未熟児に対する個別訪問。
26	三重県	鈴鹿市	10 万以上 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	平成 25 年度当初予算に、保健衛生総務費、未熟児養育医療費の科目を新設し、診療報酬審査支払事務委託料、未熟児養育医療公費負担分等の予算を計上した。また、歳入について国・県からの補助金を計上した。
27	大阪府	門真市	10 万以上 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	・ 未熟児教室の報償費及び消耗品費 ・ 助産師訪問指導報償費
28	大阪府	箕面市	10 万以上 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	人件費 (保健師) 報償費、消耗品費等 (未熟児健診、未熟児教室の運営)。
29	兵庫県	加西市	10 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	未熟児の訪問指導実施に当たり、訪問用体重計の購入、訪問実施件数の増加を見込み委託料、賃金の確保を行った。
30	兵庫県	加古川市	10 万以上 万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	未熟児の訪問指導に係る職員の人件費 (臨時職員の賃金)、研修に係る費用及び未熟児の保護者に配布するパンフレット等の費用を新規で予算措置した。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
31	兵庫県	加東市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	・訪問指導に係る報償費 ・デジタル乳幼児スクウェアやパルスオキシメーター等訪問指導時に使用する備品の購入費
32	兵庫県	宝塚市	10万以上 30万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	・保健師を2名採用した。※同時に移譲された母子保健法関係の事務分を含む（低出生体重児届出、未熟児養育医療給付） ・訪問実施に必要な経費（訪問従事者賃金・報償費、訪問用車両借上料等）
33	奈良県	香芝市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	助産師に訪問を依頼する未熟児訪問指導委託料。
34	和歌山県	田辺市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	・助産師会への訪問指導委託料 ・郵送料、消耗品代
35	和歌山県	新宮市	10万未満		開発許可審査を行うための外部発注。
36	鳥取県	鳥取市	10万以上 30万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	未熟児訪問指導に従事する専任の保健師を配置。
37	山口県	柳井市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	乳児用体重計の購入経費。
38	福岡県	糟屋郡 志免町	町村	未熟児の訪問指導（母子保健法）	・未熟児等訪問の相談のための賃金（非常勤嘱託保健師） ・未熟児・多胎児育児支援教室の講師謝礼金（出産・育児支援事業）
39	長崎県	大村市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	平成25年度から「未熟児養育事業」を実施している。 <事業概要> ①養育医療の給付 養育のため指定医療機関（病院又は診療所）に入院することとを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付（養育医療に要する費用の支給）を行う。 ②未熟児の訪問指導 保健師が未熟児及び保護者を訪問し、必要な助言・指導を行う。
40	宮崎県	児湯郡 新富町	町村	未熟児の訪問指導（母子保健法）	未熟児の医療費支援。町が支援額の4分の1を負担している。
41	鹿児島県	いちき串木 野市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	訪問指導する臨時職員の賃金等。
42	沖縄県	名護市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	未熟児の医療費助成に係る経費。
43	埼玉県	加須市	10万以上 30万未満	農地転用許可の権限移譲（農地法）	・消耗品費（農地転用許可済標識版、許可書用紙）
44	島根県	安来市	10万未満	農地転用許可の権限移譲（農地法）	臨時職員の配置。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
45	北海道	旭川市	30万以上	工 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	地元企業情報提供サイトを作成し、UI・Jターン希望者や地元の若年者が地元企業へ就職するために役立つ情報を習得・発信。 ・工事請負費 2,022 千円 ・使用料及び賃借料（求職情報閲覧用パソコン等賃借料）109 千円 ・通信運搬費（インターネット回線使用料）39 千円 ・備品購入費（求人情報閲覧用備品購入費）500 千円
46	茨城県	日立市	10 万以上 30 万未満	工 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	・PC及び周辺機器購入費 ・インターネット新規開通関係経費及び接続利用料
47	長野県	上田市	10 万以上 30 万未満	工 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	地方版ハローワークを平成 30 年度から運用するのに当たり、必要な備品などを新規に予算措置して購入した。また、従事する一般職非常勤職員の報酬も新規に予算措置する予定である。
48	大阪府	豊中市	30 万以上	工 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	予算措置を起債対応としている。
49	島根県	邑智郡 邑南町	町村	工 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	平成 26 年 7 月から、キャリアコンサルタント有資格者を非常勤職員として雇用し、高知市無料職業紹介者に配置（新規予算措置）。平成 26 年 9 月からハローワークの求人情報を活用。オンラインで提供された求人情報を活用し、就労支援員が求職者との面談を通じて、職業紹介を行うとともに、就労相談や個別カウンセリングなど、就職につながる支援を実施。※高知市無料職業紹介所における紹介状況発行情件数やそれに基づき就職数は年々伸びており、就労支援員配置による効果が大きく表れている。
50	高知県	高知市	30 万以上	工 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	平成 26 年 7 月から、キャリアコンサルタント有資格者を非常勤職員として雇用し、高知市無料職業紹介者に配置（新規予算措置）。平成 26 年 9 月からハローワークの求人情報を活用。オンラインで提供された求人情報を活用し、就労支援員が求職者との面談を通じて、職業紹介を行うとともに、就労相談や個別カウンセリングなど、就職につながる支援を実施。※高知市無料職業紹介所における紹介状況発行情件数やそれに基づき就職数は年々伸びており、就労支援員配置による効果が大きく表れている。
51	熊本県	上天草市	10 万未満	工 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	ハローワークの運営に係る電気料及び通信電話料。

問9-3 問9の項目②(権限移譲の評価)において、いずれかの個別政策事項で「3 良い部分もあるが問題もある」「4 やや問題がある」「5 かなり問題がある」と答えられた団体にお聞きします。特に問題があると思われるものについて具体的な内容をアからエの項目を記して記載してください。

no.	都道府県		市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
	都道府県	市町村			個別政策事項	具体的な内容	
1	宮城県	柴田郡 村田町	町村	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	未熟児支援の知識、技術が不足しているため、十分な指導が行き届いていないかもしれない。	
2	茨城県	結城市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	・懸念事項の引き継ぎに苦慮した。 ・引継ぎされたケースの対応に難儀した。	
3	埼玉県	北葛飾郡 松伏町	町村	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	マンパワー不足 (多問題ケースが多い。発育発達の遅れ等、継続した支援が必要なケースが多い)。	
4	千葉県	君津市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	予算措置が伴わない。専門知識・技術の習得が必要だが研修の機会が少なく、市外に里帰りして長期に入院や実家に滞在の場合に対応が難しい。	
5	千葉県	我孫子市	10万以上 30万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	未熟児の訪問の対象者が小児慢性特定疾患児であった場合、小児慢性特定疾患医療費助成制度が県の所管であるため、権限移譲により申請手続きの説明等の不備が生じ、問題があったのではないかと考えたため。	
6	千葉県	習志野市	10万以上 30万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	市の事務作業が増加した点。	
7	神奈川県	座間市	10万以上 30万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	事務量の増加。	
8	神奈川県	南足柄市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	権限移譲される事務に対応するための人員の確保ができな	
9	長野県	上田市	10万以上 30万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	い。 良い部分は出生児全体の把握ができ、早期対応が可能となったこと。権限移譲前は保健福祉事務所の保健師が未熟児訪問指導をしていたので、状況の把握が遅れることがあった。問題となる部分は、県(保健福祉事務所)の協力が得られにくくなった。	
10	長野県	安曇野市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	権限がやや拡大。しかし専門的人材確保は困難。	
11	岐阜県	養老郡 養老町	町村	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	専門分野に携わる職員がいない。	
12	静岡県	賀茂郡 東伊豆町	町村	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	件数が、数年に1回あるか無いかの状況のため、訪問指導実施者の質(指導力や知識)が保てるか不安。	
13	静岡県	下田市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	子どもの医療との関係で自己負担金を一担払ってから請求をし、自己負担金が戻ってくる。保護者にとって負担がかか	

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
14	静岡県	御前崎市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	本市規模においては、良い部分を実感できないのが実状である。
15	愛知県	長久手市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	知識不足や経験不足が課題。
16	三重県	松阪市	10万以上 30万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	業務量が増大、業務に係る経費（予算内で調整）が増加した。
17	京都府	八幡市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	<ul style="list-style-type: none"> ・より住民に密着した対応ができる。 ・地域での生活を長期の視点で捉え、関係機関と連携することができ。 ・個々の保健師に専門性の高い対応が求められる。 ・保健所との関係が希薄になり、広域的な情報が入手しにくい。
18	大阪府	大阪狭山市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	第2次分権改革に基づき、未熟児を含めたすべての児について母子保健サービス提供の主体が市となり、早期の把握・対応や一貫した関わりが行えるようになった。医療的ケアの必要な児への高度・専門的な療育の指導は、府保健所が行うこととなり、府と市双方が関わる必要のあるケースについては課題がある。また、未熟児等のグループづくり等の支援の要望があっても、市単独では対象児が少数のため困難であり、広域的な関わりが必要である。
19	兵庫県	加西市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	<ul style="list-style-type: none"> ・規模の小さな市では案件が少ないため、同様な症例の交流を促したり、医療機関との連携が密にとりにくい。 ・県では未熟児の出生を出生届から把握されていたが、市では本人からの届出による把握しかできないため、対象者の確実な把握に至っていない。
20	兵庫県	加古川市	10万以上 30万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	市町に移譲することで市が主体的かつ一元的に事業実施が行えるようになった。しかし、移譲後は困難事例等への同行訪問やスーパーバイズなどの技術的助言、人的支援などは何もなく、市の業務増による負担が増えている。
21	兵庫県	加東市	10万未満	ア	未熟児の訪問指導（母子保健法）	未熟児が退院後、訪問看護等継続して医療を受ける必要がある場合に、医療機関及び訪問看護事業所との調整や、より専門的な支援サービスにつなげることに課題があると感じる。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
22	兵庫県	多可郡 多可町	町村	未熟児の訪問指導（母子保健法）	未熟児の場合、医療疾患などを伴う場合があり、それに対応するためには町では経験値が少なく対応に困る場合がある。また母親の不安を取り除くため、母親同士の情報交換ができるようなネットワークが必要で、その場合にも多くのケースを取り扱っているほうがよい。県との調整の中で対応できる場合もあるが、その対応に苦慮することがある。
23	兵庫県	宝塚市	10万以上 30万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	未熟児を持つ母親の中には精神疾患を持つ方もおられるが、県健康福祉事務所（保健所）と連携して支援する必要がある場合に、その時期や連携方法に課題がある。
24	和歌山県	有田郡 湯浅町	町村	未熟児の訪問指導（母子保健法）	未熟児の訪問指導について 権限移譲前は、保健所が訪問し、管内全体を見渡し、広域的な支援を行っていたが、町に移譲され、町保健師のみの関わりとなり、広域的な視野に基づき支援がなくなってきたため、支援の幅が狭くなったと思う。
25	和歌山県	新宮市	10万未満		開発許可事務を行う上で技術・知識を持ったノウハウのある人材がいない。
26	岡山県	備前市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	対象案件が少なくメリットが感じられない。
27	広島県	安芸郡 府中町	町村	未熟児の訪問指導（母子保健法）	町としては、従来より全戸訪問を目標として新生児訪問を実施していたので、未熟児の訪問指導の権限移譲は町の体制に影響はなかった。訪問の調整が容易になった反面、県の保健所との連携は薄れたように感じる。
28	山口県	山口市	10万以上 30万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	市で基本的な母子保健サービスを一貫して提供できなくなったことはよかったが、未熟児に対する専門的保健指導については、当初は経験不足な面があった。
29	山口県	柳井市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	業務に従事する職員の支援技術向上のための継続的な研修が必要であるが、市独自に実施できることには限界があり、近郊で専門的な研修を受講できる機会も少ない。健康福祉センターによる指導的立場からの支援が得にくくなっている。
30	愛媛県	新居浜市	10万以上 30万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法）	<ul style="list-style-type: none"> ・未熟児対応に対する体制が不十分なままの移譲となり、当初、少し混乱した。 ・医療機関への周知、連携に時間を要した。 ・出産後の母子支援として出生者全員が対象となるため管理しやすくなった。 ・情報が早期に入ると、対策も早期にとることができる。
31	福岡県	糟屋郡 志免町	町村	未熟児の訪問指導（母子保健法）	権限移譲前もケース支援はしていたため、特にメリットも問題も無いように思う。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
32	大分県	中津市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法） ア	出生した全ての乳児の家庭状況を直接把握することができ、一元的に管理することができる。ただし、訪問件数が増えたことによる業務量の増加は職員への負担となっている。 (ア)・低体重出生児に関し、退院時連絡票が直接届くことにより、把握が容易にまた、早期に対応が可能となった(情報の共有に要していた時間が削減された。) ・切れ目無い支援につながった。 ・マンパワーが必要、業務量が増加した。 (ウ)・許可基準に基づいて事務を行うこととなるが、個別具体的な判断において近隣市町村との整合性が取れない。 ・農地転用許可事務を市で行うには開発許可(都市計画法)事務も市で行わないとメリットが無い。 ・許可審査事務を行うには専門的な知識が必要となるが、人員体制が整わない。 (エ)「一」とした理由は以下のとおり(評価がそもそもできない)市で設置する考えが今のところ無いため。 ※本市にふるさとハローワークが既に設置
33	福岡県	糸島市	10万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法) 農地転用許可の権限移譲(農地法) 地方版ハローワークの創設(職業安定法) ア ウ エ	
34	北海道	網走郡 大空町	町村	未熟児の訪問指導(母子保健法) 商工会議所の定款変更の認可(商工会議所法) 地方版ハローワークの創設(職業安定法) ア イ エ	
35	岩手県	紫波郡 紫波町	町村	未熟児の訪問指導(母子保健法) 農地転用許可の権限移譲(農地法) ア ウ	(ア)未熟児養育医療給付事業において、申請から給付まで1件当たりの事務負担が大きい。 (ウ)許可までの日数が短縮されたことは良い点だが、法令に基づいた判断が求められるため、より慎重な対応が求められる。
36	埼玉県	草加市	10万以上 30万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法) 農地転用許可の権限移譲(農地法) ア ウ	(ア)権限移譲による財源措置、業務量の増加 (ウ)権限移譲を受けたことで当該事務について本市の実情に合わせた運用を行うことが可能となると同時に、この申請に対して迅速に対応できることは良い部分と考えるが、専門的な知識を必要とするため職員の育成や職員自身の知識の習熟に時間を要する。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
37	埼玉県	越谷市	30万以上	ア エ 未熟児の訪問指導（母子保健法） 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	（ア）未熟児の訪問に対応できる人材育成ができたが、一貫管理ができない、事務の煩雑さが生じた。 （イ）自治体が無料職業紹介事業として求人・求職情報を提供することが可能になり、各自治体の地域事情に応じた職業紹介もできることは相談から求人・求職支援まで一貫してできるため、市民サービスの向上という面においては一定の評価はできるが、産業施策や福祉施策、子育て支援施策と連動させるなど網羅性を持たせなければ効果的なものにはなり得ないと考えられるため、市町村レベルにおける権限移譲としては各自治体の地域の産業構造等にもよるだろうが、大規模工業団地や全国区の工場産業などが存在する自治体は地方版ハローワークの創設に係る基礎はあるとして、そうではない自治体に関しては種々の問題は大きく、実施は相当困難なものになるかと考える（広域に都道府県レベルで実施すれば十分）。
38	静岡県	静岡市	政令指定都市	イ 商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法）	身近な基礎自治体で事務を行えるメリットはあるが、委託される業務量によっては現在の人員で行うしかなく、安定した実施体制を整えることが難しいことが問題である。
39	大阪府	堺市	政令指定都市	イ 商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法）	対象となる案件が少ないが、事務の体制を整え処理しなければいけないため、効率が悪い点に問題があると考えている。
40	静岡県	焼津市	10万以上 30万未満	イ ウ 商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法） 農地転用許可の権限移譲（農地法）	（イ）権限移譲による事務が発生しその分が交付金として歳入されるが、特にメリットでもデメリットでもない。実施に伴い、人員、設備、予算が必要となる。 （ウ）市の許可権限が2ヘクタールから4ヘクタールに拡大したことにより業務の効率化が見込まれる。しかし、2ヘクタール以上の転用がでてくる可能性は極めて低い。ため、業務に影響が無い。
41	福岡県	筑紫郡 那珂川町	町村	イ エ 商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法） 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	高い専門知識を持った職員が不足。
42	宮崎県	児湯郡 木城町	町村	イ エ ウ 商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法） 地方版ハローワークの創設（職業安定法） 農地転用許可の権限移譲（農地法）	（イ、エ）必要性が無い。 （ウ）人員不足、個別案件ごとの高度な知識、経験が必要。現体制では困難。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
43	青森県	南津軽郡 大鰐町	町村	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	農地転用許可の権限移譲を受けても、市町村として処理する事務量が增えるが、最終的に県に判断してもらおう形となる。効率が悪くなる上、当町においては「最終判断は県が行うもの」という認識が根強い。
44	岩手県	花巻市	10万未満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	違反転用にかかる「法第51条第3項の規定現況回復等の措置及び公告」及び「法第51条第4項の規定による現況回復等の措置に要した費用の違反転用者等からの徴収」についてはノウハウが無いため非常に苦労している。
45	岩手県	奥州市	10万以上 30万未満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	農地転用に関する事務・専門的な識見が不可欠であり、農地法に規定する指定市町村となるためには、2年以上従事した職員を、2名以上継続的に確保する必要がある。定員適正化計画によって職員削減を行っている中において、指定基準を満たすことはできない。
46	山形県	最上郡 真室川町	町村	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	地域住民との距離が近すぎて、厳格な事務執行に対し、軋轢が生じる。
47	福島県	喜多方市	10万未満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	申請から許可までの日数が数日間早くなるが、権限を公平・公正に判断できる職員（ベテラン）がいない。
48	茨城県	日立市	10万以上 30万未満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	権限移譲により、許可等について各市町村が判断することになるため、県内で広域的に事業を実施している事業者から他市町村との事務取扱の違い等を指摘されることがある。
49	栃木県	栃木市	10万以上 30万未満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	本市では、現在該当する案件は相談のみで申請まで至っていないが権限移譲により事務手続きの迅速化が図られ、より機動的な対応が可能となった。反面、関係機関及び関係者との調整事項が増え、事務負担が増大することが危惧される。
50	埼玉県	新座市	10万以上 30万未満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	農業委員会へ移譲した場合、審査機関が1か所となり、審査が希薄となるおそれがある。また、農地転用許可については、農地法許可基準以外にも、他法令調整等の必要があるため、判断の難しい案件については県の意見を必要とするため。
51	千葉県	船橋市	30万以上	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	移譲を受けるための組織体制の整備が困難であるため、本市では移譲を受けなかった。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
52	新潟県	新潟市	政令指定都市	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	本市は、地方自治法の事務処理特例により、4ヘクタール以下の農地転用許可については県から権限移譲済みであり、また、4ヘクタールを超える転用案件はほとんど無いという状況だった。指定市町村の指定を受けたことにより、4ヘクタールを超える転用許可権限を持つことになったが、案件が無いこと、農林水産大臣との協議が必要なことから、この点に関してのメリットは感じていない。逆に、指定市町村の指定を受けたことによる事務量（達成状況報告等）の増加等にデメリットを感じている。強いてメリットを挙げるならば、法第4条第1項第2号の許可不要事由が、指定市町村に適用されることが挙げられる。
53	岐阜県	下呂市	10万未満	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	人的（技術的な事項も含む）な対応ができていないため、県から移譲することができていない。
54	愛知県	岡崎市	30万以上	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	農地転用許可の基準が農地法に基づいており、地域ごとに基準に差を設けることができないため、権限移譲を受けても地域の独自性を出すことは困難である。
55	三重県	津市	10万以上 30万未満	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	許可権限の移譲を受けたものの、農地転用許可の基準自体が緩和されたわけではなく、地域の実情に即した土地利用が可能となっていない。
56	三重県	伊勢市	10万以上 30万未満	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	市（農業委員会事務局）の責任及び事務量の増加となっているため。
57	滋賀県	野洲市	10万未満	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	事務だけが増えた。
58	兵庫県	淡路市	10万未満	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	適正な土地利用を行う観点から、大臣が指定する市町村のみに権限が移譲されている。
59	岡山県	総社市	10万未満	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	国への報告事務・視察対応・実態調査（隔年から毎年）など、事務負担が増加した。
60	岡山県	加賀郡 吉備中央町	町村	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	許可のスピードアップを図ることができた反面、判定に係る責任が重くなった。
61	岡山県	津山市	10万以上 30万未満	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	指定市町村の指定を受けておらず直接の影響が無いが権限移譲の拡大解釈があってはならない。
62	岡山県	岡山市	政令指定都市	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	4ヘクタールを超える農地転用許可は、あらかじめ国との協議を要するため、実質、国の許可と同様の手続きとなっている。また、処分までの期間もこれまでの国の許可と同様の期間を要しており、移譲の効果が薄い。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
63	広島県	世羅郡 世羅町	町村	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	移譲市町に権限が委ねられ、転用許可のハードルが下がってしまう。
64	徳島県	徳島市	10万 以上 30 万未 満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	転用許可を前提とするなら、事務処理期間の短縮等の効果はある。ただ、農地を保全する観点からは、追認する事例の増加の問題がある。
65	徳島県	鳴門市	10万未 満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	個別の農業委員会に判断が委ねられるようになったため、他市町村の農業委員会との判断基準の相違が出るおそれがあることから、同様の案件については判断に大きく差が生じることのないよう、連絡調整を行う機会や方法を考える必要がある。
66	福岡県	直方市	10万未 満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	指定市町村のみへの権限移譲であるため、当市では権限を受けていないが、当該事務については、専門的な知識を要するうえ、多種多様なケースが想定される。当市のような小規模自治体においては、十分な知識経験を有する職員が不足する中、業務を適正に遂行・判断することが困難である。したがって今後も引き続き、県等と連携し、農地の適正利用に努めることが必要と思われる。
67	長崎県	雲仙市	10万未 満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	許可に要する日数が10日程早くなったが、許可に伴う責任も発生し、専門的知識を有する職員の育成が必要となっている。
68	熊本県	阿蘇市	10万未 満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	市町村をまたがる計画への対応（調整）方法が確立していない。
69	大分県	大分市	30万 以上	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	農地転用許可権限の移譲と同時に「農用地利用計画に係る県の同意の廃止」「ネットワーク機構への諮問の廃止」を行わない限り、市が主体となった土地利用を実現することはできないと考えている。また、ネットワーク機構への諮問義務付けは、農地転用許可を要する期間短縮につながらず、市民サービスの向上に寄与する部分は少ない。
70	鹿児島県	薩摩郡 さつま町	町村	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	若干のスピード感が出て住民サービスにつながるものの、職員の許可に対する責任が増す。
71	鹿児島県	始良市	10万未 満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	事務量が増えたものの、人員確保が難しい。
72	鹿児島県	大島郡 龍郷町	町村	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	農地転用許可の判断を下す農業委員会委員の能力差があり、適正な調査による申請許可の手続きが困難である。
73	沖縄県	豊見城市	10万未 満	ウ	農地転用許可の権限移譲（農地法）	現在の執行体制で権限移譲を受けた場合、業務量の増加は対応できない。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
74	北海道	恵庭市	10万未満	ウ イ エ 商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法） 地方版ハローワークの創設（職業安定法） 農地転用許可の権限移譲（農地法）	(ウ)本市は、農地転用許可の権限移譲を受けていない。道央圏域に位置する本市は開発目的の農地転用相談が多く、判断に苦慮する場面も多いため、現時点での権限移譲は考えていない。 (イ、エ)設置する各市町村で設備及び対応職員を予算措置しなければならない。 (ウ)利害の關係する案件が多いことや専門的知識を有する職員の確保が困難であるため。 (エ)当市には、ハローワークがあり、権限移譲されてもメリットが無い。 ハローワークを地方に移管した場合、就職に関する相談や職業訓練などの就労に関する支援を受けることができなくなるなどのメリットはあるが、現在のハローワークは市内だけではなく、広域的なものであり、近隣自治体との調整も必要である。また、業務を移管することにより、現ハローワークの撤退へと繋がるおそれもある。
75	愛媛県	宇和島市	10万未満	ウ エ 農地転用許可の権限移譲（農地法） 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	
76	北海道	紋別市	10万未満	エ 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	
77	青森県	五所川原市	10万未満	エ 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	市内にハローワークがあり、市が無料職業紹介を行う必要は無いと思われる。
78	青森県	平川市	10万未満	エ 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	地域に密着した求人・求職情報を提供できるかもしれないが、現状の職員体制では実現不可。
79	福島県	郡山市	30万以上	エ 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	国のハローワーク機能と地方版ハローワーク機能が重複しないよう（二重行政）に調整する必要がある。
80	茨城県	石岡市	10万未満	エ 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	未熟児の訪問指導に対する技術に関して、研修等を行っていないため、一般的な乳児訪問と差別化が図れていない。
81	群馬県	高崎市	30万以上	エ 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	求人管理のための人員を確保できない。
82	千葉県	八千代市	10万以上 30万未満	エ 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	従前から職業相談室を設置し、ハローワークより相談員の派遣や求職情報の検索システムを設置している。新たに市独自に事業を行っていない。市独自で事業を行うには負担が大きいものと思われる。
83	福井県	吉田郡 永平寺町	町村	エ 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	人口規模の小さい町村にとっては、単独で事業を推進していくことが困難である。
84	福井県	鯖江市	10万未満	エ 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	必要性が無い。
85	愛知県	豊田市	30万以上	エ 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	実際に自治体で職業紹介事業を実施するには直営ではなく民間委託による方法が現実的だと考える。しかし、地方版ハローワークは、民間への委託という方法は認められていないため、市の自主事業となり、国の特別交付税の対象にならず、使いにくいと思われる。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
86	三重県	亀山市	10万未満	工	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	自治体単独で無料職業紹介を行うことは、財政的にも技術的にも困難である。また、創設できるような施設等も無い。
87	大阪府	箕面市	10万以上 30万未満	工	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	近隣にハローワークが設置されており、本市で別途、ハローワークを創設する必要性が少ないため。
88	兵庫県	篠山市	10万未満	工	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	求職・求人等に係る専門的な知識が無い。また人事異動があるため、知識・ノウハウの蓄積ができない。
89	兵庫県	神戸市	政令指定都市	工	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	外部団体、委託が含まれない。また、域内に多くのハローワークがあるため、域内での新設にはメリットが感じられない。
90	広島県	広島市	政令指定都市	工	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	地方版ハローワークの創設により、今後、本市が自ら無料職業紹介を行う必要が生じた場合には、従前と比べ、簡易な手続（通知）により事業を開始することができ、また、民間事業者のような国の規制等を受けずに実施が可能となるといったメリットがある一方で、以下の問題がある。 ・市が直営で実施する必要がある（民間事業者への委託は認められない）が、市職員には職業紹介の経験がなく、いきなり実施することは現実的ではない。 ・基本的に各地方公共団体が自前で実施することとなるため、国がハローワーク職員を派遣（当該人件費を負担）し、端末設置費用も負担する一体的実施に比べ負担が大きい。 ・実効性を担保するには、柔軟な人員対応、必要な財政措置のほか、ハローワーク職員と同等の求人・求職情報の提供等、国の支援の充実が必要となる。
91	香川県	坂出市	10万未満	工	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	地方版ハローワークの認知度の低さ。
92	香川県	観音寺市	10万未満	工	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	専門的な要素が強いので、市の職員の対応には限界がある。
93	愛媛県	大洲市	10万未満	工	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	市独自で職業紹介・斡旋事業を行うことについてハローワーク以上の効果を見込みにくい。
94	福岡県	遠賀郡 岡垣町	町村	工	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	事業の趣旨は理解できるが、3万人規模の自治体では実施は難しい。
95	神奈川県	足柄上郡 山北町	町村	-	-	案件が少ない割に、権限移譲に関わる事務量が多い。

問9-4 問9の項目③(権限移譲の成果について)において、いずれかの個別政策事項で「5 その他」と答えられた団体にお聞きします。重要と
思われるものについて具体的な内容をアからエの項目を記して記載してください。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
1	北海道	恵庭市	10万未満	ア 未熟児の訪問指導(母子保健法)	妊産婦及び乳児への支援提供期間が一本化することによる市民サービスの充実。
2	埼玉県	朝霞市	10万以上 30万未満	ア 未熟児の訪問指導(母子保健法)	未熟児の訪問指導。既に移譲を受けていた近隣市と同じサービスを提供できるようになった。
3	静岡県	伊豆の国市	10万未満	ア 未熟児の訪問指導(母子保健法)	サービスを受けられる住民にとっては、身近な自治体の行政サービスであり、利用しやすいなどの面でサービスの向上に寄与すると思われる。
4	大阪府	豊中市	30万以上	ア 未熟児の訪問指導(母子保健法)	権限移譲の時期が中核市移行の時期と重なったため、本市において、その他の母子保健に関する事務も同時期に開始(移行)されたこともあり、個別政策事項の評価が難しい。
5	奈良県	大和高田市	10万未満	ア 未熟児の訪問指導(母子保健法)	保護者との関係性を築きやすい。地域のサービスへつながりやすい。
6	和歌山県	新宮市	10万未満	ア 未熟児の訪問指導(母子保健法)	権限移譲後、県との調整ができず、いまだに解消できていないため問題が多い。
7	山口県	柳井市	10万未満	ア 未熟児の訪問指導(母子保健法)	未熟児とその家庭には継続的な支援が必要となる場合が多いことと、成長過程で問題が出現することもあり、家庭訪問と他の事業の連携により、市による継続的な支援が可能となった。
8	愛知県	名古屋市	政令指定都市	イ 商工会議所の定款変更の認可(商工会議所法)	第4次一括法施行前から、愛知県事務処理特例条例により既に移譲されており事務に大きな変更は無い。
9	群馬県	沼田市	10万未満	イ エ 商工会議所の定款変更の認可(商工会議所法) 地方版ハローワークの創設(職業安定法)	(イ) 県への移譲のため関係なし。 (エ) 権限移譲を受けていないが、法整備に伴い、今後ハローワークとの連携に期待ができる。
10	徳島県	徳島市	10万以上 30万未満	ウ 農地転用許可の権限移譲(農地法)	転用許可を前提とするなら、事務処理期間の短縮等の効果はある。ただ、農地を保全する観点からは、追認する事例の増加の問題がある。
11	北海道	函館市	10万以上 30万未満	エ 地方版ハローワークの創設(職業安定法)	法改正以前より無料職業紹介事業を実施しており、そのため権限移譲による成果は特に無い。
12	愛知県	豊田市	30万以上	エ 地方版ハローワークの創設(職業安定法)	国と自治体がより連携し、より実態に即した運用が可能な方法にすると成果が上がると考える。

問9-5 問9の項目④(権限移譲の問題点について)において、いずれかの個別政策事項で「4 その他」と答えられた団体にお聞きします。重要と思われるものについて具体的な内容をアからエの項目を記して記載してください。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項		具体的な内容
				ア	エ	
1	岩手県	胆沢郡 金ヶ崎町	町村	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	住民との接点が増え、住民にとっても手続き等が身近となり、メリットとなっている。
2	岩手県	花巻市	10万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	権限移譲に当たり、正職員の人員増も見込めず、専門職の非常勤職員(保健師・助産師等)の確保も人材不足により難しい状況である。
3	山形県	最上郡 真室川町	町村	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	特に問題は無いが、付随する県からの移譲業務が発生し、限られた人員で業務をこなすのが困難になってきている。
4	群馬県	吾妻郡 東吾妻町	町村	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	未熟児の訪問指導について、町村部では対象児も少なく、県からの引継ぎもあまりない状態で業務がスタートし、保健師として指導に不安があった。
5	群馬県	渋川市	10万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	権限移譲したことにより、個別対応がよりスムーズになった。
6	埼玉県	北葛飾郡 松伏町	町村	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	マンパワー不足。
7	埼玉県	草加市	10万以上 30万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	権限移譲による財源措置、業務量の増加。
8	千葉県	市原市	10万以上 30万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	権限移譲に伴う人員等の予算措置対応。
9	山梨県	富士吉田市	10万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	事務負担は増加したが、住民に身近な行政サービスができるようになった。
10	長野県	飯山市	10万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	市の限られた人材の中で専門的・複雑な業務を実施せざるを得ないこととなった。マンパワー不足。
11	長野県	長野市	30万以上	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	財政負担及び事務量の増加。
12	岐阜県	高山市	10万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	住民に身近な行政がサービスを自主的に総合的に担うものとして評価する。しかし、権限移譲に対する財源措置を約束されているものの、詳細が不透明である。
13	静岡県	伊豆の国市	10万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	小規模自治体にとっては、業務量の増加や専門職の確保といった面で、負担が生じている。
14	静岡県	焼津市	10万以上 30万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	医療機関から直接行政に連絡が来るため、早期に対応ができるようになり、特に問題は無いと思われる。
15	愛知県	大府市	10万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	人員配置及び予算措置(対応のための体制整備)。
16	愛知県	田原市	10万未満	未熟児の訪問指導(母子保健法)	ア	権限移譲前から県と協議して未熟児訪問指導を実施していたため、移譲による問題点は無い。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
17	三重県	松阪市	10 万以上 10 万未満	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	権限移譲以前には、県と同行し訪問を行っており、一定の連携が取れていたが権限移譲後は訪問も市単独で行っており、県の事業などとの協力体制が図れなくなった。
18	京都府	八幡市	10 万未満	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	権限移譲の範囲が広く、負担が大き (業務量の増加、より専門性の高い活動の増加)。
19	京都府	舞鶴市	10 万未満	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	権限移譲された平成 25 年度は業務が増え、助産師を 1 名増やすような対応もあったが、前年度から京都府の研修・申し送りを受けるなど準備を進め、その後は妊娠出産包括支援事業の展開と共に、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない子育て支援に取り組んでおり、問題は無い。
20	大阪府	豊中市	30 万以上	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	権限移譲の時期が中核市移行の時期と重なったため、本市において、その他の母子保健に関する事務も同時期に開始 (移行) されたこともあり、個別政策事項の評価が難しい。
21	兵庫県	揖保郡 太子町	町村	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	権限移譲する際に情報提供と経過的措置を十分に設ける必要がある。
22	兵庫県	神崎郡 福崎町	町村	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	事務は増えたが人はそのままである。
23	兵庫県	加古川市	10 万以上 10 万未満	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	移譲後は困難事例等への同行訪問やスーパーバイズなどの技術的助言、人的支援などは何もなく、予算増と業務増による市の負担が増えた。
24	奈良県	香芝市	10 万未満	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	権限移譲により業務量が増加するが、人材確保に苦慮する。
25	奈良県	大和高田市	10 万未満	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	保健所の役割について。
26	和歌山県	伊都郡 九度山町	町村	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	対象者が少ない。
27	山口県	下松市	10 万未満	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	人材不足がある中で、訪問件数が増えたことにより、職員に負担がかかった。
28	愛媛県	新居浜市	10 万以上 10 万未満	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	母子保健事業が一体化して行えるようになったためメリツトは多かった。
29	福岡県	直方市	10 万未満	未熟児の訪問指導 (母子保健法)	未熟児の情報も早期に得ることができるようになり、当市にとっては、検診・相談等の業務の効率化につながったが、専門的な内容の業務量が増えた。補助金等の措置で人員の確保まではできず、業務に当たっては他の予算を削減して財源を確保したため、権限移譲の際の予算措置については市町村の意見等充分に反映していただきたい。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
30	熊本県	山鹿市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法） ア	未熟児の情報が早く入ること、その後のサービスの早期につなぐことができるようになった。県保健所との連携において、提供する資料等の作成や調整に時間を取られるようになり、業務量が増加した。 (ア) 保健所設置市として既に移譲済のため、問題は無い。 (イ) 都道府県、指定都市への移譲のため、本市での問題は無い。 (ウ) 手上げ方式の移譲で、本市は受入れを希望していないことから、問題は無い。 (エ) 市内に複数のハローワーク窓口があり、本市として開設の意向は無いため、問題は無い。
31	秋田県	秋田市	30万以上	未熟児の訪問指導（母子保健法） 商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法） 農地転用許可の権限移譲（農地法） 地方版ハローワークの創設（職業安定法） ア イ ウ エ	
32	埼玉県	蓮田市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法） 農地転用許可の権限移譲（農地法） ア ウ	(ア) 保健所からのサポートが少なくなっていました。 (ウ) 平成29年4月から移譲を受けているので、まだ問題点を挙げるべきでない。
33	千葉県	我孫子市	10万以上 30万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法） 農地転用許可の権限移譲（農地法） ア ウ	(ア) 未熟児の訪問は従来から新生児訪問でも実施していたため、権限移譲の問題点は特に無いと考えているが1～3に該当項目がなかったため「その他」とした。 (ウ) 農地転用許可の可否を判断するうえで、農地法の解釈が難しい事例については、県の意見を聞く等、連携の強化が必要となる。
34	福井県	福井市	10万以上 30万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法） 農地転用許可の権限移譲（農地法） ア ウ	(ア) 問題点は特になし。 (ウ) 権限移譲することで許可までの期間を短縮できるが、許可基準を緩和する方向性がない限り、地域の実情に即した計画的なまちづくりが進め難い。
35	滋賀県	野洲市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法） 農地転用許可の権限移譲（農地法） ア ウ	(ア) 常勤稼働量の増加。 (ウ) 案件により判断が困難である。
36	岡山県	高梁市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法） 農地転用許可の権限移譲（農地法） ア ウ	(ア) 従来から個別の訪問を行っており、特段問題は無い。 (ウ) スピードな対応が可能になるが転用許可基準に変更が無いので転用しやすくなるわけではない。また各自治体により、許可の判断に違いが出てはいけない。
37	福岡県	朝倉郡 筑前町	町村	未熟児の訪問指導（母子保健法） 農地転用許可の権限移譲（農地法） ア ウ	(ア) 訪問指導件数の増に伴う事務量の増化。 (ウ) 特になし。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
38	福岡県	遠賀郡 岡垣町	町村	未熟児の訪問指導（母子保健法） 農地転用許可の権限移譲（農地法）	（ア）対象者が少ない。県が行っていた未熟児を対象にした教室など）の実施はできない。 （ウ）農地転用における完了報告や違反転用案件等、数十年前の案件を処理していない状況で、県が市町村に移譲することは問題がある。移譲に係る財源措置を十分行うべきである。
39	鹿児島県	伊佐市	10万未満	未熟児の訪問指導（母子保健法） 農地転用許可の権限移譲（農地法）	市民サービスの向上につながったが、職員数削減に取り組み中担当課職員の増員ができない状況にあり、業務量の増大に苦慮している。
40	福島県	郡山市	30万以上	未熟児の訪問指導（母子保健法） 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	（ア）権限移譲により、従来から市が実施している母子保健事業と併せて、母子に対する支援が行えるようになり住民サービスの向上に繋がっている。 （エ）国のハローワーク機能と地方版ハローワーク機能が重複しないよう（二重行政）に調整する必要がある。
41	埼玉県	越谷市	30万以上	未熟児の訪問指導（母子保健法） 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	権限移譲された都道府県の保健所職員（保健師）が、母子保健に携わる機会が減少し、母子保健を実感できない若い職員が増えてきたと思う。市区町村が住民サービスを向上させる反面、都道府県との意識格差が出てきたように感じる。産業、福祉、子育て等の施策との運動性や網羅性を持たせなければ、実効性のあるものにはならない。また、求人・求職情報の提供が自治体で実施可能とのことだが、すでにハローワークが実施していることを重複実施する必要性もなく、生活困窮者への就労支援の福祉施策としてハローワークの求職情報端末等を福祉事務所へ設置している自治体もあり、自治体にハローワークの所在があれば必ずしも必要な権限移譲にはならない。ハローワークの設置も自治体には、希望によりふるさとハローワークの設置も可能であり、一自治体だけの地方版ハローワークを創設しても、その効果は限定的なものであり、限界もあるのではないかと思われる。
42	千葉県	千葉市	政令指定都市	商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法）	権限移譲を行った結果、商工会議所と市という、従来と比較して身近な団体において協議・相談ができるようになってきた。その結果、地域の意見を収集し、集約することが容易になった。一方、本市が関わる団体が千葉商工会議所のみであるため、他団体との比較ができないことや、業務経験の機会が得づらいことが課題であると認識している。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
43	岡山県	津山市	10万以上 30万未満	イ ウ エ 商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法） 農地転用許可の権限移譲（農地法） 地方版ハローワークの創設（職業安定法）	(イ) 特に問題となるような点は見受けられない。 (ウ) 指定市町村や自治体間にバラつきが生じないよう、県内の状況を一元把握している県が基準に沿って許可することが望ましい。 (エ) 当広域事務組合では、平成16年に無料職業紹介センターを開設し、ハローワークのような職業紹介業務を行っている。平成26年には「権限移譲」の流れで、それまで紙ベースで提供していた求人情報を、データ形式でいただくようになったことで、以前より業務の効率が上がり、「権限移譲」の成果があったと考える。しかし、現在、提供される求人情報に制限があり、(厚生労働省で提供範囲が設定されている)、詳細情報については、最終的にハローワークに出向かないと取得できないので、完全提供によってさらに業務の効率が上がると考え、利用提供形式の変更をハローワークに打診しているが即対応は難しいようである。
44	岩手県	紫波郡 紫波町	町村	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	権限移譲されてからの期間が短いため具体的な問題点はまだ示すことができない。
45	福島県	本宮市	10万未満	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	農地転用許可に係る指定市町村の指定基準が高く、国からの権限を受けることが難しかった。そのため、福島県のオナーダーマイド権限移譲により、4ヘクタール以下の農地転用許可権限を受けた。
46	埼玉県	加須市	10万以上 30万未満	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	職員の専門性の確保。
47	岐阜県	岐阜市	30万以上	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	法律の明確な基準がすべて定まっていないので判断に困ることがある。
48	愛知県	豊橋市	30万以上	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	移譲後の職員増員が難しい。
49	三重県	南牟婁郡 御浜町	町村	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	財源、人員配置等の問題など、すぐに権限移譲を受けることが困難。
50	大阪府	東大阪市	30万以上	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	更なる専門的知識の習得が必要となった。
51	兵庫県	神戸市	政令指定都市	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	円滑な引継ぎが課題。
52	岡山県	総社市	10万未満	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	事務負担の増加。
53	愛媛県	宇和島市	10万未満	ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）	現場と距離をおいた都道府県において、広域的に統一した見解で判断し、許可を行うことが望ましいと考える。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	個別政策事項	具体的な内容
54	高知県	長岡郡 大豊町	町村	農地転用許可の権限移譲（農地法）	対象農地が農業振興地域に指定されていた場合、転用の申請前に除外申請が必要であり、この手続きと合わせて処理しなくてはならず、半年以上の期間を要することもある。
55	沖縄県	豊見城市	10万未満	農地転用許可の権限移譲（農地法）	権限を移譲するに当たって、財政的な支援が無い。
56	宮城県	柴田郡 村田町	町村	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	情報は早く来るが結果的に手続きする場所へ行かなくてはならない。
57	茨城県	日立市	10万以上 30万未満	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	・必要経費に対する財源確保。 ・雇用関係助成金の取扱に係る同意制度について地方自治体が発行した紹介状により求職者を採用した求人企業が雇用関係補助金を申請する場合、地方自治体は事前に「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」を提出している必要がある。求人企業からみれば同じ職業紹介事業所であることから、雇用関係助成金の取扱いは行っていない地方自治体が発行する紹介状においても、雇用関係助成金の対象とすべきではないか。なお、雇用関係助成金は種類が多く複雑であることから、職員人数に限られる地方自治体においては取り扱うことが困難である。
58	群馬県	沼田市	10万未満	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	求人情報のオンライン化に係る予算措置。
59	石川県	七尾市	10万未満	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	事業実施に当たり、相談業務に係る費用など、自治体の財政的な負担が発生する。
60	愛知県	豊田市	30万以上	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	今後、民間活用は更に拡大すると考える。権限移譲の範囲を、民間への委託も含めて広く認められるよう、検討されることを望む。
61	広島県	広島市	政令指定都市	地方版ハローワークの創設（職業安定法）	・地方版ハローワークには、問9-3で掲げた課題のほか、本市では、区役所就業支援窓口での一体的支援を実施しており、それが非常に有効に機能していること等から、現時点では、地方版ハローワークを設置していない（他の政令市も同様ではないか）。

問9-6 問9の表で記載している以外の「権限移譲」で特にメリットや成果又は問題があったものがあれば記載してください。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	「権限移譲」におけるメリットや成果、問題点
1	北海道	日高郡 新ひだか町	町村	特定非営利活動法に関する事務や旅券発行事務については、処理件数も多いため、町民にもメリットがあったのではないかとと思われる。
2	北海道	紋別郡 西興部村	町村	旅券事務の移譲を受け交通費や移動時間などの村民の負担が軽減。
3	青森県	青森市	10万以上 30万未満	【メリット・成果】 ・事業者の指定、勧告、命令及び指定の取消しの権限を有しているが、介護給付費等の支給決定の権限と併せて関係者への対応を一体的に行うことが可能となっている。 【問題】 ・人員は変わらず業務量が増大している。
4	岩手県	下閉伊郡 岩泉町	町村	権限移譲等により対応のスピード化が図られたものもあるが、職員数が削減される中で、一人当たりの事務量が増えるのは困る。
5	茨城県	北相馬郡 利根町	町村	権限移譲は、住民にとって事務手続きの効率化が図られるメリットがあるが、小さな町は限られた職員で事務を行っているため、事務量が増えてしまう問題点がある。
6	栃木県	下野市	10万未満	権限移譲前は県で未熟児訪問指導を実施していたが、市で実施することにより妊娠前から出産まで総合的に支援可能となった。
7	栃木県	佐野市	10万以上 30万未満	母子保健事業の一貫として、継続して母子への支援を行うことができる。
8	埼玉県	戸田市	10万以上 30万未満	「一般旅券の申請受理・交付等」の事務において、住民負担の軽減（大宮まで出向く必要はなく、市内で申請、取得ができるようになった。）が図れ、市民サービスの向上につながっている。
9	埼玉県	北葛飾郡 松伏町	町村	一般旅券の申請受理・交付等は町役場は、住民の身近な場所にあり、申請が簡素化することで住民サービスの向上につながった。
10	石川県	七尾市	10万未満	・町及び字の区域の新設等の届出、告示（都道府県→市町村） 従来は区域の変更の議決後、県への届出、県告示をもって変更となったため、一定期間を要したが、市単独で告示が可能となり処理がスムーズになった。 ・緑地面積率等に依る地域準則の策定、特定工場の新設届出受理、変更届出等（指定都市→市） 専門的知識に乏しい。
11	長野県	上田市	10万以上 30万未満	未熟児の訪問指導で、すでに上田市では出生児の全数訪問を実施しており、未熟児もその対象となるため、大きな変化は無いが、県から市町村へ権限移譲したことで、県（特に保健福祉事務所）の母子保健の実施内容がなくなったため、市への協力や支援が得られなくなっている。
12	長野県	下伊那郡 高森町	町村	転用許可までの期間短縮が図れた。
13	静岡県	賀茂郡 東伊豆町	町村	・有害鳥獣駆除関連事務は、申請から許可までの期間が短縮され農作物等への被害減少につながった。 ・小規模自治体では事務の件数が少ない割に、人的負担が大きい等の問題もある。
14	静岡県	下田市	10万未満	未熟児養育医療申請時、父母から子供の様子が聞けること。退院時、連絡表と合わせて訪問指導できること。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	「権限移譲」におけるメリットや成果、問題点
15	静岡県	伊豆市	10万未満	市民に直結する申請交付事務には一定の成果があったのではないが。 ・パスポート（旅券）の交付（旅券法） ・有害鳥獣捕獲許可書の交付（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）
16	愛知県	名古屋市長古屋市	政令指定都市	第4次一括法により、県費負担教職員の教職員定数の決定権限や学級編成基準の決定権限が移譲されたことにより、学校の状況に応じた教職員の配置ができるようになり、柔軟できめ細かな教育が可能になったと考えられる。
17	愛知県	豊橋市	30万以上	煙火消費許可事務と液化石油ガス設備工事届出受理等義務については、権限移譲により直接指導が可能となったことで、申請者の事務負担が軽減されたことがメリットであるが、一方で、煙火消費許可事務については県独自基準で移譲前から動いていたので、移譲後に市で基準を改正しようとしたときに県などの調整に難しさを感じることに問題を感じる。
18	三重県	津市	10万以上 30万未満	土地利用に地域の実情を反映させるに当たっては、権限移譲のあった範囲では充分とは言えず、農地転用許可の基準の見直しが必要である。
19	大阪府	大阪市	政令指定都市	権限移譲された事務（火薬類取締法、高圧ガス保安法）に係る立入検査と消防法の立入検査とを一体的に実施することにより、規制対象物の防火安全性を効果的に向上させることが可能となり、市民の安全・安心に寄与した。ただし、事務移譲に対する財源措置については課題である。
20	山口県	柳井市	10万未満	事務処理期間が短縮された。
21	愛媛県	西宇和郡伊方町	町村	旅券事務に関しては、町でできるようになり町民にとってはメリットがあったと思う。
22	愛媛県	新居浜市	10万以上 30万未満	初期から担当保健師が対応するため、母親と人間関係が持てやすく、継続した支援につながる。
23	福岡県	筑紫郡那珂川町	町村	農地転用許可の権限移譲について ・事務処理が迅速化 県に進達せずに町で許可を出せるようになったため、許可までの期間が短縮された。 ・町による農地転用が許可不要 農地法施行規則第25条第1号から第5号に掲げる施設を除く。
24	長崎県	大村市	10万未満	業務量が増加し、職員が疲弊している。
25	長崎県	雲仙市	10万未満	権限移譲で交付金が予算措置されている。
26	鹿児島県	伊佐市	10万未満	一般旅券の申請・交付など、市民が遠方の県庁舎等へ手続きに行っていたものについては、特に市民サービスの向上につながったと感じる。
27	鹿児島県	曾於郡大崎町	町村	規模の小さな町では、一人で多くの事務を抱えており、権限を活かせる（発揮できる）判断できる）だけの知識を有していない。正確な判断が難しい。専門的知識のある県職員で判断してほしい。権限移譲がすべて良いとは思わない。
28	沖縄県	島尻郡栗国村	町村	未熟児の訪問指導は、通常訪問は保健師が行っているが、助産師がいなかったため、ケアすることができない。

問 10 第 5 次一括法以降の「提案募集方式」について、貴団体ではどのような対応をしてみましたか。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	その他
1	栃木県	下都賀郡 野木町	町村	県の説明会等に職員を派遣した。
2	静岡県	伊豆の国市	10 万未満	県が主催する担当者会議において、国の担当者を講師とする研修会に参加。
3	福岡県	田川郡 大任町	町村	各課係長級を召集し、提案募集の内容について勉強会を行っている。
4	大分県	宇佐市	10 万未満	県及び県内各市町村により構成されるワーキンググループの中で、各団体が 1 団体 1 提案で発表し、提案内容の精査を行い、提案提出へつなげている。
5	沖縄県	豊見城市	10 万未満	県が主催する説明会に参加。

問10-2 提案募集方式について、貴団体では今後どのように対応してまいりますか。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	その他
1	北海道	河西郡 芽室町	町村	提案すべきことがあれば対応する。
2	北海道	小樽市	10万以上 30万未満	状況に応じて対応する。
3	北海道	網走郡 大空町	町村	支障事例が明らかになった場合は対応を検討する。
4	北海道	函館市	10万以上 30万未満	引き続き説明会や研修会に参加していく中、具体的な支障事例等があった場合には提案したい。
5	岩手県	気仙郡 住田町	町村	現行の「制度」の中でどれだけ最良の施策が実施できるかに精力を注いでおり、その「制度」自体を変えようとするところはまだマンパワーを割くことができないので対応しない。
6	岩手県	盛岡市	10万以上 30万未満	各市長会の要望・提案事項も踏まえ、対応する。
7	宮城県	多賀城市	10万未満	必要となる案件が生じた後に提案を検討していく。
8	山形県	山形市	10万以上 30万未満	説明会や研修会に参加しながら、提案募集方式について庁内周知を図り、積極的な提案を促していく。
9	山形県	天童市	10万未満	県単位で行われるのであれば参加したい。
10	栃木県	塩谷郡 高根沢町	町村	必要に応じて活用していく。
11	埼玉県	所沢市	30万以上	内容により共同提案に賛同する。
12	埼玉県	北葛飾郡 松伏町	町村	今までも行ってきたが、各担当に周知し、提案があれば行っていく。
13	千葉県	富津市	10万未満	案件があれば対応する。
14	千葉県	習志野市	10万以上 30万未満	庁内で意向があれば対応する。
15	神奈川県	座間市	10万以上 30万未満	提案したい案件がある場合は参加する。
16	神奈川県	足柄上郡 開成町	町村	庁内に制度周知し、提案を募る。
17	富山県	中新川郡 立山町	町村	当町にとって必要と判断した場合、当該事案について提案を行う。
18	富山県	魚津市	10万未満	出席可能な、近隣で開催される説明会や研修会へ参加し、提案募集方式への理解を深める。
19	長野県	塩尻市	10万未満	事務担当課において提案応募する案件があれば対応する。
20	長野県	下伊那郡 高森町	町村	提案すべきことがあれば提案する。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	その他
21	静岡県	三島市	10 万以上 万未満	全庁に照会をかけ、提案したい案件がある場合は、提案を行う。
22	静岡県	袋井市	10 万未満	必要があれば、積極的に対応していく。
23	静岡県	伊豆市	10 万未満	庁内で提案を募集していくことは継続していきたい。
24	愛知県	稲沢市	10 万以上 万未満	積極的に参加していく必要性は感じているものの、人力的な問題で難しい状況。
25	愛知県	知多市	10 万未満	説明会や研修、提案募集について庁内で周知を行う。
26	愛知県	刈谷市	10 万以上 万未満	今後の地域課題等を踏まえ必要に応じて提案を検討していく。
27	愛知県	岡崎市	30 万以上	業務担当課の要望に応じて対応していきたい。
28	愛知県	小牧市	10 万以上 万未満	課題や支障が生じて提案が必要になれば提案を検討する。
29	愛知県	東海市	10 万以上 万未満	提案する案件があれば、参加する。
30	京都府	船井郡 京丹波町	町村	支障案件があれば制度を活用する。
31	京都府	八幡市	10 万未満	支障となる事案があれば、積極的に提案する。
32	大阪府	門真市	10 万以上 万未満	提案する必要性が出てきた際は参加を検討する。
33	兵庫県	西宮市	30 万以上	提案すべき案件があれば検討する。
34	奈良県	大和高田市	10 万未満	未定。
35	和歌山県	和歌山市	30 万以上	必要に応じて制度を活用する。
36	福岡県	筑紫郡 那珂川町	町村	研修会、説明会に参加して、状況に応じて提案したいと考える。
37	福岡県	直方市	10 万未満	職員に対して、周知・情報発信に努めていく。
38	熊本県	宇土市	10 万未満	説明会や研修会に参加し、提案募集について検討する。
39	熊本県	阿蘇市	10 万未満	提案された案件に対し、共同提案として参加する。

問 11 今後、地方分権改革を推進するに当たり、効果的と思われることは何ですか。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	その他
1	青森県	三沢市	10万未満	住民サービスの向上。
2	宮城県	多賀城市	10万未満	地方分権改革推進に係る業務量、事業費、人件費に対応する財源を、地方公共団体の財政力に応じ、特定財源として拠出する仕組み。
3	宮城県	仙台市	政令指定都市	【財政局】現状、指定都市への税財源配分は事務・権限に合ったものとはなっておらず、今後、国や都道府県から指定都市への事務・権限の移譲に合わせ、抜本的な税源移譲を実現し、指定都市の自主財源を充実強化することが必要と考える。
4	栃木県	鹿沼市	10万未満	特に権限移譲については、事務の受け手である基礎自治体例が既存事務の処理で忙殺されており、基礎自治体の権限の拡大が、必ずしも効果的な政策につながるわけではない。既存事務の削減・省力化が必要。
5	埼玉県	所沢市	30万以上	事務遂行に必要な知識の継承。
6	埼玉県	志木市	10万未満	県の干渉をなくすこと。
7	千葉県	鎌ヶ谷市	10万以上 30万未満	・各種申請時に必要となる条件のハードルを下げること。 ・財政的な支援（複数年にわたるもの）。
8	長野県	塩尻市	10万未満	当市の人口規模（6万7千人）では、権限移譲を受けたとしても、そもそも該当事項自体が少ない（ほぼ皆無）案件もある。また、事務を担う職員数は限られており、他の事務と兼務での対応とならざるを得ない。また、分野を越えての人事異動があり専門職が少なく対応が厳しい。案件によっては広域的県地からの許可判断を求められる事務もあると思われるため、市町村ではなく都道府県レベルへの権限移譲を進めた方が地方分権改革につながると思う。
9	愛知県	豊田市	30万以上	権限移譲に伴う税財源確保のための措置。
10	大阪府	堺市	政令指定都市	地方六団体以外の任意団体（指定都市市長会、関西広域連合等）が、地方分権について国と直接協議できる場の創出。
11	大阪府	豊中市	30万以上	広域連携・公民連携の拡大。
12	奈良県	葛城市	10万未満	自治体規模に応じた柔軟な適応を求める。
13	和歌山県	和歌山市	30万以上	支障事例の解消。
14	岡山県	備前市	10万未満	国から地方公共団体への人的援助。
15	広島県	世羅郡 世羅町	町村	専門職員の派遣。
16	福岡県	遠賀郡 岡垣町	町村	財源措置。
17	福岡県	糟屋郡 粕屋町	町村	地方交付税制度の見直し。

問 12 「義務・枠」のうちで、条例制定等を行ったものの、人口減少で対象者（物）がないなどの事務がありますか。具体的な条例等の名称及び概要を記載してください。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	具体的な内容
1	群馬県 吾妻郡 中之条町	市町村 町村	町村	義務付け、枠付けの見直しに伴う、権限の拡大を充分活かすだけの対象事務も少なく、限られた財源の中で必ずしも有効的ではない場合がある。逆に移譲されず、国県で事務を行ってもほう効率的なことも多い。
2	愛知県	愛西市	10万未満	人口減少で対象者（物）がないなどの事務はない。
3	京都府 久世郡 久御山町	市町村 町村	町村	介護保険地域密着型サービスの一部。
4	岡山県	備前市	10万未満	全てが該当している。

問 13 権限移譲された事務を効率的に運営して自主性・自立性を向上させるため、市区町村の人材育成という観点から、重要と思われることは何ですか。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	その他
1	北海道	河内郡 芽室町	町村	手引きや質疑応答集の充実。
2	北海道	奥尻郡 奥尻町	町村	職員不足の解消。
3	宮城県	多賀城市	10万未満	テレビ会議やインターネット中継などを活用した。遠隔地でも東京開催会場と同等のクオリティの説明会に参加が可能な説明会システムの構築。
4	群馬県	吾妻郡 東吾妻町	町村	自主性・自立性を向上させる取組は、当然に重要と考えるが、一方で人材育成・確保のための財源や交付税など財政面の支援を検討してほしい。例えば、自治体負担でない国の職員の長期派遣制度。
5	埼玉県	狭山市	10万以上 30万未満	移譲対象事務の詳細について、市が十分に把握できるよう、事務処理マニュアルの作成はもとより、事務対応に支障が無 いよう、相談体制や情報提供などの支援が重要と思われる。
6	神奈川県	足柄上郡 山北町	町村	職場の待遇改善。
7	三重県	南牟婁郡 御浜町	町村	人的、財政的、能力向上策の支援の実施。
8	兵庫県	明石市	10万以上 30万未満	権限移譲された市区町村の水平連携、情報共有。
9	広島県	広島市	政令指定都市	確実な引継ぎの実施。
10	高知県	長岡郡 大豊町	町村	小規模自治体では、人材の確保に限界があり、国や県の一定の支援が必要である。
11	福岡県	北九州市	政令指定都市	権限の移譲元である国（府省庁）及び都道府県からの十分な移譲事務の引継ぎ、研修及びマニュアルの整備。

問 14 今後、地方分権改革を推進するに当たり、国及び都道府県にどのような役割を最も期待しますか。

no.	都道府県	市町村	自治体規模	その他
1	北海道	名寄市	10万未満	行政サービスの質が財政力によって地域格差が生まれやすいよう引き続き配慮してほしい。
2	栃木県	鹿沼市	10万未満	補助金等の交付条件に事務処理の詳細を定めることにより、実質的に基礎自治体の事務処理を規制することはやめてほしい。「できること」を増やしても、「使う時間」が少なければ成果は出ない。
3	栃木県	栃木市	10万以上 30万未満	税財源の移譲をしてほしい。
4	富山県	中新川郡 立山町	町村	市区町村が自主性、自立性を発揮できる裏付け（財源措置）の構築。
5	長野県	塩尻市	10万未満	・市区町村の自主的・自立的行政運営には限界があり、市区町村ができないことを、都道府県がカバーしてほしい。 ・市区町村に対する直接的な支援ではなく、市区町村の自主性・自立性を阻害する制度や仕組みを更に改善してほしい。
6	岐阜県	下呂市	10万未満	・連携の強化。 ・補助事業等の自由度を高くしていただきたい。
7	岐阜県	中津川市	10万未満	財政措置の拡大。
8	愛知県	刈谷市	10万以上 30万未満	権限移譲については、働き方改革等による自治体業務、人員の適正化や、行政経営改革の推進（業務の民営化等）を図りながら、受入れを検討すべきと考えられており、各自治体が地方分権を推進できるような制度設計・支援を期待したい。
9	京都府	船井郡 京丹波町	町村	人的な支援と財政的な支援を期待する。
10	兵庫県	西脇市	10万未満	市区町村における自主財源の確保。
11	福岡県	遠賀郡 岡垣町	町村	市町村の業務拡大に対応した財源措置。
12	福岡県	北九州市	政令指定都市	権限移譲に伴う税財源（移譲）の確実な確保。
13	沖縄県	中頭郡 読谷村	町村	財政的支援。

第4章 地方分権に係る取組を行う地方公共団体の事例調査

第4章 地方分権改革に関わる取組を行う地方公共団体の事例調査

本調査研究においては、市区町村における地方分権改革（第1次一括法から第7次一括法）への対応に関する事例調査を行った。その概要は次のとおりである。

1 千葉県千葉市における「商工会議所の定款の変更」について

調査日時：平成29年11月8日（水）15:00～16:30

場所：千葉市役所会議室

アンケート調査の「質問9-5 権限移譲の成果」において、商工会議所の定款変更の認可について、成果と問題点を記述していたため、更に詳細な取組状況を伺うために現地ヒアリング調査を実施した。

【概況】

自治体名	千葉市	
人口	965,607人 (平成29年1月1日現在)	
類団	指定都市	
取組類型	権限移譲	
分野	【第4次一括法】 商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法）	
担当課	経済部 産業支援課	
【地域特性】 千葉市は、東京湾に面した千葉県のほぼ中央に位置している。大正10年に市制施行により誕生した。前身の千葉町に千葉県庁がおかれたことから、県内の政治、経済、交通の要所として発展してきた。鉄道網はJRだけでも6線、さらに京成電鉄、千葉都市モノレールが整備されている。そのため、地域経済圏の中心でありながらも、首都圏のベッドタウンとしての側面も持っている。高度経済成長期以降、臨海部は大規模な埋め立て工事が行われ、鉄鋼加工や機械工業を中心とした工業地帯となっている。また、首都圏に近い幕張地区には、日本最大級のコンベンション施設「幕張メッセ」が開業し、国際的な展示会の拠点となっている。		

(1) 分権の内容

第4次一括法

■商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法施行令）

●改正前

- ・商工会議所法施行令第七条（都道府県が処理する事務）

法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務で次に掲げるものは、商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号及び第七号に掲げる事務は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一～三 （略）

四 法第四十六条第二項及び同条第四項において準用する法第二十八条に規定する事務（法第二十五条第一語から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の事項に係るものを除く。）

五～七 （略）

●改正後

- ・商工会議所法施行令第七条（都道府県又は指定都市が処理する事務）

法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務で次に掲げるものは、商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（当所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次項及び第三項において同じ。））が行うこととする。ただし、第六号及び第七号に掲げる事務は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一～三 （略）

四 法第四十六条第五項に規定する事務

五～七 （略）

■商工会議所法施行令の改正に伴う、商工会議所法施行規則の一部変更

	条項	改正箇所
特定商工業者該当基準の許可申請	第二条	「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。
期間延長の申請	第三条	
負担金の許可申請	第四条	
定款変更の認可申請及び届出	第六条	見出し中「認可申請」の下に「及び届出」を加え、同条第一項中「都道府県知事（法第二十五条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の事項の変更については、経済産業大臣）」を「経済産業大臣」に改め、同条に次の一項を加える。
（新設）	第六条2	法第四十六条第五項の規定により定款の変更の届出をしようとする者は、様式第六の二による届出書に、前項各号の

		書類を添えて、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。
報告事項	第七条	「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。
準用	第十一条	「第六条、第七条」を「、第六条第一項、第七条」に改め、「、都道府県知事（法第二十五条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の事項の変更については、経済産業大臣」と（原文まま）」を削り、「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。
フレキシブルデスクによる手続	第十三条 第二項第六号	「第六条」を「第六条第一項」に改める。
条例等に係る適用除外	第十七条	「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。
申請書	様式第2～4 及び6	「都道府県知事」の次に「(指定都市の長)」を加え、様式第6中「(都道府県知事)」を削り、様式第6の次に次の様式を加える。

(2) 分権を受けて業務を執行するに当たり、実施したこと

①規則や要綱等の作成

千葉商工会議所に係る監査実施要領を作成した。

(平成29年12月12月から施行)

②予算の措置

特に無い。

③関連部署との連携

千葉商工会議所は、地域経済活性化のほかに、中心市街地におけるまちづくり等にも参画しており、多くのセクションが商工会議所と連携している。

④施策の対象者に行った説明及び情報提供

特に行っていない。

市と商工会議所は、権限移譲前から連携しているとともに、商工会議所は県の派遣職員も在籍しており、十分な情報共有が図られている。

(3) 分権を受けて、対応に苦慮した点

複数の商工会議所を所掌する県とは異なり、本市は1団体のため、ノウハウの蓄積するスピードが県に劣る。しかしながら、県と同様の専門性を発揮する必要があるため、日常業務や研修機会を活用し、個々の職員のスキルを磨く必要がある。

自治体ヒアリング Q&A(千葉市)

Q 1	分権を受けて、順調に運営できているのはどのようなことですか。また、その要因は何ですか。
A 1	<p>(実務面の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所の財務面を含め、実務的な部分をより詳しく知ることができた。 <p>(人材交流)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分権とは別件だが、本市及び商工会議所間で、相互に職員派遣を実施しており、お互いにノウハウを吸収できている。
Q 2	分権を受けて、事業を運営する上で課題はなんですか。
A 2	<p>(実務面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題とは異なるが、経験が無い事務であり、県から事務についての詳細な情報提供が必須である。
Q 3	義務・枠、権限移譲、財源において、さらに分権を進めてほしいことを教えてください。
A 3	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所定款変更の事務を移管されたセクションとしては、特に無い。

2 兵庫県神戸市における「児童福祉施設の設備及び運営基準」について

調査日時：平成 29 年 11 月 17 日（金）13:00～14:30

場所：神戸市役所会議室

アンケート調査の「質問 7-4 義務付け・枠付けの成果」として、児童福祉法の歳児別配置基準を国の基準よりも厳しく定め、保育士を加配するように条例制定し、「安全で質の高い保育」、「保育士の負担軽減等」の成果を記述していたため、詳細に状況を伺うべく現地ヒアリング調査を実施した。

【概況】

自治体名	神戸市	
人口	1,546,255 (平成 29 年 1 月 1 日現在)	
類団	指定都市	
取組類型	義務付け・枠付け	
分野	<p>【第 1 次一括法】</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営基準の条例委任 (児童福祉法)</p>	
担当課	子育て支援部 事業課	

【地域特性】

神戸市は兵庫県の県庁所在地で、大阪湾に面した兵庫県南部に位置する。市域の中央には六甲山地があるため、市街地は海と山に挟まれ、南北に狭く東西に長く広がっている。神戸の礎は江戸末期の兵庫港開港に始まり、明治 22 年に誕生した。古くから灘の酒造業で栄え、また開港以降、欧米の文化や産業が流入し、鉄鋼業、造船業、アパレル産業が神戸の発展を支えてきた。誕生当時 13 万 5 千人であった人口は、国際貿易港である神戸港の発展と共に増加し、全国 6 位の規模となっている。平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災は、神戸市で震度 7 を記録し、戦後に発生した自然災害として、東日本大震災に次ぐ甚大な被害を与えた。震災後 20 年を経過し、課題はまだ抱えているものの、復興が進んでいる。

(1) 分権の内容

第1次一括法

■事業、養育里親及び施設（児童福祉法）

●改正前

- ・児童福祉法第四十五条

厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。

●改正後

- ・児童福祉法第四十五条

都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

- 二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

- 三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

- 3 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

- 4 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

(2) 分権を受けて業務を執行するに当たり、実施したこと

①規則や要綱等の作成

当課が関係するのは第1次一括法である。

平成26年10月に条例を制定した。幼保連携型認定こども園や、家庭的保育事業等の設備、運営に関する基準の条例を制定している。

条例で定めたことは、国の基準を守ることもそうだが、神戸市独自に職員数を必要な数にプラス1人することを明記している。

②予算の措置

特に無い。

③関連部署との連携

平成26年4月の組織改正により、新制度に向けてこども家庭局の体制が整備された。関係部署がより緊密になり、連携が図りやすくなった。

④施策の対象者に行った説明及び情報提供

市民にはパブリックコメントで意見を公募した。対象施設である神戸市内の私立保育園連盟、私立幼稚園連盟等には事前に説明を行った。

(3) 分権を受けて、対応に苦慮した点

幼稚園、保育園、認定こども園の3類型があり、国の所管も3府省に分かれている。それぞれに法令も異なり、通知書類もそれぞれから出てくる点。

自治体ヒアリング Q&A(神戸市)

Q 1	分権を受けて、順調に運営できているのはどのようなことですか。また、その要因は何ですか。
A 1	<p>(近隣自治体との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新制度が施行する平成 27 年前後は他市区町村と調整をしていた。政令市が集まる場や、中核市で集まる場があり、話し合いができた。 <p>(人員加配のメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の負担軽減、働きやすさにつながっている。 ・より安全で質の高い保育を確保することができている。 ・現時点では、保育士が足りずに定員を減らすということはない。人員の確保は厳しいが、何とかやりくりをしている。
Q 2	分権を受けて、事業を運営する上で課題はなんですか。
A 2	<p>(申請先の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園に対しては神戸市及び県から助成金を出している。事業者にとって、申請先が県なのか市なのか把握しづらい状況である。
Q 3	義務・枠、権限移譲、財源において、さらに分権を進めてほしいことを教えてください。
A 3	<p>(関連先との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所運営は従来から県ともつながりがあるが、幼稚園は県の私学教育課や教育委員会との関わりがあり、連携が取りづらい場合がある。

3 大阪府豊中市における「計量法の立入検査に関わる府・市町村協議」について

調査日時：平成 29 年 11 月 16 日（木）16:30～17:30

場所：豊中市立生活情報センターくらしかん

アンケート調査の「質問 7-5 義務付け・枠付けの問題点」において、計量法の協議の廃止について、現状を述べた上で問題点を指摘しており、大阪府全体の対応についても記述していたため、詳細な状況を確認するべく、現地ヒアリング調査を実施した。

【概況】

自治体名	豊中市	
人口	403,991 人 (平成 29 年 1 月 1 日現在)	
類団	中核市	
取組類型	義務付け・枠付け	
分野	【第 2 次一括法】 協議の廃止（計量法） 計量特定市	
担当課	市民協働部 くらし支援課	
【地域特性】		
<p>豊中市は、大阪府中央部、大阪市の北に位置し、東は吹田市、西は兵庫県伊丹市と接している。昭和 11 年に豊中町、麻田村、桜井谷村、熊野田村が合併し、誕生した。昭和 37 年には、当時最先端の都市計画を取り入れた千里ニュータウンが開発され、大阪市のベッドタウンとして発展してきた。人口はニュータウンの高齢化に伴い、昭和 62 年をピークに減少傾向であったが、近年、ニュータウンの再生に取り組み、回復基調へと転じている。交通面では、大阪国際空港、阪急電車、北大阪急行電鉄、大阪モノレールの公共交通に加え、名神高速道路、阪神高速道路等の幹線道路網が整っている。阪神地域の工業地帯に隣接し、交通の便が良いことから、製造業が発展している。</p>		

(1) 分権の内容

第2次一括法

■立入検査に関わる都道府県・市町村の協議（計量法）

●改正前

- ・計量法第百五十五条（協議）

都道府県知事及び特定市町村の長は、この法律によりその権限に属する事務の当該特定市町村の区域における執行に関し、毎年四月に、協議しなければならない。

●改正後

- ・計量法第百五十五条

削除

(2) 分権を受けて業務を執行するに当たり、実施したこと

①規則や要綱等の作成

新たに作成、改正したものは無い。

地方分権による権限移譲がされる以前に、豊中市が計量特定市になったタイミングで権限移譲がされていた。

②予算の措置

特に無い。

③関連部署との連携

庁内での連携はなく、単独で業務を執行している。

市内のどこではかりを使用しているのか把握をするため、保健所や消防署などの関係各所からリストを提供してもらうことがある。

④施策の対象者に行った説明及び情報提供

特に行っていない。

(3) 分権を受けて、対応に苦慮した点

計量特定市になって苦慮している点であるが、計量特定市となった近隣自治体は、つくば市の産業技術総合研究所に職員を1か月派遣して勉強させているようだ。豊中市では、実務をしながら学んでいる。

(4) その他

①実施体制

補佐、係長、常勤職員2人の4人体制である。

計量業務8年目の職員と、1年目の職員をペアにして学んでいる。しかし、計量業務を学んだ職員が、いつ異動するのか分からない点は課題である。

近隣自治体では、常勤職員が1人ついているが、実態は非常勤職員に任せている自治体もある。反対に、常勤職員1人体制で、その職員に何かあれば計量業務が止まってしまうリスクを持つ市もある。

②担当部署

5年程前までは、産業振興を担当する課が計量を担当していたが、現在はくらし支援課（消費、就労支援、労働など）が担当している。

③計量特定市

計量特定市は、全国約120市に計量法関連の権限が移譲されている。

計量特定市では、人口200万人の市も、人口10万人規模の市も同じ扱いをされる。当然、職員の配置は全く異なり、将来的には、人員不足から持ち堪えられない懸念がある。

自治体ヒアリング Q&A(豊中市)

Q 1	分権を受けて、順調に運営できているのはどのようなことですか。また、その要因は何ですか。
A 1	<p>(近隣自治体との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先日、ガソリンスタンドへの立入検査を実施した。10リットルと5リットルの基準器と呼ばれる計量器を持参し、実際にガソリンなどを入れてみて誤差がないか検査をした際、大阪府や近隣自治体の職員も同行した。 ・近隣自治体で立入検査を実施する時には、豊中市からも応援を出しており、連携が取れている。 <p>(研修制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府主催の研修が充実しており、参加をしている。
Q 2	分権を受けて、事業を運営する上で課題はなんですか。
A 2	<p>(業務知識)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量としてはそれほど多くないが、バックグラウンドがあまりにも大きく、専門性が高い業務である。 ・実際のはかりの定期検査は、基準分銅と呼ばれる分銅を使用して、はかりが正確な値を示しているかどうかを確認する。基準から外れた場合は、専門の業者に修理をしてもらった上で検定を受けることになるが、検定は特定市の権限ではない。 ・検査の対象となるはかりがどこにあるのか、自治体分かる仕組みになっていない。また、届け出る義務が無い施設もあり、把握ができない。 <p>(引継ぎ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体で持つておくべきノウハウやスキルの引継ぎが課題である。担当職員は事務職なので、3年から5年で異動する可能性が高い。 ・例外が多く、マニュアル化が難しい。 <p>(都道府県との業務分担)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンドに燃料油メーターを設置する時は、検定をとおさなければならない。検定は都道府県の権限であるが、メーターが適切に使用されているかについては、計量特定市が立入検査を実施することになっている。しかし、検定をしていないので、各スタンドにどのようなメーターがあるのか実際に行ってみないと分からない。
Q 3	義務・枠、権限移譲、財源において、さらに分権を進めてほしいことを教えてください。
A 3	<p>(自治事務としての計量)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量は国家にとって非常に重要なものであり、自治事務には馴染まないのではないか。 ・国の基準の範囲内で検査をすることは決まっているが、細かい部分の裁量が市区町村ごと、若しくは都道府県ごとに違うことが許容されている現状の計量法の体系は、正直なところ危ういと感じる。市区町村に多くの事務と権限を渡されても、市民生活への影響が大きくなるのが懸念される。

4 茨城県坂東市における「特例介護予防サービス」について

調査日時：平成 29 年 11 月 14 日（火）16:00～17:30

場所：坂東市役所会議室

アンケート調査の「質問 7-6 義務付け・枠付けで特にメリットや成果又は問題があった」と自由記述で回答をした自治体の中で、茨城県坂東市は介護保険法について、独自の基準を制定してメリットがあったと記述があったので、更に詳細な取組状況を伺うために現地ヒアリング調査を実施した。

【概況】

自治体名	坂東市	
人口	55,661 人 (平成 29 年 1 月 1 日現在)	
類団	一般市Ⅱ-0	
取組類型	義務付け・枠付け	
分野	【第 1 次一括法】 【第 3 次一括法】 事業者の指定・運営基準 (介護保険法) 介護予防・日常生活支援 総合事業 (総合事業)	
担当課	保健福祉部 介護福祉課	

【地域特性】

坂東市は茨城県の南西部に位置し、東は常総市、北に古河市と八千代町、西に境町、南は利根川を挟んで千葉県野田市と隣接している。平成 17 年に岩井市と猿島町が合併して誕生した。市域には猿島台地と呼ばれる平坦な台地が広がり、首都圏に近い地理的条件を活かした生鮮野菜作りが盛んに行われている。人口は合併前の平成 7 年をピークに減少傾向が続き、年齢 3 区分人口で見ると、年少人口、生産年齢人口は減少、老年人口は増加傾向にある。市域には鉄道路線が敷かれておらず、公共交通は路線バスのみとなっている。平成 29 年に首都圏中央連絡自動車道の茨城県区間が全線開通し、アクセスが飛躍的に向上したことから、坂東インター工業団地への企業誘致の進展が期待されている。

(1) 分権の内容

第1次一括法

■指定地域密着型サービスの事業者の指定（介護保険法）

●改正前

- ・介護保険法第七十八条の二第4項

市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 （略）

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四～九 （略）

●改正後

- ・介護保険法第七十八条の二第4項二、三

下線部「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改める。

下線部「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

■指定地域密着型サービスの事業の基準（介護保険法）

●改正前

- ・介護保険法第七十八条の四

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かななければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める範囲内で、これらの規定に定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

5～7 (略)

●改正後

・介護保険法第七十八条の四第2項

下線部「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改める。

下線部「厚生労働大臣が」を「市町村の条例で」に改める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

三 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

4 下線部「指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改める。

5 下線部「第一項及び第二項」を「第三項」に改める。

下線部「厚生労働省令で定める範囲内で、これらの規定に定める基準に代えて、」を「同項第一号から第四号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、」に改める。

■指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（介護保険法）

●改正前

・介護保険法第百十五条の十二第2項

市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 (略)。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五条の十四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四～九 (略)

●改正後

- ・介護保険法第百十五条の十二第2項二、三
下線部「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改める。
下線部「同条第四項」を「同条第五項」に改める。
下線部「第四項」を「第五項」に改める。

■指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準（介護保険法）

●改正前

- ・介護保険法第百十五条の十四
指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。
- 3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市町村は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める範囲内で、これらの規定に定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

5～7 (略)

●改正後

- ・介護保険法第百十五条の十四第2項

下線部「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改める。

下線部「厚生労働大臣が」を「市町村の条例で」に改める。

- 3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

4 下線部「指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改める。

5 下線部「第一項及び第二項」を「第三項」に改める。

下線部「厚生労働省令で定める範囲内で、これらの規定に定める基準に代えて、」を「同項第一号から第四号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、」に改める。

第3次一括法

■指定介護予防支援事業者の指定（介護保険法）

●改正前

- ・介護保険法第百十五条の二十二

（略）

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 （略）

●改正後

- ・介護保険法第百十五条の二十二 2 一、二
下線部「法人」を「市町村の条例で定める者」に改める。
下線部「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改める。

三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

■指定介護予防支援の事業の基準（介護保険法）

●改正前

- ・介護保険法第百十五条の二十四
指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。
- 3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4・5 （略）

●改正後

- ・介護保険法第百十五条の二十四 2
下線部「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改める。
下線部「厚生労働大臣が」を「市町村の条例で」に改める。
- 3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - 二 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 4 下線部「指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改める。

5・6 （略）

(2) 分権を受けて業務を執行するに当たり、実施したこと

①規則や要綱等の作成

規則を制定した。

②予算の措置

特に無い。

③関連部署との連携

相互に連携しているところは無い。

④施策の対象者に行った説明及び情報提供

事業所向けに説明会を開いた。

(3) 分権を受けて、対応に苦慮した点

市区町村が指定、監督権を有する介護保険事業所の運営基準については、地方分権一括法により、国による義務付け、枠付けが廃止され、条例委任された。この条例案の作成過程において、市区町村独自の内容を定めることが可能な事項（参酌すべき基準となったもの）の具体的な検討については、小規模自治体である当市では担当職員の専門性の確保という点で、難しい面があった。

地方分権一括法によらず、介護保険の分野においては、保険者である市区町村への分権（役割拡大）が継続的に行われている。特に介護予防については、国が基準を定めて行う給付から、市区町村が工夫をして、地域の特色にあったサービスを提供するために、総合事業に移行している。しかし、その裏付けとなる交付金については、一定の基準がある。

総合事業は、要支援の軽微な介護サービスを、市区町村が工夫をして提供するようにと平成27年度から制度が変わった。一定の類型を国が示し、その類型に基づいたサービスに対して交付金の対象としているところがあり、財源的にも、内容的にも決められた範囲内で事業の検討を行うことは、厳しいものがある。

(4) その他

権限移譲により新たに発生する事務に対する地方財政措置については、ある程度、包括的に測定がされているところもあるが、可能であれば見える形で基準財政需要額に算入していただきたい。

移譲される事務について、実際にどれだけの業務量があり、何人必要になるのか、業務量測定のようなものがあれば、市区町村側も受け入れやすくなるのではないかと。限られた職員や財

源の中で、必要な人員等が分からないまま執行し、新たな事務に対する人的、財政的負担がどれくらいなのかを考えると、現状の制度では厳しいと感じている。

交付税の増減に関わらず、基準財政需要額の算定において、個々の業務量の見える化（標準化）を行うことにより、限られた職員の適正配置につながるのではないかと思われる。

自治体ヒアリング Q&A(坂東市)

Q 1	分権を受けて、順調に運営できているのはどのようなことですか。また、その要因は何ですか。
A 1	<p>(実務面の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者としての調査（給付適正化等）と指定権者としての指導・監査をリンクさせて実施できるため、サービスの質の向上につなげることができた。 ・サービス提供の記録の保存期間を2年から5年に変更し、提出させる権限を持っているため、不正受給の抑止効果がある。 ・市区町村が主体的に事業者の監督を行うことができるようになり、指導や言葉に重みがかかった。 ・市区町村のほうが、事業者が目が行き届きやすい。 <p>(条例委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正、誤りによる給付費の返還時効は受領日より5年であるが、証拠となる資料（サービス提供の記録）の保存期間は2年であった（参酌すべき基準）。これを5年とすることで、実施指導における捕捉対象が拡大し、質の低いサービスや不適切なケアの抑止につながっている。
Q 2	分権を受けて、事業を運営する上で課題はなんですか。
A 2	<p>(人員配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に関わる課は業務量が多く、人員の余裕が無い。市全体の定員管理の枠の中で、専門性の高い職員を確保しながら、これを実施しなければいけないことが課題である。 <p>(財源の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数次における分権一括法や介護保険制度改正の中で、市区町村の裁量の範囲が拡大しているが、個別の交付要綱や実施要綱により、実際には国の基準があり、複雑化したものが移譲されている印象である。その対応の難しさを感じている。
Q 3	義務・枠、権限移譲、財源において、さらに分権を進めてほしいことを教えてください。
A 3	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域の特色や規模がある中で、全国一律に分権で事務を移譲するのではなく、個別的な配慮をいただきたい。 ・積極的な権限移譲を受けるためには、明確な財源の移譲が必要（移譲事務担当部局の体制づくりのため、人事や財政部局との調整がしやすい。）。

5 福岡県直方市における「未熟児の訪問指導」について

調査日時：平成 30 年 1 月 23 日（火）

アンケート調査の「質問 9-5 権限移譲の問題点」において、未熟児の訪問指導についての具体的な成果及び課題を挙げていたため、更に詳細な取組状況を伺うための電話ヒアリング調査を実施した。

【概況】

自治体名	直方市	
人口	57,335 人 (平成 29 年 1 月 31 日現在)	
類団	一般市Ⅱ-3	
取組類型	権限移譲	
分野	【第 2 次一括法】 未熟児の訪問指導 (母子保健法)	
担当課	総合政策部企画経営課 企画経営係	

【地域特性】

直方市は、九州最北部を占める福岡県の北部にあり、遠賀川に沿って開ける筑豊平野のほぼ中央に位置する。市の東側は福智山山系で、北九州市小倉南区と接し、西は、宮若市、鞍手郡鞍手町と接する。南は田川郡福智町、飯塚市、鞍手郡小竹町と、北は北九州市八幡西区、鞍手郡鞍手町と境を接している。市街地は、遠賀川と JR 筑豊本線に挟まれた地帯にあり、東部、西部地域は住宅地帯、南部地域は工業地帯、北部地域は農村地帯を中心に形成される。筑豊で石炭が見付かり、明治時代から昭和 30 年代までは石炭産業で栄えた。炭鉱の閉山後は、産業構造の転換が進み、鉄工業や機械工業等が主力となる。市の北東部に直方工業団地、南部に中泉工業団地等が整備されている。

(1) 分権の内容

第2次一括法

■未熟児の訪問指導（母子保健法）

●改正前

- ・母子保健法第十九条

都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長は、その区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による訪問指導を行うときは、当該未熟児の現在地の市町村長（保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を除く。）に、その旨を通知しなければならない。

●改正後

- ・母子保健法第十九条

下線部「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改める。

2 (略)

3 削除

(2) 分権を受けて業務を執行するに当たり、実施したこと

①規則や要綱等の作成

国や県の基準に倣い、作成等を行った（事業課作成）。

②予算の措置

人員を増やしたり、他事業財源から補填して対応した事業課もあった。

③関連部署との連携

市民向け周知や条例上程に関する取りまとめ、全体のスケジュール管理等を分権担当課で行い、関連部署への説明会を行った。

④施策の対象者に行った説明、及び情報提供

権限移譲事務に伴う相談窓口の変更等について広報紙等で情報提供を行った。

(3) 分権を受けて、対応に苦慮した点

権限移譲について、移譲元からの引き継ぎにあたり、専門的な内容であるにもかかわらず説明や引き継ぎ期間等が充分でなく、また組織体制を整える間もなく、移譲を受けたものもあつたと聞いている。

(4) その他

平成 29 年度提案募集について、内閣府地方分権改革推進室との意見交換がきっかけとなり、子どもの一時的預かり事業に係る人員配置要件の緩和について提案した。

自治体ヒアリング Q&A(直方市)

Q 1	分権を受けて、順調に運営できているのはどのようなことですか。また、その要因は何ですか。
A 1	<p>(未熟児の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未熟児の情報を早期に得ることができるようになり、市にとっては、健診・相談等の業務の効率化につながった。
Q 2	分権を受けて、事業を運営する上で課題はなんですか。
A 2	<p>(予算措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の措置で人員の確保まではできず、当初業務に当たっては他事業の予算を削減して財源を確保した。権限移譲の際の予算措置については、自治体の意見等を十分に反映するべきだ。 <p>(職員のスキル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な内容の業務量が増えた。
Q 3	義務・枠、権限移譲、財源において、さらに分権を進めてほしいことを教えてください。
A 3	<p>(地域を考慮した分権)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分権の推進は必要であると思うが、組織、人員、財源等の事情が自治体によって異なるため、現在の手挙げ方式活用など、地域の実情に合わせ、十分な協議の下進められるべきである。

6 埼玉県松伏町における「未熟児の訪問指導」について

調査日時：平成30年1月18日（木）9:30～10:30

場所：松伏町保健センター

アンケート調査の「質問9-2 権限移譲の個別事項への対応」について、未熟児の訪問指導において「新規に予算措置した」と回答した自治体の中で、心理相談員配置のために予算措置をしたと記述した自治体は、埼玉県松伏町のみであった。詳細な取組状況を伺うため、現地ヒアリング調査を実施した。

【概況】

自治体名	松伏町	
人口	30,102人 (平成29年1月1日現在)	
類団	町村V-2	
取組類型	権限移譲	
分野	【第2次一括法】 未熟児の訪問指導 (母子保健法)	
担当課	すこやか子育て課 保健センター	
<p>【地域特性】</p> <p>松伏町は埼玉県の東部に位置し、西は越谷市、東は江戸川を隔てて千葉県野田市と隣接している。地形は、一部北部の台地を除いて標高4mから6mの氾濫平野自然堤防で形成された、ほぼ平坦地である。人口は平成22年まで増加の傾向があったが、平成22年にピークを迎えた後は減少に転じている。町内に鉄道路線はなく、周辺自治体とともに東京都市計画都市高速鉄道第8号線の誘致活動を行っている。また、埼玉県の産業基盤を強化する「第3次田園都市産業ゾーン基本方針」に則り、町内の大川戸砂田地区が産業用地整備を重点的に支援する産業誘導地区に選定され、その他、松伏町を縦断する形で国道4号東埼玉道路が整備される計画となっている。</p>		

(1) 分権の内容

第2次一括法

■未熟児の訪問指導（母子保健法）

●改正前

- ・母子保健法第十九条

都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長は、その区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による訪問指導を行うときは、当該未熟児の現在地の市町村長（保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を除く。）に、その旨を通知しなければならない。

●改正後

- ・母子保健法第十九条

下線部「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改める。

2 (略)

3 削除

(2) 分権を受けて業務を執行するに当たり、実施したこと

①規則や要綱等の作成

平成23年4月1日、事業実施の実務を定めた「松伏町未熟児訪問指導の実施要綱」を施行した。

②予算の措置

権限移譲された際は、基本的に補助金を活用した予算措置のみで、別段の財源措置はなかった。

年3回の心理相談員（ケース検討会の実施）、駐車場使用料、有料道路の使用料には、新規に予算措置している。

埼玉県から平成20年度に「分権モデル市町村の指定」について要請を受け、平成20年度、21年度に複数の事務の権限移譲準備経費として、100万円ずつ補助金が交付された。この交付金を活用して、保健センターの公用車やエプロン、身長計等を用意した。

③関連部署との連携

松伏町を管轄する保健所とは、権限移譲前から同行訪問をするなど連携をとっており、権限移譲後の数年間は、ケース検討会への参加や助言をいただいていた。また、必要に応じケースワーカーと関わりを持ち、子どもの成長をともに見守る場合もあった。

ケースによっては、医療機関と連絡を取り、情報共有も行っている。

④施策の対象者に行った説明及び情報提供

権限移譲後も継続的に支援が必要なケースについては、保健所と同行訪問する中で、今後は町が窓口となる旨を伝えた。

(3) 分権を受けて、対応に苦慮した点

未熟児特有の疾患について、スタッフレベルの統一化を図るため勉強会を定期的で開催した。訪問時に「EPDS（産後うつを把握するアンケート調査票）」を含む3種類のアンケート調査を新規に採ることとなり、県の研修会にスタッフ全員が参加できるよう調整しスキルアップを図った。また、先駆的に取り組んでいる自治体のフローチャートを参考に学びを深めた。勉強会の定期的な開催には、通常業務の他にスタッフ間で時間調整をする必要があったため、大変苦慮した。権限移譲後、どのように町として関わっていくか、他課との連携も含めた体制づくりも苦慮した点である。

現在、保健師の人員体制は7名であり、未熟児訪問指導以外にも、虐待の問題や、母親の精神的な問題、健康増進業務、精神業務等抱えており、業務量が多くなっている。

(4) その他

未熟児訪問指導は、出生時の状況やキャッチアップの状況により対応方法が異なるため、支援方法は幅広い。

自治体ヒアリング Q&A(松伏町)

Q 1	分権を受けて、順調に運営できているのはどのようなことですか。また、その要因は何ですか。
A 1	<p>(心理相談員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師として初めて未熟児の対応をするため、アドバイザー的存在として、権限移譲された時から心理相談員を招いたケース会議を実施している。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模が小さいため、訪問から帰ってくるとその場で他スタッフと情報共有することができ、介入方法をその場で検討できる。情報共有ができていると、その場に担当保健師がいなくても、他の職員がカバーすることも可能だと考えている。 ・年3回、ケース会議を開いている。保健所からの職員（平成29年度からは、松伏町のすこやか子育て課の職員）や、心理相談員にも参加していただいている。この会議は、規則で定めているわけではなく、スタッフで検討した上で開催しており、フォローの抜け落ちがないようにしている。 <p>(継続的な支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の方々と早期に関わる仕組みを作ったことで、継続的に支援を行うことができる。母親にとっても、相談できる相手が身近に感じられるようになったのではないかとと思われる。 ・未熟児は発達の遅れなどが心配され、発達相談につなげるまでに慎重な対応が必要となる。相談先が身近になったことでスムーズな支援ができるようになったと感じている。 ・未熟児は3歳児健診まで原則経過観察を実施しているが、それ以降も必要な方はフォローしている。
Q 2	分権を受けて、事業を運営する上で課題はなんですか。
A 2	<p>(業務量の増加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の内容は自治体の規模に関わらず、同じように実施することになる。多様な業務を受け持つことになるため、スタッフは広い知識が必要となる。 ・通常業務をしながら、さらに勉強をする機会を作ることは難しい。 ・業務量は増えているが、人を増やせない状態である。

	<p>(支援対象の増加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続した支援が必要になるケースが多いため、対象者だけが増えていく状況である。さらに精神的に不安のある母親への支援等困難ケースも含めると、想定していた以上に負担が大きい。 ・松伏町では、3歳児健診までは確実に支援する体制を取っている。問題がなければ支援終了となるが、それ以外の方は継続支援になるので、年々支援対象は増加している。
Q 3	<p>義務・枠、権限移譲、財源において、さらに分権を進めてほしいことを教えてください。</p>
A 3	<p>(分権の目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権の大きな目的の1つは、住民サービスの向上だと思われる。例えば、義務付け・枠付けの範囲で、町自体が条例を策定したとしても、判断基準が県と同じになってしまうと、住民の利便性が向上することがない。そうすると、町でその事務を行う意味が無いと感じる。その観点を忘れずに分権を推進していくべきだと考えている。

7 京都府久御山町における「地域密着型サービス等の基準」について

調査日時：平成30年1月11日（木）16:20～16:40

アンケート調査の「質問7-6 義務付け・枠付けで特にメリットや成果又は問題があったもの」において、自由記述で回答をした自治体の中で、町村としての条例整備の要望があったため、詳細な意見を伺うための電話ヒアリング調査を実施した。

【概況】

自治体名	久御山町	
人口	16,255人 (平成29年1月1日現在)	
類団	町村IV-2	
取組類型	義務付け・枠付け	
分野	【第1次一括法】 指定地域密着型サービスの人員、設備、運営、申請者の法人格の有無に係る基準（介護保険法）	
担当課	民生部 住民福祉課 総務部 行政財政課	
<p>【地域特性】</p> <p>久御山町は、京都府南部、京都市の南に位置し、東は宇治市、南は八幡市と接している。京都盆地の東西中心上にあり、宇治川と木津川に挟まれた平野に位置している。国道1号線より西側では近郊農業が盛んであり、特に大根は「淀大根」という地域ブランドとなっている。また、町内に久御山工業団地があり、主として金属加工・プラスチック加工、食品製造が盛んである。</p> <p>人口は昭和60年にピークを迎え、以降は減少に転じている。一方、世帯数は同じく昭和60年に一旦ピークを迎え、その後わずかに減少したが、平成17年に再び増加に転じ、近年は微増が続き、平成27年4月現在の推計世帯数は増加傾向にある。</p>		

(1) 分権の内容

第1次一括法

■指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営、申請者の法人格の有無に係る基準（介護保険法）

●改正前

- ・介護保険法第七十八条の四

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

●改正後

- ・介護保険法第七十八条の四

下線部「厚生労働省令」及び「厚生労働大臣」を「市町村の条例」に改める。

- ・介護保険法第七十八条の四第3項一、二、三、四、五（新設）

- 3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- 二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
- 三 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- 四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 五 指定地域密着型サービスの事業（第三号に規定する事業を除く）に係る利用定員

(2) 分権を受けて業務を執行するに当たり、実施したこと

①規則や要綱等の作成

地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等について条例や規則等を制定。

条例の制定後は、当該サービスの事業者の指定や、実地指導などを実施。

②予算の措置

特に無い。

③関連部署との連携

地方分権で対象となっている事務でも、本町の事務としては行っていないものも多く、庁内でどのように連携、対応すべきか難しい。しかし、介護保険など分野によっては是非とも検討が必要な部署もあり、担当課において近隣市町の担当課と勉強会を行うなど、試行錯誤しながら対応している。

④施策の対象者に行った説明及び情報提供

介護保険サービスの事業者に対し、町の独自基準などについての説明を行った。また、定期的に事業者への実地指導などを行っているが、事業者の方は長年培われた知識やノウハウを多く持っており、もともと省令による基準は熟知している。

(3) 分権を受けて、対応に苦慮した点

地域密着型サービスをはじめとする基準条例については、対象となるサービス、規定する事項が非常に多く、内容も専門的であり、高度な知識が求められる。しかし、町では担当者が1名であり、短期間で整理するのは大変労力を要した。また、町においては対象となる事業者も少なく、サービスによってはないものもあり、人員を増やすところにはつながらない。条例に基づく事業者への指導など、専門的な内容の庁内における連携、引継も課題。

自治体ヒアリング Q&A(久御山町)

Q 1	分権を受けて、順調に運営できているのはどのようなことですか。また、その要因は何ですか。
A 1	・特に無い。
Q 2	分権を受けて、事業を運営する上で課題はなんですか。
A 2	<p>(負担の増加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さな町では、人員も予算も増やすような余裕がなく、現行の枠の中で新たな分権を受け入れている。条例を制定しても対象が無いことがある一方、いくつかの事務は、担当職員が一人しかいないところで過重な負担を生んでいる。 ・国や府から財源的措置がなされたとしても、人員増を行うだけの余裕はない。 <p>(職員のスキル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に介護保険など事業者に対する基準については、専門的な知識を職員が持ち合わせず、対応に苦慮することがある。 ・スキルアップをするといっても、一人の職員が他の業務を抱えながらでは、不可能に近い。
Q 3	義務・枠、権限移譲、財源において、さらに分権を進めてほしいことを教えてください。
A 3	<p>(地域を考慮した分権)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例を制定しても対象となるサービス事業者が無いものもあり、制定されたまま一度も適用されていないものも多い。自治体の実態に合った分権を行うため、独自に基準を設ける場合のみ条例制定が必要とするなど、従うべき基準や参酌すべき基準に対する条例制定の考え方を見直してもらいたい。

第5章 市区町村の地方分権改革(第1次一括法から第7次一括法)への対応に関する調査によって確認された現状と課題

第5章 市区町村の地方分権改革(第1次一括法から第7次一括法)への対応に関する調査によって確認された現状と課題

1 市区町村の地方分権改革の整備・運用における現状

今回のアンケート調査及びヒアリング調査で、市区町村が第1次一括法から第7次一括法で様々な分権を受け、その整備・運用に対応をしてきた中で、市区町村の受入れの実態が明らかになってきた。その実態は以下のとおりである。

- ・ **国・都道府県からの人員、予算及び執行に関するノウハウ等に対する財政的支援・業務的支援が都道府県のモデル事業への補助金以外にはない状況で、地方分権を行った。**

「第4章 地方分権に係る取組を行う地方公共団体の事例調査 6 埼玉県松伏町における『未熟児の訪問指導』について」の(2)②予算措置において、「分権のモデル市区町村として、平成20年度、21年度に2つの対象事務を受けることで、100万円ずつ補助金が交付された」という記述のとおり、モデル事業による支援はあったものの、それ以外の国・都道府県からの人員、予算、執行に関するノウハウ等に対する財政的支援・業務的支援が無い状況で、対応に苦慮しながら地方分権を行ったことが見受けられる。

- ・ **地方公共団体が行う自治事務として、一律に市区町村業務として分権された事務の中には、本来、国が統一的に扱う方が合理的、効率的であると思われる事務がある。**

「第4章 3 大阪府豊中市における『計量法の立入検査に係る府・市町村協議』について」のQ&AのQ2「バックグラウンドがあまりに大きく、専門性が高い業務である」「検定が特定市の権限にない」「例外が多く、マニュアル化が難しい」という指摘があるのとおり、国の事務のままにしたほうがよいと思われる事務がある。

- ・ **市区町村の人口規模により、地方分権改革には温度差がある。**

「第2章 市区町村の第2次分権改革への対応に関するアンケート調査 3 調査結果」
「質問6 自主性・自立性は拡大したと思いますか」の自治体規模別集計のとおり、人口30万人以上の市区は76.2%が「やや拡大している」と回答しているのに対し、それよりも小規模の市区町村は、50%を下回った(人口10万人以上30万人未満:47.3%、人口10万人未満の市

区:43.0%、町村:31.6%)。中小規模の市区町村にとって地方分権改革は、市区町村の特色を活かした事業を行うまでには至っていない状況があることが伺える。

- ・ **地方分権が行われたことで、関連政策分野での政策を一元的に執行することができ、効率的な事業運営ができるようになった事務がある。**

「第2章 質問9【項目③】権限移譲の成果について」の全体集計のとおり、「未熟児の訪問指導」について「関連政策分野の政策を一元的に計画することができた」を選択した地方公共団体が11.7%、「権限が拡大したことによって、効率的な業務ができるようになった」を選択した地方公共団体は43.9%あった。このように、地方分権を行ったことで、関連政策分野での政策を一元的に執行することができ、効率的な事業運営ができるようになった事務がある。

以上のような実態が、アンケート調査及びヒアリング調査の中で明らかになった。更に具体的には以下のとおりである。

(1) 新たな業務の発生による負担増

地方分権改革によって新たに市区町村業務となったものについて、「第2章 質問7 義務付け・枠付けの見直しの個別事項【項目②】財源確保について」、「質問9 権限移譲の個別事項【項目①】財源確保について」の全体集計のとおり、全ての個別事項において、原則的に、国・都道府県からは新たな財源支援措置は行われておらず、80%以上の地方公共団体が「新たな財源措置は行っていない」と回答をした。市区町村においては新たな財源的な措置が困難なため、担当職員の業務量増で対応しているのが現状である。

例えば、未熟児の訪問指導における保育士は、人員や予算が増えない状況で、従来からの業務である0歳児から3歳児（原則的には就学前まで）までの母子のケアだけでなく、未熟児とその母親のケアが必要である。そのため、未熟児に対する知識及び制度運用に係る事務を理解した上で、実際に母子への訪問指導を行っていかなければならない。

また、児童福祉施設・道路・公園等の整備・運用に関する基準の分権については、職員は、運用開始に当たり、市区町村の基準での特例条例の制定や規則の作成作業に追われ、運用段階になると、事業者や管理者に対する指導や監査に追加での説明負担が強いられていることが見受けられた。このように、追加された業務に対する知識やスキルのレベルアップ、行政として行う訪問指導のノウハウの取得等の負担増が全体的に見られた。

(2) 市区町村の権限に馴染みにくい業務

計量法の改正により、義務付けられていた事業者に対する立入検査に係る都道府県と市区町村の協議が廃止された。そのため、従来から行われていた都道府県と市区町村の協議が行われ

なくなることで、「第3章 質問7-4 義務・枠の成果で重要と思われる事項（計量法について）」の福井県福井市の回答である「効率的であるが、協議が必要な場合もある」や「質問7-5 義務・枠の問題点で重要と思われる事項（計量法について）」の大阪府豊中市の回答である「公式の協議の場がなくなることにより連携を図ることが難しくなってくるおそれがある」という記述のとおり、都道府県や周辺地方公共団体との連携が取りにくくなることの懸念が言及されている。

計量は国家にとって重要なものであり、国、都道府県、市区町村の連携の中で統一的な基準に従って検査・維持されるべきものとの意識が市区町村の職員にも強く存在している。国の基準の範囲内で検査をすることは当然であるが、細かい部分の裁量などは都道府県ごとに違っていた計量法の体系が、都道府県との協議が廃止されたことに伴い、市区町村レベルで裁量の差が生じる状態となっている。

実務的には基準の分銅で計量器の正誤をチェックしているのであるが、基準から外れた場合の措置等について、統一的な対応に関する指導等に差が生じる可能性がある。都道府県においては研修や廃止された協議を非公式に継続することにより、市区町村に対して変わらぬ指導をすることで、統一性を保とうとしているところも見受けられる。計量法の体系を維持することは国民生活に欠かせないものであるが、現状に対する危機感が市区町村の職員には見受けられた。

地方分権改革で地方公共団体へ委ねられた事務の中には、国家での統一性を求められる事務もある。計量法に基づき事業者が所有する計量器に対する検査基準、旅券の申請基準等、全国一律の仕様や基準が求められる。このような事務について、例えば、計量法の立入検査の都道府県との協議の廃止では、16.9%の自治体が「自由度が拡大した」と回答したが、74.8%の市区町村が「特段の成果が無い」、「対象が少ない」と回答し、64.3%の市区町村が条例に委任する必要性が低いと回答している。計量は国全体の整合性を維持しなければならない国家の本来業務に近く、市区町村にとっては自主性、自立性を図るという意識以上に、他の市区町村との整合性を図れないことへの不安や懸念を生じることの方が明らかに多く見受けられた。

（3）中小規模の市区町村の地方分権改革に対する対応

「第2章 質問4 地方分権改革の人員的な対応」について、政令指定都市や人口30万人以上の市区は「増員によって対処」が全体平均の10.3%よりも20%以上高い割合であり、「既存人員の再配置で対処」の全体平均31.9%に対して、いずれも60%を超えるなど、大規模な市では業務ごとに、担当する職員が一定数以上いるため、役割分担を行い負担の分散を図っている。しかし、人口10万人未満の市区や町村といった、中小規模の市区町村では、職員の全体数が少ないため、「特に発令はしておらず、庶務等で対処している」の割合がいずれも70%を超えている。このことから、中小規模の市区町村では一人の担当者が担う部門も広範に及び、かつ、

担当する職員の数が一人か二人しかいないことが見受けられる。中小規模市区町村では、職員が業務に対し、「専門性の高い業務を執行しているというより、多くの関連業務を広く浅く抱えている」と認識していると推察される。「第2章 質問8-3 ①「従うべき基準」型 ②「標準」型 ③「参酌すべき基準」型の類型に従って、条例を制定し執行された評価」では、北海道釧路市の「制定又は改正することとなった条例の多くは、国が法令で定めていた基準どおりに条例に焼き直しをする形となっている」という回答のように、国・都道府県が設定した基準で対応しているものがある。

そのような中で義務付け・枠付けや権限移譲により、条例を制定し、基準の改正等の専門性の高い法令業務や、新規の基準に従った新たな業務を行うこととなり、専門性の高い分野への対応力不足、業務遂行のノウハウの欠如に直面する職員が出てくることになってしまったと言える。地方分権を受けた当初は、条例の改正等の初動の調整に多くの時間を要し、権限移譲の場合は新規業務に、継続的に担当者が負担増で対応せざるを得ない状況であるとヒアリング調査の回答で言及している。職員自らが、試行錯誤で新規業務に対応している場合もあり、行政として職員のスキルアップや負担の軽減に取り組む必要があると考えられる。

都道府県事務を市区町村へ権限移譲する手法としては、事務処理特例の条例によることが可能であり、この場合は、都道府県と市区町村が、受入れ体制の状況や必要な財源措置等について協議をして、円滑に移譲することができる。国が一括法によって都道府県事務を市区町村に移譲するよりも、市区町村の意向が反映され、合理的手法と言える。国が都道府県事務の移譲を法律で行う場合には、市区町村の実態に即した慎重な事前調整がなされるべきであり、また、国の事務の移譲を積極的に行うよう取り組むべきである。

(4) 関連分野の政策を一元的に対応できることによる住民サービスの向上

未熟児の訪問指導や指定介護予防サービス事業者の認定基準等については、業務の負担増等や一部権限がいまだに都道府県にあるという事実があるにしても、「第3章 市区町村の第2次分権改革（第1次一括法から第7次一括法）への対応に関するアンケート調査における自由記述の概要 質問9-3 権限移譲の評価において具体的な内容」において、大阪府大阪狭山市、兵庫県加古川市、埼玉県越谷市が妊婦の一元的なサービスが可能になったことをメリットとして挙げており、「第4章 4 茨城県坂東市における『特例介護予防サービス』について」のQ&AのQ1「市町村が主体的に事業者の監督を行うことができるようになり、指導や言葉に重みがかかった」という回答のように、介護事業者に対する指導・監査のメリットにつながっていると判断する地方公共団体もあった。

未熟児の訪問指導については、「第4章 6 埼玉県松伏町における『未熟児の訪問指導』について」(4)その他 ②勉強会、研修の実施において、「未熟児特有の疾患についての勉強会を定期的で開催した」「スタッフ全員が研修に参加できるよう調整した」「もともと場合によって

は県と同行訪問していた。業務を受け入れる1年前からは、積極的介入として、必ず地区担当者は同行していた」という回答のとおり、分権前に十分に都道府県との引継ぎ調整を行って研修に参加し、分権後は、保健所との調整を頻繁に行い、所内（課内）で保健師同士の会合・研修を重ねることで、保健師一人ひとりが妊婦や未熟児に対するケア能力を向上させることができた」と述べている。

指定介護予防サービスの事業者に対しては、基準の設定権（職員数、運用等）が市区町村になり、都道府県との調整で監査・検査の権限も条例委任された市区町村においては、事業者との頻繁な接触により、より正確な事業内容を把握することができる。今後、検査等の権限が移譲されると、指導の権限も強くなることで、独自のサービスの徹底・向上に資することになり、事業者の不正や不備を防ぐ機会が増えると考えている。ここでも、都道府県事務との関係がある中で、未熟児の訪問指導の事務のみを法律で移譲することの問題があると言える。

2 市区町村の地方分権改革の現状を踏まえた、住民サービスの向上の方向性

平成5年6月に地方分権の推進に関する決議がなされ、その後、平成11年7月に地方分権一括法が初めて成立して20年ほど経ち、市区町村の地方分権の受入れも相当の期間に及んでいる。その間、受け入れた分権事務を市区町村が遂行したことで、地方分権改革の当面の目標である「地域の自主性及び自立性を高めるための改革」がどのように推進されたのかが評価できる。

本件調査では、市区町村が受け入れた分権事務の執行に当たり、どのように対応をしたのか、どのような対応ができなかったのかを確認するとともに、住民サービスの向上に貢献したか、更なるサービスの向上のために何が必要なのかを、市区町村に確認したものである。

国・都道府県からの財源移譲などの大きな制度改革は、基礎自治体である市区町村の立場では容易に及ばないところであり、受け入れた事務を執行することで、いかに住民サービスの向上につなげていくのかが、市区町村の課題である。様々な工夫や調整を行い、移譲された事務を執行する努力を続けてきた市区町村の現状が、今回の調査で明らかにできたと言える。困難な状況での事務の執行において、創意工夫で状況を改善した市区町村の事例を参考に、明らかになった現状への対応の方向性を考察する。

（1）分権により増加した業務負担に対する市区町村の対応

アンケート調査をした23の個別政策事項について、個別の分権事務に財源移譲を伴った義務付け・枠付け、権限移譲は原則的に無い。「第2章 質問7 義務付け・枠付けの見直しの個別事項への対応」の19項目、「質問9 権限移譲の対応」の4項目、合計23件の分権項目全てにおいて、財源確保の質問に対し80%以上の市区町村が「新たな財源措置は行っていない」と回答している。その中でも14項目は90%を超えており、増大した業務に対しての負担感が大きいことが伺える。

人員・予算等の増加が見込めない中で市区町村は、担当職員の業務量の増加で、新たな分権事務の業務に対応せざるを得ない状況である。都道府県から助言・指導を受け、市区町村間で情報共有を行って対応するばかりでなく、様々な方法で分権への対応がなされてきた。

このような状況の中で市区町村は、どのような形で新たな負担に対応したのか、自由記述から確認してみた。

①新たな業務負担に対する市区町村の対応

ア 専門性の高い職種について、都道府県からの職員派遣を求めた

「第3章 質問13 人材育成という観点から、重要と思われること」において、群馬県東吾妻町の「人材育成・確保のための財源や交付税など財政面の支援を検討してほしい。例えば、地方公共団体負担でない国の職員の長期派遣制度」という回答や、三重県御浜町の「人的、財政的、能力向上策の支援の実施」、高知県大豊町の「小規模地方公共団体では、人材の確保に限界があり、国や県の一定の支援が必要である」という回答から、地方分権の事務に対応できる専門性の高い人材が不足していることがわかる。また、「質問5 専門的で高度な内容の業務への対処」では、静岡県御前崎市の「県に人材派遣を求める等の働きかけは行ったが、その状況は、他の市町でも同様であり、実現は難しい」との回答があった。

イ 都道府県へ担当職員を派遣

地方分権の事務に対応できる専門性の高い人材がおらず、都道府県に人材の派遣を依頼しても同様の要望を出している市区町村が多く、都道府県からの職員派遣が困難な状況であったため、「第3章 質問5 専門的で高度な内容の業務への対処」における新潟県新潟市、静岡県袋井市、兵庫県神戸市、熊本県熊本市のように、新規の業務を身に付けさせるため、都道府県に任期付きで職員を派遣した事例が、多く見受けられる。しかし、これは職員の派遣期間中、担当職員がいなくなることになり、人力的余裕のない市区町村では困難で、全ての市区町村が同様の対応はできない。

ウ 継続して協議を開催して、都道府県や近隣市区町村との連携を保つ

「第3章 質問5 専門的で高度な内容の業務への対処」の中で、岡山県岡山市は「協議の義務づけが廃止された後も、継続して協議を開催している」と回答しており、協議の廃止後も継続して協議を開催している地方公共団体がある。

エ 地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定に基づき、近隣市区町村と共同して内部組織及び職員を設置

地方自治法第 252 条の 7 第 1 項「機関等の共同設置」の条文には、「普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第 138 条の 4 第 1 項に規定する委員会若しくは委員、同条第 3 項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第 174 条第 1 項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会についてはこの限りでない。」と規定しており、「第 3 章 質問 5 専門的で高度な内容の業務への対処」の自由記述で、大阪府大阪狭山市が「地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定に基づき、近隣市区町村で共同して内部組織及び職員を設置し、事務を共同で処理することとした」と回答しているように、近隣市区町村と共同の機関を設置して対応する地方公共団体がある。

オ 有資格の嘱託職員を採用

「第 3 章 質問 5 専門的で高度な内容の業務への対処」の自由記述で、岡山県岡山市が「有資格嘱託員の採用」と回答しているように、既存の職員では分権への対応が難しく、新たに資格を有する嘱託職員を採用することで対応している。

カ 外部委託を行った

「第 3 章 質問 5 専門的で高度な内容の業務への対処」の自由記述で、の千葉県君津市が「君津郡市広域市町村圏事務組合で対応（水道法関係）」と回答しているように、自治事務ではあるものの、外部の機関に委託した事務がある。

キ 職員に資格等を身に付けさせるために、研修や講演会等に参加させた

「第 3 章 質問 5 専門的で高度な内容の業務への対処」の自由記述で、静岡県焼津市が「上水道に関する技術上の実務経験年数による資格者以外に厚生労働省の登録を受けた者が行う『登録講習』を受講するための予算措置を実施した」と回答していることから、職員が業務に必要なスキルを身につけるため、講習会に参加させることもある。

②分権を受けた市区町村に対する国・都道府県の支援

市区町村においては、分権を受けても対応できる職員がいないことがあり、「第 2 章 質問 4 地方分権改革の人的な対応」の全体集計のとおり、「特に発令はしておらず、庶務等で対処している」と 68.8%の地方公共団体が回答している。次いで「既存人員の再配置で対処」が 31.9%となっていることから、増員は行わず、既存の人員で対処している地方公共団体が

多い。一方、職員に新たな業務に必要なスキルを身につけさせるため、予算措置をして、研修や講習会に参加させることもある。

外部の支援を受ける限り、継続的な経費負担が生じ続けることになるが、職員のスキルアップを奨励し、資格や専門知識を取得させ、新規の分権事務を執行する事ができれば、長期的な行政運営に有益である。

「第3章 質問9-3 権限移譲の評価において、問題がある場合、その具体的な内容」の中で、埼玉県草加市が「専門的な知識を必要とするため職員の育成や職員自身の知識の習熟に時間を要する」と回答しているように、実際に専門性の高い業務を行えるようになるまでには時間が掛かるが、その間、市区町村では実質的な分権への対応が必要最小限にならざるを得ない。このような空白期間を生じさせないために、国及び都道府県からの継続的な支援が望まれる。

ア 分権を受けた市区町村に対しての国・都道府県・関係機関が行うレクチャー、講習会、研修会等の開催

分権を受ける市区町村に分権内容の詳細なレクチャーを行い、市区町村で対処することが可能となった事務についてのメリット、デメリットを正確に説明し、理解を得ることが重要である。専門性の高いスキルを持った職員が育成されるまでの当面の対応においても、適切な事務処理が可能となる。

イ 国・都道府県による、分権内容の詳細が記された解説書の作成・配布

「第3章 質問13 自主性・自立性の向上のために重要と思われること」の中で、埼玉県狭山市の「移譲対象事務の詳細について、市が十分に把握できるよう、事務処理マニュアルの作成」や、福岡県北九州市の「権限の移譲元である国（府省庁）及び都道府県からの十分な移譲事務の引継、研修及びマニュアルの整備」とあるように、権限移譲された事務を効率的に運営して自主性・自立性を向上させるため、マニュアルを作成してほしいという要望があった。

市区町村が、分権の内容について、十分な理解がされておらず、詳細について把握できていない状況が確認されている。特に、国・都道府県及び関係機関が行う研修、講習会に職員を参加させられなかった市区町村に分権される内容についての詳細なレクチャーを行い、解説書を作成して配布することは、「このようにすることができる」「このような意味で基準を作成することができる」「このような支援や助言をどこから受けることができる」等を解説して、国・都道府県・基礎自治体である市区町村の間で、的確な情報共有をすることになる。また、市区町村にとって、自主性を保ちながら効率的な住民サー

ビスを行うことにつながるため、重要な意味を持つといえる。なお、解説書は、あくまで参考に過ぎないものであることに留意する必要がある。

配布される解説書には分権のメリットや市区町村で新たに対応することができるようになった事柄について、記述されているべきであり、また、その内容については、公開されることで、住民にも分権事務の内容が周知できる。これにより、住民が市区町村に対して要望できることについても把握することができるため、住民参加の地方自治にも貢献することができる。

国と同様、定員削減で職員数の増加が見込めない市区町村においては、職員の専門性を高め一人ひとりのスキルアップを図ることによって、行政の継続性と効率性を確保していくことが必要となっている。国・都道府県は、市区町村のこのような実態を受け、市区町村の人材育成に寄与する分権内容の詳細な情報伝達や、指導・支援を適時・適切に行うことが必要と考える。

(2) 市区町村の業務には馴染みにくい業務への対応

国の本来業務であるものを地方公共団体へ分権することはあってはならないことは当然である。地方公共団体が、あらゆる国の事情を全て理解することは不可能に近く、そのような状況下で、自治事務として分権された内容に疑問や懸念を持つ市区町村がある場合には、理解を得て納得してもらうため、丁寧な説明が必要である。分権事務の受け入れ態勢が整わない状況下で分権を受け入れざるを得なかった市区町村があり、また、条例委任をする必要性が低いと感じていた市区町村が全ての事務で過半数を超えていたことが、アンケート調査で確認されている。

国は、なぜこの事務が地方分権されるのか、メリットは何か、必要とされる業務量や財政需要はどの程度と予想されるか、分権後の最低限必要な対応はどのようなものか等を詳細に説明して、地方公共団体の理解を得ることが必要である。

「第3章 質問7-5 義務・枠の問題点で重要と思われる事項（道路構造の技術的基準）」の中で、埼玉県草加市が「仮に、市区町村ごとに不統一な独自基準を定めてしまうと、道路は連続していることから、利用者として通行しづらい、分かりづらい道路になってしまうこともある」と回答している。

基準の違いから市区町村の境界で工作物の仕様が変わるという現象が、起こりえる可能性は現実にある。そのような状況が生じることをないよう、国の責任や分権の内容について、国と地方公共団体との間で、齟齬が生じないようにするため、国は説明責任を果たしていく必要がある。

計量法においては、都道府県と市区町村の事業者に対する立入検査のための協議が廃止されたが、従来、この協議で市区町村間の検査業務に差がでないよう都道府県から指導・調整があった。現在いくつかの府県では、任意の協議を継続しており、市区町村間で検査の内容に齟齬が生じないように、整合性を保つ対応をしている。

検査で不合格となった計量器の扱い（計量器の精度を判断する権限は国の管轄）や市区町村が所有している検査用の分銅の精度確認等、今まで協議で正式に都道府県の指導・調整を受けていたものがなくなり、直接、国の検査所と調整をする必要が生じたことに、市区町村の戸惑いが感じられる。

計量法の立入検査に係る県・市区町村の協議の廃止については、国の統一的な基準に基づいて検査を行う市区町村の裁量を厳重に排除した検査を維持するため、都道府県の継続的な指導が求められるのではないかと考えられる。

計量法の事例では、都道府県と市区町村が協働して行う事務について、国が法律で一律に協議を廃止する措置を取ることの問題点が明らかになったと言える。

国にあっては、今後、地方分権を進めるに当たり、さらに慎重な事務の整理が望まれるところである。数百に及ぶ地方分権事務が都道府県や市区町村に分権されてきた状況について、国や地方公共団体も、激変する社会情勢の変化に見合った、最適な地方分権で在り続けるために、常時の見直しを進めていく必要があると考える。

（３）中小規模の市区町村の対応への限界

「第２章 質問７ 義務付け・枠付けの見直しの個別事項への対応」の成果として、「地域の実情に沿った基準の設定が可能になった」との回答があった。一方、その問題点としては、同じく自由記述において、「一連の行政改革の成果の中で、一層の職員減となり、成果を上げるための旗振り役となる専任者を配置できず、地方分権改革の推進担当は兼務している状態で、一元的な政策管理が難しく成果を上げにくい」、「特例条例に委任する意義は高いと思われるが中・小規模の地方公共団体では職員の業務量・能力等の問題から有効に活用できない」との回答があった。

地方分権で市区町村の自治事務となったものについて、「第４章 ４ 茨城県坂東市における『特例介護予防サービス』について」の地方公共団体ヒアリング Q&A の Q2 で、「業務量が多く、人員の余裕が無い。市全体の定員管理の枠の中で、専門性の高い職員を確保しながら、事業を実施しなければいけない」と課題を挙げた回答があった。さらに、「５ 福岡県直方市における『未熟児の訪問指導』について」の地方公共団体ヒアリング Q&A においても、「分権の推進は必要であると思うが、小規模自治体のように組織、人員、財源等体制が整っていない中で、一方的な移譲ではなく、地方公共団体の実情に合わせ、十分な協議のもと進められるべきである」といった回答があった。

「第3章 質問5 専門的で高度な内容の業務への対応」における大阪府大阪狭山市の対応のように、地方自治法第252条の7第1項（機関等の共同設置）に基づき、近隣市区町村と共同して、内部組織及び職員を設置し、事務を処理する場合がある。また、「第2章 質問5 専門的で高度な内容の業務への対応」において、「対応できず、都道府県業務のままにもらった」と回答した割合は14.8%であり、都道府県業務にとどめてもらう場合もある。一方で、権限移譲の評価の問題点として、第3章「質問9-3 権限移譲の評価において具体的な内容」及び「質問9-5 権限移譲の問題点について具体的な内容」の自由記述において、「未熟児の訪問指導（母子保健法）」では、「市単独では対象児が少数のため困難であり、広域的な関わりが必要である」、「権限移譲前には、県と同行し訪問を行っており、一定の連携が取れていたが、権限移譲後は訪問も市単独で行っており、県の事業等との協力体制が図れなくなった」との回答があった。このように、都道府県や周辺地方公共団体との連携の必要性を認識しながらも、地方公共団体が単独で対応せざるを得ない状況も生じている。

「第4章 事例調査 茨城県坂東市における『特例介護予防サービス』について」のヒアリングにおいて、「それぞれの地域の特色や規模がある中で、全国一律に分権で事務を移譲するのではなく、個別的な配慮をいただきたい」との回答があった。さらに、「新たに分権した事務の業務量について、行政需要を測定し、実際にどの程度の業務量があり必要な人員数はどの程度あるのか、正確な業務量測定ができる手法があれば、市区町村側も受け入れやすくなるのではないか」、「基準財政需要額の算定において、個々の業務量の見える化（標準化）を行うことにより、限られた職員の適正配置につながるのではないかと思われる」との声も聞かれた。

国においては、地方公共団体の個々の状況を正確に把握し、無理のない地方分権を行うことが求められる。

都道府県は、事務処理特例で分権できることから、市区町村と調整を重ねた上で、財源等も合わせて措置して分権している。

国は、国の業務を都道府県に分権するに当たり、都道府県と意見聴取や調整を行い、財源的な措置を的確に行い、都道府県の負担を軽減することが重要である。また、国は、都道府県の事務については、基本的に都道府県と市区町村の判断に任せ、法律によって権限移譲することは慎重に対応すべきである。

また、「第3章 質問14 今後、地方分権改革を推進するに当たり、国及び都道府県に期待すること」の自由記述では、「税財源の移譲をして欲しい」、「財政措置の拡大」、「人的な支援と財政的な支援」が挙げられており、財源措置をした上での分権が望まれるところである。

市区町村においても、対応に苦慮する分権については、さらなる創意・工夫を心がける意識を保持する一方、必要に応じて国・都道府県との調整を重ね、住民サービスの維持を確保・継続することが求められる。

(4) 市区町村の実態から伺われる「地方分権の改革」の在り方の方向性

多くの市区町村が第3章の中で、地方分権改革によって、業務量や財政需要が増加したにもかかわらず、同一事務で市区町村の裁量で対応できる範囲が広がり、地方の独自性を向上させることができたと言及している。

平成26年6月開催の地方分権改革有識者会議において、これまでの地方分権改革を総括し、新たな改革を進めるための展望として示した表題が「個性を活かし自立した地方をつくる」である。そのためには、更なる権限移譲、規制緩和等を推進することが必要となり、住民に身近な行政事務はできる限り、地方公共団体に委ねることで住民サービスの向上が図られるべきとしているため、基礎自治体である市区町村への分権は、今後も継続的に行われていく可能性がある。

様々な義務付け・枠付けの見直しや権限の移譲で、市区町村の自主性や独自性が向上したことは市区町村自身が認識しているが、一方で、その分権に合わせた財源の移譲が伴わず、市区町村は財政的に厳しい状況に追い込まれていることが今回のアンケート調査で明らかになった。国から受けた分権事務に対して、個別の財源移譲がなく、分権を受けて増大した業務量に既存の財源の中から捻出して対応しているのが実情であり、市区町村の不満につながっている。加えて、新たな分権事務に対処するための、専門性の高い人材の不足も大きな問題となってきた。この人材の確保や育成のためにも然るべき予算が必要であるが、この財政的措置も国では行われていない。多くの分権事務が市区町村に下ろされることによる、業務量の増大や人材不足が、市区町村の行政サービスの向上を妨げる一つの要因となっている。都道府県が事務処理特例で市区町村に分権する場合に行う、財源的措置と同様な措置を、国としても検討する時期に来たといえる。併せて、分権によって業務に携わる職員が一気に増大したことによる、専門性の高いスキルを持った人材の不足に関して、市区町村に対する適切な財源措置を行うことが求められている。個々の市区町村の実情を的確に把握し、きめ細やかな対応を、これからの国は求められているといえる。

少子・高齢化が急激に進み、人口減少という問題が現実になってきている現在、現行の制度の中で、地方交付税の総額が大きく増大するとは考えにくい。地方分権改革有識者会議の中でも言及されているところであるが、国と地方の税財源の配分を役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方交付税については、所要の総額を安定的に確保することが必要である。

研究会名簿

研究会名簿

委員長	江藤 俊昭	山梨学院大学大学院 社会科学研究科長、法学部政治行政学科教授
委員	幸田 雅治	神奈川大学 法学部教授
	金井 利之	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
	田村 秀	新潟大学 法学部教授
	玉野 和志	首都大学東京 人文科学研究科教授
	藤田 萬豊	一般財団法人 地方自治研究機構 常務理事
	事務局	本庄 宏
古川 牧雄		一般財団法人 地方自治研究機構 法制執務部長 兼 研修部長
佐藤 哲也		一般財団法人 地方自治研究機構 調査研究室長
遠藤 正志		一般財団法人 地方自治研究機構 主任研究員
唐沢 崇樹		一般財団法人 地方自治研究機構 研究員

基礎調査機関

平野 秋吾	株式会社ジック 本部調査課
村山 由華	株式会社ジック 本部調査課

(順不同)

資料編

市区町村の第2次地方分権改革(第1次一括法から第7次一括法)

への対応に関するアンケート調査票

御協力をお願い

残暑の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

当機構の運営につきましては格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、平成29年度自主研究事業といたしまして、市区町村で取り組まれている第1次から第7次一括法への対応について整理・分析する調査研究を実施しており、その一環として、アンケート調査の御協力をお願いすることとなりました。

本アンケート調査は、義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲によって市区町村にどのような状況が生じているかその現状・課題を把握するとともに、取組状況や御意見の収集を目的としております。本調査の成果は報告書として取りまとめ、全国の地方公共団体に配布する予定です。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。

平成29年8月

一般財団法人地方自治研究機構
理事長 山中 昭栄

■ はじめに、御回答者についてお伺いします。下表に御記入ください。

貴団体名(都道府県・市区町村名)	都道府県名		市区町村名	
市区町村コード・類似団体別区分	市区町村 コード		類似団体別 区分	
貴団体の人口(平成29年3月末現在)				人
回答者の所属部署名				
回答者の氏名				
回答者のメールアドレス				
回答者の電話番号				

【回答に当たってのお願い】

- ◇回答は、地方分権改革についての担当課にお願いいたします。
- ◇アンケート調査票は、同封の返信用封筒にて 平成29年9月29日(金)までに回答をお願いいたします。
- ◇自由記載欄に書ききれない場合は、適宜、別紙でお書きいただき、同封してください。
- ◇問に「複数回答可」とない限りは、原則的に最も当てはまる回答を一つ、お選びください。
- ◇この調査票について、御不明な点・御質問等ありましたら、以下担当者まで御連絡ください。

一般財団法人地方自治研究機構 調査研究部
担当:遠藤 endou@rilg.or.jp 唐沢 karasawa@rilg.or.jp
電話 03-5148-0662 FAX 03-5148-0664

問5 地方分権改革により市区町村業務となったものの中には専門的で高度な内容のものがありますが、貴団体ではどのように対処されましたか。(複数回答可)

- 都道府県に人材派遣を求めた 他市町村に人材派遣を求めた
 人材の育成の間、都道府県の助言・指導を求めた 市区町村間で情報等を共有して対応した
 自ら対応した
 実質的に対応できず、引き続き都道府県業務のままにしてもらった(一時的なものも含む)
 その他

問6 第1次一括法から第7次一括法が成立し、地方分権改革が進展している現在、市区町村行政の自主性・自立性は拡大したと思いますか。

- 拡大した やや拡大した あまり拡大していない 拡大していない
 どちらともいえない

○義務付け・枠付け等

問7 第2次分権改革において、貴団体では「義務付け・枠付けの見直し」(以下、「義務・枠」という。)の個別事項についてどのように対応されましたか。次の項目①から⑤について、下表のアからテの項目欄に当てはまる番号を記載してください。

【項目①】 条例制定について

- 1 条例制定は全く行わなかった(規則等の改正のみ) 2 個別事項ごとに条例を制定した
3 既存条例を改定した
4 他の政策部署と連携して、総合的政策の一環として、総合的な条例を制定した
5 その他

【項目②】 財源確保について

- 1 新たな財源措置は行っていない 2 他の予算を削減して財源を確保した
3 新規に予算措置した
4 その他

【項目③】 義務・枠の評価について

- 1 メリットが大きかった 2 ややメリットがあった 3 良い部分もあるが問題もある
4 やや問題がある 5 かなり問題がある

【項目④】 義務・枠の成果について

- 1 関連政策分野の政策を一元的に計画することができた
2 自由度が拡大したことによって、効率的な業務ができるようになった
3 特段の成果はなかった 4 個別政策事項の対象となる事務がない(少ない)
5 その他

【項目⑤】義務・枠の問題点について

- 1 条例委任の範囲が狭い
- 2 条例に委任する必要性が低い
- 3 基準設定（※）の類型が不適切である
- 4 その他

（※）「基準設定」については問8－3で後述

回答項目	項目	項目	項目	項目	項目
主な個別政策事項	①	②	③	④	⑤
【第1次一括法】					
ア 児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準の条例制定：保育所にあつては、保育室の面積（標準）、保育士の配置（従うべき基準）、屋外遊技場の面積等（参酌すべき基準）（指定都市、中核市、児童相談所設置市へ）					
イ 公営住宅の整備基準及び入居基準の条例制定：共同施設等の整備基準、入居資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準（参酌すべき基準）					
ウ 道路構造の技術的基準の条例制定：構造基準（ただし、設計車両、建築限界、設計自動車荷重は国が規定）、案内標識、警戒標識の寸法（参酌すべき基準）					
エ 市町村立幼稚園の設置廃止等にかかる都道府県教育委員会の認可を事前届出へ					
オ 市町村の中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化：中心市街地活性化に関する基本方針、目標等の内閣総理大臣の認定は廃止し、一部を例示化					
【第2次一括法】					
カ 公立高等学校の収容定員の基準の廃止（収容定員の下限の基準）					
キ 公民館運営審議会の委員の委嘱に当たり満たすべき基準の条例制定（参酌すべき基準）					
ク 図書館、博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準の条例制定（参酌すべき基準）					
ケ 公園等のバリアフリー化構造基準の条例制定：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準及び道路の構造に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）					
コ 都市公園の設置基準の条例制定：都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）					
サ 水道技術管理者、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）					

主な個別政策事項	回答項目	項目	項目	項目	項目	項目
		①	②	③	④	⑤
シ 公共下水路の構造の技術的基準、終末処理場の維持管理に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）						
ス 計量法の立入検査に係る県・市町村の協議の廃止						
セ 構造改革特別区域計画の内容の義務付けの一部を廃止、例示化：特区の名称、特性、計画の意義、目標等が内閣総理大臣の認定を受ける義務規定となっていたものを廃止し努力目標とした						
ソ 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準の条例制定（参酌すべき基準）						
【第3次一括法】 タ 消防長及び消防署長の資格の条例制定（参酌すべき基準）						
【第5次一括法】 チ 保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止						
【第6次一括法】 ツ 国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建造物に対する定期点検の見直し：建築主事を置く市町村の倉庫等の建築物について一律に定期点検の対象とされているところ、安全、防火、衛生の観点から支障の無いものについて除外することを可能とした						
【第7次一括法】 テ 公営住宅建替事業における現地建替要件及び居住条件の緩和等：公営住宅を集約化する場合、近接地への建替を追加、認知症患者等の収入申告義務の緩和、明渡請求対象となる高額所得者の収入基準を条例制定（従うべき基準）						

注：（ ）書きで記載している「従うべき基準、標準、参酌すべき基準」とは、条例制定する場合の基準設定の類型を表す（問8-3で後述）。

問7-2 問7の項目②において、いずれかの個別政策事項で「3 新規に予算措置した」と答えられた団体にお聞きします。具体的な内容をアからテの項目を記して記載してください。

個別政策事項	具体的な内容

問7-3 問7の項目③において、いずれかの個別政策事項で「3 良い部分もあるが問題もある」「4 やや問題がある」「5 かなり問題がある」と答えられた団体にお聞きします。特に問題があると思われるものについて具体的な内容をアからテの項目を記して記載してください。

個別政策事項	具体的な内容

問7-4 問7の項目④において、いずれかの個別政策事項で「5 その他」と答えられた団体にお聞きします。重要と思われるものについて具体的な内容をアからテの項目を記して記載してください。

個別政策事項	具体的な成果等

問7-5 問7の項目⑤で「4 その他」と答えられた団体にお聞きします。重要と思われるものについて具体的な内容をアからテの項目を記して記載してください。

個別政策事項	具体的な内容

問7-6 問7の表で記載している以外の「義務・枠」で特にメリットや成果又は問題があったものがあれば記載してください。

問7-7 「義務・枠」全体に対して、どのように評価しますか。(複数回答可)

- 大いに評価できる
- ある程度評価できる
- あまり評価できない
- 全く評価できない

問7-8 「義務・枠」全体に対して、どのような問題があると考えますか。(複数回答可)

- 自治事務だけでなく、法定受託事務も対象とすべきである
- 条文上「できる」規定も見直しの対象事務とすべきである
- 基準設定の類型が不適切である
- 条例の上書き権（法令を超えた独自の基準設定権）を今後、検討してもらいたい
- その他

問 8 施設・公物の設置管理等に関する全国一律の基準について、第1次一括法から第7次一括法により条例委任されたことを受け、貴団体ではどのような対応をしましたか。(複数回答可)

- 条例委任を受け既存の条例を独自の基準に改定した
- 条例委任を受け法令の基準を使用して条例を制定した
- 条例委任を受け独自の基準で新たな条例を制定した
- 現在は「条例委任を受け法令の基準を使用して制定した条例」があるが、今後独自の基準に改定予定のものがある
- その他

問 8-2 問 8 で「独自の基準に改定した」「独自の基準で制定した」「独自の基準に改定予定」と答えられた団体にお聞きします。独自の基準で制定(改定、改定予定を含む)されたのはどの分野の条例ですか。(複数回答可)

- 公営住宅の入居基準 公営住宅の整備基準 道路構造の技術的基準 道路標識の基準
- 保育所の設備・運営の基準 特別養護老人ホームの設備・運営の基準
- 公園等のバリアフリー化の構造基準
- その他

問8-3 問8で「独自の基準に改定した」「独自の基準で制定した」「独自の基準に改定予定」と答えられた団体にお聞きします。条例制定する場合の基準設定の3種類の類型が国から示され、各法令で、いずれかの類型が定められています。

- ①「従うべき基準」型 : 法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
- ②「標準」型 : 法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容
- ③「参酌すべき基準」型 : 参酌すべき基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

①から③の類型に従って、条例を制定し執行された評価を伺います。(複数回答可)

また、チェックされた項目の具体的な条例等の名称を記載してください。

- 法令の基準より自由度が増え、独自の施策が可能となった
- 「従うべき基準」の見直しなど、団体の裁量の範囲を更に広げてもらいたい法令がある
- 条例の制定はしたが、対象案件が少なく評価できない条例がある
- その他

・具体的な条例等の名称

○権限移譲

問9 第2次分権改革において、貴団体では「権限移譲」の個別事項についてどのように対応されましたか。次の項目①から④について、下表のアからエの項目欄に当てはまる番号を記載してください。

【項目①】 財源確保について

- 1 新たな財源措置は行っていない
- 2 他の予算を削減して財源を確保した
- 3 新規に予算措置した
- 4 その他

【項目②】 権限移譲の評価について

- 1 メリットが大きかった
- 2 ややメリットがあった
- 3 良い部分もあるが問題もある
- 4 やや問題がある
- 5 かなり問題がある

【項目③】 権限移譲の成果について

- 1 関連政策分野の政策を一元的に計画することができた
- 2 権限が拡大したことによって、効率的な業務ができるようになった
- 3 特段の成果はなかった
- 4 個別事項の対象となる案件がない（少ない）
- 5 その他

【項目④】 権限移譲の問題点について

- 1 権限移譲の範囲が狭い
- 2 権限移譲する必要性が低い
- 3 権限移譲によって広域的な調整が難しくなった
- 4 その他

回答項目	項目 ①	項目 ②	項目 ③	項目 ④
主な個別政策事項				
【第2次一括法】				
ア 未熟児の訪問指導（母子保健法）				
【第4次一括法】				
イ 商工会議所の定款変更の認可（商工会議所法）				
【第5次一括法】				
ウ 農地転用許可の権限移譲（農地法）				
【第6次一括法】				
エ 地方版ハローワークの創設（職業安定法）				

問9-2 問9の項目①において、いずれかの個別政策事項で「3 新規に予算措置した」と答えられた団体にお聞きします。具体的な内容をアからエの項目を記して記載してください。

個別政策事項	具体的な内容

問9-3 問9の項目②において、いずれかの個別政策事項で「3 良い部分もあるが問題もある」「4 やや問題がある」「5 かなり問題がある」と答えられた団体にお聞きします。特に問題があると思われるものについて具体的な内容をアからエの項目を記して記載してください。

個別政策事項	具体的な内容

問9-4 問9の項目③において、いずれかの個別政策事項で「5 その他」と答えられた団体にお聞きします。
重要と思われるものについて具体的な内容をアからエの項目を記して記載してください。

個別政策事項	具体的な成果等

問9-5 問9の項目④において、いずれかの個別政策事項で「4 その他」と答えられた団体にお聞きします。
重要と思われるものについて具体的な内容をアからエの項目を記して記載してください。

個別政策事項	具体的な成果等

問9-6 問9の表で記載している以外の「権限移譲」で特にメリットや成果又は問題があったものがあれば記載してください。

問10 第5次一括法以降の「提案募集方式」について、貴団体ではどのような対応をしてきましたか。

- 具体的な提案をしたことがある
- 国の説明会や研修会に職員を派遣したが、提案はしていない
- 提案をしたり、説明会や研修会に職員を派遣したことはない
- その他

問10-2 提案募集方式について、貴団体では今後どのように対応していきますか。

- 積極的に参加する
- 説明会や研修会には参加する
- 提案募集しても採用されないのに対応しない
- 提案募集方式について知識が少ないため対応しない
- その他

問11 今後、地方分権改革を推進するに当たり、効果的と思われることは何ですか。(複数回答可)

- 地方公共団体の自由度の拡大
- 地方公共団体の所管事務の拡大
- 専門能力・政策形成能力など職員の人材育成
- 政策形成・行政運営に当たってのノウハウや情報収集能力の拡大
- 補助金の一般財源化や地方税課税権の柔軟化など財政面における自主性の拡大
- 国から地方公共団体への通知（助言、指導）の大幅な減少
- その他

問 12 「義務・枠」のうちで、条例制定等を行ったものの、人口減少で対象者（物）がないなどの事務がありますか。具体的な条例等の名称及び概要を記載してください。（自由記載）

○人材育成及び人材確保

問 13 権限移譲された事務を効率的に運営して自主性・自立性を向上させるため、市区町村の人材育成という観点から、重要と思われることは何ですか。

- 市区町村職員研修への国又は都道府県職員の講師派遣
- 国、都道府県又は諸機関主催による、タイムリーな行政課題に関する研修の実施
- 国又は都道府県等からの短期の派遣職員
- 都道府県における市区町村からの実務研修生の受入れ拡大
- その他

○国及び都道府県の関与

問 14 今後、地方分権改革を推進するに当たり、国及び都道府県にどのような役割を最も期待しますか。

- 市区町村が主体的に行政に取り組めるよう、行政運営能力・政策形成能力の向上等を支援してほしい。
- 市区町村に対する直接的な支援ではなく、市区町村の自主性・自立性を阻害する制度や仕組みを更に改善してほしい。
- 市区町村の自主性・自立性の拡大につながるよう、法令の規定を大枠にとどめ、基本的には条例で制度の仕組みを定められるようにしてほしい。
- 市区町村の自主的・自立的行政運営には限界があり、市区町村ができないことを、都道府県がカバーしてほしい。
- その他

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました

市区町村の地方分権一括法への対応
に関する調査研究

—平成 30 年 3 月発行—

一般財団法人 地方自治研究機構
〒104-0061

東京都中央区銀座 7-14-16 太陽銀座ビル 2 階
電話 03-5148-0661 (代表)

